デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

民法の一部改正

第一 条 民法 (明治二十九年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

弁済をする者は、 前項の受取 証書の交付に代えて、その内容を記録 た電 磁的 記 録 \mathcal{O} 提供を請 求する

2

第四

百八十六条の見出

し中

「交付請求」を

「交付請求等」に改め、

同条に次の一

項を加える。

Ù

ことができる。 ただし、 弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、 この限 りでな

第九 百八十四 条に後段として次のように加える。

の場 合におい 、ては、 第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかか わらず、 遺

言者及び証人は、 第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

、抵当証券法の一 部改正)

第二条 抵当証券法 (昭和六年法律第十五号) の一部を次のように改正する。

第四 条中 「記載 シ申請・ 人之ニ記 名捺印スル」 を 「記載スル」 に改める。

(死産 の届出に関する規程 . つ 部改正)

第三条 死産の届出に関する規程 (昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中 「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中 「記名捺印しなければ」を 「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方 自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中 「署名し印をおした」を 「署名した」 に改 8 δ_{\circ}

第二百六十条の十八第三項中 「前二項」を「前三項」に改め、 同条第二項 の次に次の一 項を加え

前 項 0) 構成員は、 規約又は総会の決議により、 同 項の規定による書面による表決に代えて、 電 磁 的方

法 (電子情報処 理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法であつて総務省令で定め

るものをいう。)により表決をすることができる。

(農業協同組合法の一部改正)

第五 条 農業協同 組 合法 (昭和二十二年法律第百三十二号) の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

える。

前 項 の組合員は、定款で定めるところにより、 同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代

えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

(農業保険法の一部改正)

第六条 農業保険法 (昭和二十二年法律第百八十五号) の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中 「いう」の下に ___ 第二百三十条第十一号において同じ」を加える。

第七十九条中 「提出して」を「提出 又は提供し、 に改める。

第八十五 条の見出しを「 (決算報告)」 に改め、 同条中 「決算報告書」を 「農林水産省令で定めるとこ

ろにより、 決算報告」に、 「提出して」を「提出し、 又は提供し、」 に改める。

第二百三十条第十一号中「に規定する書類に記載すべき」を「の書類又は 電磁的記録に記載し、 若しく

は 記 録すべき」に改め、 「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、 「の記載」 の 下 に 「若しくは記

録」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第七条 戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四号) の一部を次のように改正する。

第二十九条中「左の」を「次の」に、「署名し、 印をおさなければ」を「署名しなければ」に改める。

第三十三条中 「署名し、 印をおさなければ」を「署名しなければ」に改める。

第三十七条第二項中「且つ」を 「かつ」に、 「署名させ、 印をおさせなければ」を 「署名させなければ

に改め、 同条第三項ただし書中 「但し」を「ただし」に、 「乃至第七十二条」を「から第七十二条まで

」に改める。

第三十八条第 項中 「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、 同項ただし書中 「但し」を った

だし」に、 「附記させて、 署名させ、 印をおさせる」を「付記させて、署名させる」に改め、 同条第二項

中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五十五条第一項中「署名し、印をおさなければ」を「署名しなければ」に改め、 同条第二項及び第三

項中「著いた」を「到着した」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第八条 公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号) の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の一項を加える。

3 公認会計士は、 前項の規定による証明書による証明に代えて、 内閣府令で定めるところにより、 当該

証 明に係る会社その他の者の承諾を得て、 電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他 \mathcal{O} 情 報

通信 の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。 以下同じ。) により同項に規定する

事項を併せて明示することにより当該 証明をすることができる。 この場合におい ては、 同 項 \bigcirc 規 定 ば

適用しない。

第二十八条の 兀 第三項中 (電子情報処理組 .織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。

以下同じ。)」を削る。

第三十四条の十の四に次の一項を加える。

7 無限責任監査法人は、 第四項の規定による書面による通知に代えて、内閣府令で定めるところにより

被監査会社等の承諾を得て、 当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

この場合において、 当該無限責任監査法人は、 当該書面 による通知 をしたものとみなす。

第三十四条の十二第二項中 「自署し、 かつ、 自己の印を押さなければ」 を 「署名しなければ」 に改め、

同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 監査法人は、 前項の規定による証明書による証明に代えて、 内閣府令で定めるところにより、 当該証

明に係る会社その他の者の承諾を得て、 電磁的方法であつて同項の規定による措置に代わる措置 を講ず

るものとして内閣府令で定めるものにより当該証明をすることができる。

この場合においては、

同項の

規定は、適用しない。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第九条 損害保険 |料率算出団体に関する法律 (昭和二十三年法律第百九十三号) *(*) 部を次のように改正す

る。

第七条の二の十三第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第

二項の次に次の一項を加える。

3 前 項の会員は、 定款で定めるところにより、 同項の規定に基づく書面による表決に代えて、 電磁的方

法 (電子情報処理 組織を使用する方法その 他の情報通信 の技術を利用する方法であつて内閣府令で定め

るものをいう。)により表決をすることができる。

(建設業法の一部改正)

第十条 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) の一部を次のように改正する。

第二十条中第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一項を加える。

3

建設業者は、

前項の

規定による見積書の交付に代えて、

政令で定めるところにより、

建設工事

の注文

者 の承諾を得て、 当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理 組織を使用する方法その 他 \mathcal{O} 情 報 通 信 \mathcal{O}

技術 を利用する方法であつて国土交通省令で定めるも のにより提供することができる。 この場合に お

て、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。

第二十六条の三第三項中 「第六項」を 「第七項」 に改め、 同 条中第八項を第九項とし、 第四項から第七

項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の元請負人及び下請負人は、 前項の規定による書面による合意に代えて、 電子情報処理 組 織を

使用する方法その他 の情報通信 の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第 項

したものとみなす。

の合意をすることができる。

この場合において、

当該元請負人及び下請負人は、

当該書面

による合意を

第二十八条第一項第四号中「第二十六条の三第八項」を「第二十六条の三第九項」に改める。

第五十二条中 「該当する」の下に「ときは、 その違反行為をした」を加え、 同条第一号中 「第二十六条

の三第六項」を 「第二十六条の三第七項」に、 「置かなかつた者」を 「置かなかつたとき。 に改め、 同

条第二号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第十一条 土 地改 良法 (昭和: 二十四年法律第百九十五号)の一 部を次のように改正する。

第二十九 条の二第三項中 「いう」 の 下 に __ 第百四十三条第九号にお いて同じ」 を加える。

第六十九条中 「提出して」を「提出 į 又は提供し、」 に改める。

第七十一条中 「終つた」を「終わつた」 に、 「決算報告書」を 「農林水産省令で定めるところにより、

決算報告」に、 「提出して」を「提出し、 又は提供し、」 に改める。

第百四十三条第九号中「に規定する書類に記載すべき」を「の書類又は電磁的記録に記載し、 若しくは

記 録すべき」 に改め、 「記載せず」 の 下 に 一、 若しくは記録せず」を、 「の記載」 の下に「若しくは 記 録

を加える。

(船主相互保険組合法の一部改正)

船主相互保険組合法 (昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四 項中 書 面 \bigcirc を 「規定による書面の」に、 同 項の 書面に」 を 「当該な 書面に」 に、 前

項の」を「当該」に改める。

第三十条第六項ただし書中 「第二項 から前項まで」を 「第二項、 第三項及び前二 項 に改り め、 同 項 を同

条第八項とし、 同 L 条 第 T 五. |項を同条第七項とし、 同 条第四 頃中 前 項 を 「第三項」 に改め、 同 項 を 同

六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 組合員 は、 定款で定めるところにより、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による書 面 の提出に代えて、 当該書 面 に記 載 すべ

き事 項を電磁的方法により提供することができる。 この場合において、 当該組合員は、 当該書面 を提出

したものとみなす。

5 前 項 前 段の規定による書面 に記載すべき事項の電磁的方法 (内閣府令で定める方法を除く。) による

提供 は、 理事 \mathcal{O} 使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記 録がされた時に当該理事に到 達 した

ものとみなす。

(建築士法の一部改正)

建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項、第二十条の二第三項及び第二十条の三第三項中 「記名及び押印をしなければ」を「記

名しなければ」 に改める。

第二十二条の三の三第四

|項を次のように改める。

設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、

4

政令で定めるところにより、 当該契約 \mathcal{O} 相手方の承諾を得て、 当該書面に記載すべき事 項を電 情報

第一

項又は第二項の規定による書面

の交付に代えて

処理 組 織を使用する方法その他 1の情! 報通信 の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるも 。 に

当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者

には

当該書面を交付したものとみなす。

より

'提供することができる。この場合において、

第二十二条の三の三第五項中 「読み替えて準用する第二十条第四項の規定により」 を削る。

第二十四条の七 第一項中 「次項」 の 下 に 「及び第三項」を加え、 同条に次の一項を加える。

3 管理建築士等は、 第一 項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、 当該建築主

の承諾を得て、 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術

を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。 この場合において、

当該管理建築士等は、当該書面を交付したものとみなす。

第二十四条の八第二項を次のように改める。

2 建築士 事 務 所の 開設者 は 前項 の規定による書面の交付に代えて、 政令で定めるところにより、 当 該

委託 者 $\overline{\mathcal{O}}$ 承諾を得て、 当該 書 面 に 記 職すべ き事 項を電子 情 報処理 組 織を使用する方法その 他 の情 報 通 信

 \mathcal{O} 技 術 を利用する方法であつて国土交通省令で定めるも 0) により提供することができる。 この場合に

1 て、 当該 建築士 事 務 所の開設者は、 当該書面を交付したものとみなす。

(商品先物取引法の一部改正)

第十四条 商 品先物取引法 (昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中 「議決権を電磁的方法により」を 「電磁的方法により議決権を」に改める。

第二百七十八条第九項中 「議決をする」 を 「議決権を行う」に改め、 同条第十一 項を同条第十三項とし

同条第十項中 「前二項」 を 「第八項、 第九項及び前項」 に改め、 同項を同条第十二項とし、 同 条第九項

お

の次に次の二項を加える。

10 前 項 の加入予定者は、 定款で定めるところにより、 同項の規定による書面をもつてする議決権の行使

に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

11 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

第二百九十三条第二項中 「議決をする」を 「議決権を行う」 に改め、 同条第三項中 「前二項」

を

第

項、 第二項及び 前項」 に改 め、 同項を同条第五項とし、 同条第二項 の次に次の二項を加 える。

3 前 項 の会員は、 定款で定めるところにより、 同 項 \mathcal{O} 規定による書面をもつてする議決権 の行使に代え

て、電磁的方法により議決権を行うことができる。

4 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第十五条 鉱業等に係る土地利用 の調整手続等に関する法律 (昭和二十五年法律第二百九十二号) の 一 部を

次のように改正する。

第二十五条の二第二項中 「の各号」 を削り、 「記載、 Ļ 申請人又は代理人がこれに署名押印しなければ

を 「記載しなければ」に改め、 同項第一号中「申請人」の下に「及び代理人」を加え、 同項中第二号を

削 り、 第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第十六条 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項中 「いう」の下に ___ 第百四十五条第九号にお いて同じ」 を加える。

第五· + 九 条中 「提出して」を 「提出 Ļ 又は提供 Ļ に改 め

第六十一 条の 見出 しを (決算報告)」 に改 め、 同 条中 「決算報告書」 を 農林水産省令で定めると

ころにより、 決算報告」 に、 「提出して」 を 「提出 し、 又は提供し、 に改める。

第八十条中「決算報告書」を「決算報告」に改める。

第百四十五条第九号中「に掲げる書類に記載すべき」を 「の書類又は電磁的記録に記載し、 若しくは記

録すべき」に改め、 「記載せず」の下に「、 若しくは記録せず」を、 「の記載」の下に「若しくは記

を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十七条 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) の一部を次のように改正する。

第三十四条の二に次の二項を加える。

11 宅 地 建 物取引業者は、 第一 項 の書面 の交付に代えて、 政令で定めるところにより、 依頼者 の承諾 を得

て、 当該 書面に 記載すべ き事項を電磁的 方法 (電子情 報処理 組織を使用する方法その 他 \mathcal{O} 情 報 通 信 \mathcal{O} 技

術を利用する方法をいう。 以下同じ。) であつて同 項の 規定による記名押印に代わる措置を講ずるも 0

として国土交通省令で定めるも のにより提供することができる。 この場合に おい て、 当該宅 地 建 物 取

業者 には 当該 書 面 に記 名押印 これを交付したものとみなす。

12 宅 地 建 物 取 引業者は、 第六項 \bigcirc 規定による書 面 一の引渡 しに代えて、 政令で定めるところにより、 依 頼

者 \bar{O} 承諾を得て、 当該書面にお いて証されるべき事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるも Ŏ

12 より提供することができる。 この場合において、 当該宅地建物取 引業者は、 当該書面を引き渡したも

のとみなす。

第三十五条第五項中 「記名押印 しなけれ ば を 「記名しなければ」 に改め、 同条第七項中 「記名押印さ

せなけ れば」 を 「記名させなければ」 に改め、 同条に次の二項を加える。

8 宅 地 建 物取引業者は、 第一 項から第三項までの規定による書面 の交付に代えて、 政令で定めるところ

に

により、

項に規定する宅地

建

物取

引業者の

相手方等、

第二項に規定する宅地若しくは建

物

0

割

賦

販

き事 売 (T) 項 相 を電磁的 手方又は 方法であ 第三項に規定する売買 つて第五 項の 規定による措置に代 \mathcal{O} 相手方の 承諾を得て、 わ ・る措置、 宅地 建物 を講ずるものとして国土交通省令で 取 引士に、 当該 書 面 に記 載 すべ

物 取 引 士 に当 該 書面を交付させたもの とみなし、 同 項 \mathcal{O} 規 定 は、 適 用 な 1

9

定め

る

£

O

12

ょ

ŋ

提供させることができる。

この

場合に、

お

**\

て、

当

該

宅

地

建

物

取

引業者

は

当 該

宅

地

建

宅 交付に代えて、 地 宅 建 地 物 建 取引業者の相手方等である宅 物 取 引業者、 政 令で定めるところにより、 は、 第六項 \mathcal{O} 規定に 地 ょ 建物取引業者又は第六項の ŋ 第六 読 4 替 項 えて適 \mathcal{O} 規定 に 用 より す る第 読 規定により読み替えて適 み替えて 項 又 は 適用する第一 第 項 \mathcal{O} 規定 項 に に規 用する第二 ょ る 書 定 す 面

項に 記 就すべ 規定する宅地若しくは建 き事 項を電磁的方法であ 物 \mathcal{O} 割 つて第七項の 賦 販 売 \mathcal{O} 相手方である宅地 規定による措置に代わる措置を講ずるものとして 建 物取 引業者の承諾を得て、 当該 書 土交 面 に

通省令で定めるものにより提供することができる。 この 場合にお いて、 当該宅地建物取引業者は、 当 該

書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

七条第三項中 「記名押印させなければ」を「記名させなければ」 に改め、 同条に次の二項を加え

る。

4 法で 号に 供することができる。 宅 あつて前 掲げる場合の 地 建 物取引業者は、 項 \hat{O} 規定による措置に代 区分に応じ当該各号に定める者の この場合に 第一 項の規定による書面の交付に代えて、 お V て、 わ る措置を講ずるものとして国 当該 医宅地; 建物 承諾を得て、 取 引業者 当 は 政令で定めるところにより、 該 当該 書 [土交通省令で定める 面 書面を交付 に記載すべ き事 したものとみな ŧ 項 を電 \mathcal{O} に 次の各 ょ 磁 ŋ 的 提 方

同項の規定は、適用しない。

- 一 自ら当事者として契約を締結した場合 当該契約の相手方
- 当事 者を代理して契約を締結 た場合 当 T該契約 の相 手方及び代理を依頼した者
- 三 その媒介に より契約が成立 した場合 当該契約の各当事 者

5

法であつて第三項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより 宅 掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、 地 建 物取 引業者は、 第二項 の規定による書面 の交付に代えて、 当該書 政令で定めるところにより、 面 に記載すべ き事 項 を電 次の各 磁 的 方

提供することができる。この場合において、 当該宅地建物取引業者は、 当該書面を交付したものとみな

し、同項の規定は、適用しない。

当事者を代理して契約を締結した場合 当該契約の相手方及び代理を依頼した者

二 その媒介により契約が成立した場合 当該契約の各当事者

第四十一条第五項及び第四十一

条の二第六項中

「電子情報処理

組織を使用する方法その他の情報

通信の

技術を利用する方法であつて、」 を 「電 磁的方法であつて」 に改める。

第五 十条 の 二 の 四中 「第五項まで」 の 下 に 「及び第八項」 を加 え、 及び 同項第七号」 を 同 項第七号

に改め、 0 売買の相手方」」の下に「とあり、 及び同条第八項中 「第三項に規定する売買の相手方」

ーを加える。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第十八条 公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和二十七年法律第百八十四号) の一部を次のように

改正する。

第十三条第三項中 「前項」 を「第二項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第二項の次に次の二項を

加える。

3 第一 項に規定する発注者は、 前項の規定による書面による請求に代えて、 政令で定めるところにより

保 <u>:</u> 事業会社の承諾を得て、 電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術

を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。 次項において同じ。) により当 |該請 求

ることができる。 この 場合にお いて、 当該発注者は、 当該書面による請求をしたものとみなす。

4 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による電磁 的 方法 (国 土交通省令で定める方法を除く。 による請求は 保 証 事 業会社 \mathcal{O}

使用 に係る電子 計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該保証事業会社に到達 したも のと

みなす。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第十九条 中小漁業融資保証 法 (昭 和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第四項中 「いう」の下に「。 第八十九条第十一 号において同じ」 を加える。

第六十一条中「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第六十三条の見出しを「 (決算報告) _ に改め、 同条中 終 つた」 を 「終わつた」に、 「決算報告書」

を 「主務省令で定めるところにより、 決算報告」に、 「提出して」を「提出し、 又は提供し、」に改める。

第八十九条第十一号中「に記載すべき」を「又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」 に改め、

「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」 を、 「の記載」 の下に「若しくは記録」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十条 土 地区 画 整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) の一部を次のように改正する。

第三十二条中第十項を第十二項とし、 第四項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、 第三項の次に次

項を加える。

4 前 項 \mathcal{O} 場合に お いて、 電磁的 方法 (電子情報処 理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用

する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。 以下同じ。)により議決権及び選挙権を行うこと

が 定款で定められているときは、 組合員は、 同項の規定による書面の提出に代えて、 当該書 面 に記 載す

ベ き事項を当該電磁的方法により提供することができる。 この場合において、 当該組合員は、 当該 書面

を提出したものとみなす。

5 前 項前段の規定による書面 に記載すべき事項の電磁的方法 (国土交通省令で定める方法を除く。) に

よる提供は、 組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達

したものとみなす。

第三十四 条第三項中 「第三十二条第八項」を「第三十二条第十項」 に改める。

第三十五条第三項中 「第五項まで及び第八項」 を 「第七項まで及び第十項」 に改め、 「これらの規定」

の下に「(第三十二条第四

]項後段 の規定を除く。 を加える。

第三十六条第四 項 中 「第六項 ま で及び第八項」 を 第 八項 まで及び第十項」 に改める。

同 |項を同 条第五項とし、 同 条第三項 の次に 次 の 一 項を加える。

第三十八条中

第六

項

、を第七項とし、

第五

項

を第六

項とし、

同

条第

匝

項中

前

項

を

「前

二項」

に改

 δ

4 組合員及び総代は、 定款で定めるところにより、 前項 0 規定による書面をもつてする議決権及び選挙

権 の行使に代えて、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことができる。

第三十八条に次の一項を加える。

8 前 項 \mathcal{O} 場合にお いて、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは

代理人は、 当該 書面 \mathcal{O} 提出に代えて、 当該書面において証すべ き事項を当該電磁的方法により提供す

ることができる。この場合において、当該代理人は、 当該書面を提出したものとみなす。

第百四十四条第四号中「から第五項まで」を「、 第六項若しくは第七項」に改め、 同条第五号中

十二条第九項」を「第三十二条第十一項」に改め、 同条第六号中 「第三十二条第十項」 を「第三十二条第

十二項」に改める。

第百四十六条中 「第三十二条第七項」 を 「第三十二条第九項」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第二十一条 内航 海 運 組合法 (昭和三十二年法律第百六十二号) *の* 部を次のように改正する。

一条第五項中 「差し出さなければ」 を 「提出しなければ」に改め、 同 頂を同 条第六項とし、 同 条

第四項を同条第五項とし、 同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二

項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、 定款で定めるところにより、 前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権 の行使

に代えて、 電磁的方法 (電子情報処理 組 織 を使用する方法その他 の情報 通信 の技術を利用する方法であ

つて国土交通省令で定めるものをいう。 以下同じ。 により議決権又は選挙権を行うことができる。

第二十一条に次の一項を加える。

7 前項の場合において、 電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは

代理人は、 当該書面 の提出に代えて、 当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供す

ることができる。 この場合において、 当該代理人は、 当該書面を提出したものとみなす。

第三十四条第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第四十三条に次の二項を加える。

3

前 項 \mathcal{O} 場合に お 1 て、 電磁 的 方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは

組合員 は、 同 項の 規定による書 面 0 提出に代えて、 当該 書面に記 職すべ き事 項を当該 電 磁 的 方法 に ょ

ŋ 提供することができる。 この場合において、 当該組合員は、 当該書面を提出したものとみなす。

4 前 頭前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法 (国土交通省令で定める方法を除く。) に

よる提供は、 理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に

到達したものとみなす。

第五十一条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十五条中 「第四十三条第二項」の下に 「から第四項まで」を加える。

第五十八条中 「第五項」を「第七項」に、 「第二十一条第四項」を 「第二十一条第五項」に改める。

(国民年金法及び確定給付企業年金法の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律 の規定中 署 名押印した」 を 「記名した」に改める。

玉 民 年 金法 昭昭 和三十四年 法律第百 匹 一十一号) 第百三十九条の二

確定給付企業年金法 (平成十三年法律第五十号) 第九十七条第 項

、農業信用保証保険法の一部改正)

第二十三条 農業信 用保 証 保 険 法 (昭 和三十六年法律第二百四号) の 一 部を次のように改正する。

第四十二条第五項中 「いう」の下に ___ 第七十七条第十号において同じ」を加える。

第五十一条中 「提出して」を「提出し、 又は提供し、」 に改める。

第五 十三条の見出しを「(決算報告)」 に改め、 同条中 「決算報告書」 を 「主務省令で定めるところに

より、 決算報告」 に、 「提出して」 を 「提出、 又は提供 に改める。

第七十七条第十号中 「書類を」 を 書 類若しくは電磁的記 記録を」 に改め、 「提出せず」 の下に「、 若し

くは 提供せず」 を加え、 「書類に記載すべき」を 「書類若 しくは電磁的 記録に記載し、 若しくは記 録 すべ

に改め、 「記載せず」 の 下 に 乛 若しくは記録せず」 を、 「の記載」 の 下 に 「若しくは記録」 を加え

る。

建 物 \mathcal{O} 区分所有等に関する法律 \mathcal{O} 部改正)

第二十 应 条 建物 \mathcal{O} 区 分所有等に関 する法律 昭昭 和三十七年法律第六十九号) 0 部を次のように改正する。

第四 十二条第三項 中 署 名押印 Ĺ なけ れ ば を 署 名しなけ れ ば に改 め 同 条第四 項 中 「署名」 押 印

を 「署名」 に 改 め る。

第六十 条第十三項 中 「第 ・ 九項 本 文 を 「第十 項本文」 に 改め、 同 項 を同り 条第十五 項とし、 同 条第十二

項を同 条第十四項とし、 同 条第十 項 中 「前項に」を「第十一項に」に、 「前 頭の」 を 同 項 $\hat{\mathcal{O}}$ に改め

同 項を同条第十三項とし、 同条第十項中 「当該買取指定者」 の 下 に 次項において同じ。 を加え、

同 項を同条第十一 項とし、 同 項の次に次の 項を加える。

12 により、 第五 項 の集会を招集 項に規定する区分所有者の した者は 前項 \mathcal{O} 承諾を得て、 規定による書 電磁的方法により第七項前段に規定する請求をする 面 による催告に代えて、 法務省令で定めるところ

同

か否かを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、 当該第五項の集会を招集した者は

、当該書面による催告をしたものとみなす。

第六十一 条第九項中 「第十三項」を「第十五項」に改め、 同項を同条第十項とし、 同条第八項の次に次

の一項を加える。

9 買 取 指定者は、 前項の規定による書面による通知に代えて、 法務省令で定めるところにより、 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定に よる通知を受けるべ き区分所有者の承諾を得て、 電磁的· 方法に より買取 指 定者 \mathcal{O} 指 定がされ た旨

なす。

を通

知することができる。

この場合にお

いて、

当該買取指定者は、

当該書面による通

知を

たも

第六十三条第七項を同条第八項とし、 同条第六項中 「第四項」を 「第五項」 に改め、 同項を同条第七 項

とし、 同条第五項を同条第六項とし、 同条第四項中 「第二項」を「第三項」に改め、 同項を同条第五 一項と

同条第三項を同条第四項とし、 同条第二項中 「前項」を 「第一項」に改め、 同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 集会を招集した者は、 前項の 規定による書面による催告に代えて、 法務省令で定めるところにより、

同 項に規定する区分所有者の承諾を得て、 電磁的· 方法により建替え決議の内容により建替えに参加する

か 否か を回答すべき旨を催告することができる。 この場合において、 当該集会を招集した者は

面 による催告をしたものとみなす。

示 動 産 \mathcal{O} 鑑定 評価 に関する法律及び 不 動 産 取 引 \mathcal{O} 円滑化 \mathcal{O} ため 0 地 価 公示法及び 0不動産(0 鑑定評 価 に 関

する法 律 \mathcal{O} 部を改正する法律 附 則第六条第 項 \mathcal{O} 規定によ りな らおそ \mathcal{O} 効力を有することとされる同 法第

兀 条 \mathcal{O} 規 定 による改 正 前 \mathcal{O} 不 動 産 \mathcal{O} 鑑 定 評 価 に . 関 ける法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第二十五 条 次に · 掲 げ る法 律 \mathcal{O} 規 定 中 署 押 印 L なけ れ ば 「署名 なけ ń ば に改め

名

を

不 動 産 \mathcal{O} 鑑 定評 価 に 関 する 法 律 (昭 和三十八 年 ·法律第百 五. 十二号) 第三十 -九条第 項

不 動 産 取引 0 円滑化 \mathcal{O} ため 0 地 価 公示法及び 不 動 産 の鑑 定評 価に関する法律の一 部を改 正する法 律

平 ·成十六年法律第六十六号) 附則第六条第 一項の 規定によりなおその効力を有することとされる同法第

兀 条 \mathcal{O} 規定による改正 前 の不 動 産 の鑑 定評価に関 はする法律第三十九条第二項

漁業災害補 償 法 \mathcal{O} 部 改 更

第二十六条 漁業災害補償法 昭昭 和三十九年法律第百五十八号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第三十五条第四項中「いう」の下に __ 第二百条第十二号において同じ」を加える。

第五十八条中 「提出して」を「提出し、 又は提供し、」 に改める。

第六十条の見出しを (決算報告) に改め、 同条中 「決算報告書」 を 「農林水産省令で定めるところ

により、 決算報告」 に、 「提出して」 を 「提出し、 又は提供 Ļ に改め

第二百条第十二号中

書類を」

を

書

類若

しく

は電磁的

記

録

を

に

改 め、

提出

[せず]

の 下 に

若し

くは提供 いせず」 を加え、 「書類 に 記 記載すべ き を 「書類若 しく は 電 磁 的 記 録 に 記 載 Ļ 若しく は 記 録 す Ŕ

に改 8 記 載 せず」 の 下 に $\overline{\ }$ 若しくは記録せず」 を、 $\overline{\mathcal{O}}$ 記 載 の 下 に 「若しくは 記 録 を加え

る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十七条 住民基本台帳法 昭昭 和 四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四 条の二第五項中 「前二項」を 「第三項の規定による通知は、 総務省令で定めるところにより、

第 一項又は 第二 項 \hat{O} 規定による転 出届を受けた市 崱 対長の使用に係る電子計算機から電気通 信 口 線 を通じ

相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、 前二項」 に、 行行

て

する転 届 う」を「、 前 規定する」に改め、 項 を \hat{O} 入届」 規 「最初 定に それぞれ行う」に改め、 を により の転入届等」に、 「が 消去して 第三項 同項を同条第六項とし、 の規定による通知を受けてい 1 る場合には、 「は、 同項を同条第七項とし、 その旨を当該最初 当該 同条第三項中 転 入地 市 の転 な 町 村 7 「最初の転 同条第四項中 長 場合又は 入届に係る転出届又は当該最. は、 最 同 初 入届又は最初の世帯員に 項 \mathcal{O} $\widehat{\mathcal{O}}$ 転 「政令で定める」を 規定により 入届等を受けた旨を当 通知され 初 \mathcal{O} 世 関する転 「第三項に た事 帯 該 員 に 最 項 を 初 関

3 転出 前 先に 項 係 \mathcal{O} る市 規定による転 町 村の 長 出 (以下この 届 を受け 条に た 市 お 町 村 1 て 長 は、 転 政 入予定地 令で定り 8 市 る 町村長」 事 項 を前 という。) 条 \mathcal{O} 規定に に通知 より 届 L なけ け 出 5 れ ば れ な た

 \mathcal{O}

転

入

(届等)

に改

 \Diamond

同

項

を同

条第五項とし、

同

· 条第

二項

 \mathcal{O}

次

に

次

の二項

を

加

える。

5

ない。

4 最 初 転入予定地 の転 前 入届 項 \mathcal{O} 市町村長は、 又は最初 規定による通 の世帯員に関する転入届 第一 知 項又は第二項の規定による転出届をした者が当該転入予定地 が あ 0 た 日 から 一政令で定める期間が経過したときは、 (次項において 「最初の転入届等」という。 同 項の規定により 市 をするこ 町 対長に

通知された事

項を消去

しなけ

れば

ならない。

- 28 -

第三十条の十五第三項中 「第八条」の下に 一、 第十一条」を、 「第十三条」の下に 第十五条第二 項

第十六条の七、 第十六条の十、 第十六条の十一、 第十六条の十四第二項」を、 第十八条第四項」 0) 下

に 「及び第五 項 を加え、 「及び第三十四条第二項」 を 第三十四 条第二項、 第三十五条 の七、

下に 五 条の十、 「及び第十六条の二」 第三十五条の十 を加い 匹 第二項並 える。 び に第三十七条第三項」 に改め、 同条第四 |項中 第八条第二項」

0)

別表第一の七十一の六の項を次のように改める。

十

 \mathcal{O}

六

削

除

别 表 第 \mathcal{O} 七 + \mathcal{O} 八 \mathcal{O} 項 を 次 \bigcirc ように改 8 る。

|七十一の八 削除

别 表 第 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 項 中 「里親 0 認定」 \mathcal{O} 下に 同法第十一条第一項第二号ハ \mathcal{O} 児童及びその家庭に

兀 つ 年 7) 法 て 律第二百八十三号)」 0 調 査及び 判定」 を加い を加 え、 え、 同 表 同 \mathcal{O} 表 五. 中五 0 十三の項第一 の三十三の 号中 項を五 「身体障害者福祉 の三十 应 0 項とし、 法 五. 0 下に の 十 八 \mathcal{O} 昭昭 項 か 和 <u>二</u> 十 5 五

の三十二の項までを一項ずつ繰り下げ、 同 表 \mathcal{O} 五. 一の十七 0 項中 \neg (昭 和三十五年法律第三十七号)」 を削

り、 同 項 を同 表 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 十八の項とし、 同 表 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 十六の 項 の次 に次のように加える。

五 \mathcal{O} \mathcal{O} 十七 長 指 定都 市 又は 中核市 総務 + 知 的 条第 障 省 害者 令 · で定 福 項 第二号 め 祉 るも 法 (昭 \mathcal{O} ノヽ \mathcal{O} 和 知 十 的 五 障害者 年 法 律 \mathcal{O} :第三十· 判定に関する事 -七号) に 一務であ よる同 つて 法 第

別 表 第 \mathcal{O} 七 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 中 里 親 \mathcal{O} 認定」 \mathcal{O} 下 に 同 法 第 + 条第 項 第 号 ハ \mathcal{O} 児 童 及 び そ \mathcal{O} 家庭

<u>つ</u> 7 7 \mathcal{O} 調 查及 び 判 定 を 加 え、 同 表 中 七 。 二 十 \mathcal{O} 項 を七 の 二 十 一 0) 項 分し、 七 0) + \mathcal{O} 項 か 5 七 \mathcal{O} + 九 \mathcal{O}

項 くまで を 項 ず 0 繰 ŋ 卞 げ、 七 \mathcal{O} 九 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ように 加 える。

七 \mathcal{O} + 都 道 府 県 知 事 者 知 \mathcal{O} 的 障 判 定 害 者 に 関 福 す 祉 る事 法 に 務 よる で あ 同 法 0 て総務省令で定 第 + 条 第 項 第 8 る 二号 ŧ ハ \mathcal{O} 知 的 障 害

别 表 第 匝 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 几 \mathcal{O} 項 中 里 親 \mathcal{O} 認定」 \mathcal{O} 下に 同 法第 + 条第 項第一 号 ハ 0 児童 及び その家庭に

つい て 0 調 査 芨 T 判 定 を加 え、 同 表中 匝 の三十三の 項を四 の三十 匹 \mathcal{O} 項とし、 兀 \mathcal{O} + 七 0 項 か ら四 の 三

+ 二 の 兀 \mathcal{O} 項ま 十七 いでを 指定都· 項ず 市 0 文は 繰 り下げ、 中核市 兀 0) 十六 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ように 加

知的 [障害者] 福 祉 法による同 法第十 条第一 項第二号 ハ 0 知 的 障 害

える。

の長

者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第八号の二中 「里親 の認定」 の 下 に 同法第十一条第一 項第二号ハの児童及びその家庭に . つ

** \ 7 \mathcal{O} 調 査及び 判定」 を加え、 同表第九号の六の次に次の一 号を加える。

て総務省令で定めるも \mathcal{O}

九

の七

知的

障害者福

祉法による同法第十一条第一

項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつ

第二十八条 住民基本台帳 法 0 部を次のように改正する。

別表第 中 应 十四四 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 項を四・ 十 应 \mathcal{O} 七の項とし、 四 十 四 の三の項 の次に次のように加える。

四十四の四 国税審議会	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による同法第十二
	条第一項の税理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定
	めるもの
四十四の五 日本税理士会連合	税理士法による同法第十八条の税理士の登録に関する事務であつ
会	て総務省令で定めるもの
四十四の六 国税庁	税理士法による同法第五十五条第一項の税理士又は税理士法人に

務省令で定めるもの 対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて総

別表第 中五十七 の 五 の項を五十七の二十一の 項とし、 同 項の次に次のように加える。

五十七の二十二 厚生労働省 るも 第三項の管理栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定め 栄養士法 \mathcal{O} (昭和二十二年法律第二百四十五号) による同法第二条

別表第 中 五十 七 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 項を五十七 の 二 十 の 項とし、 五十七 の 三 $\overline{\mathcal{O}}$ 項を五十七の + 九の項とし、 五十七

の二の項を五十七の十八の項とし、 五十七の項の次に次のように加える。

五.		五.		五.
十七の四		十七の三		十七の二
厚生労働省		厚生労働省		厚生労働省
保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による同	歯科医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)による同法第二条の	の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	医師法(昭和二十三年法律第二百一号)による同法第二条の医師

法第三条の診療放射線技師の免許に関する事務であつて総務省令	
診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による同	五十七の七 厚生労働省
	一項に規定する指定登録機関
	律第二百四号)第八条の二第
であつて総務省令で定めるもの	科衛生士法(昭和二十三年法
歯科衛生士法による同法第三条の歯科衛生士の免許に関する事務	五十七の六 厚生労働省又は歯
務省令で定めるもの	
向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて総	
号)による同法第九条第一項の都道府県による看護師等の資質の	
看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六	五十七の五 厚生労働省
るもの	
同条第三項の看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定め	
法第七条第一項の保健師の免許、同条第二項の助産師の免許又は	

	で定めるもの
五十七の八 厚生労働省又は歯	歯科技工士法による同法第三条の歯科技工士の免許に関する事務
科技工士法(昭和三十年法律	であつて総務省令で定めるもの
第百六十八号)第九条の二第	
一項に規定する指定登録機関	
五十七の九 厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)に
	よる同法第三条の臨床検査技師の免許に関する事務であつて総務
	省令で定めるもの
五十七の十 厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)に
	よる同法第三条の理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務
	であつて総務省令で定めるもの
五十七の十一 厚生労働省	視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)による同法第三条
	の視能訓練士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

項に規定する指定登録機関	第百三十二号)第	言語聴覚士法(平	五十七の十五 厚生	に規定する指定登録機	第三十六号)第十二条第一	救急救命士法(平	五十七の十四 厚生		五十七の十三 厚生		五十七の十二 厚生
登録機関	第十二条第一	(平成九年法律	厚生労働省又は	録機関	二条第一項	(平成三年法律	厚生労働省又は		厚生労働省		厚生労働省
		であつて総務省令で定めるもの	言語聴覚士法による同法第三条の言語聴覚士の免許に関する事務			であつて総務省令で定めるもの	救急救命士法による同法第三条の救急救命士の免許に関する事務	の義肢装具士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)による同法第三条	の臨床工学技士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるも	臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)による同法第三条

薬剤師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)による同法第二条の	五十九の二 厚生労働省
ように加える。	別表第一の五十九の項の次に次のように加える。
	一項に規定する指定登録機関
	法律第十九号)第八条の二第
であつて総務省令で定めるもの	柔道整復師法(昭和四十五年
柔道整復師法による同法第三条の柔道整復師の免許に関する事務	五十七の十七 厚生労働省又は
	項に規定する指定登録機関
	十七号)第三条の二十三第一
	律(昭和二十二年法律第二百
う師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	り師、きゆう師等に関する法
る同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆ	あん摩マツサージ指圧師、は
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律によ	五十七の十六 厚生労働省又は

別表第一の七十一の六の項を次のように改める。

	関
	第一項に規定する指定登録機
	律第百三十一号)第三十五条
に関する事務であつて総務省令で定めるもの	神保健福祉士法(平成九年法
精神保健福祉士法による同法第二十八条の精神保健福祉士の登録	七十一の九 厚生労働省又は精
	る。
、七十一の七の項を七十一の八の項とし、同項の次に次のように加え	別表第一中七十一の八の項を削り、
	指定登録機関
	第三十五条第一項に規定する
	昭和六十二年法律第三十号)
の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	会福祉士及び介護福祉士法(
社会福祉士及び介護福祉士法による同法第二十八条の社会福祉士	七十一の六 厚生労働省又は社

十四条の二第一項の社会保険労務士の登録に関する事務であつて社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による同法第	務士会連合会七十七の十四 全国社会保険労
十七の十五の項とし、七十七の十三の項の次に次のように加える。	 別表第一中七十七の十四の項を七十七の十五の項とし、
	定登録機関
	四十三条第一項に規定する指
福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	会福祉士及び介護福祉士法第
社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十二条第一項の介護	七十一の七 厚生労働省又は社
次のように加える。	別表第一の七十一の六の項の次に次のように加える。
	指定登録機関
	第三十六条第一項に規定する
	成二十七年法律第六十八号)
事務であつて総務省令で定めるもの	労働省又は公認心理師法(平
公認心理師法による同法第二十八条の公認心理師の登録に関する	七十一の十 文部科学省、厚生

総務省令で定め るも O

別 表第一 0) 五. \mathcal{O} 二十七 \mathcal{O} 項中 別 表第三の 七 \mathcal{O} 十三の 項 を 別表第三の 七 の十四 \mathcal{O} 項 に、 別 表第

五 第十号の三」 を 別 表第五第十 号 Ď 匹 改 $\hat{\delta}$

別 表第三 中 五 \mathcal{O} 七 \mathcal{O} 項 を五 \mathcal{O} 八 0) 項とし、 五. \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 項を五の の七の項とし、 五. の 五 0 項を五 の六の項とし

五. \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に 次の ように 加 える。

五. \mathcal{O} 五. 都 道 府 県 知 事

保

健 師 助 産 師 看 護 師 法 に ょ る 同 法 第 八 条 \mathcal{O} 准 看 護 師 \mathcal{O} 免許 12 関

す

る事 務 で あ 0 て総務 省令で定 8 る ŧ \mathcal{O}

别 六の三 表 第三 中 都道府! 六 0) \equiv 県 \mathcal{O} 知 項を. 事 六 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 頃とし、 六 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ように

栄養士法による 同 法第二 一条第 項 の栄養士 \mathcal{O} 免許に関する事 務 で

加

え

る。

あ 0 て総務省令で定めるもの

別 表第三 \mathcal{O} 七 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 中 判 定 \mathcal{O} 下に 同 法第 十八 条 \mathcal{O} + 八 第 項 \mathcal{O} 保 育 士 \mathcal{O} 登 録 を 加 え、 同 表

中 七 の 二 十 0 項 を七の二十二の項とし、 七の十三の項から七の二十の項までを一 項ずつ繰り下げ、 七 \mathcal{O}

十二の項の次に次のように加える。

七 の十三 都道府県知事

介護保険法による同法第六十九条の二第一 項 の介護支援専門 員 0

登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第六号の二の次に次の一 号を加える。

別表第五中第六号の

五を第六号の六とし、

第六号の四を第六号の五とし、

第六号の三を第六号の四とし

8 るも 六の三

保健

師

助

産師

看

護師

法による同法第八条の准看護師

の免許に関する事務であつて総務省令で定

別 表 第 五. 中 -第七1 号の三を第七号の四とし、 第七号の二の次に次の一 号を加 える。

七 の 三 栄養士 法による同法第二条第一 項 の栄養 士 \mathcal{O} 免許に関する事 務であつて総務省令で定めるもの

别 表第五第八号の二中 「判定」の下に 同法第十八条の十八第一 項の保育士の 登録」 を加え、 同 表 中

第十号の十一を第十号の十二とし、 第十号の三から第十号の十までを一号ずつ繰り下げ、 第十号の二の次

に次の一号を加える。

十の三 介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総

務省令で定めるもの

(通関業法の一部改正)

第二十九条 通関業法 (昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条中 「記名押印させなければ」を 「記名させなければ」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十一

条の見出しを

(記名等の効力)

__

に改め、

同条中

記

名押

印

を

「 記 名」

に改める。

第三十条 社会保険労務士 法 (昭 和 四十三年法律第八十九号) の 一 部を次のように改正する。

第十七条第三 項中 記 名押印 しなけれ ば を 「記名しなけ れ ば に改 Ø

(都市再開発法の一部改正)

第三十一条 都市 再開 発法 (昭和四十四年法律第三十八号) の一部を次のように改正する。

第三十一条中第八項を第十項とし、 第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、 同条第四項中 「前項」

を 「第三項」に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第三項の次に次の二項を加える。

4 する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合において、 電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その 以下同じ。)により議決権及び選挙権を行使する 他の情報 通信 の技術 を利用

ことが定款で定められているときは、 組合員は、 同項の規定による書面の提出に代えて、 当該書 面 に記

載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、 当該組合員は、 当該

書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の 規定による書面 に記載すべき事項の電磁的方法 (国土交通省令で定める方法を除く。) に

よる提供は、 組合の 使用に係る電子計算機に備えられたファイ ル ^ 0) 記録がされた時に当該組合に到 達

したものとみなす。

第三十二条第四項中「前条第六項」を「前条第八項」に改める。

第三十四 条第三項及び第三十五条第四 |項中 「第四項まで及び第六項」 を 「第六項まで及び第八項」 に改

める。

第三十七条中第七項を第八項とし、 第六項を第七項とし、 同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 組合員及び総代は、 定款で定めるところにより、 前項 の規定による書面をもつてする議決権及び選挙

権の行使に代えて、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

第三十七条に次の一項を加える。

9 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合にお 7 て、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められていると

きは、 代理人は、 当該書 面 の提出に代えて、 当該書面にお いて 証 すべき事項を当該 電磁的方法により提

供することができる。 この場合におい て、 当該代理 一人は、 当該 書 面 を提出 し たものとみなす。

第百四 十六条第四号中 しくは第四 「若しくは第六項」 め、 条第五号中

若

項

を

に

改

同

「第三十一

条第

七 項」 を 「第三十一条第九項」 に改 め、 同条第六号中 「第三十一条第 八項」 を 「第三十一条第十項」 に改

8 る。

第百四· 干 七 条中 「第三十 一条第五 項 を 「第三十 一条第七項」 に改める。

(大都市 地 域に お ける住宅及び住宅地 $\overline{\mathcal{O}}$ 供 給 の促進に関する特別措置法 の 一 部改正)

第三十二条 大都市 地域における住宅及び住宅地 \mathcal{O} 供給 の促進に関する特別措置法 (昭 和五十年法律第六十

七号) 部を次のように改正する。

第四 十五 条第二項中 「第八項」 を 「第十項」 に改める。

第四十七条第三項中 第五項まで及び第八項」 を 「第七項まで及び第十項」 に改める。

第四十八条第四項中 「第七項、 第九項及び第十項」を「第九項、 第十一項及び第十二項」に改める。

第四十九条第六項中 「第三十八条第六項」を「第三十八条第七項及び第八項」に改め、 同項を同条第七

項とし、 同 条第五 項を同条第六項とし、 同条第四項中 「前項」 を「前二項」 に改め、 同項を同 条第五 一項と

し、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合員及び 総代は、 定款 で定めるところにより、 前項の規定による書面をもつてする議決権 及び選挙

権 \mathcal{O} 行 使に代えて、 電 磁 的 方法 (電子情報 処 理 組 織 を使用、 する方法その 他 \mathcal{O} 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 を利 用 ずる

第百二十条第一号中 「から第五項まで」 を 第六項若しくは第七項」 に改 かめる。

方法

であ

つて国

[土交通省令で定めるも

 \tilde{O}

をいう。

により

議

決権及び

選挙

権

を行使することができる。

第百二十一条第二号中「第三十二条第七項」を「第三十二条第九項」に改める。

(農住組合法の一部改正)

農住 組合法 (昭 和 五. 十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第一 五 項を第六項とし、 第四 項を第五項とし、 同 条第三項中 前 項」 を 「前二項」 に改め、 同

項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合員は、 定款で定めるところにより、 前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、

3

電 磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法であつて主務省

令で定めるものをいう。 以下同じ。)により議決権を行うことができる。

第十八条に次の一項を加える。

7 前 項 \mathcal{O} 場合にお 1 て、 電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、 代理人は

当 該 面 \mathcal{O} 提出に代えて、 当該 書面 に お 1 て 証すべ き事項を当該 電 協的· 方法により提供することが

きる。 この場合にお 7 て、 当該 代 理 人は、 当該 書 面 を提 出 したも のとみ なす。

七条第二項中「除く。)が」を「除く。 次項において同じ。) が」に改め、 同条に次の二項を加

える。

3 前 項 の場合において、 電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、 組合員は

同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による書面 の提出に代えて、 当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供する

ことができる。 この場合において、 当該組合員は、 当該書面を提出したものとみなす。

4 前 頭前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法 (主務省令で定める方法を除く。) による

提供 は、 組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達した

ŧ

第四十二条第四 項中「いう」の下に「。 第九十七条第一項第十一号において同じ」を加える。

第七十七条中 「提出して」を 「提出 し、 又は提供し、」 に改める。

第七 十九条中 「決算報告書」 を 「決算報告」に、 「提出 して」 を 「提出 Ļ 又は提供 Ļ に改り がめる。

第九

+

七

条第

項第十一

号中

「に記

載すべき」

を

「又は」

電

磁的

記

録

に記 載

Ļ

若しくは記

録

すべき」

改め、 記 載 せず」 の 下 に 若しくは 記録 せず」 を、 「の記載」 の 下 に 「若しくは記録」 を 加 える。

(社会福 祉士 及び介護福 祉 士 法 0) 部改 正

第三十四条 社会福祉士及び介護福 祉 士法 (昭和六十二年法律第三十号) の一 部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣は 前項 の規定による届出を受理したときは、 その届出があつた事項を社会福! 祉 士 登録

簿に登録するとともに、 当該届 出をした社会福祉士に対し、 登録の変更を証する書類を交付するものと

する。

第三十一条に次の一項を加える。

3 前 項 の規定による交付は、 第一 項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機

構 \mathcal{O} 認 証業務に関する法律 (平成十四年法律第百五十三号) 第二十二条第一項に規定する利用者 証 明用

電子 証 明書を送信する方法により行われた場合は、 電子情報処理組織を使用する方法その他 の情 報 通 信

の技術を利用する方法により行うものとする。

第三十四 条の見出 し中 「変更登録等」 を 「登録 証 の書換交付等」 に改め、 同条中 「記載事項の変更を受

けようとする者及び登録証の」を「書換交付又は」に改める。

第三十六条第一 項 中 第三十三条及び」を「及び第二項、 第三十三条並びに」 に改め、 同条第二項中

「が登録」を 「が ·登録 (変更の登録を含む。)」に、 「社会福祉士の登録」を 「当該登録」 に改め

第四十二条第二項中 「第二十九条中」を「第二十九条及び第三十一条第二項中」に、

「第三十一条第一 項」に改め、 「介護福祉士」と」の下に「、第三十一条第二項中 「社会福祉士に」とあ

るのは「介護福祉士に」と」を加える。

第四十三条第三項中 第三十六条第二項中 「社会福祉士」 とあるのは 「介護福祉士」 کے を削る。

第一号」に、 第一号」を「第三十一条第二項中 び」を「第三十一条第一項並びに」に改め、 び第三十二条から」に、 附 |則第四条第三項中「第二十九条から」を「第二十九条、第三十条、第三十一条 同 条第二項中 「第二十九条中」を「第二十九条及び第三十一条第二項中」に、 「社会福 「社会福祉士に」 祉 士 とあるのは 「第三十二条第一項」の下に「及び第二項」 とあるのは 准 介護 「准介護福祉士に」 福 祉士」 と、 を と、 同 (第三項を除く。)及 第三十二条第一 条第二項中」 を加え、 同 に改 項 項

附 則 第五条第三項中 \neg 第三十六条第二項中 「社会福祉士」 とあるのは 「准介護福祉士」 を削る。

(借地借家法の一部改正)

 \emptyset

Ź.

第三十五条 借地 借家法 (平成三年法律第九十号) の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の一項を加える。

2

のをいう。 は 認 前 識 項前 することができない方式で作られる記録であって、 段 第三十八条第二項及び第三十九条第三項において同じ。 の特約がその内容を記録 した電磁的記録 (電子的方式、 電子計算機による情報処 磁気的方式その他人の知覚によって によってされたときは、 理 \mathcal{O} 用 に 供され その特約

は、 書面 によってされたものとみなして、 前項後段の規定を適用する。

第三十八条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、 同条第三項中 前 項

を 「第三項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第二項中 「前項」 を 「第一項」 に改め、 同 頂を同

三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 建 物 の賃貸 人は、 前項 \mathcal{O} 規定による書 面 の交付に代えて、 政令で定めるところにより、 建 物 の賃借人

 \mathcal{O} 承 諾 を得て、 当該都 書 面 に記 載 すべ き事 項 を電 磁的 方法 (電子情報 処 理 組 織 を使用する方法その 他 \mathcal{O} 情

場合において、 当該: 建物 0) 賃貸人は、 当該書面を交付したものとみなす。

報

通

信

 \mathcal{O}

技術を利

用する方法であ

って法務省令で定めるも

 \mathcal{O}

をいう。

により提供することができる。

第三十八条第一項の次に次の一項を加える。

2 前 項 の規定に よる建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、

契約 は 書面によってされたものとみなして、 同項の規定を適用する。

第三十九条に次の一項を加える。

3 第一 項 の特 約がその内容及び 前項に規定する事由を記録した電磁的記録によってされたときは、 その

特約は、 同項の書面によってされたものとみなして、 同項の規定を適用する。

(看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第三十六条 看護師等の人材確保の促進に関する法律 (平成四年法律第八十六号) の一部を次のように改正

する。

第九条を次のように改める。

(情報の提供等)

第九条 厚 生労働 大臣 は、 都道 府県による看護師 等の資質 \mathcal{O} 向 上及び就業の促進 \mathcal{O} ため (T) 取 組 を支援する

ために 必 要があると認めるときは、 都道 府 温知事 に対し、 厚生労働省令で定めるところに ょ り、 保 健 師

助 産 師 看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号) 第三十三条の規定による届出の内容についての情 報の

提供を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、 都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため

看 護師 等の 同 意を得て、 当該1 看護師等が 住所を有する都道府県に対し、 当該 看護師等の氏名、 住所そ

 \mathcal{O} 他 i の 当 該 看護師等の個 人に関する情報であって、 都道府県が当該看護師等の資質の向上及び就業の促

進に関する施策を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

3 都道 府県は、 前項の規定により提供を受けた情報を第十四条第一項の都道府県ナースセンターに提供

することができる。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第三十七条 不動 産特定共同 事業法 (平成六年法律第七十七号) の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項、 第二十五条第二項及び第二十八条第三項中 記 名押印させなければ」 を 「記名させ

なければ」に改める。

第八十三条中 「該当する」の下に「ときは、 その違反行為をした」 を加え、 同条第一 号及び第二号中

者」を「とき。」に改め、 同条第三号から第五号までの規定中 「記名押印」を 「記名」に、「交付した者

七号及び第八号中 を「交付したとき。」に改め、 · 「者」 を「とき。 同条第六号中 」に改め、 同条第九号中 「閲覧させた者」を「閲覧させたとき。」に改め、 「選任した者」 を「選任したとき。」 に改め 同条第

同条第十号から第十二号までの規定中 者」 を「とき。」に改める。

、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一 部改正)

第三十八条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律 (平成六年法律第百六号

)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項、 第七条の三第二項、 第十条第四項及び第十二条第三項中「有する者の記名押印した

」を「有する者の記名した」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一

第三十九 密 集 市 街 地 に おける防 災街区 の整備 \mathcal{O} 促進に関す る法律 平 成九年法律第四十九号) 0) 部を

部改正)

次のように改正する。

第五 + 条中第五項を第六項とし、 第四 項を第五項とし、 同 条第三項中 「前項」 を 前二 項」 に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、 定款で定めるところにより、 前項の 規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、

電 磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信 の技術を利用する方法であって国土交

通省令で定めるもの をい . う。 以下同じ。) により議決権を行うことができる。

第五十一条に次の一項を加える。

前 項の場合において、 電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、 代理人は

7

ī該書面 の提出に代えて、 当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することがで

この場合において、 当該代理人は、 当該書面を提出したものとみなす。

第六十九条第四 頃中 前 項」 を 「第三項」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第三項の次に次の二項

を加える。

4 前 項 \mathcal{O} 場合にお į١ て、 電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、 組合員は

同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による書 面 \mathcal{O} 提 出 に代えて、 当該 書面 に記載すべき事 項を当該 電 磁磁 的 方法により提 供 げする

ことができる。 この場合において、 当該 組合員 は、 当該 書 面を提出したものとみなす。

5 前項前段の規定による書面 に記載すべき事項の電磁的方法 (国土交通省令で定める方法を除く。)に

よる提供は、 組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達

したものとみなす。

第七十四条第四項中「第四項」を「第六項」に改める。

第百五十一条中 「第三十一条第五項」 を 「第三十一条第七項」 に改める。

第百五十三条第三項中 「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に、 「第三十一条第六項

及び」を「第三十一条第四項及び第八項並びに」 に改める。

五

+

四条第四

頃中

第百 五. 十六条中第七項を第八項とし、 第六項を第七項とし、 同条第五項中 「前項」 を 前 三項」 に改め

「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

同 項を同り 条第六項とし、 同 条第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に 次の 項 んを加る える。

5

組

合員!

及び

総代は、

定款

で定めるところによ

り、

前 項

 \mathcal{O}

規定に

よる書

面

をもってする議決権

及び選挙

権 の行 使に代えて、 電 磁 的 方法により 議決権及び 選挙権を行使することができる。

第百 五. 十六条に次の一 項を加え え る。

9 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合において、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められていると

代理人は、 当該書 面 の提出に代えて、 当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提

供することができる。 この場合において、 当該代理人は、 当該書 面 を提出 したものとみなす。

第三百二十八条第一項第四号中 「第四 項 \subseteq を 「第六項 \subseteq に改め

第三百三十条第四号中 「第四項 $\hat{\mathcal{O}}$ を 「第六項の」 に改め、 同条第五号中 「第三十一条第七項」 を 第

三十一条第九項」に改め、 同条第六号中「第三十一条第八項」を「第三十一条第十項」に改める。

第三百三十一条中 「第三十一条第五項」を「第三十一条第七項」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第四十条 精神保健福祉士 法 (平成 九年法律第百三十一号) の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 厚生労働大臣は 前項 の規定に よる届出を受理したときは、 その届 出 が あ いった事 項を精神保健

登録 簿 に 登録するとともに、 当該届 出をした精神保健福 祉士 に 対 Ľ 登 録 の変更を証する書類を交付す

るものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

3 前 項 の規定による交付は、 第一 項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機

構 \mathcal{O} 認 証 業務に関する法律 (平成十四年法律第百五十三号) 第二十二条第一 項に規定する利用者 証 明用

電子証 明書を送信する方法により行われた場合は、 電子情報処理組織を使用する方法その他 |の情! 報 通信

の技術を利用する方法により行うものとする。

福

祉士

第三十四条の見出し中 「変更登録等」 を 「登録証の書換交付等」に改め、 同条中 「記載事項の変更を受

けようとする者及び登録証の」を「書換交付又は」に改める。

第三十六条第一 項 中 第三十三条及び」 を「及び第二項、 第三十三条並びに」 に改め、 同条第二項中

「が *登録」 を 「が 登録 (変更の 登録を含む。 に、 「精神保健福 祉 士の 登録」 を 「当該登録」 に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第四 + 資産 \mathcal{O} 流 動化 に関 す る法律 (平成 十年法律第百五号) 0 部を次のように改正する。

第二百三十一条中 「第二百七十一 条第二項」 を 「第二百七十一 条第三項」 に 改 Ø

五十条第三項 中 「第二百四十五 一 条 」 を 「第二百四十五 条 第 項」 に 改 め

第二百五十六条第三項中 「前項」を「第二項」 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の

項を加える。

3 受益 証 券の 権利者は、 あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、 前項の規定による書 面 によ

る請 求 に代えて、 電磁的-方法によりその 権利を行使すべきことを請求することができる。 この場合にお

て、 当該受益証券の 権利者は 当該 書面による請求をしたものとみなす。

1

第二百六十七条中第四項を第五項とし、 第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 項に規定する受益証券の権利者は、 あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは 前 項 の規

定による書面による請求に代えて、 電磁的方法により第一 項の請求をすることができる。 この場合に お

1 て、 当該受益 証券の権利者は、 当該 書面による請求をしたものとみなす。

第二百七十一条中第五項を第六項とし、 第四項を第五項とし、 第三項を第四 項とし、 同条第二項中

「前

項 を 「第 一項」 に改め、 同 項を同条第三項とし、 同条第 項 \mathcal{O} 次に・ 次 \mathcal{O} 項 を加 える。

2 受益 証 券の 権 利者 は、 あら か じめ特定目的 信 託契約に定めがあるときは、 前項 \mathcal{O} 規定による書 面 に ょ

とができる。この場合において、 る通知に代えて、 電磁的 方法に より 当該受益証券の権利者は、 同 項に規定する特定目 的 当該書面による通知をしたものとみなす。 信 託 契約の変更に反対する旨を通 知するこ

、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成十二年法律第百四号) の一部を次のよう

に改正する。

第十二条第一項中 「除く」 の 下 に __ 次項において同じ」 を加え、 同条中第二項を第三項とし、 第一 項

の次に次の一項を加える。

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 建設業を営む者は、 同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、 同項

0 対 象建設工事を発注しようとする者の承諾を得て、 当該書面に記載すべ き事項を電子情報 処理 組 織 を

とができる。 この 場合にお いて、 当該 建設業を営む者は、 当該 書面 を交付 したものとみなす。

使用する方法その

他

0

情

報通信

 \mathcal{O}

技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより提供するこ

第四 十四条第二項ただし書中 「及び第二項」 の 下 に 第十二条第二項」 を加 える。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第四十三条 マンシ 日 ン の管理 1理の適 正化の推進に関する法律 (平成十二年法律第百四十九号) の <u>-</u> 部を次の

ように改正する。

第七十二条第五項中 「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改め、 同条第六項中 カ ら第

三項まで」 を 「及び第二項」に、 「準ずる」を 「代わる」 に、 「お いては」 を 「おいて、 当該 マンシ

管 理業者は、 当該 書面を交付したものとみなし」 に改め、 同条に次の 項を加える。

7 ンシ 彐 ン管理業者は、 第三項の規定による書面の交付に代えて、 政令で定めるところにより、 当該

管理 組 合の管理者等の承諾を得て、 管理業務主任者に、 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって第五項の規定による措置に代わ る措置

を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。 この場合にお *(* \ 当

該マンション管理業者は、 当該管理業務主任者に当該書面を交付させたものとみなし、 同項 の規・ 定 は、

適用しない。

第七十三条第二項 中 記 名押印させなけ 'n ば を 「記名させなければ」 に改め、 同条第三項中 準 ずる

を 「代わる」 に、 お 1 ては」 を 「お į, て、 当該 マンシ ョン管理業者は、 当該書面を交付 したも のとみ

なし」に改める。

第百九条第一項第七号中「記名押印」を「記名」に改める。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第四十四 条 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) の一部を次のように改正

する。

第七条第一項第六号イ中 「書面」 の下に 「(その作成に代えて電磁的記録 (電子的方式、 磁気的 方式そ

の他 一人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処

理 の用に供されるものをいう。第五十二条第二項及び第五十四条第二号において同じ。)を作成する場合

における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

第十七条に次の一項を加える。

2 登 録 事業者は、 前項の 規定による書面 の交付に代えて、 政令で定めるところにより、 登録住宅に入居

しようとする者の 承諾 を得て、 当該書 面 に記 記載すべ き事項を電 磁的 方法 (電子情報処理 組 織 を使 用 ずる

方法その他 の情 報 通信 \mathcal{O} 技術、 を利 用する方法であって国土交通省令 厚生労働省令で定め る ŧ Oを

)により提供することができる。 この場合において、 当該登録事業者は、 当該書面を交付したも

みなす。

第五十二条に次の一項を加える。

2 前 頭の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、 当該

契約 は、 書面によってされたものとみなして、 同項の規定を適用する。

第五十三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第五 -四条中 「第五十二条」を 「第五十二条第一項」に、 「同条」 を「同項」 に改め、 同条第二号中「

書 面 の 下 に (その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。 第五十七

条において同じ。)」を加える。

第五十五条、 第五十六条第一項及び第五十七条中 「第五十二条」を 「第五十二条第一 項 に改める。

地 方 公共 団体 \mathcal{O} 特定 \mathcal{O} 事 務 \mathcal{O} 郵 便局 に お け る取 扱 1 に関する法律 \mathcal{O} 部 改 正

第四 + 茁 条 地 方 公 共 団 体 \mathcal{O} 特 定 \mathcal{O} 事 務 \mathcal{O} 郵 便 局 に におけ る取扱 7 に関 する法律 (平成十三年法律第百二十号

)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 電子署名等に係る地方公共団体情 報システ ム機 構 \mathcal{O} 認 証業務に関する法律 (平成十四年法律第百五

十三号)第三条第一 項の規定に基づく同項の 署名用電子証明書 (以下この号において 「署名用 電 子 証

明書」 という。 発行 の申請の受付、 同条第三項の署名利用者確 認 のための 書類の受付及び当 該

に係る署名用 電子 証 明書を記 録 した同 条第四 項の 電 磁的 記 鼠録媒体 \mathcal{O} 引 渡し並びに同法第 九条第 項

規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請 の受付及び同条第二項において準用する同

0

法第三条第三項の署名利用者確認 \mathcal{O} ため の書類の受付

六 電子署名等に係る地方公共団体情 報シ ステ /ム機! 構 \mathcal{O} 認 証業務に関する法律第二十二条第一項の規定

に 基づく同 項 \mathcal{O} 利 用 者 証 明 用 電子 証 明書 (以下この号にお いて 利 用 者 証 明 用 電子証 明 書 とい

 \mathcal{O} 発 行 \mathcal{O} 申 請 の受付、 同 条第三項 \mathcal{O} 利 用者 証 明 利 用 者 確 認 0 ため \mathcal{O} 書 類 0 受付及び当 該 申 請 に 係

利

用

者

証

明

用

電

子証

明書を記

録

した同

[条第四

項

 \mathcal{O}

電

磁

的

記

鼠绿媒体

 \mathcal{O} 引

渡

L

並び

に

同

法第二十八条第

項 0 規 定に 基づく利用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 失効 を求 \otimes る旨 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 受付及び 同 **E**条第1 一項に お 7 て

用 す る同 法第二十二条第三項 \mathcal{O} 利 用 者 証 明 利 用 者 確 認 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 書 類 \mathcal{O} 受付

7 日 ン (T) 建 替え等 \mathcal{O} 円滑化 に関す る法 律 \mathcal{O} 部改 正

第四十六条 7 ン シ 彐 ン (T) 建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四年法律第七十八号) の一部を次のよう

に 改正する。

三条第五 第十五 条第 項」 に改 項 中 め、 「第六十三条第二項」を 条第三項中 「第六十三条第五項 「第六十三条第三項」に、 から第七項まで」 「第六十三条第四項」 「第六十三条第六項 を から第八 「第六十

を

同

項まで」 に、 「第六十三条第六項中 第四 [項 を 「第六十三条第七項中 「第五項」 に改める。

第二十八条中第六項を第八項とし、 第五項を第七項とし、 同条第四項中 「前項」を「第三項」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前 項 の場合において、 電磁的方法 (電子情報処 |理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用

する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。 以下同じ。) により議決権 及び選挙 権 を行 使 す

載すべ き事 項を当該 電 磁 的 方法 により提供することができる。 この場合に おい て、 当該組 合員 は、 当該

ことが定款で定められているときは、

組合員

らは、

同

項の

規定による書

面

の提出に代えて、

当該

書

面

に

記

書面を提出したものとみなす。

5 前 項 前 段 \mathcal{O} 規定による書面 に記載すべき事 ·項 の 電磁的方法 (国土交通省令で定める方法を除く。 に

よる提供 は、 組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ の記録がされた時に当該組合に到達

したものとみなす。

第二十九条第四項中「前条第六項」を「前条第八項」に改める。

条第四 |項中 「第四項まで及び第六項」 を 「第六項まで及び第八項」 に改める。

第三十三条中第六項を第七項とし、 第五項を第六項とし、 同条第四項中 「第二項」を 「第二項又は第三

項」 に改め、 同項を同条第五項とし、 同条中第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員及び総代は、 定款で定めるところにより、 前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙

権 の行使に代えて、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

第三十三条に次の一項を加える。

8 前 項 \hat{O} 場合にお 1 て、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められていると

きは、 代 理人は、 当該 書 面 の 提 出に代えて、 当該書 面 に お ** \ て証 すべ き事 項を当 該電 磁的. 方法 に ょ り提

供することができる。 この場合にお *(*) て、 当該代理 人は、 当該 書 面 を提 出 し たものとみな

第五十八条第二項中 「第六十三条第四項」 を 「第六十三条第五項」 に改め、 同条第三項中 「第六十三条

第五項」を「第六十三条第六項」に改める。

三条第六項中 第六十四条第二項中「第六十三条第六項及び第七項」を「第六十三条第七項及び第八項」に、 「第四項」を「第六十三条第七項中 「第五項」 に改める。

第八十条第四 項ただし書中 「第六十三条第四項」 を 「第六十三条第五項」 に改める。

第百八条第十項中 「同条第三項から第五項まで」 を 「同条第四項から第六項まで」に、 「第六十三条第

六項」を「第六十三条第七項」に、 「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

六十三条第五項」 第百二十四条第一項中 に改め、 「第六十三条第二項」を「第六十三条第三項」に、 同条第三項中 「第六十三条第五項から第七項まで」 「第六十三条第四項」を を「第六十三条第六項 か 「第

七 項 に、 第四 項 を 「第五項」 に、 同 条第七項」 を 同 条第八項」 に改 いめる。

第八項まで」に、

「区分所有法第六十三条第五項中」

を

「同条第六項中」に、

「同条第六項」

を

同

条第

第百二十九条中 「第二十八条第五 項」 を 「第二十八条第七項」 に改 8

第百三十一条第四

項

中

「第四百

項まで及び第六項」

を

「第六項

まで及び第八

項

に改

 $\dot{\delta}$

第百三十三条中第六項を第七項とし、 第五項を第六項とし、 同条第四 |項中 「第二 項」 を 第 二項 又は第

三項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条中第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一項を加える。

3 権 の行使に代えて、 組合員及び総代は、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。 定款で定めるところにより、 前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙

第百三十三条に次の一 項を加える。

8 前 項の 場合において、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められていると

代理人は、 当該書面の提出に代えて、 当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提

供することができる。 この場合において、 当該代理人は、 当該書 面を提出 したものとみなす。

第百四十二条第二項中 「第六十三条第四 |項| を 「第六十三条第五項」 に改める。

第百 五 十五条中 「第六十三条第五 項 を 「第六十三条第六項」 に改め、 同条ただし書中 第六十三条第

四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第百七十六条第四号中「第四項(」を「第六項(」に改

いめる。

第百七十 七 条中 第二十八条第 五 項」 を 「第二十八条第 七 項 に改める。

健康増進法の一部改正)

第四十七

条

健康

鴻増進法

(平成十四年法律第百三号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の四」を「第十九条の五」に改める。

第四 章中第十九条の四を第十九条の五とし、 第十九条の三の次に次の一条を加える。

(健康増進事業の実施に関する情報の提供の求め)

第十九条の 兀 市 町 対は、 当該 市 町村 \mathcal{O} 住民であってかつて当該市 町村以外の市町 村 (以下この項におい

7 ときは、 他 の市町村」という。)に居住していたものに対し健康増進事業を行うために必要があると認める 当該 他の市町村に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該他の市町村が当該住民 対

て行 · た健 康増進事業に関する情報の提供を求めることができる。

2 市 町 村 は、 前項の規定による情報 (T) 提供 の求めについては、 電子情報処理 組織を使用する方法その他

技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなけ

れば

なら

ない。

 \mathcal{O}

情

報

通

信

 \mathcal{O}

(電子署) 名等に係る地 方公共団体情報シ ステ ム機 構 \mathcal{O} 認 証業務に関する法律 .. (T) 部改正)

第四十八条 電子署名等に係 る地方公共団体情報シ ステ ノム機構 の認証業務に関する法律 (平成十四年法律第

百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第二号中 「第十九条」 を 「第十九条第一項から第三項まで」に、 「若しくは第二項」を

「、第二項若しくは第五項」に改める。

第十八条第一項中 「次条第一 項 の 下 に 「若しくは第四項」 を加い え、 同条第五項中 「又は第二項」を「

から第三項まで」に、 「又は保存期間」 を 保存期間 に改め、 「署名用電子証明書失効情報ファイル

書 四号及び第五号中 記 前三項」 項若しくは第二項」に改め、 の下に \mathcal{O} 録 下 情報」 に っか 「又は特定署名用電子証明書記録情報」 を を加 5 「前各項」 第五 え、 「受領した回答」 項 同 ま に改め、 で 項第一号中 を、 「第五十二条第四項」の下に 「署名用電子証明書失効情 第三項 を「受領した回答等」 「次条」 くまで」 を 「次条第一 の 下 に を加え、 項 に 同項第一号中 改め、 第五 か 報ファイル」 「若しくは第五項」を加え、 ら第三項まで」 項若しくは第六項」 同 項を同条第六項とし、 「第二十一条」を「第二十一条第 の 下 に に改め、 を加り 特定署名 若 同項第二号、 え、 しく 同 [条第四 用 同 は 電 項 を同 第三 子 証 項 第 中 項 明

3 署名 失って 録 該 号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。 情 求 機 用電 8 構 報 1 に係る特定署名用電子 は、 \mathcal{O} 提供に ない 子証明書記録情 次条第五項又は第二十条第四 ものに限る。 係 る署 名利! 報 用 以下この項に の提供を行うものとする。 者 証 明書記 \mathcal{O} 同 意が 鼠録情報 お 項 あるときは、 以下同じ。 いて同じ。 0) 規定による署名検 (署名用電子 政令で定めるところにより、 が存在し、 に記録された当該署名用電 ,証明書 証 者 (第十五条第一 か 等 つ、 \dot{O} 求 当該特定署名用 8 が あ 項 0 子証明 速やかに、 $\widehat{\mathcal{O}}$ た場合に 規定に、 書 電 子 より お 0 当該 証 発 1 行 効力 て、 明 特定 書 \mathcal{O} 番 を 当 記

第

五.

一項と

同

条第1

三項

を

同

条第

匝

項

とし、

同

|条第|

項

 \mathcal{O}

次に

次

0

項

を加

える。

第十九条の見出し中 「義務」を 「義務等」 に改め、 同条に次の二項を加える。

4 が 定により 同 署名検証者は、 項 \mathcal{O} 規定により効力を失ってい 効力を失ってい 第一 項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証 ないことを確認 ないことを確認するため、 したときは、 当該 確認 機構に対 の後におい į ・ても、 保存期間 明書が第十五条第一項の規 当該署名用 に係る署名 電子 用 証 電 明 書 子

証

明

書

失効情

報

 \mathcal{O}

提供

を求めることができる。

5 て 定に 署 よ 名 ることを確 1検証 り 効力を失って 置者は、 認したときは、 第 7 項 な \mathcal{O} 規 いことを確 定 機構 に より に対 同 認 Ĺ 項 L た後、 \mathcal{O} 署 当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書 名利用者に係る署名用 当該署 名 用 電子 証 明 電子証 書 が 同 明 項 書 \mathcal{O} 規 が 第十五 定により 条第 記 |録情| 効 力 を失 項 報 \mathcal{O} \mathcal{O} 提 規

を 第二十条第一項中 「第十八条第六項各号」に改め、 「次条第一項」の下に 同条に次の三項を加える。 「又は第三項」を加え、 同条第二項中 「第十八条第五項各号」

供を求めることができる。

4 求めが 寸 |体署 あ 名検 ったときは、 証 置者は、 機構に対 次条第四 Ļ 項 \bigcirc 当該: 規定により署名確 特定署名用電子 認者、 証 明書 か ら特定署名用 記 鼠録情報 \mathcal{O} 電子証 提供を求めなけ 当明書記 記 録 ればならない。 情 報 \mathcal{O} 提 供

報 \mathcal{O} 寸 提供を受けたときは、 体署名検証者は、 前項の場合において、 政令で定めるところにより、 第十八条第三項の規定により特定署名用電子 速やかに、 署名確認者に対し、 当該特定署名用 証 明書記録情

5

電 子 証 明 書記録情報 \mathcal{O} 提供 を行 わなけ ħ ばならな

6 るおそれ 前 項 \mathcal{O} 規定に が あると認めるときは か かわらず、 団体署名 前項 \mathcal{O} 検 証 規定による特定署名用電 者は、 第十八条第六項各号の 子 証 明 いず 書記録情 れかに該当し、 報 \mathcal{O} 提供 を行 又は わ 該当す な

条の 見出 中 「義 務 を 「義 務等」 に 改め、 同 条に次 の 二 項 を加 える。

とができる。

3 定に が 署 同 項 名 より効力を失ってい 0 確 規定により効力を失っていないことを確認するため、 認者 は、 第 項 ないことを確認したときは \mathcal{O} 規 定 に より 同 項 \mathcal{O} 署 名利E 用者に係 当該 確 認 る署名 の後に 団体署名検証者に対し、 用 お 電 ** \ 子 ても、 証 明 書 当 が 該署名 第 + 前条第 五. 用電子 条第 項 項 証 $\widehat{\mathcal{O}}$ $\widehat{\mathcal{O}}$ 明 規 書 規

4 定により効力を失ってい 署名: 確 認者は、 第一 項 \mathcal{O} ないことを確認 規定により 同 項 Ū た後、 への署れ 名利用者に係る署名用電子証 当該署 名用電子証 明書 が 同 <u>·</u>項の 明 書が 規定により効力を失っ 第十五 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規

定に

よる回答を求めることができる。

ていることを確認したときは、 団体署名検証者に対し、 当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記

録情報の提供を求めることができる。

第三十七 条第三項第六号中 「第十八条第四項」 を 「第十八条第五項」 に改め、 「署名用電子証明書失効

情 報ファイル」 の 下 に 特定署名用電 子 証 明書 記録情 報 を加える。

署名用電子証明書記録情報」を加える。

第四

干

条 中

「第三項」

を

「第

兀

項

に

改

め、

署

名用

電

子

証

明書

失効情報ファイル」

の 下 に

一、

特定

第四十五条第三号の次に次の一号を加える。

三 の 二 第十八条第三 項 \mathcal{O} 規 定 に より 特定 署 名 用 電 子証 明書 記 録情 報を提供 する場合

第四 十五条第四号中 「第十八条第三項」 を 「第十八条第四 項」 に改める。

第五· 十条第一項中 「第三項」を 第四 項 に改め、 「署名用電子 証 明 書失効情報ファイル」 の 下 に

特定署名用 電子証明書記 **記録情報**」 を加え、 同 条第三項中 「による回答」 の 下 に 「又は同 条第 五. 項 の規定に

の 下 に ょ る特定署名用 「又は同 条第五項 電子証明書記録情 \mathcal{O} 規定により提供を受けた特定署名用電子証 報 \mathcal{O} 提 供 を加え、 同 項 を 同 明書 条第一 記 項」 録情報」 に改め、 を加え、 「受け 「受領した た回 **|**答

口 [答] 答 を 「受領した回答等」に改め、 同条第四項中 「受領した回答」を 「受領した回答等」 に改め

を 第五十二条第一 「第十八条第四項」 項 中 「第十九条第一項」 に改め、 同 [条第四] 頃中 の下に 「第二十一条第一 「又は第四項」 項 を加え、 の 下 に 同条第二項中 「又は第三項」 「第十八条第三項 を加え、 受

に 改 め、 同 条に 次の二 一項を加え える。

領

した回答を」

を

「第二十条第一

項

 \bigcirc

規定により受けた回答を」

に、

「受領

した回答の」

を

当

該

口

答

 \mathcal{O}

5 ŧ 署名 八 条第三項又は 検 証者及び これ 5 署名: Ď 第二十 規定により提供 確 条第 認者 五. は 項 特定署名用 \mathcal{O} を受け 規 定に た特定署名用 より 電 提供 子証 を受け 明 書 記 電 子 録 た特定署 証 情 明書 報 \mathcal{O} · 名 用 記 確 録情 認をするため 電 報 子 \mathcal{O} 証 全部 明 書 必要な 又は 記 録 情 部 報 範 を当 を利 囲 内 該 で、 用 確 す 第 認 る

要な範 のとし、 寸 体 署 囲 内で、 当該 名検証者は、 特定署名用 第十八条第三項の規定により提供を受けた特定署名用電 第二十条第五項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うため必 電子証 前書記¹ 録情報の全部又は 部を当該提供 以外の 子 証 明 目的 書記 品録情報、 のために利用し、 を利用するも 又

6

以外

O

目

的

のために利用

Ų

又は提供してはならない。

は提供

してはならない。

第五十四条第三項及び第五十六条第二項中「受領した回答」を「受領した回答等」に改める。

第六十七条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二

第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務

第六十七条第一 項第四号中 「第十八条第三項」を 「第十八条第四項」 に改める。

第七十一条の二を第七十一条の三とし、 第七十一条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第七十一条の二 第三条第三項 (第九条第二項及び第十条第二項にお いて準用する場合を含む。)、 第四

項、 第五 項 (第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。) 及び第七項並びに第二十

二条第三項 (第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、 第四項、 第五

項 (第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。)及び第七項の規定に ょ り

市 町 村 が 処理することとされている事務は、 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託

事務とする。

第四十九条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構 の認証業務に関する法律の一 部を次のように

改正する。

目次中

「第一款 署名用電子証明書(第三条-―第十六条)」を 第一款 個人番号カード用署名用電子

第二款 移動端末設備用署名用電子証

証明書(第三条—第十六条)

に、 「第二款 署名検証者等」 を 「第三款 署名検証者等」

に

明書(第十六条の二―第十六条の十五)」

第

款

利用者証明用電子証明書

(第二十二条—第三十五条)」

を

第二

款

移動端台

末設備

用

利

用

第 款 個人番号力 ド 用 利 用

者証明用電子証明書(第二十二条—第三十五条)

明用電子証明書(第三十五条の二―第三十五条の十五)」に、

「第二款

利用者証明検証者」

を「第三

証

款 利用者証明検証者」に改める。

第二章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款 個人番号カード用署名用電子証明書

第三条の見出しを (個人番号カード用署名用電子証明書 の発行) に改め、 同条第一 項中 「の発行」

律 を 法 用 とする」 するもの 律 電 「であって、 (平成二十五年法律第二十七号) 子 (平成 証 0 明 (以 下 下に 二十五 書に係る」 個 個 年 人番号力 法 以下 人番号カ を加 律第 同じ 〕 ド え、 一十七号)] F を加え、 (行政手 用 (行 第二条第七項に規定する個 署名 第二条第七 政 続におい 手 同 用 条第四 続 電子 に お 証 ける特定の 明書」 項 け 項中 る 12 特定 規 とい 定 当 個 す \mathcal{O} う。 る 個 該 人を識別 個 申 人 人番号力 を 請 人番号力 識 者 \mathcal{O} 発行」 別 \bigcirc するため ド す るた \mathcal{O} F 下 に を 改め、 8 に Oをい 7 . う。 番号の 0 う。 個 番 号 同 以下同じ。 人 八番号 利 条第 第二十二条 \mathcal{O} 利 用等に関する法 力 用 等 項 中 に ド 第 関 に 用 署名 住 記 兀 す Ź 項 所 録

る 証 明 記 書 録 媒体 に係る」 をい う。 を加え、 以 下 同 同 ľ 条第六項中 _ を削 「署名」 り、 用 電 同 条第 子 証明書」 五. 項 中 を 及 び 個 人 \mathcal{O} 番号力 下 に 個 K 人番号 用署名用 力 電 ド 子 用 署 証 明 名 書 用 電 に 子

改

め、

同条第七

項中

「署.

名

用

電

子

証

明

書

を

個

人番号力

ド

用署名

用

電

子

証

明

書

に

雷

磁

的

記

録

媒

及び

第三十

八条

 \mathcal{O}

第

項

に

お

1

て

同

Ü

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

主

務

省

令

で

定

8

る

電

磁

的

記

録

媒

体

(電

磁

的

記

録

に

係

係 体 う こ を を加え、 個 人番号力 署 ド 名 用 電 子 に改め、 証 明 書 同 を 条第八項中 個 人番号力 「 及 び 」 ド の 下 に 用 署 名用 個 電 子証 人番号力 明 書 F に 改 用署名用 8 電 子 証 明 書に

第四 条の 見出 L を (個 人番号力] F ·用署· |名用電子 ,証明書に係る署名利 用者符号の 適切な管 理) に改

め、 同 条中 署 「名利用者は」 を 個 人番号力 ド 用署名用電子証明書 $\overline{\mathcal{O}}$ 発行を受けた署名利用者は」 に、

「署名利 用 者の」 を 個 人番号カ 1 用署名用電子証明書に係る」 に改め、 「その 他 の 下 に 「当該」 を

加える。

第五 条 (見出しを含む。) 中 「署名用 電子証明 書」 を 個 人番号力 F 用署名用電子証 明 書 に改 Ø

第六条 \mathcal{O} 見出 し を (個 人番号力 ド 用 署 名用 電子 証 明 書 の二重 発 行 \mathcal{O} 禁止) _ に改 め、 同 条中 「署名

利 用 者 は を 個 人番号カ F 用 署 名 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発行、 を受け た署 名利 用 者 は に、 署 名 利 用 者 12 係

る署 名 用 電 子 証 明 書 を 個 人 番 号 力 ド 用 署 名 用 電 子 証 明 書 に、 署名 甪 電子 証 明 書 \bigcirc を 個 人 番

号カード用署名用電子証明書の」に改める。

第七 条 \mathcal{O} 見出 L を _ (個 人番号力 F 用署 |名用電子証明 書 の記 録 事 項) に 改 め 同 条中 「署名」 用 電 子

証 明 書 に を 個 人番号力 ード用署名用 電 子 ,証明 書に」 に改 め、 同条第一 号中 「署名用 電子 証 明 書 を

個 人番号力 K 用署名用 電子 ,証明 書 に 改 め、 同条第二号中 「署名利 用者検証 符号及び」 を 個 人 番 导力

ド 用 署名用電子 証 明 書 に係 る署 |名利| 用者検証符号及び」 に改め、 同 条第三号中 (同号に掲げる事 項に

ついては、住所とする。)」を削る。

番 電 明 号力 書 子 第 八条 証 発 行 明 書 の見出しを 記 ド 録 を 用署名用 に を 改 個 め、 電子 _ 人番号カー (個人番号力 証 明書」 電 磁的 記 に、 F · 用 署 録 媒 F 署名用 体 名用! 用署名用電子証明書 電子 \mathcal{O} 電子 下に 証明書を」 証 \neg 明書発行 (電 磁的 に、 発行記録 記 記 録 録 「当該署名用 に の記 係 を る記 個 録) 録媒体を 人番号力 電子証 に改 め、 明 V う。 K 書 用署名用 同 以下同 を 中 当 「署名用 電 該 子 個 証 人

を加

える。

号力 容 名 利 及び」 第九 項 ド 用 中 者 条 の 下 に に 署 用 \mathcal{O} 、係る署 署名用電子証明書」 見 名 利 出 用 L 個 者 を 名 人番号 は 用 電 個 を 子 力 証 人番号力 個 明 に改 F 書 人 用 番 め、 署 号カ を 名 ド 用 個 用 同条第三項 署 電 K 人 番号 名用 子 用 証 署 明書に係 電 力 名 中 子 用 証 F 「署· 電 用 子 明 |名利| う る 署 書 証 名 明 \mathcal{O} を加 用 用 書 失効を求 者 電 \mathcal{O} は、 え 発 子 証 行を受け 前 8 明 項 書 る旨 署名用電 を に た署 \mathcal{O} . 改 申 個 子 め 請 名 利 人番号力 証 明 同 用 書 条 者 に 改 第 は を め、 一項 F に、 個 中 用署名 同 条第 人番 内 署

第 + \mathcal{O} 見 出 中 「署. 名 利 用 者 符号」 を 個 人 (番号) 力] F 用 署 名 用 電子 証 明 書に 係る署名利 用者符号」 用

電

子

証

明

書

 $\overline{\mathcal{O}}$

発行を受けた署

名利

用者

は

前

項」

に

改め

Ź

に改 め、 同 条第 項中 「署· 名利用者は」 を 個 人 八番号力 ード用署名用 電子 証 明 書 \mathcal{O} 発行を受けた署名利用

者は」 に、 署 名利用者 \bigcirc を 個 人番号力 〕 ド 用署名用電子証明書に係る」に、 「電磁的 記録媒体」 を

個 人番号カード」 に改め、 同条第二項中 「内容及び」の下に 「個人番号カー ド用署名用電子 ,証明書 に 係

る を加え、 署名用電子証明書」 を 個 人番号カード用署名用電子 証明書」 に改め、 同条に 次 \bigcirc 項を

加える。

3 個 人番号力] F -用署 名用電子 証 明書 0 発行を受けた署名利用者 たは、 前 頃に お į١ て準用する第三条第二

項、 第三項、 第五 項 及び 第 八項 0) 規定に よるほ か、 総務 省令で定めるところにより、 当 「該署名利 用 者 \mathcal{O}

使用

に係る第十六

条の二第

項に

規定する移

動

端

末

設

備

か

5

電

気通

信

口

-線 を

通じ

て

機

構

 \mathcal{O}

使

用

に

係

る

雷

子 計 算機に送信することにより 第 項 0) 届出をすることができる。 この 場合にお 1 ては、 当 |該署 名 利 用

者は、 当該署名利用者 \mathcal{O} 同条第 項に規定する移動端 末設備日 用署名用電子証明書に係る署名利用 者符号

を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

第十一 条の見出 しを (個人番号力 F 甪 署名用電子証 明書失効申 請等情報の (記録) に改め、 同

「署名E 用 電子 証 明 書 \bigcirc を 個 人番号力 F 用署 名 用 電子 証 明 書 \bigcirc に、 「署名用電子証明書失効申

情 報 を 個 人番号カード用署名用電子 証明書失効申請等情 報 に改める。

第十二条 \mathcal{O} 見出 しを _ (個 人番号力 K 用署名用電子証明書に係る署名利 用者異動等失効情 報 0 記 録

に改め、 同条中 「によって」 の 下 に 個 人番号力 ド 用署名用 電子 証 明書 \mathcal{O} 発行を受けた」 を加 え、

署 · 名 利 用者に発行 した署 名 用 電 子 証 明 書 を 個 人番号力] F 用署名用 電子 証 明 書」 に改め、 以下

 \mathcal{O} 下に 個 人番号力 ド 用署名用 電 子 証 明 (書に係る) を加え、 同条第 号中 (同号に掲げ る事 項に

ては、住所とする。)」を削る。

第 十三条 \bigcirc 見 出 L を \neg (個 人番 号力 F 用 署名 用 電 子 証 明 書 記 録 誤 り等に係 る情 報 \mathcal{O} 記 録 に 改 か、

同 条中 署 名用 電 子 証 明 書 E を 個 人 番 号 力 ド 用 署 名 用 電 子 証 明 書 [Z に、 署 名 用 電 子 証 明 書 \bigcirc

を 個 人番 号力 ド 用 署 名 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} に、 署 名用 電 子 証 明 書 記 録 誤 ŋ 等 を 個 人 番 号 力 ド

用 署名 用 電 子 証 明 書記録誤 n 等」 に、 署 名用 電子 証 明書記! 録 誤 り等が」 を 個 人番号カ F 用 署 I名 用

電 子証 明 書 記 録 誤 り等が」 に、 「署名用 電 子 証明 書記録誤り等 に係る情 報 を 個 人番号力 F 用署名用

電子証明書記録誤り等に係る情報」に改める。

第 + 应 条 \mathcal{O} 見出 しを \neg (個 人番号 力 F 用 署 名 用 電子証 明書 に係る署名用 電子証 明 書 発行者署名符号の

漏 えい等に係る情報 の記 録) に改 め、 同 条中 「署名用電子 証明書 に係る」 を 個 人番号カ ド 用署名用

署 子 名 F 電 行 者署 用 用 名 子 証 署 用 証 電 明 名 書 明 名 子 電 符号 子 書に係る」 発 用 証 行 電 証 明 || 者署 子 書 明 \mathcal{O} 書 漏 証 \mathcal{O} 発 名 え 明 発行者署 書に 符号 行 1 等 \mathcal{O} 係 番 に \mathcal{O} 「が 号 係 る署 漏 名 符号 署 る え に、 情 名 名 1 等」 報 用 \mathcal{O} 用 電子 電 漏 署 子 を え に、 名 7 証 証 等 明 明 個 用 書 書 電 人 署 番 発 子 行者署 を を 号 証 名 力 明 用 個 「が 電 書 · 当該 K 名 発 人番! 子 用 署 符 行 証 号カ 号 者署 個 明 人番 名 \bigcirc 書 用 漏 名] \mathcal{O} 号 符 電 発 F え 号 用 署 力 行 子 1 Ď 証 等 \mathcal{O} 名 F 漏 番 明 が 書 号」 甪 用 え に、 署名用 1 に 電 係 等 を 子 る署 が 証 署 個 明 電 学 を 名 名 書 人 甪 用 番 証 に 係 雷 電 個 号 明 書 子 る署 子 人番 力 証 証 名 に、 号 明 明 K 用 書 書 力 用 署 発 電 発

<u>ŋ</u> に 下 第 申 子 係 に 請 証 + 0 る情 等 明 五. 下 書 個 情 条 に は 報 報 人番 \mathcal{O} 見 個 号 を を を 出 人 力 L 八番号力 個 個 個 を F 人 人 人 _ 番号力 番号力 番 用署· (個 号 K 力 名 人 ·用署· 用 番 電 K ド 号 F 名用 用 用 子 用 力 署 署 署 証 電 名 名 名 ド 明 書に 子 用 用 用 用 証 電 電 電 署 明 子 係 子 子 名 書に係る ... る 証 証 証 用 明 明 明 電 を加 書 書 書 子 ... る 記 は 失 証 効 え、 明 録 を加 申 誤 12 書 Ŋ 同 請 改 \mathcal{O} うえ、 等に 項 等 め、 失効) 第三号中 情 同 係 報 同 る 項 項 第五 情 に 第 に 改 報 改 「署名! 号中 め、 め、 に 用 改 同 同 署 署 め 電 項 条 第二 「名用 T 子 名 第 証 用 同 一号中 電 項 明 雷 項 子 第 書 子 中 証 兀 証 記 ょ 署 明 号 明 録 書 9 書 名 誤 失 V) 用

等

効

 \mathcal{O}

電

ょ

行

|| 者署

名

符

号

O

漏

え

1

等

12

係

る

情

報

に

改

 \Diamond

る。

用 を 証 電 ド 明 個 子 書 用 署名 記 人番 証 録 明 导力 書に 誤 用 電 ŋ 等 子 個 F 証 人 一番号 に、 ·用署· 明 書 1名用電1 \bigcirc 力 「署名! に、 F 子 用 用 署 電 証 名用 子 明 書 署 証 · 名 用 電 明 書に署 に 子 証 電子 改 め 明 書記 証 名 同 用 明 書記 録 電 条第二項中 誤 子 ŋ 証 録 等」 明 誤 り等」 書記 に改 「署名用 録 め、 誤 を n 等 電 同 条第三 個 子 を 証 人番号 明 項中 個 書 \bigcirc 人 力 八番号力 「署名 K を 用 用 署名用 個 電 人 K 番 子 用 署名 导力 証 電 明 子

第 十六条 \mathcal{O} 見 出 L を (個 人 番 号 K 用 署 用 電 子 証 書 上失効情! 報 ラ ア ル \mathcal{O} 作 :成等) に 改 め、 同

書

を

個

人番号力

F

用

署

名

用

電

子

証

明

書

12

改

8

る。

に、 条中 条 電 明 書 0 子 規定に 記 証 署 署 明 録 書 名 誤 名 5失効 り等に より 用 用 電 電 保存する」 申 子 子 係 請 証 証 等情 る情 明 明 書 書 報 報 失 失 \mathcal{O} 効 効 下 を 情 情 を に 報 報 個 個 ファ 個 \subseteq 力 人番号力 人番号カ 人 を 1 番号 ル 個 力 を 人番号力 F F 名 ·用署 ド 用署名用 個 -用署名5 人 名用 番 ド 号 電子 用 電 用 力 明 電子 子 署 証 証 名 ド 証 明 用 署 明 用 書 明 書 電 <u>|</u>失効申 記 書 子 名 に 録 証 用 「係る」 誤 明 電 り等に係る情 請 書 1 子 等情 失効 証 を加え、 明 報 情 書 失効 報 に改 \subseteq 報 情 署名用 め、 に、 報 に改め、 フ ア 第十二 電 署 イ 子 名 ル 証 用

第

应

条

 \mathcal{O}

規定に

より

保存、

ゔする」

0

下

に

個

人番号力

K

用

署

名

用

電

子

証

明

書

に係る」

を加え、

「署名用

電

子

証

明

書

[失効情報を]

を

個

人番号力

F

· 用 署

名用工

電子

証

明

書失効情報を」

に改める。

第十七条第三項第二号中 「第二項」 の 下 に 一、 第三項」 を加え、 「第五| 項 を 「第六項」 に改め、 同 項

第三号中 「第五十三条第一 項」の下に 「若しくは第二項」 を加える。

第十六 報 は 報 条第五 第十六 末 用 署 証 フ 第六項」 設 明 ア の 下 に 名 書 備 上失効情 イル」 条第四 条 条 条第 用 用 項若しくは第六 署 0 \mathcal{O} 電 を + + 名 子 項中 報を」 か \mathcal{O} 項」 兀 証 用 「第四項まで、 対応署名 下 第 5 電 明 の第十六を に、 に 書失効 子 「署· 項」 に 証 「又は同条第三項に規定する対応利 項 名用 改 名 明 「又は」 を加 情 条の 書失 め、 用 に改 電 報 電 十三ま 同 効 第六項若しくは第七項」 子 え、 子 フ 同 条第二 め、 証 情 条 証 ア 第二 同 明 報 1 明 書 ラ で 書 同 条 ル 上失 効情 項 第六 項 及び 0 ア 項 \mathcal{O} 発行の を同 1 中 規 を 項 第十六条 定による保存 ル 「署 第 を 条第七項とし、 報を」 番号」 名 号中 同 12 用 を 条 電 改 \mathcal{O} 第二 に改め、 を加え、 め、 + 子 用者証明 第 個 五. 証 期 項」 間 五. 明 同 \mathcal{O} 人番号カ 同 条第三 規 書 が 十二条第四 同項第 条第五百 明用 に 定に 経過 同 失効情報フ 項 改 よる保 電子 第六号中 項 して め 項中 中 F 号中 証 項 若 ** \ 用署名用電子証 第十 利 明 存 ア な 「特定署名用 書 用 者 1 しく 期 1 「第三十七条第 「第三項まで、 \bar{O} 五 間 ル 移 発行 を 条第 は 証 が 動 第 経 端 明 を \mathcal{O} 末設 過 用 五. 番号」 電子 項 項 明書失効情 電 L 備 子 7 個 三項」 第五 証 を 用署 証 \mathcal{O} 1 人番 を加え、 明 下 明 な 書 第 号 名 書 項 12 1 失効 若 力 報及 を 記 用 Ŧī. 移 又 録 +動 電

端

は

び

子

F

情

情

<

する個 書 電 同 個 子 項を同条第六項とし、 を 人番号 証 人番号力 明 個 書」 力 人番号力 を F 個 -用署名| F 用利用者証明用 人番号カード用署名 F 用 用 同条第四項第一号中 電子 利 用 証 者 証 明 電子 書の 明 用 用 電 証明書の 発行を受けた署名利用者につい 電子証 子 ,証明 利 書 明書」 発行を受けた利用者証 用者証明利用者について」を に改 に改 め、 め、 同 項 同項第二号中 を同 [条第五 7 明利用者について」に、 に、 項とし、 「第二十二条第一 「署名利用者 「利用者な 同 条第 証 12 明 うい 三項 用 項に規定 電 「署名用 て 0 子 次に 証 を 明

4 る場合 機 構 (T) は 区 署 分に応じ、 名 検 証 者 そ \mathcal{O} 求 れ めが ぞれ当該各号に定め あ ったときは、 る事 政令で定めるところに 項 (以 下 「対応署名用 により、 電 子証明 速や か 書 に、 \mathcal{O} 発行 次 0 各号に 0 番 号 掲 لح

次

 \mathcal{O}

項

を

加

え

いう。)

を提供するものとする。

末設 個 人番号力 備用 署 1名用電子証 ド 用署名用 明書 電 0 子 発行 証明 書 の番号の [の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動 求めが、 あ 0 たとき 第十六条の四 0 規定による有効 期 間

移動端末設備 用署 名用電子 証 明書 0 発行を受けた署名利用者に つい て当該署名利用者 に係る個 人番 が

経過

して

1

ない当該署名利

用

者に

係

る移

動

端

末設備

用

署

名用

電

子

証

明

書

 \mathcal{O}

発行

 \mathcal{O}

番号

号力 F 用署名用電子証明書 の発行の番号の求めがあったとき 第五 条の規定による有効期間 が経過

ない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子 証 明書 \mathcal{O} 発行 \mathcal{O} 番号

十五 第十九条第一項中 条第 項 の 下 に 「第十五条第一 「又は第十六条の 項 の 下 に 十四四 第一 「又は第十六条の十四 項 を加え、 同 項 第一 \bigcirc 規定」 項」 を を加え、 「これ らの 同 条第四 規定」 |項中 に 改 Ó

同 条第 五. 項中 「第十五条第一 項」 の下に 「又は第十六条の十四 第 項 を加え、 同 項 \mathcal{O} 規 定 を

れ 5 \bar{O} 規 定 に 改 め、 特定署名 用 電 子 証 明 書記 録情 報 \mathcal{O} 下 に (個 人番号力 K 用署名 用 電 子 証 明 書

が 第十五 条 第 項 \mathcal{O} 規定に ょ り 効力: を失ってい ることを確 認 したときに あ 0 7 は 個 人番号 力 ド 用 署 名 用

電 力を失っていることを確認したときにあっては移動端 子 証 明 書に 係 る Ł Oに 限 り、 移 動 端 末 設 備 用署 「名用 T 電子 末設備用署 証 明書 名 が 用電子証明書に係るものに限る。)」 第十六条 \mathcal{O} 十四四 第 項 \mathcal{O} 規 定に、 ょ り効

を加える。

六項中 第二十条第一項中 「第十八条第六項各号」 「第十五条第一項」の下に を 「第十八条第七項各号」 「又は第十六条の十四第一項」 に改め を加え、 同条第二項及び第

第二十一条第一 項 中 「第十五条第一項」 の 下 に 「又は第十六条の十四第一 項 を加え、 同条第三項中

め、 第 効 用 書 + 力を失ってい 電 が れ 子 . Б 五 第 同 条第四 + 0 条第一項」 証 規定」 五. 明 書に 条第 頃中 に ることを 係 の 下 に 改 る 項 「第十 ŧ め \mathcal{O} 規定により \mathcal{O} 確 に 五条第一 「又は第十六条 「特定署 限 認 り、 L たときに 名用! 項 移 効力を失ってい 動 の 下 に 端 電 子 \mathcal{O} あ 末 + 0 設 証 て 備 匝 明 「又は 第 は 書 用 署. ることを確 記 移 第十六条 項」 名 動 録 端 用 情 を加え、 電 報 末 設 子 備 認 \bigcirc 証 \mathcal{O} 下に + 用 明 L 署 書 たときに 匹 同 第 名 が 第十六 用 項 (個 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 電 あ 人番号力 規定」を 子 を加え、 条 0 証 ては 明 \mathcal{O} + 書 兀 個 に 「これらの 係 第 F 人 八番号 同 用署 る ŧ 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 力 名 \mathcal{O} 規定」 に限 規 用 規 定 定 ド 電 子 る。 に 用 署名 を ょ 証 に 改 1) 明

第二章 第 節 款 第 款 移 動 を 同 端 節 末 設 第三 備 用 款 とし、 署 用 同 電 節 子 証 第 明 書 款 \mathcal{O} 次 に 次 0 款を加える。

名

を加

え

る。

動 端 末設 備 用 署名 用 電子 証 明 書 \mathcal{O} 発 行

移

第十六条の二 個 人番号力 F 用署 名 用 電 子 証 明 書 の発行を受けた署名利 用者は、 機構 に 対 自己 に係

条の二第四 る署名用 電 項 子 第二号 証 明 書で 口 に規定する移動 あ 移 動 端 端 末 末設備な 設 備 電 をい 気通! う。 信 以下同じ。 事 業 法 昭昭 和 に 五. 組 + み込ま 九 年法 律第 れた主務省令で定める 八十六号)

って、

電 磁的 記録媒体に記録するもの (以 下 「移動端末設備用署名用電子証明書」という。) の発行 の申請を

することができる。

2 前 項 \mathcal{O} 申 請をしようとする者 (以下この条において「申請者」 という。) は、 機構に対し、 政令で定

るところにより、 当該申請者に係る住民 票に 記載されてい る事 項 のうち住民基本台帳法第七 条第 号

か ら第三号まで及び第七号に掲げる事 項を通知 しなけ ればならな この場合に お 7 · ~ は 当該. 申 請 者

署名を行わなければならない。

は

当該

申

· 請

者

の個

人番号力

ド

用署.

名用

電子

,証明

書に係る

る署名利用者符号を用

1

て、

当該

通

知

に

電

3 前 項 前 段 \mathcal{O} 規定によ る 通 知を受け た機 構は、 申 請者に係 る同 項後 段 \mathcal{O} 電 子署名に係 . で 個. 人番 号 力 ド

用署名 用電子 証明書が第十五条第一項 の規定により効力を失ってい ないこと及び当該個 人番号力 ド 甪

署名用 電 子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が

行わ れたことを確認したときは、 その旨を当該申請 者に通知するものとする。

4 備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、 前 項 \mathcal{O} 規定による通知を受けた申請 習者は、 主務省令で定めるところにより、 当 該 **岭申請者** \mathcal{O} 移動 これら 端 末設

を当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申 請者 は、 前項の規定による記録をしたときは、 総務省令で定めるところにより、 当該申請者に係る

移 動 端 末設備用署名用電子証 明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければ ならな

6 前 項 \mathcal{O} 規定による通知を受け た機構 は、 総務省令で定めるところにより、 機構 が 電子署名を行 った当

該 申 請 12 保る移 動端末設備 用署. 名 用 電 子 証 明書を発行し、 これを申請者に 通 知するものとする。

7 前 項 \mathcal{O} 規定による通 知を受け た申 請 者 は、 総務省令で定めるところにより、 当 該 通 知に係 る移 動 端 末

設 第二項 備 用 署 0) 名 用 規定に 電 子 による同 証 明 書を第四 項に 規定する事 項 0) 電 磁 項 的 記 \mathcal{O} 記録媒体に 通 知 及び に記 第 五 録 項 するも 0) 規定に のとする。 よる移 動 端 用署名用

8

明 に係る署名利用者検証符号の通知並 び に第六項の規定による移動端 末設備用署名用電 子 証 明 書 \mathcal{O} 通

知 は、 総務省令で定めるところにより、 申請者の使用に係る移動端 末設備又は機構 の使用 に係る電 子 計

か 5 電気通信回線を通じて相手方である機 構 の使用 に係る電子 計算機又は相手方である申請者 0 使

用に係る移 動端 末設備 に送信することによって行うものとする。

端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理)

(移動

電

子証

第十六条の三 移動端末設備用署名用電子証明 書の発行を受けた署名利用者は、 主務省令で定めるところ

に により、 当該 移動 .端末設備用署名用 電 子 証 明 書に係る署名利用者符号の漏 えい、 滅失及び毀損 の防 止 そ

の他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間)

第十六条の 兀 移 動 端 末 設備 用 署 名 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 有 効期間 は、 個 人番号力 K 用署名用電子証明

書

の有

効期間の範囲内において主務省令で定める。

移 動 端 末設 備 用 署名 用 電 子 証 明 書 の 二 重 発 行 \mathcal{O} 禁 止

第十六条 \bigcirc 五 移 動 端 末 設 備 用 署 名 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発行を受け た署 名 利 闬 者 は、 当 該 移 動 端 末 設備 用署名

用 電 子 証 明書が 第十六条 の十四第 項 \mathcal{O} 規定により効力を失わない 限り、 重ね 7 移動端 末設備用 署名用

電子証明書の発行を受けることができない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第十六条の六 移 動 端 末 設備! 用 署 名用! 電 子 証 明 書には、 次に掲げる事項を記録するものとする。

移 動 端末設備 用署 名用電子 証 明 書 0 発行 \mathcal{O} 番号、 発行年月日及び有効期間 \mathcal{O} 満了する日

移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する

事項で主務省令で定めるもの

 \equiv 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで

及び第七号に掲げる事項

四 その他主務省令で定める事項

多力岩でを育り至っり宣へを引きらずった)

移 動 端 末設 備用署名 用 電 子証 明書発行 記録 \mathcal{O} 記 録

第十六条の七

機

構

は、

移

動

端末

設

備用

署名用

電子

証

明書を発行したときは、

総務省令で定めるところに

ょ 当 該 移 動 端 末設備 用署名 用 電子 証 明書 (当該: 移動端 末設 備 用署名用 電子証明書につい て機 構 が 行

った電子署名に係る電磁的記録を含む。) 及び当該移動端 末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署

名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コ ド (以 下

移 動 端 末設備用署名用電子証明書発行記録」という。 を電磁的記録媒体に記録し、 これを発行した

日から政令で定める期間保存しなければならない。

、移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請

第十六条の 八 移動 端 末 設備用署名用電子証明 書 \mathcal{O} 発行を受けた署名利用者は、 機構 に . 対 当該 移動端

末 設 備用 署名用電子証明書の 失効を求 める旨の 申請をすることが できる。

2 第十六 条の二第二項、 第三項 及び 第八項 の規定は は、 前 項 \mathcal{O} 申 請 に 0 1 て準 用する。 この 場合に お 7

同 条第二項 反び 第三項中 個 人 、番号 力 F ·用署 名 用 電 子 証 明 書 とあ る \mathcal{O} は 署名日 用 電 子 証 明 書 لح

同 項 中 第十 五. 条 第 項 とあ る Oは 第十 五. 条第 項又は第 + -六条 \mathcal{O} + 匹 第 項 7 同 条 第 八 項

通 中 知 事 並 び 項 に \mathcal{O} 第六 通 知 及 項 び \mathcal{O} 第 規 定 五. に 項 ょ \mathcal{O} 規 移 定 動 に 端 ょ る移 末 設 備 動 端 用 署 末 名 設 備 用 電 用 署 子 名 証 用 明 書 電 子 とあ 証 明 書 る に \mathcal{O} 係る署 は 事 名 項 利 と 用 者 検 申 証 符 請 者 号 \mathcal{O} \mathcal{O}

る

使用 に 係 る移 動 端 末設 備 又 は 機 構 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 とあ る \mathcal{O} は 申 請 者 \mathcal{O} 使 用 に 係 る電 子 計 算

機」 と、 「相手· 方である 機 構 \mathcal{O} 使用 に 係 る電子 計算機又は 相 手方である申 請 者の 使 用 に係 る 移 動 端 末 設

備 とあ るの は 「相手方である機構 \mathcal{O} 使用 に係る電子計算機」 と読 み替えるもの とする。

3 書 を記 移 動 端 録 末設 した第十六条 備 用 署名 用電子 の二第四 証 項 明 書 \mathcal{O} 電 $\overline{\mathcal{O}}$ 発行を受けた署名利 磁 的 記 録媒体 が 組 み込まれ 用者 は、 た移動端 当該 移 末設備 動 端末設備 \mathcal{O} 使用を停 用 署 名用 止 したとき 電 証 明

は、 速や か に に 第 項の申請をし なけ ħ ばならない。

移 動 端 末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏え い等があった旨の 届 田

第十六条の 九 移動 端末設備用署名用 電子 証 明 書 \mathcal{O} 発行を受けた署名利用 者は、 当該 移 動 端端 末設備用署名

符号を記録し た第十六条 の二第四 項 \mathcal{O} 電 磁的 記 1録媒体が使用できなくなったときは、 速や か に機 構 にそ

用

電

子

証

明書に係る署名利用者符号が

漏えい

Ļ

滅失し、

若しくは毀損したとき、

又は当該署名利

用

者

の旨の届出をしなければならない。

2 第十 六 条の二第二項、 第三項 及び 第 八 項 \mathcal{O} 規 定 は、 前項 \mathcal{O} 届 出 に 0 1 て準 甪 ずる。 この 場 合 に お 1 7

同 · 条第 二項 及び 第三 項 中 申 請 者 とあ る \mathcal{O} は 届 出 者 ۲, 同 条第 八 項 中 事 項 \mathcal{O} 通 知 及 び 第 五. 項

 \mathcal{O} 規定に よる移 動 端 末 設 備 用 署 名 用 電 子 証 明 書 に 係 る署 名 利 用 者 検 証 符号 \mathcal{O} 通 知 並 U に 第 六 項 \mathcal{O} 規 定 に

よる 移 動 端 末 設 備 用署名 甪 電子 証 明書」 とあ る Ō は 事 項 と、 申 請 者 \mathcal{O} 使用 に係 る移 動 端 末 設 備 又

は

機

構

 \mathcal{O}

使用

に

係る電子計算機」

とある

のは

届

出者

の使用に係る電子計算機」

と

相

手

方で

あ

る機

構 \mathcal{O} 使用 に係る電子計算機又は 相手方である申 -請者 \mathcal{O} 使用 に係 る移動端 末設備」 とあるのは 相 手方で

ある機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録

第十六条の十 設備 前 届 条第 出 に係 用署名用 る移 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 届 動 電 第十六条の 端末設備 子 出 証明 が あ 書 0 八八第 上失効申: た旨及びこれら 用署名用 請 項 電子 の申 等情 報 証 請又は前条第 $\overline{\mathcal{O}}$ 明 書 とい 事 項をこの \mathcal{O} . う。 発行 \mathcal{O} 番号、 を、 条の 項の届出を受けた機構は、 規定により記 総務省令で定めるところに 第十六条の八第 録 する年月 項 直ちに、 \mathcal{O} 申 日 より、 請 (以 下 が 当該 あ 電 0 移 た旨 磁 申 的 請 動 端 記 又 又 は は 末 録

移 動 端 末 設 備 用 署 名 用 電 子 証 明 書 記 録 誤 り 等 に 係 る情 報 \mathcal{O} 記 録 媒体

に

記

録

Ļ

これ

た当該で

記

録

を

した

日

か

5

政令で定め

る期間

間

保存

L

なけ

れ

ば

なら

な

第十六条 端 備 ることその が 末 用 設 署 あることを知ったときは、 備用 名 5 \mathcal{O} 0) 用 + 署 事 他 電 名用 $\overline{\mathcal{O}}$ 項 子 をこの 記 機 証 録誤 電子 明 構 書 は 条 ŋ 証 \mathcal{O} 文は 発行. 明 移 \mathcal{O} 規 書 動 記 定 端 0 を受け にこ 発 直 録 末 より 行 5 漏 設 に、 \mathcal{O} た署 備 れ 番号、 記 用 (以 下 当該 名 署 録する年 利 名 移 移 用 用 移 者に 動 動 電 卢 端 端 動 子 末設備日 末設備日 端 係 日 証 末設備日 る 明 (以 下 住 書 用 署 民 に 用署名用 票に 記 用署名 移 名 録 動 用 記 さ 端 電 用 れ 電 載 子 子 電 É 末 た 設 子 証 証 れ 事 備 明 明 証 項 7 用署名 書記 書 明 に 1 記 書 る事 0 録 名 録 記 1 て、 用 誤 誤 録 項 電子 り等 り等 誤 と異 当 ŋ 等 が 該 証 が な あ る 明 あ 移 Ł 0 動 書 0 た旨 た 端 記 \mathcal{O} う。 移 が 録 末 及 動 誤 あ 設

り等に係る情報」

という。

を、

総務省令で定めるところにより、

電磁的

記

録媒体に記録

Ļ

これを当

該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移 動 端 末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報 の記

録)

第十六条の十二 に、 名用 条に 構 \mathcal{O} 発行 が 当 電 お 該 該 \mathcal{O} 子 7 番号、 署名用 て同 移動 証 明 ľ 端 書 移 機構 電 末設 に に係る署名 子 動 備 端 証 が は、 末 漏 用署. 明 設備 書発行者 移動端: 名用 え 名 7 用署名用 用 電 者署名符号を用 子 電 末設備用署名用電子 子 滅 証 失 証 明 電子 書 明 書につ 発行者署名: ,証明 又は毀損 ?書に係る署名用電 **,** \ 1 て電子署名を行うため て電子署名を行 符号 ,証明書に係る署名用 したこと(以下この条に \mathcal{O} 漏 えい 等」 子 0 た移 証 明 という。 É 電 書発行者署名符号 動 端 用 子 証 末設 お 1 明 た符号をいう。 7 を 書発行者署名符号 備 て 用署名 知 移 0 たときは 動 \mathcal{O} 用 端 漏 電 末 設 以 下 子 え V) 備 証 等 直 用 明 (機 が 署 \mathcal{O} 書 ち

ばならない。

ところにより、

電

磁的

記録媒体

: に 記

録

これを当該記録をした日から政令で定める期間

保存

しなけれ

明

書に係る署名用電子

証

明書発行者署名符号の

漏

えい等に係

る情報」という。

を、

総務

省令で定

め

る

あ

た旨及びこれらの

事項をこの条の

規定に

より記録する年月日

(以 下

移

動

端

末設備日

用署名用

電

子

証

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録)

第十六条の十三 機構は、 第十五条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、 移動端末設

備 用署名用電子 証 明書 \mathcal{O} 発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード 用署名用電子証 明 書 \mathcal{O} 効力! が 失

わ れたときは、 直ちに、 当該移動端末設備用署· 名用工 電子 証 明書 $\overline{\mathcal{O}}$ 発行 \mathcal{O} 番号、 当 一該各号に該当し、 個 人

番号力 F 用署名用電 子 証 明書 \mathcal{O} 効力が失わ れた旨及びこれらの事項をこの条の 規定により記 録 する年

月日 (以 下 個 人番号力 ド 用署名用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 失効に係 る情報」 という。 を、 総務 省令で定 8

ところにより、 電 磁 的 記 E 録媒体 に記記 録 これを当該記 録をした日 から政令で定める期間 保存 なけ ń

ばならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の失効)

第十六条の 十四四 移動 端 末設備用署名用 電子証明書は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 その効力

を失う。

機構が第十六条の十の規定により移 動端末設備用署名用電子証 明書失効申請等情報を記録 したとき。

機構が 第十六条の十一 の規定により移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記 録

したとき。

 \equiv 機構が第十六条の十二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行

者署名符号の漏 えい 等に係る情報を記 録したとき。

兀

機

構

が

前

条 \mathcal{O}

規定により個

人番号力

F

用署名用電

子

証明書の失効に係る情報を記録

したとき。

五 移 動端· 末設備品 用署 名 用電子 証 明 書 \mathcal{O} 有 効期 間 が満 了 したとき。

2 機 構 は、 前項第二号の 規定 に ょ り移 動 端 末 設 備 用署名 用 電 子 証 明 書 $\overline{\mathcal{O}}$ 効力が失わ れたときは 移 動

末

設

備用

署名用

電

子

証

明

書 記

録

誤

り 等

が

あ

0

た移

動

端

末

設

備

用

署

名

用

電

子

証

明 書 \mathcal{O}

発行を受け

を署

名

用者に対 速やか に当該移 動 端 末設 備 用 署名用 電 子証 明書 に 移 動 端 末設 備 用署名 用 電 子 証 明 書 記 録 誤

り等が あった旨及び当該移動端 末設備用署名用電子証明書 の効力が 失わ れた旨を通知し なけ れ ば ならな

\ <u>`</u>

3 機 構 は、 第 項第三号の規定により移動端末設備! 用署名用電子 証 明書の効力が失われたときは、

省令で定めるところにより、 遅滞なくその旨を公表 しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第十六条の十五 機構 は 総務省令で定めるところにより、 移動 端 末設備用署名用電子証明書失効情 報 フ

 \mathcal{O} ア Ź 規定により (一 定 \mathcal{O} 保存する移 時 点にお 動 V 端 て保存されてい 末設備日 用署名用 る移 電子 動 端末設備 証 明 書失効申 用署名用 請等 電子 情 報、 証 明 第十六条の十 書失効情報 (第十六条の \mathcal{O} 規定に ょ + V)

保存する移 動 端末設備 用署名用 電 子 証 明 書記録 誤 り等に係 る情 報、 第十六条の十二の 規定 に より 保 存す

る移 動 端 末設 備 用 署名 用 電 子 証 明 書に 係る署名用電 子 証 明 書 発行者署名符号の 漏 え 1 · 等 に係 る情 報 及び

第十六条 \mathcal{O} 十三の 規定に より 保 存 する 個 人 、番号 力 ド 甪 署 名 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 失効に 係 る情 報 を V う。 以

下同 て検索することができるように体 \mathcal{O} 集合物 で あ って、 そ 系的 ħ 5 \mathcal{O} 構 移 成 動 端 末 設 備 用 いう。 署 名 用 以下同 電 子 証 明 書 失 /効情 を定期的 報 を 電 に作 子 成 計 算 機 これ を 用

に

L

た

ŧ

 \mathcal{O}

を

r.

作成した日 から政令で定める期 間 保存 L なけ ればならな

第二章 第二節 第 款の 款名を次のように 改 8 る

第 款 個 人番号力 F 用利 用 者 証 明 用電子 証 明 書

第二十二条の 見 出 しを (個 人番号力 Ì F 用利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 $\overline{\mathcal{O}}$ 発行) に改め、 同 条第 項中

の発行」 を 「であって、 個 人番号カ 1 ドに記録するもの (以 下 個 人番号力 ド 用利用者 証 明 用 電 子 証

を

え、 削 明 用 F 利 ド 用 り、 書 \mathcal{O} 用 利 下 用 「そ 者 用 という。) に 利 同条第四 者 用 \mathcal{O} 証 個 者 証 他 明 証 用 明 \mathcal{O} 人 |項中 主務省令で定める電 用 番 電 明 号 電子証 \mathcal{O} 用 子 発行」 電子 力 証 明 当該申討 書 明書に係る」 F 証 に改め、 用 明 に、 書 利 請 用 者 に 者 磁的 電 改 (I) 同 証 を加 め、 磁 条第二項中 明 的 記 \mathcal{O} 用 え、 下に 記 同 録媒体」 電 条第 録 子 同 媒 証 個 条第六項中 体 明 七 _ を削 書 項 人番号力 (同号に掲げる事項については、 中 を に 係 り、 利 う る 個 用 同 利 人 [条第五] を加 番 者 ド 号カ 用 利 用 証 者 え、 明 項中 用者 用 証 ķ 明 電 利 子 用 証 「 及 び 」 用 に 電 明用電子 証 子 者 改 明 証 書 証 め 0 明 明 書 下に 用 を 証 住所とする。) 同 条第 明書に係る」 電 個 を 子 個 証 八 人番 個 項 明 人番号カ 号 中 人番 力 を加 及び 号カ を を K

行 切 (書に係る を受けた利用 な管理) 第二十三条の に 者 見出 改 改 め 証 明 L を 利 同条中 「その 用者 (個 他 は 利 人番号力 に、 用者 証 利 明 「当該」 用 利 F 者証 用 用 者 利 を加 用者 明 は 利 える。 を 用 者 証 明 個 \bigcirc 用 電子 人番号力 を 証明書に係る利用者証明利 個 人番号力 F 用 利 用者 K 用利用者 証 明用 電 証 子 用 明 証 者符号 用 明 書 電 子 Ď \mathcal{O} 適 証 発

個

人番号力

F

用

利

用

者

証

明

用

電

子

証

明

書

に

改

 \Diamond

る。

第二十 -四条 (見出しを含む。 中 利 用者 証明 用電子証 明書」 を 個 人番号力 ード用利用者 証 明 甪 電子 明

3

に

め

の 下 に

証明書」に改める。

条中 子 用 証 者 第 は 明 利 書 に、 五. 用 に、 条の 者 証 見出 利 明 利 用 利 者証 用 者 しを 用 者 証 明利 は 明 (個 用 用 を 者に 電 人番号カー 子 個 係 証 人番号力 る 明 利 書 用 F \bigcirc 用利 者 証 K を 用者 明 用 個 用 利 用 者 [証明用] 電 人 八番号力 子 証 証 明 明 電子証明書 書 用 F 電 用 を 子 利 証 個 この二重 用 明 者 書 人 八番号力 証 \mathcal{O} 発行 一発行 明 用 の禁止) 電 を受けた利 子 K 用 証 明 利 書 用 に改 \bigcirc 者 用 者 証 に 明 証 改 用 明 同 8 利 電

る。

者 利 利 証 用 用 二十 者 者 明 利 証 証 六 用 明 明 者検 用 用 条の 電 電 証 子 見 子 符号及び」 出 証 証 明 明 書 書 を に を (個 を を 個 個 人 個 番 人 、番号 导力 人番号力 人番 力 号 力 K F 用 K K 用 利 用 利 用 用 利 者 用 利 用 者 用 証 者 証 者 明 証 明 用 証 明 用 明 電 用 電 用 子 電 子 電 証 子 証 明 子 証 明 書 証 書 明 明 \mathcal{O} 書 記 書 12 に に 録 、係る利 改 事 め、 項 に 改 ||用者| 同 \Diamond に 条 第 証 同 改 明 条 め、 一号中 利 第 用 同 者 号 条 利 中 中 検 証 用

中 第二十 利 用者 七 条の 証 明 用電子証明書を」 見 出 しを (個 人番号力 を 個 人番号力 F 用 利 用 K 者 用利 証 明 用 用 者 電 証 子 明 証 用 明 書 電 子 発行 証 明 記 書を」 録 \mathcal{O} 記 に、 録) 「当該 に 改 利 め、 用 者 同 証

符号及び」

に改

8

る。

行 明 用 記 録 電 子 を 証 明 個 書 人 八番号カ を 当 該 個 F 用 人 番号 利 用 者 力 証 F 明 用 用 利 電 子 用 者 証 明 証 書 明 発 用 行 電 子 記 録 証 明 書 に 改 に、 8 る 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 発

改 用 め 利 証 め、 者 用 第二十 明 書 者 証 同 に 条 同 明 証 第 八 条 係 用 明 第 条の る 利 電 項 子 用 中 を 者 項 見 証 は 中 加 明 出 利 書 しを え、 利 に、 用 用 12 者 者 利 改 証 (個 利 め、 明 証 用 用 利 明 者 人 者 用 番 利 証 同 者 号 条 用 明 証 第 力 者 は 用 明 利 が 電] 項 を ド 子 用 を 中 者 用 証 個 明 12 利 内 個 係 書 用 人 番 容 者 人 る 番 号 を 及 利 証 び 号 用 力 明 力 個 者 用 \mathcal{O} K 電 証 人 番 下 用 子 ド 明 用 号 用 証 利 に 電 用 明 利 力 用 個 子 者 書 者 証 証 ド \mathcal{O} 人 失効 番 証 用 明 明 号 書 用 明 利 を求 用 力 用 電 者 を 子 電 子 F. 証 \Diamond 証 る旨 個 用 証 明 明 明 用 利 書 人 番 書 用 電 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 子 者 号 発 申 発行 行 力 請 証 証 を受け 明 明 を受け 用 書 F に 雷 用 た に 利 改 子

用 者 用 第 電 証 子 者 <u>一</u> 十 明 証 証 用 明 明 九 電子 書 利 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 用 見 発 者 証 1符号」 明 行 出 書に係る を受け L 中 12 3 利 改 た 利 め 用 に、 用 者 者 証 同 条第 明 証 電電 利 明 磁 利 用 的 者 用 項 符号」 記 者 中 録 は 利 媒 体 に、 を 用 者 を 個 証 利 明 人番 個 用 利 号 者 用 人 八番号 者 力 証 は 明 力 利 K を 用 用 ド 者 利 個 \mathcal{O} 用 者証 に改め、 人番 を 号 明 個 用 力 同 電 人 条 番 F 子 第 号 用 証 二項中 力 利 明 用 書 者 に ド 係 証 用 内 利 明 る

用

利

た

利

用

者

証

明

利

用

者

が

12

改

8

る。

容 及び」 を 個 \mathcal{O} 人 番号 下 に 力 個 K 人番号力 用 利 用 者 F 証 丽用! 用 利 用 電 子 者 証 証 明 明 書 用 電子 に 改 証 明書 め、 E 同 係 条 る に 次 を加え、 \mathcal{O} 項を加 える。 利 用者 証 明 用 電子 証 明 書

3 個 人 番 导力 F 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発 行 を受け た利 用 者 証 明 利 用 者 が 移 動 端 末 設 備 用 署名用

電 子 証 明 書 $\overline{\mathcal{O}}$ 発行 を受け た署 名 利 用 者 であ る場 一合に お 1 て は 当 該 利 用 者 証 明 利 用 者 は、 前 項 12 お 1 7

準 甪 す る第二十二条第二 項 第三 項 第 五. 項 及 び 第 八 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る ほ か、 総務 省 合で定 8 るところに

ょ ŋ 当 該 利 用 者 証 明 利 用 者 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 移 動 端 末 設 備 カ 5 電 気 通 信 口 線 を 通 じ て 機 構 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 雷

明 子 利 計 算 用 者 機 は、 に送 信 当 該 す ることに 利 用 者 証 ょ 明 利 り 第 用 者 \mathcal{O} 項 移 \mathcal{O} 動 届 端 出 をす 末 設 ることが 備 用 署 名 用 できる。 電 子 証 明 0) 書 場 に 係 合に る署名利 お 1 7 は、 用 者 当 符 号を 該 利 用 用 者 1 7 証

当 該 届 出 電 子 署 名 を 行 わ な け れ ば な 5 な

第三十条 0 見出 L を (個 人 番 号 力 K 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 失効申 -請等情 報 0 記 録 に 改 め

同 条中 利 用者 証 明 用 電 子 証 明 書 \bigcirc を 個 人番号力 K 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \bigcirc に 利 用 者 証

明 用 電 子 証 明 書失効申 請等情 報 を 個 人番号カ F 用 利 用 者 証 明 用 電子 証 明 書 失効申請等情 報 に 改

者 効情 を受けた」 証 設報の記 明 用電 条の 子証 を加え、 録) 明 見出しを 書」 に 改め、 利 に改め、 用者証明 同条中 (個人番号カ 明 以下 利 「によって」 用者に発行した利用] の 下 に F 用 利 0 下に 用者証明用 個 用者 人番号力 個 証 人番号力 明用 電子 ハード用で 電 証 子 明 利用 証 F 書に係る利用者証明 明 用 者証 書」 利 用 者証 明 を 用 個 明 電子証明書に係る」 用 人番号力 電子 利 証 用者異動等失 明 ド 書 用 \mathcal{O} 発行 利 を 用

利 に 改 用 第三十二条の め、 者 証 同 明 用 条中 電 見出 子 利 証 しを 明 用 書 者 記 証 明 録 (個 誤 用 り 電 人番号力 等 子 証 明 を 書 に F 個 用 を 利 人 、番号、 用者 個 力 人番号 証] 明 用 K 用 力 電 利 子 F 証 用 者 用 明 書 利 証 記 明 用 者 録 用 誤 電 証 り等 明 子 証 用 に係る 明 電 書 子 る情 証 記 明 録 誤 書 報 に n \mathcal{O} 記 に、 録 に

加える。

明 に、 用 利 子 用 証 利 者 明 用 証 書記 者 明 証 用 録 明 電子 誤り等に係 用 電 証 明書記 子 証 明 る情報」 書 録 誤り等 \mathcal{O} を を が 個 個 を 人番号力 人番号カード用利 個 人番号カ ド 用 利 用 K 用者証明 者 用 証 利 明 用 用 者 明用電子証明書記 電 証 子 明 証 用 明 電 書 子 (T) 証 明 に 録誤 書 記 り等 録 利 誤 用 n 者証 等 が

第三十三条の見出しを (個 人番号力 ド 用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書 発

情

報

に改

番 行 人 に、 号力 個 番 者署名符号の 号 人 力 番 号 利 ド 力 K 用 用 者 甪 利 F 漏 用 利 証 明 用 者 用 え 用 者 利 証 1 用 等に係 明 証 電 明 子 者 用 用 電 証 証 る情 明 子 電 明 書 用 証 子 電 証 報 明 \mathcal{O} 書 発 子 明 0 書に 記 行 証 に、 録) 明 \mathcal{O} 書 係 番 号 る に 利 係 12 に、 を 改 る 用 者 利 め 個 用 証 「が 者 明 同 人 番 当 条 証 用 号力 該 中 明 電 用 子 利 利 用 証 電 K 明 者 用 子 者証 用 証 書 証 発 利 明 明 行 書 用 明 用 者 者署名符号 電 用 発 行者署 子 電 証 子 証 明 証 用 明 名 書 明 電 符号 書 子 \mathcal{O} 漏 を 12 証 · 係る」 明 \mathcal{O} え 「が 漏 書 1 当 \mathcal{O} え 該 を 発 1 等 個 行 を 個 \mathcal{O} 人

発 電 番 行 号 子 者 証 暑 に、 明 名 書 符号 に係 利 用 \mathcal{O} る 者 利 漏 用 証 え 者 1 明 等 証 用 12 明 電 係 用 子 電 証 る 情 子 明 書 報 証 発 明 を 行 書 <u>:</u>者署. 発 個 行 者 名 人 暑 番号 符号 名 符 力 \mathcal{O} 号 漏 ド え \mathcal{O} 用 漏 1 等 利 え 用 が 1 者 等 が を 証 明 に、 用 個 電 人 番 子 利 号 証 明 用 力 書 者 に ド 証 係 明 用 る 用 利 利 電 用 用 子 者 者 証 証 証 明 明 明 書 用

用 電 子 証 明 書 発 行 者署名 符 号 \mathcal{O} 漏 え V 等 に 係 る情 報 12 改 8 る。

利 第三十 用 者 兀 証 条 明 \mathcal{O} 用 見 電 子 出 証 しを 明 書 は (個 を 人 番 导力 個 人 番 号 K 力 用 利 F 用 者 用 利 証 用 明 者 用 電 証 明 子 用 証 電 明 書 子 証 \mathcal{O} 失効) 明 書 は に に 改 改 め め 同 同 条第 項 第 号中 項 中

報 利 に改 用 者 め、 証 明 同 用 項第二号中 電 子 証 明 書 失効 「より」 申 請 等情 0 下 に 報 個 を 人 八番号力 個 人 、番号、] K 力 用 利 K 用 用 者 利 証 用 明 者 用 証 電 明 子証 用 電 明 子 書 証 に係る」 明 書 失 効 を加い 申 請 え、

子 子 明 電 証 同 ド 書 証 子 証 明 項 記 書 第三号 用 明 証 明 利 録 書 明 書 記 書 用 誤 \bigcirc に 録 係 中 者 誤 1) 等 ... る に、 に n 証 等 利 改 明 に、 め を 12 用 用 係 者 加 電 る 子 利 え 証 同 条 情 証 利 用 明 者 用 明 用 第 同 報 者 電 書 証 項 第 に 項 12 明 子 証 用 中 五. 改 明 証 個 号中 用 電 め、 明 人 利 番 書 電 子 号 同 子 証 用 記 者 項 力 利 証 明 録 第四 書 誤 明 証 用 'n 記 K 書 明 者 等 号 用 に 録 用 証 中 誤 に 利 利 電 明 係 用 用 n 子 用 ょ 等 る 者 者 電 証 <u>n</u> 証 明 子 情 証 を 書 明 明 証 報 \bigcirc 用 用 明 \mathcal{O} 書 を 下 電 電 個 に 子 を 子 を 個 証 証 人 番 個 個 明 明 人 号 番 書 書 個 人 人 力 番 番 号 記 記 人 号力 番 号力 力 録 録 号 誤 誤 F 1) 1) 用 力] F 等 等 ド K 用 利 用 用 ド 用 利 を 者 利 用 利 用 に 改 証 用 利 用 者 者 者 め、 用 個 明 証 者 用 証 証 明 人 番 用 明 同 電 明 証 号 子 用 用 条 明 電 第 力 証 用 子 雷 雷

電 失効 め、 第三 証 明 + 書 情 証 同 条 失 報 五. 効 書失効申 ファ 中 条 情 \mathcal{O} 利 1 見 報 ル 出 用 · 請 等 者 L に に、 証 を 明 報 用 (個 利 利 電 に改 用 用 子 人 者 者 証 番 め 号 明 証 証 力 書 明 明 失効 用 用 第三十 K 電 電 信 子 子 用 証 証 報 利 明 明 フ 用 条 書 書 ア 者 \mathcal{O} 失 失 1 証 規定 効 ル 効 明 申 情 用 請 報 を 電 等 子 情 個 証 保存す 明 を 人 報 番 書 個 号 失 を 効 力 人 番 情 個 号力 F 人番 報 フ 用 に 号 利 T 力 K. 用 1 個 者 用 ル F 利 \mathcal{O} 証 用 用 明 作 者 用 利 成 等 用 電 証 者 明 子 F 用 証 証 に 明 雷 明

改

書

 \equiv

項

中

利

用

者

証

明

用

電

子

証

明

書

を

個

人

番

묶

力

K

用

利

用

者

証

明

用

電

子

証

明

書

に

改

 \Diamond

る

用

子

明

情

に

より

Ź

0

下

人

番

导力

用

子

号 利 力 用 \mathcal{O} 下 者 F 12 証 明 用 個 用 利 電 用 人 子 番号 者 証 証 明書 力 明 用 F 電 に係る」 用 子 証 利 用 明 者 書 を加え、 記 証 明 録 誤 用 ŋ 電 等に 利 子 証 用 係る情 者 明 書 証 明 に係る」 報 用 電 に 子 改め、 を加 証 明 え、 書 記録誤り等に係る情 第三十三条の 利 用 者 証 明 規定に 用 電子 報 証 ょ を り 明 倸 書 5失効情 存 個 す 人 番 る

報

を

を

個

人

番

号

力

K

用

利

用

者

証

明

用

電

子

証

明

書

失効情

報

を

に

改

8

端 用 め 規 報 明 第三十 定 末 書 電 フ 上失効: に 子 設 同 ア 条第三項 よる保存 備 証 イ 情 Ė 明 ル 用 条第 を 報及 書 利 上失効情 用 中 期 T を 者 第 間 項 証 前 個 三十 報フ 中 が 明 経 用 人 項 ア 利 過 番 電 五. 1 号 条 用 L 子 を ル て 者 力 証 \mathcal{O} + 証 1 明 0 前 な 書 K か 明 下に 失効 三項」 用 用 5 1 第三 移 利 電 情 動 用 子 「又は に、 十 端 者 証 報 を 立 明 末 証 条 対 設 書 明 「又は保存 上失効情! 応利 12 備 用 \mathcal{O} 改 十三ま 用 電 用 め、 利 子 報を」 者 用 証 期 者 同 で 証 明 明 間 証 書 \mathcal{O} 条 を 用 明 失 第 規 を 効 電 用 定 子 情 項 に 個 電 中 ょ 証 子 報 人番号力 保 る 明 証 フ 存 保 書 明 利 ア 書 存 期 0 1 用 発行 間 失効情 者 期 ル 間 F 及 証 に び \mathcal{O} 明 が 用 番 改め、 報 第 用 経 利 ジファ 号 用 過 電 者 子 L を 1 五 証 7 証 利 加 明 ル 条 明 1 を え、 用 用 書 \mathcal{O} な 者 失 + 1 電 に 効 子 同 証 移 五 情 項 明 改 証 \mathcal{O} 動

第

号中

第五

十三

一条第

項」

 \mathcal{O}

下

に

「若しくは第二

項」

を

加

え、

同

項

第六

号中

第十

八条第

五.

項

を

第十八条第六項」

に改め、

特

定署名用

電

子

証

明

書記

録

情

報

の下

に

対応署名用電子

証

明

書

 \mathcal{O}

発行

 \mathcal{O}

番 号 を加え、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機 構 は 利用者証明検証者 の求 めが あ Ó たときは、 政令で定めるところにより、 速やかに、 次の各号

行の 番号」という。 を提供するものとする。

に

1掲げ

る場合の

区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める事項

(以 下

「対応利用者証明用

電子

証

明

書

 \mathcal{O}

発

個 人番号力] ド 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発行を受け た利 用 者 証 明 利 用者 に ついて当該 利 用 者

条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規定に 係 よる有 端 効期 間 備 が 経 過 L て 1 な 1 **当** 該 利 用 者 証 明 行 利 用 者に係 求 る移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証

明

利

用

者に

る移

動

末

設

用

利

用

者

証

明

用

電

子

証

明 書

 \mathcal{O}

発

 \mathcal{O}

番

号

O

 \Diamond

が

あ

0

たとき

第三

五.

証

明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発 行 \mathcal{O} 番 묶

移 動 端末 設 備 用利 用者 証 明 用 電子 証明書の 発行を受けた利用者 証 明 利 用者につ いて当該 利用 者 証 明

利 用 者に係る個 人番号力 ド 用 利 用 者 証 明 用 電子証明書 0 発行 \mathcal{O} 番号 0 求 \Diamond が あ 0 たとき 第二十 应

条 \mathcal{O} 規定による有効期 間 が経過 していない当該利用者証明利用者に係る個 人番号力 ード用利用 者 証 明

用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発行 \mathcal{O} 番号

第三十八条第一 項 中 「第三十四条第一 項 の 下 に 「又は第三十五条の十四第 項 を加える。

第三十八条の二第一項中「受けて、」の下に「個人番号カード用利用者証 明用電子証明書 の発行を受け

た」を加え、 同条第六項第五号中「第五十三条第二項」を 「第五十三条第三項」 に改める。

第二章第二節第二款を同節第三款とし、 同 節第 款の次に次の一 款を加える。

第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

第三十五条の二 個 人番号力 ド 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発行を受けた利用者 証 明利用 者 (当該 利

者 明 利 用者が 署 I名利E 用者であ る場 合に限 る。 は、 機構 に 対 自己に係る利 用者 証 明 用 電 子 証 明 書

端 末設備用利用者証明 用電子証明書」という。) の発行 の申請をすることができる。

であって、

移動

端

末設備

に組み込まれた主務省令で定め

る電

磁

的

記

録媒体

に

記録するもの

(以 下

移

動

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 申請をしようとする者 (以下この条において 「申請者」という。)は、 機構に対し、 政令で定

るところにより、 当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第 뭉

か ら第三号まで及び第七号に掲げる事 項を通知しなければならない。 この場合においては、 当該. 申 者

は、 当該 申 請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、 当該! 通知 に電子

用

署名を行わ なければならない。

3 前 前 段 の規定による通知を受けた機構は、 申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カ K

署名用 用署名用 電 子証 電子 明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用い 証 明書が第十五 条第一項 の規定により効力を失ってい ないこと及び当該個 , て 当 人 該 番 号力, 電子署名が ド 甪

行わ れ たことを確認したときは、 その旨を当該申請 者に通り 知するものとする。

4

前

項

 \mathcal{O}

規定による通

知を受け

た申

請

習者は、

主務省令で定めるところにより、

当 該

申

請

者

 \mathcal{O}

移

動

端

末

設

備 用 利 用 者 証 明 用 電子 証 明 書 に 係 る利 用 者 証 明 利 用 者符号及びこれと対応す る利 用 者 証 明 利 用 者 検 証 符

号を作 成 これ らを当 該 申 請 者 0) 第 項に規定する電 磁 的 記 録 媒体 に 記 録するも のとす

5 申 請 者 は、 前項の規定による記録をしたときは、 総務省令で定めるところにより、 当 該-申 請 者に係る

移 動 端 末設備用利用者 証明用 電 子証明 書に 係る利用者証明利用者検証符号を機構に通 知 L なけれず ば なら

な

6 前 項 \mathcal{O} 規定に よる通 知を受けた機構は、 総務省令で定めるところにより、 機構 が 電子署名を行った当

該申 請に係る移動端末設備 用利! 用者証 丽用! 電子 証明書を発行し、 これを申請者に通知するものとする。

設備 前 項 \mathcal{O} 規定による通知を受けた申請者 証 説明用電I 証 丽書· を第四 項 は、 電 磁 総務省令で定めるところにより、 的 記 録媒体に記 録するものとする。 当 該 通知に係る移動 端 末

7

8

第二

項

 \mathcal{O}

規定による同

項に

規定する事

項

 \mathcal{O}

通

知

及び第五

項

 \mathcal{O}

規定による移

動

端末

完設備!

用

利

用

者

証

明用

用 利 用 者 子 \mathcal{O}

電 子 証 明 書に 係 る利 用 者 証 明利 用 者検 証 符号の 通 知 並 び に第六項 \mathcal{O} 規定による移 動 端 末設 備 用 利 用 者 証

明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 通 知 は 総 務 省令で定めるところによ ŋ 申 請 者 \mathcal{O} 使 用 に 保る移 動端· 末 設 備 又 は 機 構

方で あ る 申 請 者 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 移 動 端 末 設 備 に送 に信することによっ 7 行う É \mathcal{O} とす

 \mathcal{O}

使

用

に

.係る!

電

子

計算

機

か

5

電

気

通

信

口

線

を通じて相手方であ

る機

構

 \mathcal{O}

使

用

に係

る電

子計

算

機

又

は

相

丰

(移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 に 係 る 利 用 者 証 明 利 用 者 符号 \mathcal{O} 適 切 な 管 理

第三十五条の三 移 動 端 末 設備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発行 を受け た利 用 者 証 明 利 用 者 は 主 務 省令

で定めるところに より、 当該 利 用 者 証 明 利 用 者 \mathcal{O} 移 動 端 末 設備 用 利 用 者 証 明 闬 電 子 証 明 書 12 係 る利 用 者

証 明 利 用 者符号の 漏 え V. 滅失及び毀損 \mathcal{O} 防 止 一その 他当該利用者 証 明利 用者符号の 適切な管理を行わな

ければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間

第三十五条 \mathcal{O} 兀 移 動 端 末 設備 用 利 用 者 証 明 用 電子 ,証明書 0 有効期間 は、 個 人番号力 ド用利用者 証 明用

電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

移 動 端 末設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 *(*) 一重発行 \mathcal{O} 禁止

第三十五 条 \mathcal{O} 五 移 動 端 末設備 用 利 用者 証 明 用電 子 証 明書 \mathcal{O} 発行を受けた利 用者証明 列利用者 は、 当 該

移

動

端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書が 第三十五 条 \mathcal{O} + 兀 第 項 \mathcal{O} 規定に により 効力を失わ な 1 限 り、 重 ね

て移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発行を受けることができな

移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 記 録 事 項

第三十五 条 \mathcal{O} 六 移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 に は、 次に 撂 げ る事 項 を記 録 するものとする。

移 動 端 末設: 備 用利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発 行 \mathcal{O} 番号、 発 行年 月 日 及び 有効 期 間 \mathcal{O} 満了する日

移動 端 末設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書に 係る利用者 ·証明利E 用者検証符号及び当該利用者証 明 利 用

者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 その他主務省令で定める事項

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録の記

録

第三十五条の七 明 三号に規定す 電 ところにより、 書に 子 証 0 明 書 7 \bar{O} 7 る住民票 機 発行を受け 当該: 機構 構 が 移 行 は 動 コ 0 端末設 移動端· た利 た電子署名に係 ド 用 (以下 備用利 ||未設備| 者 証 明 移 利 用 用 る電磁 者 利 動 用 端末 者に 闬 証 説明用電⁷ 者証 的 係る住民票に記載 設備 明用電子 記録を含む。 子 用 利 証 明書 用 者 証明書を発行したときは、 証 (当該 明 され 及び当該 用 電 移動端末設備 てい 子 証 移 明 る住民基本台帳 書 動 発行 端末設備 用利 記 録 用者 総務省令で定める 用 という。 法第七条第十 利 証 明用 用 者 証 電 子 明 を 用 証

移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 失 効 を 求 8 る旨 \mathcal{O} 申 請 電

磁

的

記

録媒

体

12

記

録

Ļ

これ

を発行

た

日

カン

5

政

令

で定

80

る期

間

保

存

な

け

れ

ば

ならな

第三十五 当 該 条 移 \mathcal{O} 動 八 端 末 移 設 動 備 端 用 末 設備 利 用 者 用 証 利 明 用 用 者 電 証 子 明 証 用 明 電 書 子 \mathcal{O} 証 失効を 明 書 \mathcal{O} 求 発 8) 行 を受け る旨 の申 た 利 請をすることができる。 用 者証 明 利 用 者 は、 機 構 12 対

て、 第三十五条の二第二項、 同条第二 項及び第三項中 第三項及び第八項の 個 人番号力 F 規定は、 用署名用 前 電 子 項 証 0 明 申 書 請に とあ . つ い るのは て準用する。 「署名用 この場合に 電 子 証 明 お 書

2

項中 ٢, 同 事 項 項の 中 第十五条第 通知及び第五項の 項」 規定による移動 とあるの は 「第十五 端末設備 条 第 用利用 項又は第十六条の十四 者 証 明用 電子証明 書に係る利用者 第 項」 と 同 証 条第八 明利

- 110 -

使用 用 \mathcal{O} 事 項 者 使 に係 用 検 ٢, 証 に 符号 る移 係 る電 申 動 \mathcal{O} 子 端末設備 通 請 · 計算 知並 者 \mathcal{O} 使用 機 びに第六項 とあ と に係 る移動 る 0 の規定に 相 は 手 方で 端 相 末 設 手方である機構 あ よる移動端 除備又は る機 構 機 \mathcal{O} 使用 構 末 設 \mathcal{O} に係 使 \mathcal{O} 備 用 使用に係る電子 用 る電 に係 利 用 者証 子 る電子計 計 算機 明 用 計算機」 算機」 又は 電 子 相 証 とあ 手 明 と読 方で 書 る とあ み替える あ \mathcal{O} る申 は Ś 申 請 \mathcal{O} 者 請 は 者 \mathcal{O}

3 用 \mathcal{O} 使 者 移 用 動 証 端 を 明 停 用 末 設 止 電 L 備 子 たとき 用 証 利 明 用 書 は、 を 者 記 証 速や 明 録 用 L た 電 か 第三 に 子 第 証 + 明 書 項 五. 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 申 発 \mathcal{O} 行を受け 請 一第 を 兀 L な 項 け た \mathcal{O} 利 れ 電 ば 用 磁 者 な 的 5 記 証 な 明 録 媒 利 いく 用 体 者 が は、 組 4 当該 込 ま 移 れ 動 た 端 移 動 末 端 設 末 備 設 用 備 利

とする。

第三十五 端 なくなったときは、 移 末 設 動 備 条 端 又は当該利 用 \mathcal{O} 末設 利 九 用 備 者 移 用 利 動 証 明 速やかに機構にその旨 用 端 用 者 用 者 末 電子 設備 証 証 明 明 証 利 用 用 用 明 利 電 書に 者符号を記録 用 子 者 証 係 証 明 書 る利 明 \mathcal{O} 用 に 届出をしなければならな 用 雷 係 者 子 した第三十 る 証 証 利 明 用者 明 利 書 用者符号が 証 \mathcal{O} 五 明 発行を受けた利 条 利 の 二 用 者 第四 漏 符号 えい Ď 項 \mathcal{O} 用 漏 Ļ 電 者 えい 磁的 証 滅失し、 等 明 記録媒体 利 が あ 用 若 者 0 た旨 しく は が 当 使用でき は \mathcal{O} 該 届 損 移 出 動

第三十 五条の二第二項、 第三項及び第八項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は、 前 項 \mathcal{O} 届 出 に · つ ١ ر て準 用する。 この 場合 に お 1

2 て、 同条第二 項及び第三項中 中 請 者」 とあ る \mathcal{O} は 届 出 者 と 同 条第 八 項中 事 項 \mathcal{O} 涌 知 及 び 第五

項 \mathcal{O} 規定による移 動 端 末 設備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 に 係 る利 用 者 証 明 利 用者 検 証 符号 \mathcal{O} 通 知 並 び 12

第六 項 \mathcal{O} 規定に よる移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 とあ る \mathcal{O} は 事 項」 と、 申 請 者 \mathcal{O} 使 用

に 係 る 移 動 端 末 設 備 又 は 機 構 \mathcal{O} 使用 に 係 る 電子 計算 機 とあ る \mathcal{O} は 届 出 者 \mathcal{O} 使 用 に係 る 電 子 計 算 機

۲,

相

手

方で

あ

る機

構

 \mathcal{O}

使

用

に

係

る

電

子

計

<u>;</u>算

機

又 は

相

手

方

で

あ

る

申

請

者

 \mathcal{O}

使

用

に

係

る移

動

端

末

嗀

備

とあ る \mathcal{O} は 相 手 方で あ る 機 構 \mathcal{O} 使用 に 係 る電 子 計 算 機 لح 読 み替 えるも \mathcal{O}

移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 失 効 申 請 等 情 報 \mathcal{O} 記 録

第三十五 一条の十 第三十 五. 条の 八 第 項 \mathcal{O} 申 請 又 は 前 条 第 項 \mathcal{O} 届 出 を受け た機 構 は 直ち に、 当 該 申 請

又は 届 出 に係 る移 動 端 末 設備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発 行 \mathcal{O} 番号、 第三十五 条 0 八 第 項 \mathcal{O} 申 請 が

あ 0 た旨 又は 前 条第 項 \mathcal{O} 届 出 が あ 0 た旨及びこれらの 事 項 をこの 条の 規定により記 録 す る 年 月 以以

下 移 動 端 末設 備 用 利 用 者 証 明 用 電子 証 明 書失効申 請 等情 報 とい う。 を、 総務 省 令で定め るところ

により、 電磁 的 記 |録媒体に記録 Ļ れを当該記録をした日 から政令で定める期間保存 しなけ れば なら

ない。

(移 動 .端末設備用利用者証明用電子証 明書記録誤り等に係る情 報 \mathcal{O} 記 録

第三十五 条の十 機構 は、 移 動 端 末設備品 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明書に記録された事項について、 当該

動 端 末設備用 利 用 者証 明 用 電子 証 明 書に係る記録誤り又は 記 録 漏 れ (以 下 「移動 端 末設備 用 利 用 者 証 明

用 電 子 証 明 書 記 録誤り 等 とい う。 が あることを知っ たときは、 直ち に、 当該 移 動端 末 設 備 用 利 用 者

証 明 用 電 子 証 明 書 記 録 誤 n 等が あ 0 た 移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発 行 \mathcal{O} 番 号、 移 動 端 末

設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 記 録 誤 1) 等 が あ 0 た旨及び これら \mathcal{O} 事 項 んをこ \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 規 定に ょ n 記 録 す

年 月 日 (以 下 移 動 端 末 設備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 記 録 誤 り 等 に 係 る情 報 という。 を、 総 務 省

令で定めるところにより、 電 磁 的記 鼠绿媒体 に記録 Ĺ これを当該記 録をし た日から政令で定める期 間 保

存しなければならない。

移 動 端 末設備用 利 用 者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏 えい等に

係る情報の記録)

第三十五条の十二 機構 は、 移動端末設備用利用 者証明用電子証明書 に係る利用者証明用 電子証明書 発行

を行 7 符号をいう。 者署名符号 定 に に という。 移 ょ 係 0 た移 動 る 3端末設 記 利 用 動 録 (機 を 端 す 以下この 者 構 る年 末 知 備 証 が当該 設 0 用 明 月 備 たときは、 利 用 条にお 用 用 日 電 移動端 利 者 子 (以下 用 証 証 V 者 明 明 て同 書 証 直 用 末 (設備) 移 5 電子 発 明 に、 用 動 行 者署 端 証 用 電 当 子 明 利 末 該 書に 名符 証 が 用 設 者 明 利 備 漏 、係る利 用 者 号 書 えい 証 用 説明用電¹ 利 \mathcal{O} \mathcal{O} Ļ 発 証 用 漏 用 者 行 明 え 滅 子 者 用 証 1 \mathcal{O} 失し、 証明 等 番 明 電 証 が 号、 用 子 明 書 用 電 あ 証 子 移 明 電 又は毀損 12 0 書 つい た旨 動 子 証 端 証 明 一発行者署名符号を用 末設 書 及びこれ 明 て電子署名を行うために用 書発行者署名符号 したこと 12 係 備用 る利 5 利 用 用 \mathcal{O} (以下この 者 者 事 証 項 証 明 を 明 1 この 用 て \mathcal{O} 用 電 漏 電 電 子署名 え に 子 子 お 7 証 \mathcal{O} 証 た 規 等 明 明

個 人番号力 K 甪利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書の 失効に係る情 報 \mathcal{O} 記 録 媒体

:に記:

録

これ

を当該記録

を

Ū

た

日

カン

ら政令で定め

る

期

間

保

存

しなけ

れ

ば

なら

かない。

発行:

者署名符号

 \mathcal{O}

漏

え

V

等

に

係

る情

報

とい

う。

を、

総務省令

で定め

るところに

より、

電

磁

的

記

録

第三十五 用 末 電 設 子 備 証 条の十三 用 明書 利 用 者 \mathcal{O} 効力が 証 機構 明 用 失わ 電 は、 子 第三十 証 れたときは、 明 書 匝 \mathcal{O} [条第 発行 を受け 直ちに、 項 第 た利用 当該移動端 号から第四号までの各号の 用 者 証 明 ||末設備|| 利 用 者 開利 に係 用者証 る個 **,** \ 人番号力 明 ず れ 用電子証 か ド に該当 明書 用 利 \mathcal{O} 用 発行 移 者 動 証 \mathcal{O} 明

番号、 当該各号に該当し、 個人番号カー ・ド用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの

事項をこの条の規定により記録する年月日 (以下「個人番号カード用利 用者証明用電子証明書の失効に

係る情報」という。) を、 総務省令で定めるところにより、 電磁的記録媒体に記録し、 これを当該 記 録

をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効)

第三十五条 \mathcal{O} +应 移動 端 末設 備 用 利用 者 証 明 用 電子証明書は、 次の各号の いずれかに該当するときは

その効力を失う。

機 構が第三十五条の 十の規定に より移動端末設備 用 利用者証明用 電 子証明書失効申請等情 報 を記 録

したとき。

機構が第三十五条の十一の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情

報を記録したとき。

 \equiv 機構が第三十五条の十二の規定により移動 端 末設備 用 利 用 者証 明用 電子証明書に係る利用者証 明用

電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

兀 機 構 が 前 条 \mathcal{O} 規定により個 人番号力] F 用 利 用者証明用 電子 証 明 書 \mathcal{O} 失効に係る情報を記録

き。

五 移 動 端末設備 用 利 用者証 明 用 電子 証 明 書 \mathcal{O} 有 効期間 が 満 了 し たとき。

2 機 構 は、 前項 第 一号 \mathcal{O} 規定 に より 移 動 端 末設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 効力が 失わ れ たときは

移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 記 録 誤 ŋ 等 が あ 0 た 移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O}

発行

を受け

た

利

用

者

証

明

利

用

者

12

対

Ļ

速

やか

に

当

該

移

動

端

末

設

備

用

利

用

者

証

明

用

電

子

証

明

書

に

移

動

端

末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 記 録 誤 n 等 が あ 0 た旨 及 び 当 該 移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明

書 \mathcal{O} 効 力 が 失 わ れ た旨 を 通 知 L な け れ ば な 5 な

3 機 構 は 第 項 第三号 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ 移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電子 証 明 書 \bar{O} 効力が失わ れたときは

総務省令で定めるところに ょ ŋ 遅 滞 なくその旨を公表 しなけ れ ば ならな

移 動 端 末設 備用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 上失効情! 報 ファ 1 ル \mathcal{O} 作 成 等

第三十五 条 \mathcal{O} 十 五 機構 は、 総 務 省 令で定めるところにより、 移 動 端 末設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 失

効情 報 ジファ イル 定の 時 点に お ** \ て保存されてい る移動端 ||末設備|| 開利 用者 証 明 用電子 証 三明書: |失効 情 報

端 三十五 K 証 十五条の十一 (第三十五条の 末 用 明 書 設 利 条の 備 用 発行者署名符号 者 用 十二 の 証 利 0 明 用 **十**の 規定により保存す 者 用 電子 規定により保 証 規定により保存する移動 明 \mathcal{O} 用 証 漏 電 明 書 えい 子 証 \mathcal{O} 等に係 明 失 存する移 効に 書 る移 失 効 係る情報をい 動 る情報及び第三十 端末設 情 動端末設備 報を 端末設備 電子 備 に作 用利 計算 う。 用 用者 用 利 残を用 以下 五 用 利 これ 用 者 証 条の十三の 同じ。 明用 者 証 を作り 明 証 7 用 明 7 電 子 用 検索することができるように 電 子 \mathcal{O} 証 電 規定により 子証明· 証 明 集合物であって、 書 明 記 か 書に係る利 録 書失効申請等情 誤り等に係 保存する 用 そ 個 者 る情 れ 証 人番 報、 明 5 体 号 報、 用 \mathcal{O} 第三 力 系 移 電 的 第 動 子

保 用 存 電 第四 期 子 +間 証 明 に改 書の 条中 発 め 「第四 行 \mathcal{O} 利 番号」 項 用者 を 証 を加え、 「第 明 用 五. 電子 項」 「及び第二項」 に改 証明書失効情報ファ め、 「特· を 定署名用電子 っか イル」 ら第三項まで」 の 下 に 証 明書 記 「及び対応利用者 に、 録情 報 「及び保存 0 下に 期 証 明 間 用 対応署名 を 電 子 証

第四 + 匝 条第 項中 署名用電子証 明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル」 を (個 明

書

 \mathcal{O}

発行

 \mathcal{O}

番号」

を加い

える。

12

構

成

L

た

ŧ

 \mathcal{O}

を

1

う。

以

下

同

ľ

を定

期

的

成

Ļ

成

Ĺ

た

日

5

政

令で定

8

る

期

間

保

存

な

け

れ

ば

な

5

な

情 ファ お 人 番 報 1 (個 イル」 导力 て 同 フ ア 人 八番号力 イル、 に、 F 用 署 移 動 K 名 個 利 端 人番! 用 用 用 利 電 末 号 子 用 者 設 備 者 証 力 証 証 用 明 明 用 署 書 明 K 用 電 名 用 発 電 子 用 署 行 子 証 名 記 電 用 録 明 子 証 書 電 及び 明 証 書 明 子 移 発 書 証 動 情 失 行 明 書 端 効情 報 記 及び 失効 末 録 及 設 報 情 備 び 利 及 移 用 用署 び 報 動 者 移 端 名 証 動 個 端 用 末 明 人 設 用 末 番 電 設 号 子 備 電 備 力 子 証 用 利 証 明 用 署名 K 書 用 明 発行 者 書 用 署 失効 用 証 記録を 名 電 明 情 子 甪 用 電 電 報 証 子 フ 明 子 1 う。 ア 証 書 証 失 明 1 明 効 書 次条に 書 ル |失効 発 情 行 を 報

動 記 K 端 用 録 を 利 末 設 用 1 う。 者 備 用 証 利 次 明 条 用 用 者 12 電 証 子 お 明 証 1 用 明 7 書失: 電 同 子 効 証 情 明 書 報 失 フ 個 効 ア 人 情 番 1 导力 ル、 報 フ ア 移 F イ 動 端 用 ル 利 末 に 設 用 者 改 備 8 用 証 る。 明 利 用 用 者 電 子 証 明 証 用 明 書 電 失 子 効 証 情 明 報 書 失 効 個 情 人 番 報 号 及 力 び 移

に、 第 加 「署名 + 五. 用 条第 電 子 号 証 中 明 書 署 発 行 名 記 用 録 電 子 を 証 明 個 書 失 人 /効情 番号 力 報 K を 用署: 個 名用 不 人 番号 電 力 子 証 明 ド 書 用署名用 発 行 記 録 電 子 に 証 改 明 め、 書 失効 同 情 号 O報 次

に

次

0

号を加

える。

の 二 \mathcal{O} 記 録 \mathcal{O} 第十 た め 六 É 条 移動 \mathcal{O} + 端 か ら第十一 末設 備 川署名 六 条の 用 十三まで 電 子 証 明 \mathcal{O} 書 規定に 発行 よる移 記 録 を利用する場合 動 端 末 設 備 用 署名用電子証 明 書 失効情 報

第四十五条第三号の二の次に次の一号を加える。

第十八条第四 項 \mathcal{O} 規定による対応署名用電子証明書の発行 の番号の提供のために署名用電子証

明書発行記録を利用する場合

第四 + 五. 条第四 |号中 第十八条第四 項 を 「第十八条第五 項」 に改め、 同 条第五号中 利 用 者 証 明 用 電

子 証 明 書 失効情 報 を 個 人番号力 ド 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証明 書 [失効情! 報 に、 利 用者 証 明 用 電 子 証

明 書 発行 記 録 を 個 人 番号力 F 用 利 用 者 証 明 用 電 子証 明書 発 行 記 録 に改 め、 同 号の 次 に 次 \mathcal{O} 号を

加える。

五. の 二 第三十 五 条の + か ら第三十五 条の 十三まで 0 規定 に ょ 5る移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明

失効情報 \mathcal{O} 記 録 \mathcal{O} ため に移 動 端 末 設 備 用 利 用者証明 用電子 ,証明書章 発行記録を利 用する場合

第四十五条第七号の次に次の一号を加える。

七 の 二 第三十七条第三項 の規定により ·対応利用 用者 証明用電子 証明書の 発行の番号の提供 のため に利用

者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

第四十八条中 「署名用電子証明書」 を 個 人番号力 ド ·用署名用電子証明書」 に、 利用 者証明日 甪 電子

証 明 書 を 個 人番号力 F 甪 利用者証 明 用 電子 証 明 書 に改める。

第五 十条第一 項中 「第四 項 を 「第五 項 に 改 め、 特定署名用電子証明書記録情報」 の 下 に 対応

署名用電子証明書の発行の番号」を加える。

第 五 十一 条第 項 中 又 は第二項」 を か 5 第三項まで」 に、 「又は保存期 間 を 保 存 期 間 に 改

め、 利 用 者 証 明 用 電子 証 明書失効情 報 フ ア 1 ル \mathcal{O} 下 に 「又は 対応 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発 行 \mathcal{O} 番

号」を加える。

第 五 十 二 条第六 項 を同 条第 七 項とし、 同 条第三 項 か ら第一 五. 項 ま で を 項ず 0 繰 ŋ 下 げ、 同 条第 項 中

第十八 、条第四 項 を 「 第 + -八条第 五 項」 に 改 め 同 項 を同 条第 三項とし、 同 条 第 項 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 項 を 加

える。

2 署名 検証者は、 署名 利 用者に係る個 人番号力 K 用署名用電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発行の 番号又は移 `動端· 末 設備

用署名用 電子 証 明 書 0 発 行 \mathcal{O} 番号 O確 認 をするため 必要な範囲内 で、 第十八条第四 項 0 規 定 に ょ り 提 供

を受け た !対応署· 名用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発 行 \mathcal{O} 番号を 利 用 するも のとし、 当 該 対 応 署名日 用 電子 証 明 書 \mathcal{O} 発行 \mathcal{O}

番号の全部又は 部を当る 該 確 認以外 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} ために利用 Ļ 又は提供 ľ てはならな \ <u>`</u>

証 項 5 証 明 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 明 五 用 規 用 規定により提供を受けた保 定に 十三条第 電 電 子 子 より 証 証 明 明 書失効情 書失効情 提供を受け 項 中 「受領した利 報 報 ファ た保 ファ 存期間 存 1 イ 期間 ル ル 用者 を \bigcirc に に !係る利 !係る利! に、 証 に 改 明用電子証明書失効情報等を」 め、 「受領 用 用 者 同 者 **|**条第二 した利 証 証 明用 明 用 項を同条第三項とし、 用 電 電 者 子 子 証 証 証 明 明 明書失効情報又は保存期間 書 用 電子 失効情報 を 証 明 「第三十七条第 又は 書失効情 同 条第 保存期間 報等 項 に係 に係 \mathcal{O} \bigcirc 項又は: 次 に でる利 る利 を 次 第二 用 用 \mathcal{O} れ 者 者

2 号 又 七 該 条第三 利 対 は 用 応 者 移 利 項 動 証 用 $\widehat{\mathcal{O}}$ 端 明 者 規定により 検 末 設 証 証 明 備 者 用 は、 用 電 利 ⁄提供. 子 利 用 証 者 用 を受け 者 明 証 書 証 明 0 用 明 た 発 利 電 行 対 用者に係 子 応利 \mathcal{O} 証 番号の全部 明 用 書 者 る個 \mathcal{O} 証明 発 行 人番号 又は 用 \mathcal{O} 電 番 号の 子 力 部を当該 証] 明 F 確 書 認 用 \mathcal{O} をす 利 発行 確 用 認以 るため 者 \mathcal{O} 証 外 番号を利 明 \mathcal{O} 必 用 要な 目的 電 子 用す 範 証 \mathcal{O} た 囲 明 め るものとし、 内 書 に利 で、 \mathcal{O} 発 用 第三十 行 \mathcal{O} 番 項

を加

え

る。

又は 提供 して は ならな

第六十 七 条第 項 第 号中 署 「名用 T 電子証 明 書」 を 個 人番号カー F 用署名用電子証明書 に改め、 同

号の次に次の一号を加える。

の <u>ニ</u> 第十六条の二第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の 発行に係る事務

第六十七条第一 項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第十八条第四 項の規定による対応署名用電子証 明書 \mathcal{O} 発行 \mathcal{O} 番号の提供に係る事

第六十七 条第一 項第四号中 「第十八条第四 項」 を 第十八条第五項」 に改 め、 同 次に 項 第 五号中 利 用 者 証

明

用

電

子

証

明

書

を

個

人番号力

]

F

用

利

用

者証

明

用

電子

証

明

書

に

改

め、

同

号の

次

 \mathcal{O}

号を加

える。

五 の 二 第三十五条の二第六項 \mathcal{O} 規定に よる移 動 端 末 設 備 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 \mathcal{O} 発 行 に係 る事 務

第六十七 条第 項 第七 号 \mathcal{O} 次に 次 0 号を加 え

七 の 二 第三十七条第三 項 \mathcal{O} 規定に よる対応利 用者 証明用で 電子証明書 $\overline{\mathcal{O}}$ 発行の 番号の提供に係る事

個 人情報の保護に関する法律 \mathcal{O} 部改正)

第五· 十条 個 人情 報 \mathcal{O} 保護に関 する法律 (平成十五年法律第五十七号) の一部を次のように改正する。

目 次中 「第十条」 を 「第十一条」に、 第十一条 -第十三条」を 「第十二条-―第十四条」に、 「第十四

第四 章 個 |人情| 報取 扱 事 業者 \mathcal{O} 義 務等

第一 節 個 人情報取扱事業者等 0 義務 (第十五条 -第三十五条)

務

第二節 仮名加工情報取扱事業者等の義務 (第三十五条の二・第三十五条の

第三節 匿 名加 工 情報取扱事業者等の義務 (第三十六条—第三十九条)

第四 節 監督 (第四十条 --第四十六条

条」

を

「第十五条」

に、

第五

節

民間

団

体による個

人情

報

 \mathcal{O} 保

護 \mathcal{O}

推

進

(第 四

1十七条-

第五十八条)

第六節 送達 (第 五 |十八条の二||第五 十八条の 五

第五 章 個 人情報保護委員会 (第 五 + 九 条 第七十四条)

第六章 雑則 (第七 上五 条 第八十

条)

第七 章 罰 則 (第八十二条 第八十八条)

第四 章 個 人情 報取 扱事業者等 0 義務等

第 飾 総則 (第十六条)

第二節 個 人情 報 取扱事業者及び個 人関連情報取扱 事業者の義務 (第十七条 -第四十条)

第三節 仮 名 加 工情 報取 扱 事 業者等 \mathcal{O} 義務 (第四: 十一 条 第 四 十二条

第四 節 匿 名 加 工情 報 取 扱 事 業者等の 義務 (第四十三条 第四十六条) を

第五節 民間[団体による個人情報の 保護の推進 (第四十七条—第五十六条)

第六節 雑則 (第五十七条 第五· 十九条)

第五章 行政 以機関等 (\mathcal{O} 義務等

第 節 総則 (第六十条)

第二節 行政機関等に おけ える個-人情報等 \mathcal{O} 取 扱 1 (第六十一条—第七十三条)

第三節 個 人情 報 フ ア 1 ル (第七十 -四 条 第七十五条)

第四 節 開 示、 訂 正 一 及 び 利 用 停 止

第 款 開 示 (第七: 十六条 第八十九条)

第二款 訂 正 (第九十条 第九十七条)

第三款 利用停止 (第九十八条 -第百三条)

第四款 審査 請 求 (第百 四条 第百六条)

第五節 行政機関等 匿 名加 工 情報の 提供等 (第百七条 第百二十一条)

第六節 雑則 (第百二十二条—第百二十六条)

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等(第百二十七条—第百四十二条)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督(第百四十三条

第百四十九条

第二款 認定個 人情報保 護団 体 \mathcal{O} 監督 (第百 五. 一十条— 第百五十二条

第三款

行

政

機関等

 \dot{O}

監視

(第百五十三条-

第百

五十七条)

第三節 送達 (第百五十八条—第百六十一条)

第四節 雜則 (第百六十二条—第百六十五条)

第七章 雜則 (第百六十六条—第百七十条)

第八章 罰則(第百七十一条—第百八十条)

に改める。

第一条中 「高度情報通信社会」 を 「デジタル社会」 に、 「明らかにするとともに」 を 「明らかにし」に

「事業者 $\bigcup_{i=1}^{n}$ を 「事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて」 に改め、 「定める」 の 下 に

とともに、 個 「人情報保護委員会を設置する」 を、 「より、」の下に「行政機関等の事務及び事業の適正 か

つ円滑な運営を図り、並びに」を加える。

第二条第 項 第 号中 「第十八条第二項及び第二十八条第一項において」を 「以下」 に改め、 同 条中第

匹 項 から第七項までを削 り、 第八 項を第四項とし、 第九項を第五項とし、 第十項を削 り、 第十 項を第六

項とし、同項の次に次の五項を加える。

7 0 法 律 に お 1 7 個 人 関 連 情 報 とは、 生存する個 人に関 する情報であ いって、 個 人情 報、 仮 名 加工

情 報 及 び 匿 名 加 工 倩 報 \mathcal{O} 1 ず れ に も該当し な V) Ł \mathcal{O} を V う。

8 0) 法 律 に お 1 て 行行 政 機関 とは、 次に掲げ つる機関 を う。

法 律 の規定に基づき内閣 に置 か れ る機関 **(**内 閣 府を除く。) 及び内 閣 \mathcal{O} 所轄 の下に置 か れ る 機 関

内 閣 府、 宮内庁並 びに内閣 府設置法 (平成十 一年法律第八十九号) 第四 十九条第一項及び第二項に

規定する機関 (これらの機関 のうち第四号の政令で定める機関が置か れる機関にあ っては、 当該[·] 政 令

で定める機関を除く。)

三 国家 行 政 組 織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第三条第二項に規定する機関 (第五号の政令で定

8 る機関が置かれる機関にあっては、 当該政令で定める機関を除く。)

兀 内 閣 府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法 (昭和二十二年法律第七十号) 第十六条第

項 \mathcal{O} 機関並 び に内閣府設置法第四十条及び 第五十六条 (宮内庁法第十八条第 項にお ** \ て準 甪 ずる

場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

五

国家行政

組

織法第二

八条の二の施設

等機関及び

同

法第

八条の三の特別

の機関で、

政令で定めるも

9

0) 法 律 に お 1 て 独 立行 政法 人等」 とは、 独立 行 政 法 人通 則法 平 成十一 年法律第百三号)

第一 項に 規定する独 立行 政 法人及び 別 表第 に掲げ る法 人 を 、 う。

10 0) 法律に お 1 「地方独立行政法人」 とは、 地方独立行政法 人法 (平成十五年法律第百十八号) 第

二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この 法 律に お į١ って 「行政機関等」 とは、 次に掲げる機関をいう。

一行政機関

独立行政法人等 (別表第二に掲げる法人を除く。 第十六条第二項第三号、 第六十三条、 第七十八条

第七号イ及びロ、 第八十九条第三項から第五項まで、 第百十七条第三項から第五項まで並びに第百二

十三条第二項において同じ。)

第二条第十二項を削

第三条中 カ んがみ」 を 「鑑み」 に改める。

第四 条中 $\overline{\mathcal{O}}$ つとり、 \mathcal{O} 下 12 国 \mathcal{O} 機 関 独立 一行政法-人等及び事業者等による」 を加える。

第七条第二項第六号中 個 人情 報 取 扱 事 業者、 仮 名 加 工 情 報取 扱 事 業者及び 匿 名 加 工 情 報 取 扱 事 業者 並

びに第五

+

-条 第

項」

を

「第十六条第二

項

E

規定する個

人情報取

扱

事

業者、

同

条第

五.

項

に

規定す

る

仮

名

加

工 情 報 取 扱 事 業者及び 同 条第六項に規定する匿 名 加 工情 報 取 扱事業者 並 び に 第五十一 条 第 項 に改 Ø á.

第四 章 Ò 章 · 名 中 個 人情 報取! 扱事業者」 を 個 人情報取扱事業者等」 に改める。

第四 章 第四 節 を削り る。

第四 章第三節中第三十九条を第四十六条とする。

第三十八条中 「第三十六条第一 項、 行 政 機関 \mathcal{O} 保有する個 人情 報 の保 護に関する法律 (平成十五 年法

第五十八号) 第四十四条の十第一 項 同 条第二項にお いて準用する場合を含む。) 若しくは独立行政法人

む。 等 の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項 「第四十三条第一項若しくは第百十四条第一項 (同条第二項において準用する場合を含む。) (同条第二項において準用する場合を含

に改め、 同条を第四十五条とし、 第三十七条を第四十四条とする。

第三十六条第一 項 中 「以下」の下に「この章及び第六章にお いて」 を加え、 同条を第四十三条とする。

第四章第三節を同章第四節とする。

三条から第二十五条まで、 を 第三十五条の三第二項中 「第四十二条第一項」 に改 第四十条」に、 「第二十三条第五項」 め、 同条第三項中 「第二十条中」を「第二十三条中」に改め、 「第二十条から第二十二条まで、第三十五条」 を 「第二十七条第五項」に、 「第三十五条の三第 第四章第二節中同 を 項

条を第四十二条とする。

第一項及び」を「第二十七条第一項及び」に、 条」を「第十八条」に、 第二十一条」に改め、 第三十五条の二第一項中 「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、 同条第五項中 「以下」の下に「この章及び第六章において」を加え、 「第十九条」を「第二十二条」 「第二十四条第一項」 を「第二十八条第一項」に、 に改め、 同条第四項中 同条第六項中 同条第三項中「第十六 「第十八条」を 「第二

十三条第五項中」を「第二十七条第五項中」に、 「第三十五条の二第六項」を 「第四十一条第六項」に、

「第二十五条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号」を「第二十九条第一項ただし書中「第二十七条

だし書中 「第二十三条第一項各号」を「第三十条第一項ただし書中 「第二十七条第一 項各号」に、 「第二

「、第二十三条第一項各号」を「、第二十七条第一項各号」に、

「第二十六条第一項た

第一項各号」に、

十三条第五 項各号」を「第二十七条第五項各号」に改め、 同条第九項中 「第十五条第二項、 第二十二条の

二及び第二十七条から第三十四条まで」 を 「第十七条第二項、 第二十六条及び第三十二条から第三十九条

まで」に改め、同条を第四十一条とする。

第四章第二節を同章第三節とする。

第四章第一節中第三十五条を第四十条とする。

第三十四条第一項及び第三項中 「第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項」を「第三

十三条第一項、 第三十四条第一項又は第三十五条第一項」 に改め、 同条を第三十九条とする。

第三十三条第一 項 中 「第二十七条第二項」 を「第三十二条第二項」に、 「第二十八条第一項」 を「第三

十三条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

を 十三条第一項」に、 第三十二条第一項中「第二十七条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第二十八条第一項」を「第三 「第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項」に、 「第三十四条」を「第三十九条」に、 「第五十三条第一項」を「第五十四条第一項」に 「第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」

第三十一条中 「第二十七条第三項、第二十八条第三項」を「第三十二条第三項、 第三十三条第三項」

に

改め、

同条を第三十七条とする。

「第二十九条第三項」を 「第三十四条第三項」に改め、 同条を第三十六条とする。

第二十八条」に改め、 を「第二十条」に改め、 第三十条第一項中 「第十六条若しくは第十六条の二」を「第十八条若しくは第十九条」に、 同条第五項中「第二十二条の二第一項本文」を「第二十六条第一項本文」に改め、 同条第三項中「第二十三条第一項又は第二十四条」を「第二十七条第一項又は 「第十七条

同条を第三十五条とし、第二十九条を第三十四条とする。

三項」に、 第二十八条第五項中 「第三十二条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、 「第二十五条第一項及び第二十六条第三項」を「第二十九条第一項及び第三十条第 同条を第三十三条とする。

第二十七条第一項第二号中「第十八条第四項第一号」を「第二十一条第四項第一号」に改め、 同項第三

号中「第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」を「第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項」に

「第三十三条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第二項第二号中「第十八条第四項第一号」

を 「第二十一条第四項第一 号」に改め、 同条を第三十二条とする。

第二十六条の二第一項中 _ (個 人関連情報データベ ー ス 等 (個 人関連情報 (生存する個人に関する情報

を含む であって、 情報 の集合物であって、 個 人情報、 仮名加工情報及び匿 特定 の個 人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体 名加工情報のいずれにも該当しない ものをいう。 以下同じ。)

系的 に構成したものその 他 特定 \mathcal{O} 個 人関連情報を容易に検索することができるように体系的 に 構 成したも

のとして政令で定めるものをいう。 以下この項において同じ。 を事業の用に供している者であって、 第

二条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。)」 を削り、 「限る。以下」を「限る。 以下

二項中「第二十四条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、 この章及び第六章において」に、 「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第一項各号」に改め、 同条を第三十一条とする。 同条第

第二十六条第一項ただし書中 「第二十三条第一項各号」を 「第二十七条第一項各号」に改め、 同条を第

三十条とする。

第二十五条第一項中「第二条第五項各号」を「第十六条第二項各号」に、 「第二十六条の二第三項」 を

「第三十一条第三項」に改め、 同項ただし書中「第二十三条第一項各号」を 「第二十七条第一項各号」 に

改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条第一 項 中 「以下同じ」を「以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ」に、 第

一十六条の二第 項第二号」を 「同号」 に改め、 同条を第二十八条とする。

第二十三条第一項に次の三号を加える。

五 当該 個 人情 報取扱事 ・業者が学術 研究機関等である場合であって、 当該個 人データの 提 供が学術 研究

 \mathcal{O} 成果の 公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合

を除く。)。

六 当該個 人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、 当該個人データを学術研究目的で

提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一 部が学術研究目的である場合を含み、

個 人の 権利 利 .益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (当該個 人情報取扱事業者と当該第三

者が共同して学術研究を行う場合に限る。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、 当該第三者が当該個人データを学術研究目的で

取 り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、

個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

第二十三条第二項ただし書中

「第十七条第一項」

を

「第二十条第一

項

に改め、

同項第一号中

六条第一 項第一号及び第二十七条第一 項 第 一 号 を 「第三十条第一項第一号及び第三十二条第一 項 第 号

一に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条の二第一項ただし書中 他 \mathcal{O} 個 人情 報取扱事業者」 の 下 に 「又は行政 機関等」 を加 え、 同条

を第二十六条とし、 第二十二条を第二十五条とし、 第十八条から第二十一条までを三条ずつ繰り下 う。 る。

第十七条第二項第六号を同項第八号とし、 同項第五号中 「第七十六条第一項各号」を 「学術研究機

第五十七条第一項各号」に改め、 同号を同項第七号とし、 同項第四号の次に次の二号を加える。

五 当該 個 人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、 当該要配慮個 人情報を学術 研 究目

的 で取 り扱う必要が あるとき (当該 要配 [慮個 人情報を取 り扱う目 的 の 一 部が学術研究目的である場合

を含み、 個人の 権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、 当該要配慮個人情報を学術研究

六

目的 で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的 の 一 部が学術研究目的である場

と当該学術研究機関等が 共同 して学術研究を行う場合に限る。)。

人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(当該個人情報取扱事業者

個

第十六条の二を第十九条とする。

第十七条を第二十条とし、

第十六条第三項に次の二号を加 える。

五 当該 個 人情 報 取 扱事 業者 が学 術 研 究機関等である場合であ いって、 当該個· 人情報を学術 研究 0 用 に 供

す る目 的 (以下この章におい 7 「学術 研究目的」 という。) で取り り扱う必要があるとき (当該. 個 人情

報を取 り扱う目的の一 部が学術研究目的である場合を含み、 個人の権利利益を不当に侵害するおそれ

が ある場合を除く。)。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、 当該学術研究機関等が当該個人データを学

術研 究目的で取り扱う必要が あるとき (当該. 個 人データを取 り扱う目的 \mathcal{O} 部が学術研究目的 である

場合を含み、 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第四章第一節 の節名中 個 人情報取扱事業者等」を「個 人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者

」に改め、同節を同章第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 総則

(定義)

第十六条 この章及び第八章にお いて 個 人情報データベ ース等」とは、 個 人情報を含む情報 の集合物で

あ 次に掲げるも \mathcal{O} (利用方法からみて個人の 権利利益を害するおそれが少ないものとして政

定めるものを除く。)をいう。

特定の個 人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

前号に掲げるもののほ か、 特定の個 人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した

ものとして政令で定めるもの

2 この 章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」 とは、 個人情報データベ ス等を

事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人
- 3 の章 にお 1 7 個 人データ」とは、 個 人情報データベ] ス等を構成する個 人情報をいう。
- 4 この 章に おい 7 「保有個 人データ」とは、 個 人情 報取扱 事 業者 が、 開 示、 内 容 \mathcal{O} 訂 正 追 加 又 は 削 除
- そ 0 存 否が ,明ら か になることにより公益その 他の 利益が害されるものとして政令で定めるも O以外 O
- のをいう。

利

用

 \mathcal{O}

停

止

消

去及び

第三者

の提

供

の停止

を行うことのできる権限を有する個

人デー

タで

あ

0

て、

- 5 この章、 第六章及び第七章において 「仮名加工情報取扱事業者」 とは、 仮名加工情報を含む情報 がの集
- 合物であって、 特定の仮名加 工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的 に 構 成
- たもの 令で定めるもの その 他特定の (第四十一 仮 名 加 条第一 工情 報を容易に検索することができるように体系的 項において 「仮名加工情報データベ] ス等」という。 こに構成さ したものとし を事業の用に て政

供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 たも 合物であって、 令で定め この章、 Oそ るも \mathcal{O} 第六章及び第七章において 他 特 \tilde{O} 定の 特定の (第四十三条第一 匿 名加 匿 名加 工情 工情報を電子 報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政 項に お 「匿名加工 į١ 7 計算機を用いて検索することができるように体系的 「匿 一情 名加 報取扱事業者」 工情報デー タベ とは、 ース等」という。 匿名加工情報を含む情報 を事 業 に \mathcal{O} 構 がの集 用 成 に

供

してい

る者をいう。

ただし、

第二項

各号に掲げる者を除

7 令で定めるもの たものその他特定の 合物であって、 の章 第六章 特 定 (第三十一条第一 及び 個 \mathcal{O} 第七章 個 人関連情 人関 連 に 報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとし 情 お 項において「個人関連情報デー 誤報を電 11 7 個 子 計算機を用 人関 連 情 報 いて検索することができるように体系的 取 扱 事 業者」 タベ とは、 ース等」という。 個 人関 連 情 報を含む を事業 情 に \mathcal{O} 構 報 用に て政 成 \mathcal{O} 集

8 0) 章 たおい て 「学術 研究機関等」 とは、 大学その他 の学術研究を目的とする機関若しくは団体又は

それらに属する者をいう。

供

してい

る者をいう。

ただし、

第二項各号に掲げる者を除く。

第三章第四節中第十四条を第十五条とする。

第三章第三節中第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第三章第二節中第十条を第十一条とし、 第九条を第十条とし、 第八条を第九条とし、 同条の前に次の

条を加える。

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第 八条 玉 は、 その 機関 が保有な する個 人情報 \mathcal{O} 適正な取扱いが 確保されるよう必要な措置を講ずるも のと

する。

2 玉 は、 独立行政法人等について、 その保有する個 人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置

を講ずるものとする。

第四十七条第一項中 「個人情報取扱事業者等 (個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同

0) 個 人情報等 (個 人関連情報を除く。 以下この節において同じ。 を 「個· 人情報取 扱 事 業者、 仮

う。 名 加 工 膏 0) 個 :報取 人情報、 扱事業者又は匿名加 仮名加工情 報又は匿 工情報取扱事業者 名加工情報 (以下この章にお (以下この章において いて 個 個 人情報 人情報等」 取 扱事 という。)」に 業者等」とい

120

改め、 同項第一号中「以下」の下に「この節において」を加え、 「第五十二条」を「第五十三条」 に改め

る。

第四十八条第二号及び第三号ロ中 「第五十八条第一項」を「第百五十二条第一項」に改める。

第五十六条を削り、 第五十五条を第五十六条とし、 第五十四条を第五十五条とする。

第五十三条第一 項 中 「以下」の下に「この節及び第六章にお いて」 を加え、 同条を第五十四条とし、

第

五十二条を第五十三条とする。

第五十一 条第 項中 「第五十三条第四 項 を 「第五十四条第四 [項 に改め、 同条を第五十二条とする。

第五十条第一項中 「以下」の下に 「この節及び第六章において」を加え、 同条を第五十一条とする。

第四十九条の二第一項中 「第五十八条第一項第五号」を「第百五十二条第一項第五号」に改め、 同条を

第五十条とする。

第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

(適用除外)

第五十七条 個 人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、

その個 人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的で

あるときは、この章の規定は、 適用しな

放送機関、 新聞社、 通信社その他 この報道 機関 (報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供

する目的

著述を業として行う者 著述 の用に供する目的

三

宗教

団体

宗教活動

(これに付随する活動を含む。

の用

に供する目的

兀 政 治 団体 政治活 動 (これに付随する活動を含む。 \mathcal{O} 用 に 供 する目

2 こと(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。) 前項第 一号に 規定する 「報道」 とは、 不 -特定か つ多数の 者 に対し て客観 的 事実を事実として知らせる

をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、 個人データ、仮名加 工情報又は匿名加工情報の安全管

理のために必要かつ適切な措置、 個人情報等の 取扱 いに関する苦情の処理その他 **の** 個 人情報等の 適 正 な

取 扱い を確保するために必要な措置を自ら講じ、 カュ つ、 当該措置の内容を公表するよう努めなけれ ばな

らない。

(適用の特例)

第五十八条 個 ||人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち別表第二に掲げる法人については

第三十二条から第三十 九条まで及び第四 節 の規定は、 適用しな

2

独立行

政法

人労働者健

康安全機構が行う病院

医

療法

昭

和二十三年法律第二百五号)

第一

条

Ö)

五.

第

項に規定する病院をい . う。 第六十六条第二項第三号並びに第百二十三条第 項及び第三項に お 1 7 同

0) 運営 \mathcal{O} 業務に おける個 人情 報、 仮名加 工情 報 文は 個 人関連 情報 \mathcal{O} 取 扱 1 に つ 7 て は 個 人情 報

取 扱 事 業者、 仮 名 加 工 情 報 取 扱 事 業者 文は 個 人関 連 情 報 取 扱事 業者 12 よる個 人情 報、 仮 名 加 工 情 報 又 は

第六章から第八章までの規定を適用する。

個

人関

連

情

報

 \mathcal{O}

取

扱い

とみなして、

この

章

(第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。

第四章第六節を削り、第五十七条の前に次の節名を付する。

第六節 雑則

第八十八条第 号中 「第二十六条第二項 (第二十六条の二第三項」 を 「第三十条第二項 (第三十一

三項」 に、 「第五· 十五条」 を 「第五十六条」 に改め、 同条第二号中 「第五十条第一項」 を 第五十一 条第

及び

一項」に改め、同条に次の一号を加える。

 \equiv 偽りその 他不正の手段により、 第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報 の開示

を受けた者

第八十八条を第百八十条とする。

第八十七条第 項第一号中「第八十三条及び第八十四条」 を 「第百七十三条及び第百七十四条」

に改め

同 項 第二号中 「第八十五条」 を 「第百七十七条」 に改 め、 同 条を第百七十九条とする。

第八十六条中 「第八十二条及び第八十四 · 条 を 「第百七十 条、 第百七十二条及び第百七十四 条 か ら第

百七十六条まで」に改め、同条を第百七十八条とする。

第八十五条第一号中 「第四十条第一項」 を 「第百四十三条第一項」 に改め、 同条第二号中 「第五十六条

」を「第百五十条」に改め、同条を第百七十七条とする。

第八十四条中 「第八十七条第一項」を 「第百七十九条第一項」に改め、 同条を第百七十四条とし、 同条

の次に次の二条を加える。

第百七十五条 第百七十一 条に規定する者が、 その業務に関して知り得た保有個 人情報を自己若しくは第

三者の不正な利益を図る目的で提供し、 又は盗用したときは、一 年以下の懲役又は五十万円以下 の罰金

に処する。

第百七十六条 行政機関等の職員がその職 権を濫用して、 専らその職務の用以外の 用に供する目的 で個人

 \mathcal{O} 秘 密 に属す うる事 項が 記 録され た文書、 図 画又は電磁的記 録 を収集したときは、 年 以下 の懲役 文は 五.

十万円以下の罰金に処する。

第八十三条中 「第四十二条第二項」 を 「第百四 十五条第 二項」 に改め、 同条を第百七十三条とする。

第八十二条中 「第七十二条」 を 「第百 匹 1十条」 に改え め、 同 条を第百七十二条とし、 第七章中 同 条 \mathcal{O} 前 に

次の一条を加える。

第百七十一 条 行 政 人機関等 の職員若 しくは職員であった者、 第六十六条第二項各号に定める業務若しくは

第七十三条第五 「項若しくは第百 十九条第三項の 委託を受けた業務に従事している者若しくは従事 てい

た者又は行政 機関等にお 7 て個 人情報、 仮 名加 工情報若 しくは匿名 加 工 一情報の1 取 扱 7 、に従事 して る派

遣労働者若しくは従事 して 1 た派遣労働者が、 正当な理 由 が ない のに、 個 人の 秘密に 属する 事 項 が 記 録

された第六十条第二項第一号に係る個 人情報ファイル (その全部 又は 部を複製し、 又は 加工し たもの

を含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七章を第八章とする。

第六章中第八十一条を第百七十条とする。

第八十条中 「行政 機関 (法律 の規定に基づき内閣に置かれる機関 (内閣府を除く。) 及び内閣 の所轄の

下に置 か れる機関 内閣 府、 宮内庁、 内 閣 府設置法第四十九条第一 項及び第二項に規定する機関並 び に 玉

家行政 組 織 法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第三条第二項に規定する機関をいう。 の長」 を 行行 政 機

二を第百六十八条とし、 第七十八条を第百六十七条とし、 第七十六条及び第七十七条を削 関

 \mathcal{O}

長

(会計:

検査院長を除く。)」

に改め、

同条を第百六十九条とし、

第七十九条を削

り、

第七

十八

条

第七十五条中 人情報取扱事業者等」を 人情報取扱事業者、 仮名加

「個·

工情報取扱事業者

匿

名加工

個

情報取 扱事業者又は個人関連情報取扱事業者」に改め、 同条を第百六十六条とする。

第六章を第七章とする。

第五 章中第七十四条を第百四十二条とし、 同条の次に次の三節を加える。

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第百四十三条 委員会は、 第四章 (第五節を除く。 次条及び第百四十八条において同じ。) の規定 の施行

に 必要な限度にお いて、 個 人情 報 取扱事業者、 仮名加工情 報取 扱事 ·業者、 匿名加工 情 報 取 扱 事 業者又は

個 人関 連 情 報取扱事業者 (以下この款に お 1 7 個 人情報取扱事業者等」 という。 その 他 \mathcal{O} 関係 者に

対 個 人情報、 仮 名 加 工情 報 匿 名 加 工 情 報 又は 個 人関連情 報 (以下この款及び第三款 に お 1 て 個

人情 報等」 という。 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関 必 要な報告若 しく は 資料 \mathcal{O} 提 出 を求 め、 又は そ \mathcal{O} 職 員 に、 当 該

個 人情 報 取 扱事 業者等そ 0) 他 \mathcal{O} 関 係 者 \mathcal{O} 事 務所その 他 必要な場 所に立ち入ら せ、 個 人情 報 等 \mathcal{O} 取 扱 1

関 質問させ、 若しくは帳 簿書 類その 他 (T) 物 件を検査させることができる。

2 前 項 0 規定により立入検査をする職員 は、 その身分を示す証明書を携帯 Ĺ 関係人の請求があ ったと

きは、これを提示しなければならない。

3 第 項 \hat{O} 規定による立入検査 一の権限 は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

に

第百四十四条 委員会は、 第四章の規定の施行に必要な限度において、 個人情報取扱事業者等に対し、 個

人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第百四十五条 条 書 12 カン 項及び第四項 より読 $\bar{\phi}$ ら第二十六条まで、 (第 一 規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三 項 項 み替えて適用する場合を含む。)、第二十八条、 $\widehat{\mathcal{O}}$ (第五項において準用する場合を含む。)を除く。)、第三十四条第二項若しくは第三項 の規定を第四十一 規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十条(第二項を除き、 委員会は、 第二十七条 個人情況 条第四页 報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条 (第四 項 項 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、 を除き、 第五項及び第六項 第二十. 九条 の規定を第四十一条第六項 (第 一 項ただし書 \mathcal{O} (第一項、 第一項ただし 規定を第四 第二十三条 0 規 定

項を除る

若しくは第四十三条

(第六項を除く。)

の規定に違反した場合、

個

人関連情

報

取扱事

(第一項、

第三項及び第五項を除く。)、

第三十八条第二項、

第四十一条

(第四項及び第五

が第三十一条第一項、

同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第

三項に 四十一 取 は 六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは 第四 当 該 + 個 条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加 業者が第四十二条第一項、 おいて読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、 ·五条 人情 \mathcal{O} 報 取 規定に違反 扱事 業者等 した場合に に対 同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは 当該違反行為 お V て個 人の 権利利的 \mathcal{O} 中 止その他違反を是正するために必要な措置をと 益を保護するため 工情 報取 扱 必要が 事業者が第四十 あ ると認めるときは 仮名加 匹 条若しく 工情報 第

2 個 る措置をとらなかった場合にお 人情 委員会は、 報 取 扱事業者等に対し、 前 項の 規定による勧告を受け その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 いて個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、 た個 人情報取扱事業者等が 正当な 理由がなくてその勧告に係 当該

るべ

を勧告することができる。

第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、 から第二十六条まで、 委員会は、 前 二項の 規定にか 第二十七条第一項、 か わらず、 個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、 第二十八条第一項若しくは第三項、 第二項若しくは第五項の規定に 第四十一 条 第 項 か

3

個 同 用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、 11 くは第八項の 違反した場合、 て 条第三項にお 人情 個 報 人 取 \mathcal{O} 扱 重大な権利利 事 規定に違反した場合又は匿 個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準 業者等 7 て読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一 に対 益を害する事 Ļ 当該: 違 実が 反行為の 名加工情報取扱事業者が第四十五 あるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、 中 仮名加 止その他違反を是正するため 工情報取扱 事業者が第四十二条第一項若しくは 条の規定に違反 に必要な措置をとるべ 条第七 した場合に 当該 き お

4 その命令に違反したときは、 委員会は、 前 項 \mathcal{O} 規定による命令をした場合において、 その旨を公表することができる。 その命令を受けた個人情報取扱事業者等が

ことを命ずることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十六条 求、 立入検査、 委員会は、 指導、 助言、 前三条 勧告 の規定により個 又は命令を行うに当たっては、 人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料 表現の自由、 学 問 の自由、 信教 - の提 の自 出 0 要 由

及び

政治活動の

自由を妨げてはならない。

前 項 の規定の趣旨に照らし、 委員会は、 個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者(

2

それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する

行為については、 その権限を行使しないものとする。

権 限 低の委任)

第百四 十七 条 委員会は、 緊急か つ重点的に個人情報等の適 正な取扱いの確保を図る必要があることその

告又は 他 (T) 政 令で定める事 条第二項若しくは 情 が あるため、 第三項 規定による命令を効果的に行う上で必要が 個 人情 報取 扱事業者等に対 第百四 十五条第 あると認め 項 \mathcal{O} るときは 規 定によ る勧 政

同

0

令で定めるところにより、 第二十六条第 項、 第百四十三条第一 項、 第百 五 十九条におい て 読 み替えて

準用する民事 訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第九十九条、 第百 ___条、 第百三条、 第百一 五条、 第百六条

第百八条及び第百九条、 第百六十条並びに第百六十一条の規定による権限を事業所管大臣に委任する

ことができる。

2 事 業所管大臣は、 前項の規定により委任された権限を行使したときは、 政令で定めるところにより、

その結果について委員会に報告するものとする。

よる権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める 事業所管大臣は、 政令で定めるところにより、 第一項の規定により委任された権限及び前項の規定に

3

- 部 局 又は機関の長に委任することができる。
- 4 係るものに限り、 内 閣 総理大臣 丘は、 政令で定めるものを除く。) 第一 項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限 を金融庁長官に委任する。 (金融庁の所掌に
- 5 証券取 金 融庁 引等監視委員会に委任することができる。 長官は、 政令で定めるところにより、 前項 \mathcal{O} 規定により委任された権限について、 その一 部を
- 6 証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することが 金融庁長官は、 政令で定めるところにより、 第四 項の規定により委任された権限 (前 項の 規定に より

できる。

- 7 財務局長又は財務支局長に委任することができる。 証券取引等監視委員会は、 政令で定めるところにより、 第五項の規定により委任された権限の一 部
- 8 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、 証券取引等監視

委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9 第五項 の場合におい て、 証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求 (第七項の規定によ

V) 財 務局 長又は 財 務支局長が行う場合を含む。) についての審 査 請求は、 証券取引等監視委員会に対

てのみ行うことができる。

(事業所管大臣の請求)

第百四 一十八条 事 業 所管大臣 は、 個 人情 報取 扱事 ,業者等に第四章 \mathcal{O} 規定に違反する行為があると認めると

きその 他 個 人 情 報 取 扱 事 業者等 に よる 個 人情 報 等 \mathcal{O} 適 正 な 取 扱 V を 確 保するため É 心要が あ ると認 め る

ときは、 委員会に対し、 この 法律 \mathcal{O} 規定に 従 1 適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(事業所管大臣)

第百四十九条 この 款の規定に おける事業所管大臣は、 次のとおりとする。

個 人情報取扱 事業者等が行う個 人情報等の 取扱 1 のうち雇 用管理に関 するものについては、 厚生労

働大臣 船 員 \mathcal{O} 雇 用管理に関するものに つい ては、 国土交通大臣 及び当該 個 人情 報 取 扱 事 業者

行う事業を所管する大臣 国家公安委員会又はカジ ノ管理委員会 (次号におい . て 「大臣等」 という。

個 人情報取扱事業者等が行う個人情報等の 取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、

当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(報告の徴収)

第百 五十条 委員会は、 第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、 認定個一 人情報保護団体に対し

認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第百五十一 条 委員会は、 第四 章 第五 節 \mathcal{O} 規定の 施行に必要な限度において、 認定個 人情 報 保護団 体 に 対

認定業務の 実施 の方法の改善 個 人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずる

ことができる。

(認定の取消し)

第百五十二条 委員会は、 認定個 人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、 その認定を取

り消すことができる。

- 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
- 四前条の命令に従わないとき。
- 五 不正 の手段により第四十七条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定又は第五十条第一 項 の変更の認定を受けたとき。
- 2 委員会は、 前 項 \mathcal{O} 規定によ り 認定を取 ŋ 消したときは、 その旨を公示しなければならな

弗三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十三条 委員会は、 前章 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、 行政機関

の長等 (会計検査院長を除く。 以下この款において同じ。)に対し、 行政機関等における個 人情 報等の

取 扱い に 関する事務の実施状況について、 資料の提出及び説明を求め、 又はその職員に実地調査をさせ

ることができる。

(指導及び助言)

第百五十四条 委員会は、 前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、 行 政 機関

の長等に対し、 行政機関等における個 人情報等の取扱いについて、 必要な指導及び助言をすることが

きる。

(勧告)

第百 五十五条 委員会は、 前 章 0 規定 \mathcal{O} 円滑な運用を確保するため必要が あると認めるときは、 行政 機関

 \mathcal{O} 長等に対し、 行 政 機 関等に お け る個 人情 報等 \mathcal{O} 取 扱 1 に つい て勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十六条 委員 会は、 前 条 \mathcal{O} 規定に より 行政 機 関 \mathcal{O} 長等 に対 勧告をしたときは、 当該 行政機関 の長

等に対し、 その 勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百五十七 条 第百四十六条第一 項の規定の趣旨に照らし、 委員会は、 行政機関 の長等が第五 十七条第一

項各号に掲げる者 (それぞれ当該各号に定める目的で個 人情 報等を取り扱う場合に限る。) に対して個

人情報等を提供する行為については、 その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第百五十八条 第百四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出 \mathcal{O} 要求、 第百四十五 項の

規定による勧告若 しくは同 条第二項若しくは第三項 の規定による命令、 第百五十条の 規定に よる報 告 \mathcal{O}

員会規則で定める書類を送達して行う。

徴収、

第百

五十

条の

規定による命令又は第百五十二条第

項の規定による取消

しは、

個

人情

報保

護

委

2

第百

匝

十五条第二項若

しくは第三項若しくは第百

五.

十

条の規定による命令又は第百

五十二条第

項

 \mathcal{O} 規定に よる取り 消 しに係る る行政手 続法 伞 成五年法律第八十八号) 第十五 条第 項又は第三十 条 \mathcal{O} 通 知

は 同 法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。 この場合におい て、 同法 第十

五 条第三項 (同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定は、 適用 しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第百五 十 九 条 前 条の 規定による送達については、 民事訴訟法第九十九条、 第百 条、 第百三条、 第百五

条、 第百六条、 第百八条及び第百九条の規定を準用する。 この場合におい て、 同法第九十九条第一 項中

「執行官」とあるのは 個 人情報保護委員会の職員」と、 同法第百八条中 「裁判長」とあり、 及び同法

第百九条中 「裁判所」 とあるのは 個 人情報保護委員会」 と読み替えるものとする。

(公示送達)

第百六十条 委員会は、 次に掲げる場合には、 公示送達をすることができる。

送達を受けるべき者の住所、 居所その他送達をすべき場所が れ な 1

知 場 合

外 国

(本邦

の域外に

ある国又は地

域をいう。

以下同じ。

) に おい

てすべき送達について、

前条に

お

1 て読 み替えて準 一用す る民 事 訴 訟法第百八条の規定によることができず、 又はこれによっても送達

することができないと認めるべ き場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した

後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない · 場合

2 公示送達は、 送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲

示することにより行う。

3

公示送達は、 前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、 その効力を生ず

4 外 国に おいてすべき送達についてした公示送達にあっては、 前項の期間は、 六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第百六十一 条 委員会の 職員が、 情報通 信技術を活用した行政の推進等に関する法律 平 成十四年 -法律第

百 五十一号) 第三条第九号に規定する処分通知等であ って第百 五. 十八条の 規定により 書類を送達 て行

うこととしてい るものに関 する事務を、 同 法第七条第 項 の規 定に より 同法第六条第 項 に 規 定 する 雷

子 情報処 理 組 織 を使用 L て 行 ったときは、 第百 五. 十 九 条 に お 1 て読 み替えて準 用す る民 事 訴 訟法 第 百

理組 織 を使用して委員会の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。) に備えられたファ 1 ル に 記 録

しなければならない。

条の

規定による送達に関

ける事

項

を記

載

Ü

た書

面

の作

成

及び提出に代えて、

当該

事

項

を当

該

電

子

情

報

処

第四節 雑則

(施行の状況の公表)

第百六十二条 委員会は、 行政機関の長等に対し、 この法律 の施行の状況について報告を求めることがで

きる。

2 委員会は、 毎年度、 前項の報告を取りまとめ、 その概要を公表するものとする。

(国会に対する報告)

第百六十三条 委員会は、 毎年、 内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとと

もに、その概要を公表しなければならない。

(案内所の整備)

第百六十四 条 委員会は、 この法律の円滑な運用を確保するため、 総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第百六十五条 この法律に規定する委員会の権限及び第百四十七条第一項又は第四項の規定により事 業所

管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、 政令で定めるところにより、 地方公共団体の

長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第七十三条を第百四十一条とし、 第六十九条から第七十二条までを六十八条ずつ繰り下げる。

第六十八条第四項中 「第六十五条第四号」 を「第百三十三条第四号」に改め、 同条を第百三十六条とし

第六十七条を第百三十五条とし、 第六十四条から第六十六条までを六十八条ずつ繰り下げる。

第六十三条第四項中 「特定個人情報が利用される」 を削り り、 同条を第百三十一条とし、第六十二条を第

百三十条とする。

第六十一条第二号中 個 人関連情報取扱事業者における個 人関連情報の 取扱い」 を削り り、 並 び に 個

情 人情報 報 \mathcal{O} 保 取 扱 護に関する法律第 事業者及び」 を 二条第 個 人情報 項 に 規定する行政 取扱事業者及び」 機関 に、 を 並 「に関する監督 び に 個 人 関 連 情 行政 報 機関 取 扱 事 \mathcal{O} 業者 保 有する に お 個 け る 人

個 人関 連 情報 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関する監 督、 行 政 機 関 等」 に、 同 条第 九 項 に規定す える行 政 機 関 非 識 别 加 工 情 報

名 加 工情報 匿 名 加 工情報及び個 人関連情 報 に改め、 独立行 政法人等における独立行 政法 人等 Ö) 保

同

1条第十

項

E

規定する行

政

機

関

非

識

別

加

工情報ファイ

ル

を構

成するものに

限

る。

を

個

人情

報

仮

有する個 1人情報 \mathcal{O} 保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法 人等非 識 別 加 工 情 報 (同 条第 + 項

に 規定する独立行 政 法人等非識 別 加 工情! 報ファイルを構成するものに限る。 \mathcal{O} 取 扱 7 に関する監督」

削 り、 同 条第四号中 第六十三条第四 項において同 じ を削 ŋ 同 条を第百二十九条とする。

第六十条中 「委員会は、 の 下 に 「行政機関等の 事務及び事業の適 正 カン つ円滑な運営を図り、 並びに」

を加え、 同条を第百二十八条とし、 第五十九条を第百二十七条とし、 同条の前に次の節名を付する。

第一節 設置等

第五章を第六章とする。

第五十八条の次に次の一条及び一章を加える。

(学術研究機関等の責務)

第五 + 九 条 個 人情 報取扱事業者である学術研究機関等は、 学術 研 究目的 で行う個 人情報の 取 扱 7 に

該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

この法律の

規定を遵守するとともに、

その

適正を確

保するために必要な措置を自ら講じ、

か

当

つ

V

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章にお いて 「保有個人情報」 とは、 行政機関等の職 員 (独立行政法 人等に . あ

ては、 その役員を含む。 以下この章及び第八章において同じ。) が職務上作成し、 又は取得した個 人情

 \mathcal{O} 報であって、 をいう。 ただし、行政文書 当該行政機関等 の職員が組織的 (行政機関 の保有する情報の公開に関する法律 に利用するものとして、 当該行政機関等が保有しているも (平成十一年法 律第四十二

号。 以下この章において 行行 政機関情 報公開法」 という。) 第二条第二項に規定する行政文書を

又は法 人文書 (独立行 政法人等の保有する情況 報 の公開に関する法律 (平成十三年 -法律第 百 匹 一十号。 以

下この章にお 1 7 「独立. 一行政法 人等情報公開法」 という。 第二条第二項に規定する法人文書 (同 項 第

四号に掲げるものを含む。 をいう。 (以下この章におい て 「行政文書等」という。 に 記 録 され

いるものに限る。

2 0) 章 及び 第 八 で章に、 お į, 7 「個人情 報ファイル」 とは、 保有個· 人情報を含む情報の集合物であって、

次に掲げるものをいう。

定の事 務 \mathcal{O} 目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができ

るように体系的に構成したもの

より特定の 前号に掲げるもの)保有個-人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの 0 ほ か、 定の 事 務の 目的を達成するために氏名、 生年月日、 その他 の記述等に

3

この章におい 7 「行政機関等匿名加工情報」 とは、 次の各号のいずれにも該当する個人情 報ファイル

を構 成する保有個 人情報 の全部 又は 一部 (これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不 開 示

情報 (同 条第一 号に掲げる情報を除 き、 同条第二号ただし書に規定する情報を含む。 又は 独立 行 政 法

人等 情報 公開 法 :第五条に規定する不開 示 情 報 同 条第一号に掲げる情報を除 き、 同 条第二号ただし書に

規定する情報を含む。 が含ま れて V) るときは、 これらの 不 開 示 情報に該当する部分を除く。 を加 工

て得ら ħ る匿 名加 工 情 報 を 1 う。

る個 第七 人情 十五 報 条第二項 ア ル 簿 各号 に掲 \mathcal{O} 載 1 ず L ないこととされるも ħ か に該当するも \mathcal{O} 0) 又 で は 同 ないこと。 条第三 項 \mathcal{O} 規定により 同 条第 項 E 規 定す

フ

イ

行政 機関 情報 公開 法第三条に規定する行政機関 \mathcal{O} 長又は 独立 行 政法人等情報公開法第二条第一 項に

規定する独立 行政法人等に対 Ĺ 当該 個 人情報ファ イルを構成する保有個 人情報が記録され てい る行

政 文書等の 開 示 \mathcal{O} 請 求 (行政 機関情 報公開法第三条又は独立行政法人等情報公開法第三条 の規 定に ょ

る 開 示 \mathcal{O} 請 求 をい . う。 が なあっ たとしたならば、 これらの者が次の いずれかを行うこととなるもので

あること。

1 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一 部を開示する旨の決定をすること。

行 政 機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項又は独立行政法人等情報公開法第十四条第

口

項若しくは第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政 機関等の 事務及び事業の適正 か つ 円滑な運営に支障 \mathcal{O} 7 範囲 内で、 第百十四条第 項 の基

な

準

に従 い、 当 該 個 人情報ファ 1 ル を構 成する保有個 人情報を加工して匿名加工情報を作成することが

きるものであること。

4

この 章 にお 1 て 行 政 機関等 匿 名加 工 情報ファイル」 とは、 行政機関等匿名加工情報を含む情報 \mathcal{O}

合物であって、 次に掲げ るも 0) を う。

特定の行政機関等匿名加 工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成し

たも

前号に掲げるもののほか、 特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体

系的 に 構成したものとして政令で定めるもの

第二節 行政機関等における個 人情報等の 取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等 は 個 人情報を保有するに当たっては、 法令の定める所掌事務又は業務を遂行す

るため必要な場合に限り、 か つ、 その利用目的をできる限り特定しなければならない。

行政 機 関等は、 前項の 規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、 個 人情報を保有

してはならない。

2

3 行 政 機 関等は、 利用 目的、 を変更する場合には、 変更前 の利用目的と相当の関連性を有すると合理的

認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政 八機関等 は、 本人から直接書面 (電磁的記録を含む。) に記録された当該本人の個 人情報

を取得するときは、 次に掲げる場合を除き、 あらかじめ、 本人に対し、 その利用目的を明示 しなければ

ならない。

人の生命、 身体又は財産 の保護のために緊急に必要があるとき。

利用目的を本人に明示することにより、 本人又は第三者の生命 身体、 財産その他の権利利益を害

に

するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、 国の機関、 独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行

政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

兀 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政 の機関の 長 (第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、 その機関ご

とに政令で定める者をいう。 以下この章及び第百六十九条におい て同じ。) 及び 独立行政 法 以下

るおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。 この章及び次章 上におい て 「行政機関の長等」という。)は、 違法又は不当な行為を助長し、 又は誘発す

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、 利用目的 の達成に必要な範囲内で、 保有個· 人情報が過去又は現在 の事実

と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置

第六十六条 行政機関の長等は、 保有個人情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報 の安

全管理のために必要か つ適切な措置を講じなければならない。

次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個

人情報の取

扱

いに

0 7 て準 用する。

2

前

項

 \hat{O}

規定は、

行政 機関等から個 人情報 の取扱い の委託を受けた者 当該委託を受けた業務

別表第二に掲げる法人 法令に基づき行う業務であって政令で定めるも \mathcal{O}

三 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営の業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で

定めるもの

兀 前三号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受け

た者 当該委託を受けた業務

、従事者の義務

第六十七条 個 人情報の 取扱い に従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、 前条第二項各号に

定め る業務に従事 してい 、る者若、 しくは従事 してい た者又は行政機関等に お į, . て個. 人情 報 \mathcal{O} 取 扱 に 従

7 る派遣労働者 (労働者) 派 遣 事業 \mathcal{O} 適 正 な運営の 確 保及び 派遣労働 者 $\overline{\mathcal{O}}$ 保護等に関する 法 律 昭昭 和

六十年 法律第八十八号) 第二条第二号に規定す る派遣労働者をいう。 以下この章及び第百 七 + -条に お

11 て同 ľ 若しくは従事 L 7 1 た派 遣労働者は、 その 業 務 に関 L 7 知り得た個 人情報の 内容をみだり

(漏えい等の報告等)

に

他

人に

· 知ら

せ、

又は

不当なら

目

的

だ利

用

L

ては

なら

な

第六十八 条 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等 は、 保有個 人情 報 \mathcal{O} 漏 え V. 滅 失 毀損 その 他 \mathcal{O} 保有 個 人情 報 \mathcal{O} 安 全 \mathcal{O} 確 保

に 係 る事 態で あ つ 7 個 人の 権 利 利益を害するおそれが大きい ものとして個 人情報保護委員会規則 で定め

るも のが生じたときは 個 人情 報保護委員会規則で定めるところにより、 当該事態が生じた旨を個 人情

報保護委員会に報告しなければならない。

2

により、

当該

事

能が生じた旨を通

知し

なければならない。

ただし、

次の各号の

いずれかに該当するとき

前 項 E 規定する場合には、 行 政 機関 \mathcal{O} 長等は、 本人に対し、 個 人情 報保護委員会規則で定めるところ

は、この限りでない。

本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置

をとるとき。

当該保有個 人情報に第七十八条各号に掲げる情報のい ずれかが含まれるとき。

、利用及び提供 \mathcal{O} 制限

第六十九条

行政

機関の長等は、

法令に基づく場合を除き、

利用目的以外の目的のために保有個

人情報を

自ら利用し、

又は提供

しては

ならない。

2 前項 \mathcal{O} 規定に かかわらず、 行政機関の 長等は、 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 利用

目的以外の目的のために保有個 人情報を自ら利用し、 又は提供することができる。 ただし、 保有個 人情

報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、 又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益

を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する

場合であって、 当該保有個人情報を利用することについて相当の理 由 が あるとき。

 \equiv 他 の行政機関 独立行政法 人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場

合にお いて、 保有個 人情 報 \mathcal{O} 提供を受ける者が、 法令の定める事 務又は業務の遂行に必要な限度で提

供に係る個 人情! 報を利用 Ļ か つ、 当該 個 人情 報 を利用することについ 7 相当 $\overset{\cdot}{\mathcal{O}}$ 理 曲が あ

几 前三号に掲げる場合 $\overline{\mathcal{O}}$ ほ か、 専ら 統 計 \mathcal{O} 作 成又は学術 研究 $\overline{\mathcal{O}}$ 目 的 \mathcal{O} ため に保有知 個 人情 報を提供 ける

本人以外 \mathcal{O} 者 に 提供、 することが . 明ら カン に本 人の 利 益 になるとき、 その 他保有個 人情 報 を提 供

ることについて特別の理由があるとき。

3 前 項 0) 規定 は、 保有 個 人情 報 \mathcal{O} 利 用 又は 提 供 を制 限す Ź 他 0 法令 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 を妨げる t ので は な

行 政 機 関 \mathcal{O} 長等 は 個 人の 権 利 利 益を保護す るため特に必要が あると認めるときは、 保 有 個 人 情 報 \mathcal{O}

4

利 用 目 的 以外 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} ための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限る

ものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政 人機関 の長等は、 利用 目的 \mathcal{O} ために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、

はその 保有 対 個 漏えい 提供に係る個人情報について、 人情報を提供する場合において、 の防止その 他の個 人情報 その い適切が 必要があると認めるときは、 利用の目的若しくは方法 な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとす の制限その他必要な制限を付 保有個人情報の提供を受ける者に 又

(外国にある第三者への提供の制限)

る。

第七 一 条 行政 機関 \mathcal{O} 長等 は、 外 国 本 邦 \mathcal{O} 域 外にある国又は地域をいう。 以下この条に お 1 て 同

度を有してい る外国として個 人情 報保 護 委員会規則で定め るも \tilde{O} を除 以下この 条に お 1 て 同

一項に規定する個 人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置 (第三項 に お 1 7

に

ある第三者

(第十六条第三項に規定する個人データの取

扱い

について前章第二節

 \mathcal{O}

規定に

より

同

条第

個

人の

権

利

利

益を保護

護する

る上

一で我

が

国と同

等の

水準

に

あ

ると認っ

め

5

れ

る個

人情

報

 \mathcal{O}

保

護

に

. 関

する制

相 当措置」 という。 を継ば 続的に講ずるために必要なものとして個 人情報保護委員会規則 で定め る基

準に適合する体 制を整備 してい る者を除く。 以下この項及び次項において同じ。) に利用り 目 的 以外 \mathcal{O} 目

的 のために保有個 人情報を提供する場合には、 法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる

場合を除くほか、 あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政 機関 の長等は、 前項の規定により本人の 同意を得ようとする場合には、 個 人情報保護委員会規 魺

ずる個 人情 報 \mathcal{O} 保護 \mathcal{O} ため の措置その 他当該本人に参考となるべき情報を当 該本人に提供 しなけ れ ば な

で定めるところにより、

あらかじめ、

当該外国における個

人情

報

の保護に関する制度、

当該第三者が

講

らない。

3 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等は、 保有個 人情報を外国にある第三者 第一 項に 規定する体制を整 備 L てい る者 に 限

に 利 用 目的 以 外 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} た 8 に 提供 した場合に は 法 . 令に基づく場合及び第六十九 条第 項 第四

· 掲 げ る場合を除く ほ か、 個 人情 報保護委員会規則で定めるところにより、 当 該 第三者に よる 相 当措

本人の求めに応じて当該必要な措置

に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

置

. (T)

継

続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十二条 行政 機関 0 長等は、 第三者に 個 人関 連情報を提供 する場合 (当該第三者が当該 個 人関 連 情 報

を個 人情報として取得することが想定される場合に限る。 にお いて、 必要があると認めるときは、 当

該第三者に対し、 提供に係る個 人関連情報について、 その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な

制限を付し、 又はその漏 えい の防止その 他 \mathcal{O} 個 人関連情報 の適切な管理 のために必要な措置を講ずるこ

とを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十三条 行政 機 関 \mathcal{O} 長 等 は、 法令に基づく場合を除くほ か、 仮 名 加 Ĭ 情報 個 人情報であるも のを除

以下この条及び第百日 二十六条に お V 7 同 ľ を第三者 (当該) 仮 名 加 工 情 報 \mathcal{O} 取 扱 1 \mathcal{O} 委託、 を受け

た者を除く。)に提供してはならない。

2 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等 は、 そ \mathcal{O} 取 り 扱 う仮 名 加 工情 報 \mathcal{O} 漏 え V の防 止 その他 仮名加 工情報の 安全管理 0) ため

に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等は、 仮 名加 工 情報を取 り扱うに当たっては、 法令に基づく場合を除き、 当該 仮 名 加 工

情 報 \mathcal{O} 作 :成に用 いられ た個 人情報に係る本人を識別するために、 削 除 情 報等 (仮名加 工情 報 0 作 成 に 用

た加 1 5 工 ħ \mathcal{O} た 方法に関する情報をいう。 個 人情 報 から 削 除され た記述等及び を取得し、 個 人識別符号並 又は当該仮 名加 びに第四十一 工情報を他の情報と照合してはならな 条第 項 \hat{O} 規定に より 行 わ n

_ 17

\ \ \

4 行 政 機関の長等は、 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、 法令に基づく場合を除き、 電話、 を

郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一

般信書

便

事業者若し

くは 同 条第九項に規定する特定信書便 事業者による同条第二項に規定す る信書便により送付 電 報 を

送達し、 ファクシミリ装置若 しくは電 磁 的 方法 (電子情 報処理 組織 を使用する方法その 他 \mathcal{O} 情 報 通 信 \mathcal{O}

居を訪 間 するために、 当該. 仮 名 加 工 情 報 に 含まれ る連 絡先 その 他 0 情 報 を 利 用 L 7 は なら な

技術

を利用す

る方法であ

って個

人情

報保護

委員会規則で定めるも

 \mathcal{O}

をいう。

を用

7

て送信

又は

住

5 前 各 を受けた者が受託 項 \mathcal{O} 規定 は、 行 政 機関 した業務を行う場合につい \mathcal{O} 長等 か 5 仮 名 加 工 情 て準用する。 報 \mathcal{O} 取 扱 VI 0 委託 (二以上の段階にわたる委託 を含

第三節 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第七 一 应 条 行 政 機関 (会計検 査 院 を除く。 以下この条にお いて同 ľ が 個 人情報 :ファイ ル を保有しよ

うとするときは、

当該

行政機関

 \mathcal{O}

長は、

あらかじめ、

個

人情

報保護委員会に対し、

次に掲げる事項を通

1.5

知しなければならない。 通知した事項を変更しようとするときも、 同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 当該 機関の の名称及び個 人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 兀 個 人情報ファイ ル に記録され る項目 (以下この節 にお **\ 7 「記録項目」 という。)

及び本人

(他 の

個 人の 氏 名、 生年月 日 その 他 \mathcal{O} 記 述等によらないで検索し得る者に限 る。 次項第-九号に お 1 7 同

- として個 人情 報フ ア 1 ル に 記 録され る個 人の 範 囲 (以下この 節 に お 1 7 記 録範 囲 という。
- 五. 個 人情 報ファ 1 ル に 記録され る個 人情報 (以下この節におい 7 「記録情報」 という。 の収集方法
- 六

 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、 その提供先
- 八 次条第三項の規定に基づき、 記録項目の一 部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一

項に規定する個 人情報 ファイ ル 簿に記載しないこととするとき、 又は個・ 人情報ファ イル を同項に規定

する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 第七 十六条第一 項、 第九十条第一 項又は第九十八条第一 項の規定による請求を受理する組織の名称

及び 所在地

+ 第九 一条第 項ただし書又は第九十八条第一 項ただし書に該当するときは、 その旨

十 一 その 他政令で定め る事 項

玉

 \mathcal{O}

安全、

外交上の

秘

密そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

玉

 \mathcal{O} 重 大

な利

益

に関

する事

項

を記

録

す

る個

人情

報フ

ア

1

ル

 \mathcal{O}

捜

査、

12

関

す

る

 \mathcal{O}

2 前 項 \hat{O} 規定は、 次に掲 げ Ź 個 人情報ファイル については、 適用 L ない。

犯罪 租税 法 律 規定に基 づく犯則事 件 . の 調 又は 公訴)提起若

査

 \mathcal{O}

しく

は

維

持

 \mathcal{O}

ため

に作成 又は 取得 す る 個 人情 報 フ ア イル

三 当 該 機関 \mathcal{O} 職 員又 は職員で あった者に係る個 人情報ファイルであって、 専らその人事、 給与若

は 福 利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの (当該機関 が 行う職員 の採用試 . 験に

関する個 人情報 ファイルを含む。

兀 専 5 試 験的 な電子 計算機処 理 $\overline{\mathcal{O}}$ 用 に供するための 個 人情 報 ファ イル

五 前 項 \mathcal{O} 規定による通知 に係 る個 人情報ファ イルに記録されてい る記録情報の全部 又は 部を記る 録

た個 人情 一報ファイルであって、 その利用目的、 記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事 項

 \mathcal{O} 範 囲 内 \mathcal{O} Ł

七

個

人情

報フ

ア

又は連

絡の

相手方の

住

所その

他

 \mathcal{O}

送付又は連絡

に

必要.

な

事

項

六 年 以 内 に 消去することとなる記録情報の みを記録する個 [人情] 報ファイル

資料 その 他 イルであって、 \mathcal{O} 物品若しくは金銭 送付 \mathcal{O} 送付又は業務上必要な連 、氏名、 絡 \mathcal{O} ため É 利 用す る記録情 報 を記 録 L た

 \mathcal{O} み É 記 録 す る t \mathcal{O}

八 職 員 が 学 術 研 究 \mathcal{O} 用 12 供供 するため その 発意 に基づき作 成 又は 取得する個 人情報ファ 1 ル で あ

て、 記 録 情 報 を 専 ら 当 該学 術 研 究 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} た 8 に 利 用 す るも \mathcal{O}

九 本 人の数が 政 令で定める数に満 たな V) 個 人情 報 ファ イ ル

+ 第三号から前号までに掲げる個 人情 報 ファ 1 ル に準ずるものとして政令で定める個 人情報ファイル

十 第六十条第二項第二号に係 る個 人情報フ ア イル

3

行 政 機 関 \mathcal{O} 長は、 第 項に規定する事 項 を通 知 した個 人情 報 フ ア 1 ルについ て、 当該行 行 政 機 関 が その

保有をやめたとき、 又はその個 人情報 ジファ 1 , ル が 前項第九号に該当するに至ったときは、 遅滞なく、 個

人情 報保護委員会に対しその旨を通知しなけ ればならな

個 人情報ファ イル 簿 の作成及び公表

第七 十五 条 行政 機関 \mathcal{O} 長等は、 政令で定めるところにより、 当該 行政 機関 \mathcal{O} 長等の 属する行 政 機関等が

保有してい る個 人情 報 ファ 1 ル に つい て、 それぞれ前 条第 項 第 号から: 第七号ま で、 第九 号及び 第十

号に

掲げ

る事

ず項その

他

政令

で定

8

る事

項

(を記:

載

た

帳

簿

以

下この章に

お

1

7

個

人情识

報

ファ

1

ル 簿

という。 を作成 Ļ 公表 L な け れ ば な 5 な

2

前

項

 \mathcal{O}

規定は、

次に

掲

げ

る

個

人情

報

フ

ア

1

ル

に

<u>つ</u>

7

て

は

適

用

L

な

前 条 第二 項 第 号 か ら第十号までに 掲 げ る 個 人情 報 フ ア 1

前 項 \hat{O} 規定による公表に係 る個 人情報ファ 1 ル に記 録 され 7 7 る記録情報の 全部 又は 部を記 録

た個 人情 野ファ Ź ルであって、 その 利用 目 的 記録項目及び記録範囲 が当該公表に係るこれ 5 0) 項

 \mathcal{O} 範 井 内 0

三 前 号に 掲げ る個 人 情 報 :ファイ ル 12 準ずるものとして政令で定める個 人情 報 ファ イル

3 第 項 \mathcal{O} 規定に こかかわ らず、 行政 機 関 \mathcal{O} 長等 は、 記録項 目 \mathcal{O} 部若しくは前条第 項第五号若しくは

第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、 又は個・ 人情報ファイルを個 人情報ファイ ル 簿 に掲

載することにより、 利用目的に係る事務又は事業の性質上、 当該事 務又は事 業の適正な遂行に著し 支

障を及ぼすおそれがあると認めるときは、 その 記 録項目 \mathcal{O} 部若しくは事項を記載せず、 又はその個 人

情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

(開示請求権)

第七十六条 何人も、 この 法律の定めるところにより、 行政機関 の長等に対し、 当 該 行 改機関 0 長等 \dot{O} 属

する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個 人情 報 の開 示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 (以下この節において 一代

人 と総称する。) は、 本人に代わって前項の規定による開 示 の請求 (以下この節及び第百二十五条

において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、 次に掲げる事項を記載した書面 (第三項において 「開示請求書」という。)を

行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

開 宗 請求に係る保有個 人情 報 が 記録されてい る行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人

情報を特定するに足りる事項

2 前 項 \mathcal{O} 場合に お 7 て、 開 示請 求 をする者は、 政令で定めるところにより、 開示請求 求 に係る保有 個 人情

報 \mathcal{O} 本人であること(前条第二項 の規定による 開 示 請 求 に あ っては、 開 示 請 求 に係る保 有 個 人情 報 \mathcal{O} 本

人の 代理人であること) を示す書類を提 示 Ļ 又は提出 出 L なけ ħ ば なら な

3 行 政 機 関 の長等は、 開 示請求書に形式 上の不備があると認めるときは、 開 示請求をした者 (以下この

節に お いて 「開 示請求者」という。)に対し、 相当の期間を定めて、 その補正を求めることができる。

この場合において、 行政機関 の長等は、 開示請求者に対し、 補正の参考となる情報を提供するよう努め

なければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、 開示請求があったときは、 開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲

げる情報 (以下この節において 「不開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合を除き、 開示

請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

開 示 請求者 (第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあって

は、 当該. 本人をいう。 次号及び第三号、 次条第二項 並びに第八十六条第 項において同じ。 \mathcal{O} 生命

健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

開 示 請 求者 以外の 個 人に関 する情 報 事 業を営む個 人の当 該事業に関する情報を除く。

当 該 情報に含まれる氏 名、 生年 月 日 その 他 \mathcal{O} 記述等 に より 開 示 請 求者以外 \mathcal{O} 特定の 個 人を識 别 する

できることとなるものを含む。)若しくは個 ことができるもの (他の情報と照合することにより、 人識別符号が含まれるもの又は開 開 示請求者以外の特定の個 示請求者 人を識別することが 以外の特定の

個 人を識別することはできないが、開示することにより、 なお開 示請求者以外の個 一人の権 利利 |益を害

するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

1 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、 又は知ることが予定されている

であ

って

情報

口 人の生命、 健康、 生活又は財産を保護するため、 開示することが必要であると認められる情 報

当該個-人が 公務員等 (国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第二条第一項に 規定する国

家公務員 (独立行政法 人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の 職員を除く。)、 独立 行 政

法 人等の 職員、 地方公務員法 (昭 和二十五年法律第二百六十一号) 第二条に規定する地 方公務員及

で あるときは、 当該: 情 報 のうち、 当該: 公務員等 \mathcal{O} 職 及び 当 該 職 務遂 行 \mathcal{O} 内 容 に係 る部

法人その 他 \mathcal{O} 寸 体 国 独立 行政 法 1人等、 地 方公共団 体 及び 地 方独立 行 政 法 人を除く。 以下この号

 \equiv

び

地

方独

立

一行政

法

人の

職

員

をいう。)

である場合におい

て、

当該情報

報

が

その

職

務

の遂

行

に係

る情

に お いて 「法人等」という。) に関する情報又は開示請求者以外 の事業を営む個 人の当 該 事業に関 す

る情報であって、次に掲げるもの。 ただし、 人の 生命、 健康、 生活又は財産を保護するため、 開 示 す

ることが必要であると認められる情報を除く。

1 開 示することにより、 当該法人等又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれがあるもの

口 行 政 機関等の 要請を受けて、 開 示 しないとの条件で任意に提供されたものであって、 法人等又は

個 人におけ る通例として開示しないこととされているものその 他 \mathcal{O} 当該条件を付することが当該

報 \mathcal{O} 性質、 当 時 \mathcal{O} 状況等に照らして合理的であると認 めら れ るも

兀 行 政 機関 \mathcal{O} 長が第八十二条各項 の決定 (以下この節 に お いて 開 宗 決定 等」 という。) をする場合

損 な わ れ るおそれ又は他 国 若 L くは 玉 際 機 関 との 交渉 上不利 益を被るおそれが あ ると当 該 行 政 機 関

に

お

7

て、

開

示することにより、

玉

の安全が害されるおそれ、

他

国

若

Š

は国

際機関と

 \mathcal{O}

信

頼

関

係

長が認めることにつき相当の理由がある情報

五.

行

政

機関

 \mathcal{O}

長が

開

示

決定等

をする場

一合に

お

1

て、

開

示することに

より、

犯罪

の子

防、

鎮

圧

又

は

捜査

公訴 \mathcal{O} 維持 刑 \mathcal{O} 執 行その 他 0 公共 の安全と秩序の維持 に支障を及ぼす おそれがあると当該 行 政機

関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六 玉 \mathcal{O} 機関 独立 行 政法 人等、 地 方公共 団 体 及び 地 方独立行 政法人の内 部 又は相 互 蕳 に お け る審

検 討 又は協 議 に 関する情 報 であ いって、 開示することにより、 率直、 な意見 0 交換若, しく は 意思決 定 \mathcal{O} 中

<u>\frac{1}{2}</u> 性 が 不当に損なわ れるおそれ、 不当に国民 0 間 に混 乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利

益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 玉 \mathcal{O} 機関、 独立行 政 法 人等、 地方公共団 体 又は 地 方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報

で あ いって、 開 示することにより、 次に掲げるおそれその 他当該 事 務又は 事 ·業 の 性質上、 当 該 事 務 文は

事 業 0 適正 な遂行に支障を及ぼ す おそ れ が あ いるも \mathcal{O}

1 独 <u>77.</u> 行 政 法 人等 が 開 示決定等をする場合に お 1 て、 玉 の安全が害されるおそれ、 他 玉 若 しくは

玉

際機 関 لح $\bar{\mathcal{O}}$ 信 頼 関 係 が 損 な わ れ るおそれ 又は 他 玉 若 しくは 国 際 機 関 との 交渉 上 不 利 益 を被 る お そ

口 独 立 行 政 法 人等 が 開 示 決定 等をする場合に お 1 て、 犯罪 0 予 防、 鎮圧 又は 捜査 そ 0) 他 \mathcal{O} 公 共 \mathcal{O} 安

全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ノヽ 監査、 検査、 取締 り、 試 験 又は 租 税 \mathcal{O} 賦課若 しくは徴収に係る事 務に 関し、 正 確 な 事 実 0 把 握 を

困 難 にす るおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、 若しくはその発見を困難 12 するおそれ

二 契約、 交渉又は争訟に係 る事 務に関 Ļ 国 独立行 政法人等、 地 方公共団 [体又は地方独立行政 法

人 0 財 産 上 \mathcal{O} 利 益 又は当事者として 0 地 位を不当に害するおそれ

ホ 調 査研 究に係る事務に関 Ĺ その 公正 カン つ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

人事管理に係る事務に関し、 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

1 独立 ·行政法· 人等、 地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、 その企

業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第七十九条 行政 人機関の 長等は、 開 示請求に係る保有個 人情報に不開 示情報が含まれている場合に お ζ,

て

不 開 示 情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、 開 示請 求者に対 Ļ 当該 部 分

を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開 示 請 汞に 係 る保力 有 個 人情 報 に 前 条 第一 号 O情 報 (開 示 請 求 者 以 外 \mathcal{O} 特定の 個 人を識 別することが で

きるものに限る。)が含まれてい る場合において、 当該情報のうち、 氏 名 生年月日 日その 他 \mathcal{O} 開 示 請 求

者以外の特定の 個 人を識別することができることとなる記述等及び個 人識 別 符号の 部分を除くことによ

り、 開 示しても 開示請公 求者以外の個 人の権利 利益が害されるおそれがない と認められるときは、 当該

部分を除 1 た部分は、 同号の情報に含まれないものとみなして、 前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は 開 示 請求に係る保有個 人情報に不開示情報が含まれている場合であっても

個 人 \mathcal{O} 権 利利 益を保護するため特に必要があると認めるときは 開示請求者に対し、 当該保有個 人情

報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一 条 開 示 請 求に 対 Ļ 当 該 開 示 請求に係る保有個 人情報 が存在してい るか否かを答えるだけで、

不 開 示 情 報 を開 示することとなるときは、 行政 機 関 \mathcal{O} 長等 は 当該! 保有個 人情報 \mathcal{O} 存否を明らかに

いで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政 機関 \mathcal{O} 長等 は、 開 示請 求に係る保有個 人情報の全部 又は 部を開示するときは、 そ の旨

の決定をし、 開 示請求者に対し、 その旨、 開示する保有個 人情 報 \mathcal{O} 利用 目 的 及び 開 示 の実施 に 関 政令

で定める事項を書面に より通 知 L なけ ればならない。 ただし、 第六十二条第二号又は第三号に該当する

場合における当該利用目的については、この限りでない。

行政 機 関 0 長等は、 開 示請 求 に係る保有個 人情報 の全部を開 示 しないとき (前条の規定により開 示 請

2

求を拒否するとき、 及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。) は、 開示をしな

1 旨 の決定をし、 開示請求者に対し、 その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第八十三条 開示 決定等は、 開 示 請 求が あった日から三十日以内にしなければならない。 ただし、 第七十

七 条第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により補正を求めた場合にあっては、 当該 補 正 に · 要 し た日数は、 当該期間 に算入しな

\ \ \ \

2 前 項 \mathcal{O} 規定に か か わらず、 行 政機関 0 長等 は、 事 務処 理 上 \mathcal{O} 困 難 その 他 正 当な理 由 が あ るときは、 同

項に 規定する 期 間 を三十 日 以内 に 限 ŋ 延長することができる。 この 場合に お 1 て、 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等 は

開 示 請 求者に対し、 遅滞なく、 延長後の期間 及び延長の理由を書面 により 通知し なけ、 ń ば ならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開 示 請 求に係る保有個人情 報が著しく大量であるため、 開示請求があった日から六十日以内

にその全てについ 、 て 開 示決定等をすることにより事 務の遂行に著し 7 支障が生ずるおそれ が ある場合に

は、 前条の 規定に かかわらず、 行政 機関の長等は、 開 示 請 求に係る保有個 人情報のうちの相当の部分に

つき当該 期間内に開 示決定等をし、 残りの保有個人情報に ついては 相当の 期間内に開示決定等をすれば

足りる。 この場合において、 行政機関 0 長等は、 同 条第 項に規定する期間内に、 開示請求者に対

次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

一 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第八十五 条 行政 機 関 \mathcal{O} 長等 は、 開 示 請 求 に係る保有 個 人情 報 が当該 行 政 機関 \mathcal{O} 長等が 属 す る 行 政 機 関等

以外 O行 政 機 関 等 か 5 提 供され たものであるとき、 そ \mathcal{O} 他 他 \mathcal{O} 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等に お 1 て開 示 決定等 をす

ることにつき正当な理由があるときは、 当該 他 \mathcal{O} 行政 機関 \mathcal{O} 長等と協 議 \mathcal{O} 上 当該 他 \mathcal{O} 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等

この場合においては、

移送をし

た行政機関

 \mathcal{O}

長等

は

開

示

請求

者に対 Ļ 事 案を移送した旨を書面により通知 しなければならない。

12

対し、

案を移送することができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規定に より事 案が移送されたときは、 移送を受け た行政 機関 \mathcal{O} 長等におい . て、 当該 開 示 請 求 に

0 7 ての 開示決定等をしなければならない。 この 場合におい て、 移送をした行政 機関の長等が 移送前に

した行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前 項 の場合において、 移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定 (以下この節におい て

開 示決定」という。) をしたときは、 当該行政機関 の長等は、 開示 の実施をしなければならな

の場合において、 移送をした行政機関 0 長等は、 当該開 示 の実施 に必要な協力をしなけれ ば ならな

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開 示 請 求 に係 る保 有 個 人情 報 に 国 独立行政法 人等、 地 方公共団体、 地方独立行政法 人及び

開 示 請 求者以外 の者 (以下この 条 第百 五条第二項第三号及び第百 二六条第 項に お 1 て 「第三者」 とい

報に係る第三者に対し、 に 関する情報が含まれているときは、 政令で定めるところにより、 行政機関 当該第三者に関する情報の内容その他政令で定め の長等は、 開 示決定等をするに当たって、 当 該情

る事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行 機 関 の長等は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 開示決定に先立ち、 当該第三者に対

書 政 面により通知して、 令で定めるところにより、 意見書を提出する機会を与えなければならない。 開 示 請求に係る当該第三者に関する情 報の 内容その ただし、 他政 当該第三者 令で定める事 の所在 が 項を 判

明しない場合は、 この限りでない。

第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、 当該第三者に

関する情報が第七十八条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められると

き。

3

行政

関

0

長等は、

前

の規定により意見書の提出

定

 \mathcal{O}

日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置

る情

報

 \mathcal{O}

第三者に関する情報が含まれている保有個 人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

機 開示に 反対 の意思を表示 二項 した意見書を提出 した場合にお の機会を与えられた第三者が当該第三者 7 示決定をするときは 示 決

か

なけ

れ

ば

なら

ない。

この

場合に

お *(* \

て、

行

て、

開

政 機関 の長等は 開示決定後直ちに、 当該意見書 (第百五条において 「反対意見書」という。) を提出

した第三者に対し、 開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなけれ

ばならない。

開 示 の実施)

第八十七条 保有個· 人情報 :の開 示 は、 当該保有個 人情報が、 文書又は図画に記録されているときは閲覧又

開

に 関

す

は写しの交付により、 電磁的記録に記録されているときはその種別、 情報化の進展状況等を勘案して行

政機関等が定める方法により行う。 ただし、 閲覧の方法による保有個 人情報の開示にあっては 行政 機

関 の長等は、 当該保有個 人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認

めるとき、 その 他正当な理由があるときは、 その写しにより、これを行うことができる。

2 行政 機関等は、 前項の 規定に基づく電磁的記録に ついての開 示の方法に関する定めを一 般 の閲覧に供

しなければならない。

3 開 示 決定に基づき保有個 人情報 の開示を受ける者は、 政令で定めるところにより、 当該 開 示決定をし

た行政 機関 0 長等に対し、 その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出 なけ ħ ばな

らない。

4 前 項 の規定による申出は、 第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければ

ならない。 ただし、 当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは

この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整

第八十八条 行政機関の長等は、 他 の法令の規定により、 開 示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報

が 前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合 (開 示の)期間 が定めら

れ てい る場合にあっては、 当該期間内に限る。) には、 同項本文の規定にかかわらず、 当該保有. 個 人情

報に . つ い ては、 当該同 の方法による開示を行わない。 ただし、 当該: 他 の法令の 規定に一 定 の場合には

開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他 \mathcal{O} 法 令の 規 定に定 8 る開 示 \bigcirc 方法 が縦覧であるときは、 当該縦覧を前条第一 項本文の閲覧とみなし

(手数料)

て、

前

項

 \mathcal{O}

規定を適

用

する。

第八十九条 行政 機関の長に対し開示請求をする者は、 政令で定めるところにより、 実費の範囲内にお

て政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 手数料の額を定めるに当たっては、 できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければなら

ない。

3

独立 一行政法-人等に対 し開示請求をする者は、 独立行政法人等の定めるところにより、 手数料を納 めな

ければならない。

4 前 項の手数料 の額は、 実費の範囲内において、 かつ、第一項の手数料の額を参酌して、 独立行政法人

等が定める。

5 独立行政法 人等は、 前 二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何 人も、 自己を本人とする保有個 人情報 (次に掲げるものに限る。 第九十八条第 項 E お **,** \ 7

同 保有する行政機関の長等に対し、 の内容が事実でないと思料するときは、 当該保有個 人情報の訂正 この法律 の定めるところにより、 (追加又は削除を含む。 当該保 以下この節 有 個 に 人 お 情 報 7 を

同じ。 を請求することができる。ただし、 当該保有個 人情報の 訂正に関して他の法律又はこれに基づ

く命令の規定により特別の手続が定められているときは、 この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

開示決定に係る保有個 人情報であって、 第八十八条第一 項の他の法令の規定により開示を受けたも

0

2 代理人は、 本人に代わって前項の規定による訂正の請求 (以下この節及び第百二十五条において · 訂

正 請 求 という。 をすることができる。

3

正

 \mathcal{O}

第

九

+

条

訂

正

請

求

は、

次に掲

げる事

項

を記さ

載

L た

書

面

(第三項に

おい

7

「訂正請求書」

という。

を

訂 訂 正 請 請 求 求 \mathcal{O} は、 手 保有 続 個 人情 報 開 示を受けた日から九十日以内にしなけ ればならない。

行 政 機 関 \mathcal{O} 長等に 提 出 L て な け れ ば なら な

訂 正 請 求をする者 \mathcal{O} 氏 名 及 び 住所 又は 居 所

訂 正 請求に係 る保 有 個 人情 報 0 開 示を受けた日その他当該保有個 人情報を特定するに足りる事項

 \equiv 訂 正 請求 \mathcal{O} 趣旨及び 理 由

2 前 項 \mathcal{O} 場合に お いて、 訂正請求をする者は、 政令で定めるところにより、 訂正請求に係る保有個 人情

報 \mathcal{O} 本人であること(前 条第二項 の規定による訂 正請 求に あっては、 訂 正 請求に係る保有個 人情 報 \mathcal{O} 本

人の代理人であること)を示す書類を提示し、 又は提出 しなけ れば ならない。

3 行 政 機 関 の長等は、 訂 正 請 求書に形式 上 の不備があると認めるときは、 訂正請求をした者 (以下この

節にお 7 「訂正 |請求者」という。 に対し、 相当の期間を定めて、 その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政 機関 \mathcal{O} 長等は、 訂正 請 求 が あっ た場合にお **V**) て、 当 該 訂 正 請求に理 由 があ ると認めると

きは、 当 該 訂 正 請 衆に係る る保 有 個 人情 報 \mathcal{O} 利 用 目的 \mathcal{O} 達成に必要な範囲 内で、 当該保有個 人情 報 \mathcal{O} 訂 正

をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三 行政 機 関 \mathcal{O} 長等 は、 訂 正 請 求 に 係 る保有 個 人情 報 0 訂 正 をするときは、 その旨 の決定を

訂 正 請 求者に対し、 その旨を書 面 に ょ り 通 知 l なけ れ ば な 5 な

2 行 政 機 関 0 長等は、 訂 正 請 求 に係る保有個 人情 報 \mathcal{O} 訂 正 をしないときは、 その旨の決定をし、 訂 正 請

求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の 決定 (以下この節にお į١ 7 「訂正決定等」という。 は、 訂正請4 求が あつ た日

か

ら三十日以内にしなければならない。 ただし、 第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっ

ては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前 項 \mathcal{O} 規定に か かわらず、 行政機関 の長等は、 事務処理上の 困難その 他正当な理由があるときは、

同

項に 規定する期間を三十日以内に限り 延長することができる。 この場合において、 行政 機 関 0 長 等 は

訂 正 請求者に対 Ĺ 遅滞. なく、 延長後 \mathcal{O} 期間 及び延長 \mathcal{O} 理由を書 面 により 通知 ĺ なけ れ ば ならな

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五 条 行政 機 関 \mathcal{O} 長 等 は、 訂 正 決定等に特に長 期 間 を要すると認めるときは、 前 条 \mathcal{O} 規 定 に か か わ

らず、 相当の 期 間 内に 訂 正決定等をす れ ば足り á。 この 場合にお 1 て、 行 政 機関 \mathcal{O} 長 等 は 同 条第 項

に規定する期間 内に、 訂正請求者に対し、 次に掲げる事項を書面により 通知し なけ ればならな

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

一 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第九十六条 行政 機関 0 長等は、 訂正 請求に係る保有個 人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開 景に

係るものであるとき、 るときは 当該 他の行政機関 その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由 の長等と協議の上、 当該他 の行政機関の長等に対し、 事案を移送すること があ

が できる。 この場合にお 1 ては、 移送をした行政機関 の長等は、 訂正 請求者に対し、 事案を移送した旨

を書面により通知しなければならない。

2 前 項 \mathcal{O} 規定により事案が移送されたときは、 移送を受けた行政機関 の長等において、 当該 訂 正 請 歳に

した行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

前 項 \mathcal{O} 場合に お 1 て、 移送を受け た行 政 機関 \mathcal{O} 長等が第九十三条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 決定 (以下この 項 及び 次条

3

0

7

7

 \mathcal{O}

訂

Œ

決定等を

しなけ

れ

ば

ならない。

この

場合にお

** \

て、

移送をした行政

機関

 \mathcal{O}

長等が

移

送前

訂 に お 正 ١ ر の実施をしなければならない。 7 「訂正決定」という。)をしたときは、 移送をした行政機関の長等は、 当該訂正決定に基づき

(保有個人情報の提供先への通知)

第九十七 条 行政 機関 \mathcal{O} 長等は、 訂正決定に基づく保有個 人情報 0 訂 正 \mathcal{O} 実施をした場合にお *(* \ て、

が あると認めるときは、 当該保有個 人情報の提供先に対 Ļ 遅滞なく、 その旨を書面 により通知するも

のとする

第三款 利用停止

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、 自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは

この法律の定めるところにより、 当該保有個 人情報を保有する行政 機関 の長等に対 Ļ 当該各号に定

める措置を請求することができる。 ただし、 当該保· 有個 人情報 \mathcal{O} 利 用 0 停止 消去 一又は提供 供 の停 止 以

節にお 7 7 「利用停止」 という。) に関 して他 の法律又はこれに基づく命令の規定により 特 別 \mathcal{O}

手続が定められているときは、この限りでない。

第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取 いり扱わ ħ

ているとき、 第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、 又は第六十九条第一項及び第

二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個 人情報 の利用 の停 止又は消 去

第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一 項の規定に違反して提供されているとき 当該保

有個人情報の提供の停止

代理人は、 本人に代わって前項の規定による利用停止の請求 (以下この節及び第百二十五条において

利 用停止 請求」という。)をすることができる。

3

利

用

停止

請求

は、

保有個·

人情

報

 \mathcal{O}

開

示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

2

第九十九 利 用停 条 止 利用 請 求 停 \mathcal{O} 手 止 請 続 求 は、 次に 撂 る事 項を記載 した書 (第三項に は į١ 「利用停止請求書」

げ

面

7

とい

う。 を行政 機関 \mathcal{O} 長等に提 出 L てし な げ ħ ばなら な

利 用 停 止 請 求 をす る者 \mathcal{O} 氏 名 及び 住 所 又 は 居 所

利用 停 止 請 求 に係 る保 有個 人情 報 0 開示を受けた日その他当該保有個 人情報を特定するに足りる事

項

三 利用停止請求の趣旨及び理 由

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合にお いて、 利用停 止 請求をする者は、 政令で定めるところにより、 利用停止 請 求 に係る保

有個 人情 報の本人であること (前条第二項 の規定による利 用停 止 請 求に あ っては、 利 用停 止 請 求 に係る

保有 個 (人情報の本人の代理人であること) を示す書類を提示 Ļ 又は提出 ľ なけ れば、 ならな

3 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等は、 利用 停止請求書に形式上 $\overline{\mathcal{O}}$ 不備があると認めるときは、 利用停 止請求をした者

以下この 節 に お V 7 利 用停止請 という。 に対 相当の 期間を定めて、 その補一 正 を求めるこ

とができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第百条 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等 は 利 用 停 止 請 求 が あ 0 た場合に お 1 て、 当該 利 用 停 止 請 求に 理 由 が あると認

8

るときは 当 該 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等 \mathcal{O} 属 す る行 政 機 関等 に お け る 個 人情 報 \mathcal{O} 適 正 な 取 扱 1 を 確 保 するた 8

必 要な限 度で、 当 該 利 用 停 止 請 求 12 係 る保 有個 人情 報 \mathcal{O} 利 用 停 止 を L な け れ ば なら な \ <u>`</u> ただ 当 該

保 有 個 人 情 報 \mathcal{O} 利 用停 止 をすることにより、 当 該 保 有個 人 情 報 \mathcal{O} 利 用 目 的 に 係 る 事 務 又 は 事 業 \mathcal{O} 性 質 Ē

当 該 事 務又 は 事 業の 適正な遂行に著し ζ\ 支障を及ぼすおそれがあ ると認められるときは、 この限りで

ない。

(利用停止請求に対する措置)

第百 条 行政 機 関 \mathcal{O} 長等は、 利 用 停止 請求に係る保有 個 人情 報 \mathcal{O} 利 用 停 止 をするときは、 その旨 1の決定

を 利 用停 止 請求者に対 Ļ その旨を書面により 通知 L なけ ħ ば ならない。

2 行 政 機 関 の長等は、 利用的 停止請求に係る保有個人情 報 \mathcal{O} 利用停止 をしないときは、 その旨の決定をし

利 用停止 請求者に対 その旨を書面により 通知、 しなければなら な

(利用停止決定等の期限)

第百二条 前条各項 \mathcal{O} 決定 (以下この節に お 7 て 「利用停 止決定等」 という。) は、 利用停· 止 請 求 が あ 0

た 日 か ら三十 Ħ 以 の内に L なけ れ ば なら ない。 ただし、 第九十九条第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定によ ŋ 補 正 を求 8 た場

に あ 0 ては、 当該 補 正 に · 要 L た 日 数 をは、 当該 期 間 に ·算 入 L な

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 . 等 は 事 務 処 理 上 \mathcal{O} 木 難 その 他 正 当な 理 由 が あ るときは

項 Œ . 規定 す Ź 期 間 を三十 日 以 内 に 限 ŋ 延長することができる。 この 場合に お 1 て、 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等 は

利 用 停 止 請求者に対 Ļ 遅滞, なく、 延長後の 期 間及び延長の理 由を書面により 通知し なけ れ ば ならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第百三条 行政 機関 \mathcal{O} 長等 は 利 用 停止 決定等に特に長期間を要すると認めるときは、 前条 の規定に か

わらず、 相当の 期 間 内 に 利 用停止 決定等をすれ ば足りる。 この場合において、 行 政 機関 \mathcal{O} 長等は、 同

第一 項に規定する期間 内に、 利 用 停 止 請求者に対 Ų 次に掲げる事項を書 面により 通知、 し なけ れ ば なら

同

ない。

 \mathcal{O} 条の規定を適用する旨及びその 理由

利用 停止 決定等をする期限

第四 款 審 査 請 求

審 理 員による審理手 続 に関 する規定 \mathcal{O} 適 用除 外等)

第百四

条

行政

機

関

 \mathcal{O}

長等に対す

る開

示

決定等、

訂

正

決定等、

利

用

停

止

決定等

又は

開

示

請

求

訂

正

請

求

若

Š は 利 用停 止 請 求 12 係 る不 作 為に係る審 査 請 求 に つい て は、 行政 不 服 審 査 法 (平成) 二十六 年 法 律 第六

十八号) 第九 条、 第十七名 条、 第二十四 一 条、 第二章第三節 及び 第四次 節 並 び に第五十条第 二項 \mathcal{O} 規定 は 適

用 ľ な

2 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等に対する開示決定等、 訂正決定等、 利用停止決定等又は開示請求、 訂 正 請 求若しくは

利 用 停 止 請求に係る不作為に係る審査 請求についての行政不服 審 査法第二章 \dot{O} 規定 0 適 用 に つい ては、

のは 同 法第 第四 + 条 条第二項中 個個 人情 報 「第九条第 の保護に関する法律 項 \mathcal{O} 規定により指名された者 (平成十五年法律第五十七号) (以 下 「審理員」 第百六条第二項の規 という。 定に基 とある

等 審 12 法 ベ 庁を含む。 づく政令を含む。 査庁」 き当 律 とあ で定め 諮 \mathcal{O} 意見 間 る)る審 を要 **0** 書が は 同 査 法第二十五条第七項中 「審査庁」という。 「情)の規定により審査 な 会。 提出されたとき」とあるのは 報 1 場合 第五 公開 + 同 -条 第 個 項第二号又は第三号に該当する場合を除く。 人情 項 報 第四 保 請求がされた行政庁 「あったとき、 と、 護 号に 審 同法第十三条第一項及び第二項中 査 会 お 「あったとき」と、 7 (審 て同じ。 査庁が 又は審理員 (第十四条の規定により引継ぎを受けた行政) 」 と、 会計 か 検 査院長である場合にあ 同法第四 ら第四十条に規定する執 「受けたとき 十四四 にあ 「審理員」 条中 0 (前 て 行行 は 条第 とあるの って 審 政 行停 不 理 項 は 服 員 審 止 \mathcal{O} 意 別に 規 査 は 見 会 定 書

不服 査 審査会等若しくは審議会等」 へ の 諮問 とあるのは 「情報公開 個 人情報保護審查会」

議

を経たとき)」

とあるのは

「受けたとき」と、

同

法第五十条第一

項第四

号中

審

1理員意見書又は

行

政

とする。

が

提

出

されたとき、

同

【項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同

項第二号又は第三号に規

定

す

よる

ĺ

第百 る不作為につい 五 条 開 示 決定等、 て審査請 訂 求があっ 正決定等、 たときは、 利 用 停 止 決定等又は 当該審査請 開 求に対する裁決をすべき行政機関 示 請求、 訂 正 請 求 若しくは 利 用 の長等 停 止 は 求 に係 次

の各号のいずれかに該当する場合を除き、 情報公開・個人情報保護審査会 (審査請求に対する裁決をす

き行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、 別に法律で定める審査会) に諮問しなけれ

ばならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

裁決で、 審査請求の全部を認容し、 当該審査請求に係る保有個 人情報の全部を開示することとする

場合 (当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

兀 裁決で、 審査請求の全部を認容し、 当該審査請求に係る保有個 人情報 \mathcal{O} 利用停止をすることとする

場合

 \equiv

裁決で、

審査請公

求

の全部を認容し、

当該審査請

求に係る保有個

人情報の訂正をすることとする場合

2 前項 の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、 諮問をした旨を通知しなけれ

ばならない。

審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。 以下この項及び

次条第一項第二号において同じ。

開 示 請求者、 訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除

<

 \equiv 当 該· 審査請求に係る保有個 人情報の開示について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が審査

請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第百六条 第八十六条第三項 の規 定は、 次 \mathcal{O} 各号の 1 ずれ カン に該当する裁決をする場合について準用する。

開 示 決定に対する第三者 か 5 0) 審 査 請 求を却下 又 は 棄却する裁 決

審査 請 求 に 係 る開 示決定等 (開 示 請 求 に係 る保力 有個 人情 報 0 全部を開 示する旨の決定を除く。 を

変更し、 当該審査請 求に係る保有個 人情報を開 示する旨の裁決 (第三者である参加人が当該第三者に

関する情報の 開 示に反対の意思を表示している場合に限る。)

2 開 示 決定等、 訂正決定等、 利用停止決定等又は開 示請 求、 訂 正 請求若しくは利用停止請求に係る不作

政令で定めるところにより、

行政不服審査法第四条の規定の特例

を

設けることができる。

為

に

つい

ての

審

査

請求については、

第五節 行政 機関等匿 名加 工情 報 \mathcal{O} 提供等

行政 機関等匿 名加 工情 報の作成及び提供等)

第百七 条 行政 機関 の長等は、 この 節 \mathcal{O} 規定に従 V \ 行政機関等匿名加 工情報 (行政 機関等匿名加 工情報

フ ア 1 ル を構 成するものに限る。 以下この 節に お į١ て同じ。 を作成することができる。

長等は、 次の各号の いず に該当する場合を除き、 工情

れ

カ

行政

機関等匿

名

加

報を提供

は ならな 2

行

政

機

関

 \mathcal{O}

法令に基づく場合 (この節 の規定に従う場合を含む。

保有 個 人情 報 を利 用 目的 \mathcal{O} た 8) に 第三者に提供することができる場合に お **\ て、 当該! 保 有 個 報

3 第六 + 九条の規定に カン か わ らず、 行政 機関 \mathcal{O} 長等は、 法令に基づく場合を除き、 利用 目 的 i 以 外 \bigcirc 目的

を加

工して作成

L

た行

政

機関

等

匿

名

加

工情報を当該第三者に提供するとき。

 \mathcal{O} ため に 削 除 情報 (保有個 人情報に該当するものに限る。 を自ら利用し、 又は提供 して は なら な

4 前 項 \mathcal{O} 削 除 情 報 とは、 行 政機関等匿 名加 工情報の作成に用 1 た保有個 人情報から削 除 した記述等

及び 個 |人識 別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載

第百八条 行政 機 関 \mathcal{O} 長等 は 当該 行政 機関 \mathcal{O} 長等 \mathcal{O} 属す る行政機関等が保有してい る個人情 報ファイル

が 第六十 -条第三 一項各号 \mathcal{O} 1 ず れ に も該当すると認め るときは 当該 個 人情 報 ファイ ル (C つい て は、 個 人

情 報 フ ア イル 簿 に 次に 掲げ る事 項 を記 載 ĺ なけ れ ば ならな \ \ \ この 場合に おけ .る当 該 個 人情 報 フ ア 1 ル

12 0 1 7 の第七 十五条第 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 ** \ て は、 同 項中 「第十号」 とあるの は 第十号並 びに

第百八条各号」とする。

第百 + · 条 第 項 \mathcal{O} 提 案 \mathcal{O} 募集をす る個 人情 報 フ ア 1 ル であ る旨

一 第百十条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第百九条 行政 機 関 \mathcal{O} 長等は、 個 人情 報保護委員会規則で定めるところにより、 定期的 に、 当 該 行 政 機関

 \mathcal{O} 長等 Ò 属す る行政 機関 ら等が に 保有 してい る個 人情報 ファ イル (個 人情 報フ ア イル 簿に前れ 条第 号に掲 げ

る 事 項 \mathcal{O} 記 載 が あ るも \mathcal{O} に限る。 以下この 節に お いて同じ。 につい て、 次条第 項 \mathcal{O} 提案を募集する

ものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第百十条 前条の 規定による募集に応じて個 人情 報 フ ア 1 ル を構 成する保有個 人情報を加工して作成する

行政 機関等匿 名 加 工情 報をその事 業 \mathcal{O} 用 に供 しようとする者は、 行政 機関 \mathcal{O} 長等に対 当該事業に 関

する提案をすることができる。

2 前 項 \mathcal{O} 提案は、 個 人情 報保護委員会規則で定めるところにより、 次に 掲げる事 項を記載 L た書

面

を行

政機関の長等に提出してしなければならない。

提案をする者 \mathcal{O} 氏 名 又は 名 称 及 び 住 所 又は 居所並 がに法・ 人その他 の団体にあ 0 ては、 その 代 _表者

氏名

一 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

兀 前 号に掲げ るも 0 0 ほ か、 提案に 係 いる行政 機関等匿名加 工情報の作成に用いる第百十四条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五

提案に係る行政 機関等匿 名 加 工情 報 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 目的及び方法その他当 該 行政 機関等匿名 加 工情 記報がそ

の用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿 名加 工情 報 の漏えい の防止その 他当該行政 機関等匿 |名加工情報の適切な管

理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 個 人情報保護委員会規則で定める事

前 項 \mathcal{O} 書面 に には、 次に掲げる書 面 その 他 個 人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければなら

項

ない。

3

第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 提案をする者が次条各号の 7 ずれにも該当しないことを誓約する書面

前項第五号の事業が新たな産業の 創出 一又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資す

るものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第百十一 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 前条第 項の提案をすることができない。

一 未成年者

- 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加 工情報をその用に供して行う事業を適
- 正 に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- \equiv 破産 手続開始 の決定を受けて復権を得ない 者

匹

禁錮

以上の

刑に処せられ、

又はこの

法

律

 \mathcal{O}

規定により刑に処せられ、

その執行を終わり、

又は執行

を受けることがなくなった日 から起算 して二年を経過 L な 1

者

ら起算して二年を経 過 L な 1 者

五

第百十八条の

規定により

行

政

機

関等匿

名加

工 情

報

 \mathcal{O} 利

用

に関する契約を解除され、

その解除

0

日 カ

六 法人その 他 \mathcal{O} 寸 体 で あ 0 て、 その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

、提案の審査等

行政機関の長等は、 第百十条第一 項の提案があったときは、 当該提案が次に掲げる基準に適

合するかどうかを審査 しなければならない。

- 第百十条第 項の提案をした者が 前条各号の いずれにも該当しないこと。
- 第百十条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿 名加工情 報 \bigcirc 本人の数が、 行政機関等匿名加 工情

報 の効果的 な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、 かつ、 提案に係る

個 人情 報ファイルを構成する保有個 人情報の本人の数以下であること。

 \equiv 第百十条第二項第三号及び第四号に掲げる事 ,項により特定される加工 の方法が第百十四条第 項の

基準に適合するものであること。

兀 第百 十条第二項 第五号の 事 業が 新 たな産業の 創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国 民 生活

実現に資するものであること。

五 第百 十 -条第1 項 第六号の 期 間 が 行 政 機 関 等 覂 名 加 工情報 の効果的 な活用の 観点からみて個 人情

護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第百十条第二項第五号の提案に係る行政 機 関 等 匿 名 加 工情 報 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 目 的及び方法並 び に同]項第七

号 の措置が当該行政機関等 匿 名 加 工 情 一報の本人の権利利益を保護するために適切 なものであること。

七 前 各号に掲げるも 0 のほ か、 個 人情 :報保護委員会規則で定める基準に適 合するものであること。

2 行 政 機 関 0 長等は、 前 項の 規定により審査した結果、 第百十条第 一項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 提案が 前 項各号に 掲げ る基

 \mathcal{O} いず れにも適合すると認めるときは、 個 人情報保護委員会規則で定めるところにより、 当該提案をし

報保

... (7)

た者に対し、 次に掲げる事項を通知するものとする。

次条の規定により行政機関 の長等との間で行政機関等匿名加工情報 \mathcal{O} 利用に関する契約を締結する

ことができる旨

前号に掲げるもの \mathcal{O} ほ か、 個 人情 報保護委員会規則で定め)る事 項

3 行 政 機 関 \mathcal{O} 長等は、 第 項 \mathcal{O} 規定に より審査 した結果、 第百十条第 項 の提案が第 項各号に掲 げる

案をし た者に対 Ļ 理 由 を付 して、 その旨を通知するも のとする。

基

進

 \mathcal{O}

1

ず

h

か

に適合

しない

と認め

るときは、

個

人情

報保

護委員会規則で定めるところにより、

当 該

提

(行: 政 機 関等 匿 名加 工 情 報 0 利 用に関 する契約 \mathcal{O} 締 結

第百十三条 前条第二項の 規定による通知を受けた者は、 個 人情 報保護委員会規則で定めるところにより

行政機関 の長等との間 で、 行 政機関等匿名加 工情報 \mathcal{O} 利用 に関する契約を締結することができる。

行 政 機関等匿名加 工 情 報 の作 成 等)

第百十二 应 条 行政 機関 \mathcal{O} 長等は、 行 政 機 関等匿 名加 工情 報を作成するときは、 特定の 個 人を識 別すること

が できないように及びその作成に用い る保有個 人情報を復元することができないようにするために必要

なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、 当該保有個 人情報を加工しなければならな

1

2 前 項 \mathcal{O} 規定は、 行政 機関等から行政機関等匿 「名加 T 工情 報 \mathcal{O} 作 成の委託 (二以上の段階にわたる委託

含む。) を受けた者が受託 した業務を行う場合について準 用する。

行 政 機 関等匿 名加 工 情報に関 ける事 項 \mathcal{O} 個 人情報ファ 1 ル 簿 \sim \mathcal{O} 記 載

第百 十 茁 条 行政 機 関 \mathcal{O} 長等 は、 行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 を作 成 したときは、 当該 行 政 機関等匿 名 加 工 情

報

 \mathcal{O}

作

成

に用

1

た保有に

個

人情

報

を含む

個

人情

報

ファ

1

ル

に

つい

て

は、

個

人情

報フ

ア

1

ル 簿

12

次

に

掲

げ

事 項 を 記 載し な け ればならな この 場合に おける当該 個 人情 報 フ ア 1 ル に つい 7 0) 第 百 八 条 O規 定に

ょ り 読 み替えて適用する第七十五条第一 項の 規定の 適用 については、 同 .項中 「並びに第百八条各号」と

あるのは、 第百八条各号並びに第百十五条各号」とする。

次条第 行政 機関 等匿 項 提案を受ける 名加 工 情 報 の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項 織 名 称 及び 所在地

三 次条第 項の 提案をすることができる期間

 \hat{O}

組

 \mathcal{O}

、作成された行政機関等匿名加 工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

前条 0 規定により個 人情報ファイル 簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿

名 加 工 情報をその 事 業 \mathcal{O} 用に供しようとする者は、 行政機関 の長等に対し、 当該事業に関する提案をす

ることができる。 当該 行 政機関等匿 名 加 工情報について第百十三条 0 規定により 行政 機関等 匿 名 加 工 情

報 \mathcal{O} 利 用 に関する契約 を締結 L た者が、 当該 行 政 機関等匿名加 工情報をその 用に供する事業を変更しよ

うとするときも、同様とする。

2 第百 十条第二項 及び 第三項 並 びに第百 十 一 条から第 百十三条まで 0 規定は、 前 項 \mathcal{O} 提 案に つ V 7 準 甪

する。 この 場合に おい て、 第百· 十条第二項中 「次に」とあるの は 第一号及び第四号 から第 八号 ま でに

と 同 項第四号中 「前号に掲げるも Ō 0 ほ か、 提案」 とあるのは 「提案」と、 $\overline{\mathcal{O}}$ 作 成 に 用 る第百

匝 条第一項の規定による加工 の方法を特定する」とあるのは 「を特定する」と、 同 項第 八号中 前 各

とあるの は 「第一号及び第四号から前号まで」と、 第百十二条第一項中 「次に」 とあ るのは 「第

号及び第四号か ら第七号までに」 と 同 項第七号中 前 各号」 とあるの は 「第一号及び前三号」 同

条第二項中 「前項各号」 とあるのは 「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、 同 条第三項中 「第

項各号」とあるのは 「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十七 第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関 の長と締結

する者は、 政令で定めるところにより、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなけ ればならな

2 前条第二項に お いて準用する第百十三条の規定により行政機関等匿 名加工 一情報の 利用に関する契約を

行政 機 関 \mathcal{O} 長と締件 結する者は、 政令で定めるところにより、 前項 \mathcal{O} 政 令で定める額を参酌 して政令で定

める額の手数料を納めなければならない。

3 第百十三条の規定 (前条第二項において準用する場合を含む。 次条にお いて同じ。)により行政 機関

等匿名加 工情 報 の利 用 に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、 独立行政法人等の定めるところ

により、利用料を納めなければならない。

4 前 項 \mathcal{O} 利 用 料の額は、 実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、 独立行政法人等が

定める。

独立 一行政法-人等は、 前 二項の規定による定めを一般の 閲覧に供 なけ ればならない。

5

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除

第百十八条 行政 機関 \mathcal{O} 長等は、 第百十三条の 規定により行政機関等匿 名 加 工情 報 \mathcal{O} 利用に関する契約を

締 結し た者が 次 0 各号 \mathcal{O} ** \ ず れ か に該当するときは、 当該 契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

第百十一条各号 (第百十六条第二 項 E お į١ て準 用 する場合を含む。 0 V) ず れかに該当することと

なったとき。

 \equiv 当該 契約 に お て定めら ħ た 事 項に っつい て重大な違反が あ ったとき。

(識別行為の禁止等)

第百十 九条 行政機関 0 長等は、 行政機関等匿名加 工情 報を取り扱うに当たっては、 法令に基づく場合を

除 き、 当 |該行政 機関等匿名加 工 情 報 0 作 :成に用 1 5 れた個 人情 報に係る本人を識別するために、

政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない

行 政 機 関 \mathcal{O} 長等は、 行政機関等 匿 名 加 工 情報、 第百七条第四 項に規定する削除情報及び第百 十四条第

2

項の規定により行 0 た加工 の方法に関する情報 (以下この条及び次条において 「行政機関等匿 名 加 工

情報等」 という。 0) 漏 えいを防止するために必要なものとして個 人情報保護委員会規則で定め る基準

に 従 行政 機関等匿 名 加 工情 報等の 適 切 な管理のために必要な措置を講じなけ れば、 なら な

3 前二 項 \mathcal{O} 規定は、 行政機関等 から行政機 関等 匿 名 加 工 情 報等 \mathcal{O} 取 扱 V 0) 委託 (二以上の段階に にわたる

委託を含む。) を受けた者が受託 した業務を行う場合に つい て準用する。

(従事者の義務)

第百二十 行 政 機 関等 匿 名 加 工 一情報等 \mathcal{O} 取 扱 1 に従 事す Ź 行 政 機 関 等 \dot{O} 職 員若しく は 職 員 で あ 0 た者、

前 第三 項 0) 委 託 を受け た業務 に · 従事 L て 1 る者若 しく は 従 事 L て 1 た者又は 行 政 機 関等 に お 1 7 行 政

機関等 匿 名加 工 情 報等 \mathcal{O} 取 扱 1 に従事 してい る派遣労働者若 しくは従事 Ĺ てい た派遣労働 者 は そ $\tilde{\mathcal{O}}$ 業

務に関 して知 り得た行政 以機関等] 匿 名加 工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的 に 利 用

してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第百二十一 条 行政 以機関等: は、 匿 名 加 工情報 (行政機関等匿名加 工情報を除く。 以下この条にお いて同じ

より、 を第三者に提供するときは、 あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提 法令に基づく場合を除き、 個 人情報保護委員会規則で定めるところに 供

の方法について公表するとともに、 当該第三者に対して、 当該提供に係る情報が 匿名加 工情報である旨

を明示しなければならない。

2 行 政 機 関等 、
は、 匿 名 加 工情 報を取り 扱うに当たっては、 法令に基づく場合を除き、 当該] 匿 名加 工 情報

 \mathcal{O} 作 成 E 用 7 5 れ た個 人情 報に係る本 人を識 別するために、 当 該 個 人情 報 カン 5 削 除 され · た記 述等 若 じく

は 個 人識 別符号若 しくは第四十三条第 項 \mathcal{O} 規定により 行 わ れ た加 工 0) 方法に関する情報を取 得 又

は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 定め 行政 る基準 機 準に従い、 関等は、 匿名. 匿 名 加 工情 加 工情 報 報 の漏えい の適切 を防 な管理のために必要な措置を講じなければならな 止するために必要なものとして個 人情報保護委員会規則で

4 前 項 の規定は、 行政 以機関等: から匿 名加 工 情 報 \mathcal{O} 取 扱 7 0 委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。

)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第六節 雑則

適 用除 **(外等)**

第百二十二条 第四 節 の規定は、 刑 事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、 検察官、 検察事務官若し

は 司法警察職 員が行う処分、 刑若しくは保護処分の執行、 更生緊急保護又は恩赦に係る保 有個 人情 報

当 該 裁 判 処分若しくは執行を受け た者、 更生緊急保護 の申 出をした者又は恩赦の上申 が あ 0 た者に

係るも のに限る。) について は 適 用 L な

2

保 有 個 人情 報 行 政 機 関情 報 開 法 第五 条 又 は 独 立行 政法 人等情 報 公開 法第五 条に規定

公

報を専 5 記 録 す る行 政 文 書等 12 記 録さ れ 7 1 るも \mathcal{O} に限 る。 のうち、 まだ分類そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 整 理 が 行 わ れ

て な ŧ 0) で、 同 \mathcal{O} 利 用 目 的 に係 るも \tilde{O} が 著 しく大量にあるためそ \bar{O} 中 か 5 特 定 \mathcal{O} 保 有 個 人 情 報 を

検索することが著 しく 困 難であるもの は 第四 節 (第四款を除く。 の規定の 適用に つい 7 は 行 政 機

関等に保有されてい ない ものとみなす。

(適 用 \mathcal{O} 特 例

第百二十三条 独立行 政 法 人労働 者 健 康安全機構 が 行う病院 の運営 の業務における個 人情 報、 仮 名 加 工 情

報又は個 人関 連 情 報 \mathcal{O} 取扱 VI に 9 ١ ر ては、 この 章 第一 節、 第六十六条第二項 (第三号及び第四 号 (同

す

る不

開

示

情

節、 規定のうち第六十六条第二項第三号及び第四号 項第三号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) 前条第二項及び第百二十五条を除く。)の規定、 同 項第三号に係る部分に限る。) において準用する同条第一項、 第百七十一条及び第百七十五条の規定 に定める業務に係る 第七十五条、 5 前二 \bar{O}

部分を除く。)

並びに第百七十六条の

規定は、

適用、

しな

2 個 五. 条及 人情 別表第二に び 報 次章 又は 掲げる法 匿 か 名 ら第八章 加 工 情 人による個 まで 報 \mathcal{O} 取 (第百七 扱 人情 1 とみなして、 <u>+</u> 三報又は一 条、 匿 第百七十五 名 第 加 工情 節 報 第七十 条及び第百七十六条を除く。 \mathcal{O} 取 扱 莊 1 条、 に っつい 前 ては、 二節、 独立行政法 前条第二 項 \mathcal{O} 規定 人等 第 による を適 百 二十 用

3 する。 違反して取得されたものであるとき、 るとき」 反して保有されているとき、 についての第九 別 表第二に掲げる法人及び独立行政法人労働者健康安全機構 とあるのは 十八条の規定 「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱わ 第六十三条の規定に違反して取 の適用については、 又は第六十九条第 同条第一項第一 項及び第二項 り扱われているとき、 (病院の運営の業務を行う場合に限 号 中 $\widehat{\mathcal{O}}$ 「第六十一条第二項 規定に違 れているとき、 反 第六十四 して利 又は第二十 用され 条のこ の規 規 定 定に る。 てい にこ 違

条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、 同項第二号中 「第六十九条第一項及び第二項又は

第七十一条第一 項」とあるのは 「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

(権限又は事務の委任)

第百二十四 条 行 政 機関 \mathcal{O} 長は、 政令 (内 閣 の所轄の下に置か れる機関及び会計検査院にあっては、 当 該

機関 \mathcal{O} 命令) で定めるところにより、 第二節から前節まで (第七十四条及び第四]節第四 「款を除く。 こに

定め る権限又は 事 務を当該 行政機 関 0 職 員に委任することができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第百二十

五.

条

行

政

機関

 \mathcal{O}

長等

は

開

示

請

求、

訂

正請

求若

しくは利

用停

止

清水

又は第百十条第一項若しく

は 第百十六条第一 項の提案 (以下この条において 開 示請求等」という。)をしようとする者がそれぞ

れ容易かつ的 |確に開 一示請求等をすることができるよう、 当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有

する保有個 人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を

考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第百二十六条 行政機関の長等は、 行政機関等における個人情報、 仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱

いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

別表第一(第二条関係)

附則の次に別表として次の二表を加える。

名称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する
	法律 (平成二十八年法律第八十九号)
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
株式会社日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

農水 大学 原 預 放 日 日 日 日 日 玉 送大学学園 $\frac{1}{2}$ 本 金 本 本 本 本 子 大学 保 産業は 私 力損害賠償 年 中 司 銀 共 央競 法支援 金 立学 険 同 行 機 協 機 法 利 同 馬 校 用 構 構 人 組 会 振 七 機 関法 合 興 ン 貯 廃 タ 金保 共 炉等支援機 人 済 険 事 機 業 構 寸 構 四号) 農 預 放送大学学 日 日 日 総 日 玉 玉 原子力損害賠償 $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ 水 本 合 本 金 本 本 大学 大学 法 保 産 年 中 私 銀 業 険 金 央 立 律 行 競競 学 支援 法 協 機 法 法 法 園 校 構 馬 人 同 人 昭 法 会法 平 法 法 組 法 法 振 合 興 成 和 平 平 平 平 貯 廃炉等支援機構 兀 九 金保険 韶 成 成 成 年 成 共 六 +++ 法 和 済 + 年 六 律 匹 九 事 五. 法 + 法 年 年 業 年 第 年 法 法 律第一 $\overline{\overline{\mathbf{J}}}$ 法 法律第百十二号) 九 八 律第 昭 律 律第 年 法 + 第 和 法 九 法 至 号 百 百 几 律 七 (平成二十三年法律第九 ·四号) 九号 第 + + 成 五 + 八 九 兀 -六号) | 号) 百 年法律第五 年 法 五. 号 律 第 兀 十三号) + 八 (号) +

別

表第二

(第二条

第五

+

八条、

第六十六条、

第百二十三条関係

- 223 -

構 独 独 大学 放 玉 玉 沖縄科学技術大学院大学学園 꿒 送大学学園 궆 立. 立. 大学法 研 行 行 共 究開 政 政 同 法 法 利 発法 用 人 人国 人 名 地 機 関 7 人 域 医 法 病 院 療 称 人 機 機 能 構 推進 機 独 独立 独立 放送大学学園法 玉 玉 沖縄科学技術大学院大学学園法 国立大学: 号) |立大学法 7 行 行 行 政 政 政 法 法 法 法 人法 人 人 人法 人 国 通 地 則法 域 $\frac{1}{2}$ 医 病 院 療 **燃**機能推進 機 構 根 法 進機 拠 平 構 成 法 + 法 兀 平 年 成 法 十七. 律 第 年 百 法律第七十 九 + 号

第五 一十一条 個 人情報の保護に関する法律の 部を次のように改正する。

「第四款 審査請求 (第百四条—第百七条)

第五款 条例との関係 (第百八条)

第百七条 第百二十一条」 を 「第百九条— 第百二十三条」に、 「第百二十二条—第百二十六条」 を

に、

目

次中

第四

款

審査請求

(第百

兀

条

第百六条)

を

条」 に、 百 十条」に、 百六十五条」 七十五 第百二十四条―第百二十九条」に、 を 「第百四十三条-「第百五十三条-条」に、 「第百五十八条 を 「第百六十五条 「第百七十一条— ―第百四十九条」を「第百四十六条―第百五十二条」に、 —第百五十五条」 第百六十一条」 ―第百七十条」に、 第百 「第百二十七条―第百四十二条」を「第百三十条 に、 八十条」 を 「第百五十三条 「第百六十一 を 「第百七十六条 「第百六十六条— 条 -第百五十七条」 ―第百六十四条」に、 第百八 第百七十条」 十五条」 を 「第百五十条 「第百五十六条 を に 「第 改 第百六十二条 —第百四十五条」 \Diamond 百 七十一 —第百五 -第百六 第 第

第三項 第三号とし、 兀 項から第六項まで、 第二条第十一 か :ら第五| 同 項 項第一号の次に次の一号を加える。 項第二号中 まで並びに第百二十三条第二項」を 第百十九条第五項から第七項まで並びに第百二十五条第二項」に改め、 「第七十八条第七号イ及び 口、 「第七十八条第 第八十九条第三 一項第七号イ及びロ、 項 か ·ら第i 五. 項 くまで、 第 第 八十 同号を同項 百 九 + 条第 七

地方公共団 体 この機関 (議会を除く。 次章、 第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、 以下同じ。)

第二条第十一項に次の一号を加える。

兀

地方 独立行政法人 (地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又

は 同 条第二号若しくは第三号 (チに係る部分に限る。) に掲げる業務を目的とするものを除く。 第十

六条第二項第四号、 第六十三条、 第七十八条第一 項第七号イ及びロ、 第八十九条第七項から第 九項 É

で、 第 百十九条第八 項 から第十項まで並 びに第百二十五条第二項におい て同

第四 条中 国 0 機 関 \mathcal{O} 下に 地 方公共団 体 \mathcal{O} 機関 を、 独立行政法 人等」 の 下 に 地方独立行

政法人」を加える。

第 五 条中 $\overline{\mathcal{O}}$ つとり」 の下に 玉 \mathcal{O} 施 策との 整合性 に配 慮 L つつし を、 「応じて、」 0) 下に 地 方公

寸 体 \mathcal{O} 機 翼、 地 方 独 <u>寸</u> 行 政 法 人及び 当 該 区 域 内 \mathcal{O} 事 業者: 等による」 を加える。

共

第九条中「提供、」の下に「地方公共団体又は」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

2 国 は 第五 章 に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個 人情報の適正な取扱 いを確保す

るために必要な措置を講ずるものとする。

第 十二条 \mathcal{O} 見出 L 中 地 方公共団 [体等] を 「地方公共団 体 \mathcal{O} 機 関等」 に改 め、 同 条第 項中 保 有する

個 人情 報 \mathcal{O} 性質、 当該 個 人情 報を保有す る目的等を勘案し、 その」 を 「機関が」 に、 「ことに努めなけれ

ばならない」を「ものとする」に改め、 同条第二項中 その性格及び業務内容に応じ」を削り、

に努めなければならない」を「ものとする」に改める。

第十八条第三項第一号中

「法令」の下に

(条例を含む。

以下この章において同じ。)」

を加える。

第四 十五 条中 「第百十四 条第一 項」を 「第百十六条第一 項 に改め

第四 十八条第二号及び第三号 口 中 「第百 五十二条第一 項 を 「第百 五. 十五条第一 項 に改める。

第

五

十条第一

項

中

「第百五十二条第一項第五号」

を

「第百

五.

十五条第一

項第五号」

に改

め

第五· 十 -八条第 項 中 別 表第二に掲げる法人」 を 「次に掲げる者」 に改め、 同 項に次の 0 各号を加 える。

別 表 第二に 掲げる法

地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするも

0 又は 同条第二号若しくは第三号 (チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とする

第五 十八条第二項中 「独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院 (医療法 (昭和二十三年法律第二百

五号) 第 条の 五. 第 項に規定する病院をいう。 第六十六条第二項第三号並びに第百二十三条第 項及び

第三項にお いて同じ。 0 運営 ... の 二 を 「次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める」 に改め、 同 |項に次

の各号を加える。

地方公共団 体の機関 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第一条の五第一 項に規定する病院

次号に おい 7 「病院」 という。) 及び 同 条第二項に規定する診療 所並 びに学校教育法 昭 和二十二年

法律第二十六号)第一条に規定する大学の運営

独立 行 政 法 人労働 者 健 康 安 全機 構 病 院 \mathcal{O} 運 営

第六十条第 項 中 っに あ 0 て は を 及び 地 方 独 立 行 政 法 人に あ っては」 に改 め、 同 項 ただ し書 中 又

は 法 人文書」 を 法 人文 書 に 改 め、 \bigcup をい う。 _ \mathcal{O} 下 に 「又は 地 方 公共 団 体 等 行 政 文 書 地 方 公

共 団 体 \mathcal{O} 機 関 又 は 地 方独. 立. 行 政 法 人の 職 員 が 職務 上 作 成 Ĺ 又は 取 得 した文 書 义 画 及 び 電 磁 的 記 録 で あ

って、 当 該 地方公 共 団体 \mathcal{O} 機関 又 は 地 方 独立 行政 法 人の 職 員が 組 織 的 に用い るものとして、 当該 地 方 公共

寸 体 \mathcal{O} 機関 又は 地 方独立行政法人が保有してい るもの (行政機関情 報公開法第二条第二項各号に掲げ るも

0 に 相当するものとして政令で定めるものを除く。 をいう。 _ を加え、 同条第三項中 「含む。) 又は

を 「含む。 以下この項に お いて同じ。)、 に、 「含む。 が を 「含む。 又は 地 方公共 寸 体 \mathcal{O} 情 報

公開条例 (地方公共団 体 \mathcal{O} 機関 又は地方独立行政法人の保有する情報 \mathcal{O} 公開 を請求する住民等 \mathcal{O} 権 利 に 0

長 報 1 又は」 公開 て定める地方公共団体 法第五 を 行行 条に規定す 政 機関 \mathcal{O} ,る不開 長 の条例をいう。 に、 示情 報に 「に対し」 相当するものをいう。 以下この章において同 を 地 方公共 団 が 体 0 機関又は に改め、 に規定する不開 同項第一 地 方 独 立行 示情報 二号中 政 法 行行 (行政) 人に 政 人機関情 対 機 関 \mathcal{O}

情 に、 限 は る。 報 情 公 報 公開 開 行 政 条 \mathcal{O} 規 例 条例 機 定 関 **行** 情 \mathcal{O} 12 政 規定による」 報 機 公開 改 関 め、 情 法第三条又は」 同 報 公開 項 に改 第三号中 法第十三条第 め、 を 同 「第 百· |号 行 口 干 政 中 項又は 機関 匝 「第二項又は」 条第 情 第 報 項 公開 項 を \mathcal{O} 法第三条、 を 規 第 定 「第二 に 百 十六条第 相当する規定を設け 項、 に、 に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 項 規定による」 に \mathcal{O} 規 改 定 8 7 る。 1 を る を t 「又は \mathcal{O} 又 に

第六十条に次の一項を加える。

5 個 人情 0 章 報 にお (要配 į, 7 慮 個 「条例 人情 要配 報を除く。 慮 個 人情 のうち、 報 とは、 地 域 地方公共団体 \mathcal{O} 特性その他 の機関又は \mathcal{O} 事 情に応じて、 地 方独立 本 一行政法· 人に対する不当な 人が 保有する

差別 偏 見その 他 0 不利 益が生じない ようにその 取 扱 ĺ١ に特 に配慮を要するものとして地方公共団 体 が

条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第六十一 条第 項中 「法令」 の 下 に _ (条例を含む。 第六十六条第二項第三号及び第四号、 第六十九条

第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。 を加える。

第六十三条中 「第百六十九条」 を 「第百七十四条」に、 「及び独立行政法人等」 を「、 地方公共団体の

機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改める。

各号に定める」 <u>\(\frac{\frac{1}{3}}{2} \)</u> 行 第六十六条第二項第四号中 政 法 人労働者健 に改 め、 康安全機構」 同号を同 「前三号」 を 項第四号とし、 「第五 を 十八条第二項各号に掲げる者」 「前各号」 同 項第一 に改め、 二号中 同号を同項第五号とし、 別 表第二に掲げる法 に、 「病院 人 \mathcal{O} 運営 同項第三号中 を \bigcirc 第 を 五. + 人 同 独 項

指定管理者 地 方自 治 法 (昭 和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四 |条の二 一第三項 に 規 定する指 第

項各号に掲げる者」

に改

め、

同号を同

項第三号とし、

同

項第一

号の

次に次

 \mathcal{O}

号を加

え

業務

定管理者をい

. う。

公の

施設

(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)

の管

理

の

第六十七条中「第百七十一条」を「第百七十六条」に改める。

第六十八条第二項第二号中 「第七十八条各号」 を 「第七十八条第 項各号」

第六十九条第二項第三号中 「地方公共団体」 を 「地方公共団体 の機関」 に改める。

第七十三条第一 項中 「第百二十六条」 を 「第百二十八条」 に改める。

第七十五条に次の二項を加える。

4 地 方公共団 体 \mathcal{O} 機関 又は 地方独立行政法人についての第 一項の規定の適用については、 同 項中 「定め

る事 項 とあるの は、 「定める事 項並 び に記録情報に条例要配 慮個 人情 報が含まれているときは、 その

旨」とする。

5 前 各 項 \mathcal{O} 規 定は、 地方公共団 体 .の機 関又は 地方独立行政法 人が、 条例 で定めるところに ょ り 個 人情

報フ ア イ ル 簿 لح は 別 \mathcal{O} 個 人情 報 0 保 有 \mathcal{O} 状況に関する事 項を記載 ĺ た帳 簿を作成し、 公表することを妨

げるものではない。

第七十六条第二項中 「第百二十五条」 を 「第百二十七条」に改める。

第七十八条第五号中 「行政機関 の長が開 示決定等」を 「行政機関 の長又は地方公共団体の機関 (都道府

県 の機 関 に 限る。 が 開 示決定等」 に、 「行政機関 の長が 認 め る を 「行政 機関 \mathcal{O} 長又は地方 公共 寸 体 0

機 関 が 認 8 る に改め、 同条第七号イ中 「独立行 政 法 人等」 の 下 に 一、 地方公共団 体 \mathcal{O} 機関 又 は 地 方 独 <u>\frac{1}{12}</u>

行政法人」 を加え、 同号 口 中 「独立行政法人等」 の 下 に 地方公共団 体 (T) 機 関 (都道府県の機関を除

。)又は地方独立行政法人」を加える。

第七十八条に次の一項を加える。

2 地 方公共団体 \mathcal{O} 機関 又は 地方独立行政法人についての前 項の規定 の適 用につい 、ては、 同項中 掲げる

情報 とあ るの は、 「掲げる情 報 (情報 公開 条例 の規定により 開 示することとされてい る情 報として

条例で定めるもの を除く。) 又は 行 政 機関情報公開 法第 五条に規定する不開 示情報に 準ずず 、る情報 報 で あ

て情 報 公 開 条例 12 おい て開 示 しないこととされてい るも \mathcal{O} のうち当該 情 報 公 開 条例 との 整 合性 を 確 保

あるものとして条例で定めるも

 \mathcal{O}

とする。

第七十 九条第二 |項中 前 条第二号」 を 「前 条第一 項第二号」 に改め る。

るため

に

不開示とする必要が

第八十六条第一 項 中 「第百六条第一項」 を 「第百七条第一 項」 に改め、 同条第二項第一号中 「第七十八

条第二号口 又は同条第三号ただし書」 を 「第七十八条第一項第二号ロ又は 同 項第三号ただし書」 に改める。

第八十九 条中第五項を第六項とし、 第四項を第五項とし、 第三項を第四 項とし、 同条第二項中 前 項

を 「前二 項 に改 め、 同 項を同り 条第三項とし、 同 条第 項の次に次 \bigcirc 項を加える。

2 地方公共団 体 \mathcal{O} 機関に対 し開 示請求をする者は、 条例で定めるところにより、 実費の範 囲 内に お į١ て

条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第八十九条に次の三項を加える。

7 地 方 独 <u>77.</u> 行政: 法 人に対 し開 示 請求をする者は、 地方独立行政法人の定めるところにより、 手数料を納

めなければならない。

8 前 項 \mathcal{O} 手 数 料 \mathcal{O} 額 は、 実費 \mathcal{O} 範 囲 内 にお 1 て、 カュ つ、 第二項の条例で定める手数料の 額を参酌して、

地方独立行政法人が定める。

9 地 方 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 政 法 人は、 前 二項 の規定による定め を一 般 の閲覧に供 しなけ ń ば なら な

第九十 条第一 項ただし 書中 法 律 又はこれに基づく命令」を 「法令」 に改め、 同 条第 三項中 「第百二十

五条」を「第百二十七条」に改める。

第九十八条第一項ただし書中 「法律又はこれに基づく命令」を「法令」 に改め、 同条第二項中

十五条」を「第百二十七条」に改める。

第百四 条第 項中 「行政 機関 \mathcal{O} 長等」 の 下 に 「 (地-方公共団体 \mathcal{O} 機関又は 地方独立 一行政法· 人を除く。 次

項及び次条におい て同じ。 を加え、 同条第二項中 「第百六条第二項」 を 「第百七条第二項」 に改める。

第百五条第二項第一号中 「次条第一項第二号」を「第百七条第一項第二号」に改め、 同条に次の一項を

加える。

3 前二項の規定は、 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。 この場合において、

第一項中 情 報 公開 個 人情 報 保護審 査会 (審査請求に対する裁決をすべき行政 人機関の 長等がな 会計 検

院長である場合にあって は、 別に法律で定める審査会) とあ るの は、 「行政不服審査法第八十一 条第

一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

第百八十条を第百八十五条とする。

 $\overline{+}$ 九条第 項 第 一 号 中 「第百七十三条及び第百七十四条」を 「第百七十八条及び第百七十九条」

に改め、 同項第二号中 「第百七十七条」を 「第百八十二条」に改め、 同条を第百八十四条とする。

第百七十八条中「第百七十一条、 第百七十二条及び第百七十四条から第百七十六条まで」を 「第百七十

第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条まで」に改め、 同条を第百八十三条とする。

第百七十七条第 一号中 「第百四十三条第一 項 を 「第百四十六条第一項」 に改め、 同 条第二号中

五 一十条」 を 「第百五十三条」 に改め、 同条を第百八十二条とし、 第百七十六条を第百八十一条とする。

第百七 十五条中 「第百七十一条」を「第百七十六条」に改め、 同条を第百八十条とする。

第百七十四条中 「第百七十九条第一項」 を 「第百八十四条第一項」 に改め、 同条を第百七十九条とする。

第百七十三条中 「第百日 兀 [十五条第二項] を 「第百四十八条第二項」 に改め、 同 一条を第百七十八条とする。

第百七十二条中 「第百日 四十条」 を 「第百四十三条」 に改め、 同 条を第百七十七条とする。

第百七· 第七 章 十一条中 中第百七 十条を第百七十五条とし、 「第百· 十九条第三項」 を 「第百二十一条第三項」 第百六十六条から第 に 六 + 改 め、 九 条までを五条ず 同 条を第百七十六条とする。 0 繰 り下 -げる。

百

第百六十五 条中 第百四十七条第 項 を 「第百五十条第 項 に改 め、 第六章第四節中 同 条を第百七

第百六十四条を第百六十九条とし、 第百六十三条を第百六十八条とし、 第百六十二条を第百六十五条と

同 条の次に次の二条を加える。

地 方公共団 体による必要な情 報 が 提 供等の求 め

第百六十六条 地方公共 団 体 は、 地 方公共団 体 \mathcal{O} 機関、 地方独立行政 法人及び事業者等による 個 情 報 \mathcal{O}

適正 な取 扱い を確保するために必要が あると認めるときは、 委員会に対し、 必要な情報 \mathcal{O} 提供又は 技術

的な助言を求めることができる。

2 委員会は、 前項の規定による求めがあったときは、 必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものと

する。

(条例を定めたときの届出)

第百六十七条 地方公共団体の長は、 この法律の規定に基づき個 人情報の保護に関する条例を定めたとき

は、 遅滞なく、 個 人情報保護委員会規則で定めるところにより、 その旨及びその内容を委員会に届 け É

なければならない。

2 委員会は、 前 項の 規定による届出があったときは、 当該届出に係る事項をインターネットの利用その

他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、 第一 項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

第百六十一条中 「第百五十八条」を「第百六十一条」に、 「第百五十九条」 を「第百六十二条」に改め

第六章第三節中同条を第百六十四条とし、 第百六十条を第百六十三条とし、 第百五十九条を第百六十二

条とする。

条」 を を 第百 「第百 に、 第百 五十八条第一項中 匹 匹 第百五十二条第一 十八条第一項」に、 十八条第二項」に、 「第百四十三条第一項」を 項 「第百五十条」を を 第百 「第百 五. 十一条」 五十五条第一 「第百五十三条」に、 を 「第百四十六条第一項」に、 「第百 項」 に改め、 五. 十四条」 同条第二項中 に、 「第百五十一条」 第百 「第百四十五条第一 五十二条第 「第百四 を 干 「第百 五 項 一条第二 五. 項 項 加

第

百

五.

+

五.

条第

項」

に改

め、

同

条を第百六十一条とする。

を第百五 り下げ、 を第百六十条とし、 第 百 五. + 同 節第二款中第百 七 条中 「第百日 第百 同節第一款中第百四十九条を第百五十二条とし、 五. 兀 五十二条を第百 十六条を第百 十六条第 項 五. 十 を 五十五条とし、 九条とし、 「第百四十 第百 -九条第 第百 五 五十一 十三条 項」 から に改 条を第百 第百四十八条を第百五十一条とす 第百 め、 五十四条とし、 五. 第六章第二節 十五 条までを三条ず 第 第百 三款 中 五. 十条 · 同 繰

条」 第百 「第百 を 四十七条第一項中 「第百六十三条並びに第百六十四 四 十六条第一項」 「第百四十五条第一 に、 第百 五. · 条 + 九 条 項」 に改め、 を を 「第百六十二条」 「第百四十八条第一項」に、 同条を第百五十条とし、 に、 「第百六十条並 第百四十六条を第百四 「第百四十三条第 びに 第百六 十九 項 る。

を

第百四十五条を第百四十八条とし、 第百四十四条を第百四十七条とする。

第百四十三条第一項中 「第百四十八条」を 「第百五十一条」 に改め、 同条を第百四十六条とし、

第

一節中第百四十二条を第百四十五条とし、

第百三十六条第四 頃中 「第百三十三条第四号」 を 「第百三十六条第四号」 に改め、 同 条を第 百三十九条

第百三十七条から第百四十一条までを三条ずつ繰

り下

第百三十五条を第百三十八条とし、 第百三十二条から第百三十四条までを三条ずつ繰 り下 げ

第百三十一条第四 頃中 (昭 和二十二年法律第六十七号)」 を削 り、 同条を第百三十四条とし、 第百三

二十八条とし、 十条を第百三十三条とし、 第五 一章第六節中 第百二十七条か 条 次に次の一条を加える。 5 第百二十九条までを三条ずつ繰り下げ、 第百二十六条を第百

、地方公共団体に置く審議会等 \sim 0) 諮 間

同

0

第百二十九条 地方公共団 体 -の機関 は、 条例で定めるところにより、 第三章第三節の施策を講ずる場合そ

0 他 の場 一合にお いて、 個 人情 報 の適正 な取扱い を確保するため専門的 な知見に基づく意見を聴くことが

特に 要であると認めるときは、 審議会その他の 合議 制 の機関に諮 問することができる。

第百二十五条中 「第百十条第一項」 を 「第百十二条第一項」 に、 「第百十六条第一 項」 を 「第百十八条

第一項」に改め、 同条を第百二十七条とし、 第百二十四条を第百二十六条とする。

七 報 中 別 を 条 五 及び第二項各号に掲げる者 各号に掲げる者が 地方 第二 十五条及び第百七十六条」を「第百七十六条、 又は 第百七十六条及び 号 表第二に掲げる法人及び独立行政法人労働者健 第百二十三条第 別 同 項 独立行政法人と、 匿 表 第二に掲げ 第四号及び第 名 項第四号」に、 加 工 情 行う当該各号に定める」に、 一項中 報 る法・ 第百八十条」 0 取扱いと」 五号 それぞれ」に、 人 「独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院 「第百二十五条」 (同 同 を 項 項各号に定める」 「第五· に、 を (第四号) 同 十八条第 「第六十六条第二項第三号及び第四 項第一号に掲げる者を独立行 「第百二十五条」を に、 を 「第百二十七条」に、 第百八十条及び第百八十一条」に改め、 に改め、 項各号に掲げ 第百七十六条」 康安全機構 (第三号及び第四号 同条を第百二十五 「第百二十七条」に、 (病 院 る者」 を \mathcal{O} 「第百 に、 運営の」 政法人等と、 第百七十一条及び第百七 (同 の運営の」 号 八十一条」 項第三号」 独 条とする。 (同 を $\frac{1}{2}$ 行 項第三号」 「第五 を 同 政 「第百七十一条、 を]項第二 に 法 「第五十八条第二項 改 人 等 十八条第 同条第三項 め、 (第四号及 を 一号に掲げ に 十五 ょ 同 「第六十六 る 条 第 条」 個 第百 る者 中 人情 を 項 第

第百二十二条第二項中 「又は独立行政法人等情報公開法第五条」 を $\overline{\ }$ 独立行政法人等情報公開 法第五

条又は情報公開条例」に改め、 同条を第百二十四条とし、 第五章第五節中第百二十一条を第百二十三条と

第百二十条を第百二十二条とする。

第百十九条第二項中 「第百七条第四項」 を 「第百九条第四項」に、 「第百十四条第一項」を 「第百十六

条第一項」 に改め、 同条を第百二十一条とする。

第百十八条中

「第百十三条」を

「第百·

十五条」

に改め、

同条第二号中

「第百十一条各号」を

「第百十三

条各号」に、 「第百十六条第二項」 を 「第百十八条第二項」 に改め、 同 条を第百二十条とする。

第百十七条第 項及び第二項中 「第百十三条」 を 「第百十五条」 に 改 め、 同 .条中 第 五. 項 、を第七項とし、

第四項を第六項とし、 同条第三項中 「第百十三条」を 「第百十五条」 に改め、 「含む。」の下に 「第八項

及び」を加え、 同項を同条第五項とし、 同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結す

る者は、 条例で定めるところにより、 実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額 の手

数料を納 めなけ ればならない。

4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿 |名加工情報の 利用に関する契約を

地 方公共団体の機関と締結する者は、 条例で定めるところにより、 前項の政令で定める額を参酌して政

令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第百十七条に次の三項を加える。

8 第百 十五 条の 規定により行政 機関等 匿 名加工情報 の利用に関する契約を地方独立行政法人と締 結する

者 は、 地 方 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行政法· 人の定めるところにより、 手数料を納め なけ れ ば なら ない。

地 方 独 <u>\forall \tag{ } \langle \tag{ }</u> 行 政 法 人が 定 め る。 9

前

項

 \mathcal{O}

手

数

料

 \mathcal{O} 額

は

実費を勘案し、

か

つ、

第三項

又は第四

項

の条例

で定める手数料の額を参酌

10 地方 独 立行政 法 人は、 前二項 の規定による定めを一般の閲覧に供 しなけ ればならない。

第百十七条を第百十九条とする。

第百十六条第一 項中 「第百十三条」を 「第百十五条」に改め、 同条第二項中 「第百十条第二項及び」を

「第百十二条第二項及び」に、 「第百十一条から第百十三条まで」 を 「第百十三条から第百 十五条まで」

に、 に、 第百十二条第一項」 第百十条第二項中」 を を 「第百十四 「第百十二条第二項中」に、 条第 項 に改め、 「第百十四 同条を第百十八条とする。 [条第一 項」を 「第百十六条第一項」

五条各号」 第百十五条中 を「第百十七条各号」に改め、 「第百八条の」を「第百十条の」に、 同条を第百十七条とし、 「第百八条各号」を「第百十条各号」に、 第百十四条を第百十六条とし、 「第百十

三条を第百十五条とする。

第六号中 条第 第 項第五号」 第三号」 百十条第一項」を「第百十二条第一項」に改め、 第百十二条第一 項 項 を に 「第百十条第二項第五号」を「第百十二条第二項第五号」に改め、 に改め、 を 改 「第百十二条第一項」 め、 「第百十六条第一 項 中 同 同項第五号中 項第三号中 第百十条第一項」 項 「第百十条第二項第三号」 に改め、 「第百十条第二項第六号」 に改 め、 同 を 同 項第二号中 項第四号中 同条を第百十四条とする。 第百十二条第一項」に改め、 「第百十条第二項第三号」 を 「第百十条第二項第五号」 を 「第百十二条第二項第三号」に、 「第百十二条第二項第六号」に 同条第二項及び第三項中 同項第一号中 を を 「第百十二条第二 「第百十二条第二 改め、 第 「第百十条 百 同 + 「第 項 項 加

第百十一条第五号中 「第百十八条」を「第百二十条」に改め、 同条を第百十三条とする。

第百十条第二 項第四号中 「第百· + 四条第一 項」 を 「第百十六条第 項 に改め、 同条を第百十二条とし

第百九条を第百十一条とする。

第百八条中 「第百八条各号」を 「第百十条各号」に改め、 同 条第 号及び第二号中 「第百十条第一 項

を 「第百十二条第一 項」 に改め、 同 条を第百十条とし、 第百七条を第百九条とする。

第百六条第二項中 「政令」 の 下 に (地方公共団体 \mathcal{O} 機関 又は 地 方 独 <u>77.</u> 行 政 法人にあっては、 条例)」

を 加え、 第五 章 · 第 四 節第 兀 款 中 同 条 を第百七条とし、 同 款 \mathcal{O} 次に 次 0 款 を加える。

第五款 条例との関係

第 百 八 へ 条 この 節 \mathcal{O} 規定 は 地 方 公 共団 体 が、 保有個 人情 報 \mathcal{O} 開 示、 訂 正 及 Ű 利 用 停 止 \mathcal{O} 手 続 並 び に 審 査

請 求 \mathcal{O} 手 続 に 関 す る事 項 に 0 7 て、 0 節 \mathcal{O} 規定に 反 しな 1 限 り、 条例 で必必 要な規定を定めることを妨

げるものではない。

第百五条の次に次の一条を加える。

地 方公共団 体 \mathcal{O} 機関 等に お ける審理員による審理手続に関 する規定の 適用除外等

第百六条 地方 公 共 団 体 \mathcal{O} 機関 又は 地 方独立行政法人に対す る開 示決定等、 訂 正 決定等、 利 用停 止 决定等

又 は 開 示 請求、 訂 正 請 求若 しく は 利用 停 止 請 求に係る る不作 為に係る審査 請求 なについ ては、 行 政 不 服 審 査

法第九条第 項から第三項まで、 第十七 条、 第四十条、 第四 1十二条、 第二章第四 節及び第五 十条第二 項

の規定は、適用しない。

2 地 方公 共団 体 \mathcal{O} 機関又 は 地 方独立 行 政 法人に対する開示決定等、 訂 正 決定等、 利用停力 止決定等 又は開

示 請 求、 訂 正 請 求 小若しく! は 利 用 停 止 請 求に 係る不作為に係る審 査 請 求 に 0 7 ての 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 12 掲 げ る

下 欄に掲げる字句とするほ か、 必 要な 技術的 読替えは、 政令で定め \dot{z}_{\circ} 行

政

不

服

派審査法

 \mathcal{O}

規定

の適

用

に

9

()

ては、

これら

 \mathcal{O}

規定·

中同表

の中

欄に

· 掲 げ

る字句

は、

それぞれ

同

表

 \mathcal{O}

							第九条第四項
前項において読み替えて適用する第						庁	前項に規定する場合において、審査
同法第百六条第二項において読み	以下「審査庁」という。)	り引継ぎを受けた行政庁を含む。	れた行政庁(第十四条の規定によ	く条例の規定により審査請求がさ	号)第百七条第二項の規定に基づ	る法律(平成十五年法律第五十七	第四条又は個人情報の保護に関す

	三十一条第一項	替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第	同法第百六条第二項において読み
	三十四条	替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第	同法第百六条第二項において読み
	三十六条	替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名され	審查庁
	た者(以下「審理員」という。)	
第十三条第一項及び第二	審理員	審查庁
項、第二十八条、第三十		
 条、第三十一条、第三十		
二条第三項、第三十三条		
から第三十七条まで、第		
三十八条第一項から第三		

である場合にあっては		
審査庁は、審査庁が処分庁等以外	審理員は	第二十九条第二項
速やかに		
審査請求を却下する場合を除き、		
は、第二十四条の規定により当該	きは、直ちに	
審査庁は、審査請求がされたとき	審理員は、審査庁から指名されたと	第二十九条第一項
	れたとき	
	行停止をすべき旨の意見書が提出さ	
	は審理員から第四十条に規定する執	
執行停止の申立てがあったとき	執行停止の申立てがあったとき、又	第二十五条第七項
		第一項及び第二項
		十九条並びに第四十一条
		項まで及び第五項、第三

審理関係人(処分庁等が審査庁で	審理関係人	第三十一条第二項
、審査請求人)		
等が審査庁である場合にあっては		
審査請求人及び処分庁等(処分庁	審査請求人及び処分庁等	
加人)		
審査庁である場合にあっては、参		
参加人及び処分庁等(処分庁等が	参加人及び処分庁等	第三十条第三項
作成したとき		
提出があったとき、又は弁明書を	提出があったとき	
審査庁は、第二項の規定により	審理員は	第二十九条第五項
内に、弁明書を作成する		
ある場合にあっては、相当の期間		
提出を求め、審査庁が処分庁等で	提出を求める	

	定時期を通知するものとする。当該	
	いて同じ。)を審査庁に提出する予	
	条第二項及び第四十三条第二項にお	
	のうち政令で定めるものをいう。同	
	係る事件に関する書類その他の物件	
	査請求書、弁明書その他審査請求に	
	する審理員意見書及び事件記録(審	
終結した旨を通知するものとする	終結した旨並びに次条第一項に規定	
審査庁が	審理員が	第四十一条第三項
)		
十条第一項第三号において同じ。		
及び参加人。以下この節及び第五		
ある場合にあっては、審査請求人		

第五十条第一項第四号									第四十四条		
審理員意見書又は行政不服審査会等	又は第三号に規定する議を経たとき	該当する場合にあっては同項第二号	れたとき、同項第二号又は第三号に)にあっては審理員意見書が提出さ	又は第三号に該当する場合を除く。	る諮問を要しない場合(同項第二号	受けたとき(前条第一項の規定によ		行政不服審査会等	する	予定時期を変更したときも、同様と
第八十一条第一項又は第二項の機							受けたとき	関	第八十一条第一項又は第二項の機		

	若しくは審議会等	関
第八十一条第三項におい	第四十三条第一項の規定により審査	審査庁
て準用する第七十四条	会に諮問をした審査庁	

附則第七条を次のように改める。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第 項の指定都市以外の地方公共団体 の機関並び

に 地 方独立行政法人につい ての第百十条及び第百十一 条の規定 の適用につい ては、 当分の 間、 第百 1十条

であって、」と、 第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。 中

「行政

機関の長等は、

とあるのは

「行政機関の長等は、

次条の規定による募集をしようとする場合

別表第二中「、第六十六条、第百二十三条」を削る。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第五十二条 刑事 収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成十七年法律第五十号) の 一 部を次のよ

うに改正する。

第百五十七条第一項、 第百六十二条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、

五条第一項及び第二百七十六条第一項中 政令で定めるところにより」を削る。

犯罪 利 用 預 金 \Box 座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 .. の — 部改正)

第五十三条 犯罪 利 用預金 口座等に係る資金による被害回復分配 金の支払等に関する法律 (平成十九年法律

第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

3 金 融 機 関 は、 第 項 \mathcal{O} 規定による書 面 の送付に代えて、 政令で定めるところにより、 申 請 人の 承 諾 を

得て、 当該 書 面に記載すべ き内 容を電 磁 的 方法 (電子情 報 処理 組 織 を使用する方法その 他 \mathcal{O} 情 報 通 信 \mathcal{O}

技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。 次項及び第三十四条にお いて同じ。)によ

り 提供することができる。 この場合において、 当該金融機関 は、 当該書面を送付したものとみなす。

4 第 項の規定にかかわらず、 前項前段の場合において、 申請· 人が 現に利用する電子メールアドレ

特定 電子 ・メー ル \mathcal{O} 送信 \mathcal{O} 適正化等に関する法律 (平成十四年法律第二十六号) 第二条第三号に規定する

電子メールアドレ スをいう。 が 知れないときその他同項の規定により第一 項の 書面、 に記載すべき内容

を電磁的方法により提供することができないときとして主務省令で定めるときは、 金融機関において当

該書 面 に記載すべき内容を書面に出力し、これを保管し、 かつ、第二項に規定する措置をとることをも

って第一項の規定による送付に代えることができる。

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主

務省令で定めるものをいう。)」を削る。

第三十四条中

(電子情報処理

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第五十四 条 株式会社地域経済活性化支援機構法 (平成二十一年法律第六十三号) の一部を次のように改正

する。

第十六条第一項第八号中「第三十二条の十第三項」を「第三十二条の十第四項」に改める。

第二十二条第一項第五号中「第三十二条の十第四項」を「第三十二条の十第五項」に改める。

第二十五条第三項中「交付」の下に「(同条第三項の規定により書面を交付したものとみなされた場合

を含む。)」を加える。

第三十二条の九中第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一 項を加える。

第一 項の申込みをする者は、 前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、 機

3

構 \mathcal{O} 承諾を得て、 当該書面に記載すべき事項を電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その 他

情報 通 信 の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。 次条第三項及び第六十一条第三

項に お į١ て同じ。)により提供することができる。 この場合において、 当該申込みは、 当該 書 面 を添付

して行われたものとみなす。

第三十二条の +;第 項 中 「第三項」 を 「第四 項 に改め、 同 条中第五項を第六項とし、 第四 |項を第 五 項

とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第 項の 申込みをする者は、 前 項 \mathcal{O} 規定による書 面 \mathcal{O} 添付 に代えて、 政令で定めるところにより、 機

構 1 \mathcal{O} 承諾を得て、 当該申込みは、 当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 当該書面を添付して行われたものとみなす。 この場合にお

第六十一条に次の一項を加える。

3 独 <u>\frac{1}{12}</u> 行 政法人中 小企業基盤整備機構 又は認定支援機関は、 前 項 の規定による書面 の交付に代えて、

令で定めるところにより、 中小企業者及び機構の 承諾を得て、 当該 書面に記載すべ き事項を電磁的方法

により提供することができる。この場合において、 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機

関は、当該書面を交付したものとみなす。

行政 続における特定 \mathcal{O} 個 人を識別するため $\stackrel{\widehat{\mathcal{O}}}{}$ 番号の利用等に関する法律の一 部改正)

第二十七号)の一部を次のように改正する。

目

次中

第十

七条

・第十八条」

を

「第十六条の二―第十八条の二」

に、

機

構処

理事務」

を

「機構処理

第五

十五条

行政手続におけ

る特定

の個

人を識別す

るための

番号の利用等に関する法律

伞

-成二十五年法律

事務等」 に、 「第三十八条の七」 を 「第三十八条の十三」 に改 め

第二条第十四 |項中 「第十九条第七号」を 「第十九条第八号」に、 同 条第八号」 を 「同条第九号」に、

「又は第八号」を「又は第九号」に改める。

第九条第五項中 「第十九条第十二号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」に改

める。

第十四 条第二 |項中 「第十九条第四号」 を 「第十九条第五号」 に改める。

第三章中第十七条の前に次の一条を加える。

個 (人番号カードの発行等)

第十六条の二 機構は、 政令で定めるところにより、 住民基本台帳に記録されている者の申請に基

その者に係る個 人番号カードを発行するものとする。

2 機 構 は、 個 人番号力 ド に関 して、 個 人番号カード -の作 .成並び に個 人番号カードの作成及び 運用

12 関

する状況の管理その 他 総務省令で定め る事務を行うものとする。

第十七条第一 項 中 「その者 \bigcirc を 「前 条第 項 \bigcirc に、 「前 条 \mathcal{O} を 「その者が本人であることを確 認

するため 0) 措置とし て に 改 め、 同 条第 兀 項 中 第七 項 の 下 に 並 びに第十八条の二第三項」 を加 える。

第三章 中 第十 八 条の次に 次 0 条を加える。

個 人番号カード の発行に関する手数料

第十八条の二 機構は、 第十六条の二第一 項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関 機構

が 定め る額の手数料を徴収することができる。

2 機 構 は、 前 項 に規定する手数料 の額を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 総務大臣 . の認 可を

受けなければならない。

3 機 構 は、 第一 項の手数料の徴収 の事務を住所地市町村長に委託することができる。

第十九条第二号中 「第十一号」 を 「第十二号」に改め、 同条中第十六号を第十七号とし、 第四号から第

十五号までを一号ずつ繰り下げ、 第三号の次に次の一号を加 える。

匹 0) 使用者等 (使用者、 法 人又は国若しくは地 方公共団体をいう。 以下この号において同じ。)に

おけ る従業者等 (従業者) 法 人の業務を執行する役員又は 国若 しくは地方公共 団 体 \mathcal{O} 公務員を いう。

以下この号に お いて同じ。 であ 0 た者が 他 \mathcal{O} 使用者等に おけ る従業者等にな った場合に お 1 当

該従

業者等

 \mathcal{O}

同

意を得て、

当該

0

使用

者等が当該

他

 \mathcal{O}

使用者等に対

その

個

人番号関

係

事

務

を処

理するため ĺŹ 必要なる 限 度で当該従業者等 \mathcal{O} 個 人番号を含む特定個 人情 報 を提供するとき。

第二十一条第二項中 「第十九条第七号」を 「第十九条第八号」に改める。

一条の二第一項中 「第十九条第七号又は第八号」を 「第十九条第八号又は第九号」 に改め、 同条

第五 |項中 「第五号及び第十二号から第十六号まで」を「第六号及び第十三号から第十七号まで」に、 同

条第十二号」を 「同条第十三号」 に改め、 同 条第六項中 「第五号及び第十二号から第十六号まで」 を

六号及び第十三号から第十七号まで」 に改め、 同条第八項中 「第十九条第十四号」 を 「第十九条第十五号

に改める。

第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条中「第十九条第七号」を「第十九条

第八号」に改める。

第二十六条の見出し中 「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に改め、 同条中 「第十九条第八号」 を

「第十九条第九号」に、 「第十九条第七号」を 「第十九条第八号」に改める。

第二十八条第

項第五号中

「第三十八条の三」

の 下 に

第三十八条の三の二第二項」

を加え、

同条第

六項中 「第十九 条第七号若しくは第八号」を 「第十九条第八号若しくは第九号」 に改める。

第二十九条中 「第十九条第十二号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」 に改め

る。

第三十一条第一項の表第三十五条の項、 同条第二項の表第三十五条の項、 同条第三項の表第三十五条の

項及び同条第四 項の表第三十五条の項中 「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、 「同条第八号」を

同 条第九号」 に改める。

第三十六条中 「第十九条第十四号」を 「第十九条第十五号」 に改める。

第六章の二の章名中 「機構処理事務」 を 機 構処 理事務等」 に改める。

第三十八条の三第一項中 「この条」 の 下 に 「及び次条第二項」 を加え、 同条の次に次の一条を加える。

(機構の役職員等の秘密保持義務)

第三十八条の三の二 機 構 の役員若しく 、は職員 (地方公共団体情 報シ ステム機 構法 (平成二十五年 法 律 第

二十九号)第二十七条第 項に 規定す る機 構処 理 事 務特定個 人情報等保 |護委員 会の 委員を含む。 又は

これ 5 の職 に あ 0 た者 は、 機 構 処 理 事 務に 関 L て 知 り得た秘 密を漏らしては なら な

2 機 構 か 5 機 構 処 理 事 務 特定 個 人情 報 等 \mathcal{O} 電子 計 算 機 処 理等 \mathcal{O} 委託 三以 上 0) 段 陰に わ たる委託 を含い

を受け た者若しくはその役員若しくは職員又はこれら の者であ った者は、 その 委 (託され た業務 (Z 関

て 知 り得た機構処理事 務特 定 個 人情 報等に関する秘密又は機構処理事 務特定個 人情報等 の電子計算機

処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第六章の二中第三十八条の七の次に次の六条を加える。

(個人番号カード関係事務に係る中期目標)

第三十八条の八 主務大臣 は、 個 人番号力 ド 関係事務 (第十六条の二の規定により機構が 処理する事務

及び 電子署名等に係る地 方公共団体情報システ ム機構の 認証業務に関する法律 (平成十四年法律第百五

十三号) 第三十九条第 項に規定する認証 事務を いう。 以下この条から第三十八条の十二までに お 7

同 の実施 に関い 三年以上五年 以下 の期間にお 1 7 機構が 達成すべ き業務運営に関する目 標 以

下 中 期 目 [標 という。 を定め、 これ を機構に指示するとともに、 公表しなけ ればならな \ <u>`</u> これ を

変更したときも、同様とする。

2 中 期 目 標に お 1 7 は、 次に掲 げる事 項に つい て具体的 に定め るも のとする。

中 期 目 標 \mathcal{O} 期 間 (前 項 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 範 囲 内 で主務大臣が定 \Diamond る期 間 を いう。 第三十八条の十 第 項 第

一号及び第三号において同じ。)

個 人番号力] K -関係 事 務に係る業務の質の 向上に関する事 項

 \equiv 個 人番号力 ド 関 係 事 務に係る業務運営の)効率; 化 に関 する事 項

(個人番号カード関係事務に係る中期計画)

兀

そ

O

他

個

人番号力

K

-関係

事

務に係る業務運営に関する重

要事

項

第三十八条の九 機構 は、 前 条第 項 \mathcal{O} 指示を受けたときは、 中期 目標に基づき、 主務省令で定めるとこ

ろにより、 当該 中期目標を達成するための計画 (以下この条から第三十八条の十一までにおいて 「中期

計 画 という。) を作成し、 主務大臣 の認可を受けなければならない。 これを変更しようとするときも

同 様とする。

2 中 期計画にお V 、ては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

個 人番号力 ド関係事務に係る業務 の質の 向 1上に関する目標を達成するためとるべき措置

その 人番号力 F 務に係る業務運営に関す る事

三 他主務省令で定める個 関 係事 項

主務大臣 は、 第 項の 規定により認可をした中 -期計 画 が 前 条第二 項 第二号か ら第四号までに掲げる事

機構に対し、

その中期計画を変更すべきこ

3

個

人番号力

ド

関

係事

務に係る業務運

営の

効率

化に関

する目

[標を達な

成するためとるべき措

置

項の適

正

かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、

とを命ずることができる。

4 機構は、 第 項の認可を受けたときは、 遅滞なく、 その中期計画を公表しなければならない。

個 人番号力 ド 関係事務に係る年度計 画

第三十八条の十 機構 は、 毎事業年度の 開始前に、 前条第 項の認可を受けた中期計画 に基づき、 主務省

令で定めるところにより、 その事業年度の 個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計 画 (次条

第五項に おいて「年度計画」という。) を定め、 これを主務大臣 に届け出るとともに、 公表しなけ ń ば

ならない。これを変更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る個 人番号力 ド 関 係 事 務に係 る業務 の実績に関 する評価 等)

第三十八条の十

機構

は、

毎事

業

年

度

 \mathcal{O}

終了後、

当

「該事業」

年

度が

次

の各号に

掲げ

る事業年

度

0

1

ずれに

該当するかに応じ当該各号に定 8 る事 項 E つい て、 主務-大臣 の評 価 を受け な け れ ば な 5 なな

次号及び第三号に掲げ る事 業年 度以 外 \mathcal{O} 事 業年 度 当該 事 業年 度に お け る個 人 番号力 K 関 係 事 務

に係る業務の実績

中 期 目 標 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 最 後 の事 業年度 0 直 前の 事 業年度 当該事業年度にお ける個 人番号力 F 関係 事

務 に係る業務 0 実 (績及び中 期 目 標 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 終了時に見込まれる中期目 [標の 期 間 に お ける個 人番号力

ド関係事務に係る業務の実績

 \equiv 中 期 自標 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 最 後 の事 業年度 当該 事 業年度にお ける個 人番号カード 関係事務に係る業務 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 実

績及び 中 期 目 標 \mathcal{O} 期間 における個人番号カード関係事務に係る業務 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 実績

- 2 三月以内に、 機 構 は、 前項の評価を受けようとするときは、 同項第一号、 第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評 主務省令で定めるところにより、 各事業年度の終了後 価 を行 0
- を明 5 カュ にした報告書を主務大臣 に提出 するとともに、 公表しなけ ればなら ない。
- 3 第 項 0) 評 価 は、 同 項第一号、 第二号又は第三号に定める事 項に 0 V て総 合的 な評定を付して、 行わ

な

け

れ

ば

なら

な

この

場合に

お

, \

て、

同

項各号に規定する当該

事

業年

度に

おけ

る個

人番号力

F

関

係

- 事 務 に 係 る業務 0 実 績 12 関 す る評 価 は、 当 該 事 業年 度に お け る中 期 計 画 \mathcal{O} 実 施 状 況 \mathcal{O} 調 査 及び分析 を行
- 1 そ 0) 結果を考 慮 L て 行 わ な け れ ば な 5 な
- 4 主 務 大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 評 価 を行 0 たときは、 遅滞. なく、 機構に 対し、 当該評価の 結果を通知するとと

t

に、

公表し

なけ

'n

ばならな

- 5 機 構 は 第 項 \mathcal{O} 評 価 の結果を、 中 期 計 画及び年度計 画並 びに個人番号カ ド 関係事務に係る業務運
- 営 $\overline{\mathcal{O}}$ 改善に適切 E 反映させるとともに、 毎年度、 評価 結 果 \bigcirc 反映状況を公表しなけ いれば、 なら な
- 6 関係 主 事 務 大臣 務に係る業務運営 は、 第 項 \mathcal{O})評価 の改善その \mathcal{O} 結 果に基づき必 他 \mathcal{O} 必 要な措置を講ずることを命ずることができる。 要が あると認めるときは、 機 構 に 対 Ĺ 個 人番号力 K

主務大臣は、 機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、 機構の代表者会議 (地方公共

7

寸 体情報システ ム機構法第八条第一項に規定する代表者会議をいう。 次項において同じ。) に対 期

間 を指定して、 当該理事長を解任すべきことを命ずることができる。

事長を解任することができる。

8

主務

大臣

は、

機構

の代

表者会議

が

前

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定による命令に従わなかっ

たときは、

同項の

命令に係る理

(個人番号カード関係事務に係る財源措

置

第三十八条の十二 玉 は、 機 構 に 対 予算 0 範 囲内 に お いて、 個 人番号力 ド 関係事務に係る業務 \mathcal{O} 財

源 に充てるために必要な 金額 の全部又は 部に相当する金額を補助することができる。

(財務大臣との協議)

第三十八条の十三 主務大臣は、 次の場合には、 財務大臣に協議しなければならない。

第三十八条の 八八第 項の規定により中 期目標を定め、 又は変更しようとするとき。

第三十八条の 九第 項のに 規定による認可をしようとするとき。

第四十五条の二第一項中 「第十九条第七号又は第八号の規定により」 を 「第十九条第八号又は第九号の

規定により」に改める。

第五十二条の二を第五十二条の三とし、 第五十二条の次に次の一 条を加える。

第五十二条の二 第三十八条の三の二の規定に違反して秘密を漏らし た者は、二年以下の懲役又は百万円

以下の罰金に処する。

第五十六条中「第五十二条の二」を「第五十二条の三」

别 表第 \mathcal{O} 七 \mathcal{O} 項 中 里 親 \mathcal{O} 認 定 0) 下に \neg 児童及びその家庭に うい ての調査及び判定」 を加い え、 同

に改める。

表の十三の項を次のように改める。

十三 削除

別表第一の三十三の二の項の次に次のように加える。

三十三の三 都道府県知事

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による知的障

害者の判定に関する事務であって主務省令で定めるもの

別 表 第 の三十四 \mathcal{O} 項中 (昭 和 三十 五. 年 法律第三十七号) _ を削 り、 同 表 \mathcal{O} 五 + 应 \mathcal{O} 項 中 又 は を

「若しくは」に、 「補償に」 を 「補償又は福祉事 業の実施 に に改め、 同 表 \mathcal{O} 八十二の項を次のように改

める。

					別表第二の二十七の項中 都道応県知事		二十一 削除	しくは」を加え、同表の二十一の項を次のように改める。	別表第二の十の項第四欄中「児童福祉法による」の下に	八十二 削除
			_	1	省令で定めるもの ものでまめるもの			改める。	「児童及び	
都道府県知事	又は共済組合等	くは日本年金機構	厚生労働大臣若し		あって 主 済 		1		その家庭についての調査及び判定若	
母子及び父子		務省令で定め	年金給付関係		都道府県知事	法務大臣			調査及び判定若	

情報であって主	Г						皆今で定めるようの情報で	章昏昏曷気糸青根でのつて任务―――	令で定めるもの	戸籍関係情報であって主務省	
	市町村長						まって で 主 発	うって、圧気		って主務省	
って主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報であ	地方税関係情報、住民西							に改め、同表の三十の項中			
かが、文のあるは	票関係				市町村長	都道府県知事	厚生労働大臣又は				
		めるもの	係情報であっ	係情報又は介	住民票関係情	あって主務省	特別児童扶養	めるもの	る情報であっ	治にしる質点	去こよる資金

を

特別児童扶養手当関係情報で	厚生労働大臣又は
めるもの	
る情報であって主務省令で定	
法による資金の貸付けに関す	
母子及び父子並びに寡婦福祉	都道府県知事
	又は共済組合等
務省令で定めるもの	くは日本年金機構
年金給付関係情報であって主	厚生労働大臣若し
定めるもの	
する情報であって主務省令で	
金を融通する事業の実施に関	
に対して無利子又は低利で資	
社会福祉法による生計困難者	社会福祉協議会

に改める。

都道府県知事	
あって主務省令で定めるもの	

別表第二の百二の項の次に次のように加える。

めるもの	係情報であって	市町村長 地方税関係情報	「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報	て主務省令で定めるもの	に関する事務であっ	健康増進法による健康増進事 市町村長
	こあって主務省令で定	関係情報又は住民票関	都道府県	て主務省令で定めるもの	業の実施に関する情報であ	健康増進法による健康増進事
	<u> </u>	X	立 支	で定っ	関 すっ	による

知事等

生活保護関係情報であって主

務省令で定めるもの

めるものとはは民票関と改める。

第五十六条 行政手続における特定 \mathcal{O} 個 人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように

改正する。

别 表第 中九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、 同項の次に次のように加え

る。

生労働大臣

 \mathcal{O}

登録に関する事務であって主務省令で定めるも

百三十一 文部科学大臣 一又は厚 公認心理師法 (平成二十七年法律第六十八号) による公認心理

別表第 中 九 十七 の項を百二十九 の項とし、 九 十四四 の項から九 十六 の項までを三十二項ず つ繰り下げ、

十一項ずつ繰り下げ、 九 十三の二の項を百二十五 八十九の項を削り、 の項とし、 九十三の項を百二十四の項とし、 八十八の 項を百二十の項とし、 九 八十三の項から八十七 十の項から九十二の項までを三 \mathcal{O} 項まで

を三十二項ずつ繰り下げ、 八十二の項を削り、 八十一の項を百十四の項とし、 八十の項を百十三の項とし

師

七十九の項を削り、七十八の項を百十二の項とし、六十九の項から七十七の項までを三十四項ずつ繰り

下げ、六十八の項を九十九の項とし、同項の次に次のように加える。

免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)による言語聴覚士の	百二 厚生労働大臣
福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)による精神保健	百一 厚生労働大臣
務省令で定めるもの	
介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって主	百都道府県知事

別表第一中六十七の項を九十八の項とし、六十二の項から六十六の項までを三十一項ずつ繰り下げ、六

十一の二の項を九十二の項とし、六十一の項を八十九の項とし、同項の次に次のように加える。

九		 九 十
九十一 厚生労働大臣		十 厚生労働大臣
看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六	許に関する事務であって主務省令で定めるもの	救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士の免

号) のための取 による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の 組 の支援に関する事務であって主務省令で定めるも 促進 \mathcal{O}

別表第 の六十の 頃を同 表 \mathcal{O} 八十五 0 項とし、 同 項 \mathcal{O} 次に次の ように加える。

の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)による義肢装具士	八十八 厚生労働大臣
士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)による臨床工学技	八十七 厚生労働大臣
令で定めるもの	
る社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって主務省	
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)によ	八十六 厚生労働大臣

別 表第 中 五 + 九 の項を八十四 の項とし、 五十八の項を八十三の項とし、 五. 十七の 項を八十二の項とし

五十六の二の 項を八十一 の項とし、 五十六の項を八十の項とし、 五十五の二の項を七十八の項とし、 同

項の次に次のように加える。

七十九 厚生労働大臣 視能訓練士法 の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの 昭昭 和四十六年法律第六十四号) による視能訓練士

別表第 \mathcal{O} 五. 十五 \mathcal{O} 項を同表 \mathcal{O} 七 上五 \mathcal{O} 項とし、 同 項 \mathcal{O} 次に次のように 加える。

免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師の	七十七 厚生労働大臣
険労務士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	連合会
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による社会保	七十六 全国社会保険労務士会

別表第 中五十四 \mathcal{O} 項を七十四 0 項とし、 四十九 の項から五十三の項までを二十項ずつ繰り下げ、 四十

八の項を六十七の項とし、

同項

の次に次のように加える。

厚生労働大臣 よる理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務 理学療法士及び作業療法士法 (昭和四十年法律第百三十七号)

別表第一 中四十七の項を六十六の項とし、三十九の項から四 十六の項までを十九項ずつ繰り下げ、

省令で定めるも

 $\overline{\mathcal{O}}$

八の二の項を五十七の項とし、三十八の項を五十六の項とし、三十七の項を五十五の項とし、三十六の二

の項を五十四の項とし、三十六の項を五十二の項とし、同項の次に次のように加える。

五十三 厚生労働大臣 薬剤師法 (昭

和三十五年法律第百四十六号)による薬剤師の 免 許

別表第 中三十五の項を五十一 の項とし、三十四 \mathcal{O} り項を五-十の項とし、三十三の三の)項を四 干 九 の項と

に関する事務であって主務省令で定めるも

 \mathcal{O}

三十三の二の項を四十八の項とし、三十三の項を四十七の項とし、三十二の項を四十六の項とし、

十一の項を四 十五 0 項とし、三十の二の項を四十四 0 項とし、 三十の項を四十三の項とし、 二十九 0) 項 を

四十二の項とし、二十八の項を四十一の項とし、二十七の項を三十九の項とし、 同項の次に次のように加

兀 干 厚生労働大臣 える。

臨床検査技師等に関する法律 (昭和三十三年法律第七十六号)

よる臨床検査技師 の免許に関する事務であって主務省令で定める

ŧ

別表第一 の二十六の項を同表の三十七の項とし、 同項の次に次のように加える。

三十八 厚生労働大臣 の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの 歯科技工士法 (昭和三十年法律第百六十八号)による歯科技工士

別表第一中二十五の項を削り、 二十四の項を三十六の項とし、二十の項から二十三の項までを十二項ず

つ繰り下げ、 十九 の項を二十七の項とし、 同項の次に次のように加える。

問若しくは検査に関する事務であって主務省令で定めるもの	
税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質	三十一 国税庁長官
めるもの	
税理士法による税理士の登録に関する事務であって主務省令で定	三十 日本税理士会連合会
の執行に関する事務であって主務省令で定めるもの	
税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による税理士試験	二十九 国税審議会
療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による診	二十八 厚生労働大臣

別表第 中十八の項を二十六の項とし、 十四の項から十七の項までを八項ずつ繰り下げ、 十三の項を削

り、十二の項を二十一の項とし、十一の項を二十の項とし、十の項を十四の項とし、同項の次に次のよう

の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科衛生士	十九 厚生労働大臣
て主務省令で定めるもの	
保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であっ	十八 都道府県知事
定めるもの	
健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で	
保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による保	十七 厚生労働大臣
許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)による歯科医師の免	十六 厚生労働大臣
る事務であって主務省令で定めるもの	
医師法(昭和二十三年法律第二百一号)による医師の免許に関す	十五 厚生労働大臣

別表第 0 九の項を同表の十の項とし、 同項の次に次のように加える。

一で定めるもの	十三 厚生労働大臣 栄養士法に		十二 都道府県知事 常養士法	るもの		和二十二年	- 厚生労働大臣 あん摩マツ
もの 	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であって主務省令	に関する事務であって主務省令で定めるもの	(昭和二十二年法律第二百四十五号)による栄養士の免		り師又はきゅう師の免許に関する事務であって主務省令で定め	和二十二年法律第二百十七号)によるあん摩マッサージ指圧師、	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭

別 表第 の八の項を同表の九の項とし、 同 表の 七の項中 「判定」 の 下 に 保育士の登録」 を加え、 同

項を同り 表の 八の項とし、 同表 の六 の二の項を同 表の七の項とする。

五. の 二 別 表第二中 0) 項を百四十五の項とし、 百二十の項を百五 + 百十五 \dot{O} 項とし、 \mathcal{O} 項を百四十四 百十六の 項 の項とし、 か ら百 十九 百三の項から百十四 0 項までを三十項ずつ繰り下げ、 の項までを二十九 百十

項ずつ繰り下げ、百二の二の項を百三十一の項とし、百二の項を百三十の項とし、九十六の項から百一の

項までを二十八項ずつ繰り下げ、
九十五の項を百二十一の項とし、
し、同項の次に次のように加える。

		て主務省令で定めるもの	
令で定めるもの		士の免許に関する事務であっ	労働大臣
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	言語聴覚士法による言語聴覚	百二十三 厚生
		もの	
		務であって主務省令で定める	
令で定めるもの		保健福祉士の登録に関する事	労働大臣
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	精神保健福祉士法による精神	百二十二 厚生

別表第二の九十四の項を同表の百十九の項とし、同項の次に次のように加える。

	県知事	百二十 都道府
って主務省令で定めるもの	門員の登録に関する事務であ	介護保険法による介護支援専
		法務大臣
	令で定めるもの	戸籍関係情報であって主務省

十五の二の項を百十の項とし、八十五の項を百五の項とし、同項の次に次のように加える。

別表第二中九十三の項を百十八の項とし、八十六の項から九十二の項までを二十五項ずつ繰り下げ、八

戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	救急救命士法による救急救命	百九 厚生労働
		て主務省令で定めるもの	
令で定めるもの		士の免許に関する事務であっ	大臣
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	義肢装具士法による義肢装具	百八 厚生労働
		あって主務省令で定めるもの	
令で定めるもの		学技士の免許に関する事務で	大臣
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	臨床工学技士法による臨床工	百七 厚生労働
		って主務省令で定めるもの	
		祉士の登録に関する事務であ	
令で定めるもの		による社会福祉士又は介護福	大臣
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	社会福祉士及び介護福祉士法	百六 厚生労働

_ の] 項 別「

大臣	士の免許に関する事務である。		令て定めるもの
	て主務省令で定めるもの		
別表第二中八十四	別表第二中八十四の項を百四の項とし、七十四の日	項から八十三の項ま	七十四の項から八十三の項までを二十項ずつ繰り下げ、七十
項を九十の項とし、	、同項の次に次のように加える。	0	
九十一 全国社	社会保険労務士法による社会	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省
会保険労務士	保険労務士の登録に関する事		令で定めるもの
会連合会	務であって主務省令で定める		
	も の		
九十二 厚生労	柔道整復師法による柔道整復	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省
働大臣	師の免許に関する事務であっ		令で定めるもの
	て主務省令で定めるもの		
九十三 厚生労	視能訓練士法による視能訓練	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省
働大臣	士の免許に関する事務であっ		令で定めるもの

| て主務省令で定めるもの

別表第二中七十二の項を八十九の項とし、 七十一 の項を八十八の項とし、 七十の項を八十七の項とし、

六十九の二の項を八十六の項とし、 六十九の項を八十四の項とし、 同項の次に次のように加える。

		って主務省令で定めるもの	
		法士の免許に関する事務であ	
令で定めるもの		による理学療法士又は作業療	働大臣
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	理学療法士及び作業療法士法	八十五 厚生労

別表第二中六十八の項を八十三の項とし、 五十七の項から六十七の項までを十五項ずつ繰り下げ、 五. 十

六の二の項を七十一の項とし、五十六の項を六十九の項とし、 同項の次に次のように加える。

別表第二中五十五の項を六十八の項とし、三十九の項から五十四の項までを十三項ずつ繰り下げ、三十

八の項を五十の項とし、同項の次に次のように加える。

			五
		働大臣	+ -
		<u>дг.</u>	厚生労
で定めるもの	関する事務であって主務省令	による臨床検査技師の免許に	臨床検査技師等に関する法律
			法務大臣
		令で定めるもの	戸籍関係情報であって主務省

別表第二の三十七の項を同表の四十八の項とし、 同項の次に次のように加える。

		て主務省令で定めるもの	
令で定めるもの		士の免許に関する事務であっ	働大臣
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	歯科技工士法による歯科技工	四十九 厚生労

別表第二中三十六の項を削り、三十五の項を四十七の項とし、三十二の項から三十四の項までを十二項

ずつ繰り下げ、三十一の項を四十一の項とし、同項の次に次のように加える。

働大臣	四十二 厚生労
放射線技師の免許に関する事	診療放射線技師法による診療
	法務大臣
- 令で定めるもの	戸籍関係情報であって主務省

		務であって主務省令で定める		
		もの		
	四十三 日本税	税理士法による税理士の登録	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省
	理士会連合会	に関する事務であって主務省		令で定めるもの
		令で定めるもの		
_	別表第二中三十の	別表第二中三十の項を四十の項とし、二十二の項から二十九の項ま		でを十項ずつ繰り下げ、二十一の項
を	を削り、二十の項を三十一の項とし、	三十一の項とし、十九の項を二十五の項とし、	同	項の次に次のように加える。
	二十六 厚生労	医師法による医師の免許に関	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省
	働大臣	する事務であって主務省令で		令で定めるもの
		定めるもの		
	二十七 厚生労	歯科医師法による歯科医師の 注	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省
	働大臣	免許に関する事務であって主		令で定めるもの
		務省令で定めるもの		

十六の二の項を二十一の項とし、十六の項を十七の項とし、 別表第二中十八の項を二十四の項とし、十七の項を二十三の項とし、十六の三の項を二十二の項とし、 同項の次に次のように加える。

		て主務省令で定めるもの	
令で定めるもの		士の免許に関する事務であっ	大臣
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	歯科衛生士法による歯科衛生	三十 厚生労働
		0)	
		であって主務省令で定めるも	
令で定めるもの		准看護師の免許に関する事務	県知事
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	保健師助産師看護師法による	二十九 都道府
		務省令で定めるもの	
		免許に関する事務であって主	
令で定めるもの		保健師、助産師又は看護師の	働大臣
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	保健師助産師看護師法による	二十八 厚生労

別表第二中 + 十八 一 大臣 大臣 知事 九 厚生 厚生労働 都道 一労働 府 県 栄養士 免許に関する事務であ 令で定めるもの に 務省令で定める 圧 り あ 務省令で定めるも 栄養士法による管理栄養士 免許に関する事務であ 律によるあ 師、 師、 関 λ 摩 す る事 法による栄養 は きゆう師等に関する法 7 ŋ ツ 師 サ ん摩 務であって主務省 又はきゅう -ジ指1 ŧ 7 \mathcal{O} \mathcal{O} ツ サ 士 圧 って主 \mathcal{O} 0 師 て 師 免 ジ 主 0) 許 指 \mathcal{O} は 法務. 法務大臣 法務大臣 大臣 令で定めるもの 令で定めるもの 戸 戸 令で定めるもの 戸 籍関 籍関2 籍関係情報で 係情 係情報であ 報 で あ あ って主務省 0 0 て主務が て主務省 省 $\widehat{\mathcal{O}}$

十五の項を十六の項とし、 九 0 項から十四 の項までを一 項ず つ繰り下げ、 八 の 項 0 次 E 次

ように加える。

		省令で定めるもの	
令で定めるもの		録に関する事務であって主務	事
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	児童福祉法による保育士の登	九都道府県知

別表第二に次のように加える。

		て主務省令で定めるもの	厚生労働大臣
令で定めるもの		師の登録に関する事務であっ	科学大臣又は
戸籍関係情報であって主務省	法務大臣	公認心理師法による公認心理	百五十一 文部

(地方公共団体情報システム機構法の一部改正)

第五十七条 地方公共団体情報システム機構法 (平成二十五年法律第二十九号) の一部を次のように改正す

る。

第一条中「は、 の 下 に 「国及び」を、 「もって」の下に 「情報通信技術を用い た本人確認の手段の円

滑な提供を確保するとともに、」を加える。

第五 条第二項中 「総務大臣」を 「内閣 総理大臣及び総務大臣 (以 下 「主務大臣」という。)」に改める。

第八条第二項中 「及び第二号」を $\overline{}$ 第二号」に、 「各同数」 を 「及び第三号に掲げる委員各同 数 に

号を同 項第三号とし、 同項第一 号を同項第二号とし、 同号の前 に次 0 __ 号を加える。

改め、

同

項第二号中

「から、

__

の下に「主務大臣と」

を加え、

「がそれぞれ又は」

を

「とが」

に改り

同

一 主務大臣又はその指名する職員

第 八条第三項 中 「六人」 を 九 人 に改 め、 同 条第六項中 「委員 は、 _ を 「委員 が主務大臣若 しくはそ

 \mathcal{O} 指 名す る職 員でなくなっ たとき、 又は 同 項第二号に掲げる委員が」 に、 「又は」 を 「若しくは」 に、

その」を「それぞれその」に改める。

会議又は」 第十三条第一項中 を削り、 「代表者会議が」 「総務大臣」を 「主務大臣」 の 下 に 「主務大臣の認 に改める。 可を受けて」を加え、 同条第三項中 「代表者

第十六条第二項中 「又は理事長は、 それぞれ」 を 「は、」 に改め、 「ときは」の下に 主務大臣 . の認

項を同条第五項とし、 可を受けて」 を加 え、 同条第三項を同 同条第四 項中 一代 条第四項とし、 表者会議又は」 同条第二項の次に次の を削 り、 「総務大臣」 を 項を加える。 「主務大臣」 に改め、 同

3 理事長は、 その任命に係る役員が前項各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することが

てきる。

第三十九条第三号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改める。

附則第九条の次に次の二条を加える。

(デジタル基盤改革支援基金)

第九条の二 機構は、 令和: 八年三月三十一日までの間 に限り、 次の各号のいずれにも該当する業務及びこ

れ に附帯する業務に要する費用 に充てるためにデジタル基盤改革支援基金 (以下この条及び 次条に

て 「基金」という。)を設け、 次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

第二十二条第八号に掲げる業務のうち次のいずれかに該当するもの

イ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術 (官民データ活用推進基本法 (平成二十八年

法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう

。)を活用した情報システムの共同化に関する支援

地方公共団体に対する申請、 届出その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法により行うこ

口

とができるようにするため必要な国及び地方公共団体の情報システムの連携に関する支援

サイバーセキュ リティ (サイバー セキ ユ リティ基本法 (平成二十六年法律第百四号) 第二条に規

定するサイバーセキュリティをいう。)に関する支援

複数年度にわ たる業務であって、 各年 度の 所要額をあら かじめ見込み難く、 弾力的な支出 が 必要で

あ ることその 他 \mathcal{O} 特段 \mathcal{O} 事 情 が あ \hat{y} あら か じ め 当該複数年 一度に、 わ たる財 源を確保 しておくことがそ

 \mathcal{O} 安定的 カン 0 効率 的 な 実 施 に 必 要であると認め 6 れ る ŧ \mathcal{O}

2 政 府 は、 予 算 \mathcal{O} 範 囲 内 に お 1 て、 機 構 に 対 Ļ 基 金 に 充てる資金を補 助することができる。

3 機 構 は、 第 項 \mathcal{O} 規定により 基金を設けた場合には、 当該基金に係る業務につい ては、 特別 0 勘定を

設けて経理しなければならない。

4 独 <u>7</u> 行 政法 人通 則法 (平成十一 年法律第百三号) 第四十七条及び第六十七条 (第七号に係る部分に限

る。 0 規定は、 基金 \mathcal{O} 運用に うい て準用する。 この場合において、 同法第四 十七条第三号中

託 とあ るの は、 「金銭 信 託 で元本補 塡 O契約 が あるもの」 と読 み替えるものとする。

機 構 は、 基金を廃止する場合にお ** \ て、 当該基金に残余が あるときは、 政令で定めるところにより、

5

その残余の額を国庫に納付しなければならない。

補 助 金 等に 係る予算 \mathcal{O} 執 行 \mathcal{O} 適 正 化に関する法 律 \mathcal{O} 準 用

第九条の三

補

助

金等に係

る予算

 \mathcal{O}

執

行

 \mathcal{O}

適

正

化

に関い

する法律

律

(昭

和三十年法律第百七十九号)

0

規定

罰 則を含む。 は、 基金に係る業務として機構が · 交付、 する補 助 金に 0 V) て準 用する。 この 場 合に お 7

同 法 (第二条第七項を除く。 中 「各省各庁」 とあ る \mathcal{O} は 地地 方 公共 団 体 清報 シ ス テ A 機 構

各省各庁 \mathcal{O} 長 とある \mathcal{O} は 地 方 公共 寸 体情報 シ ステ A 機 構 \mathcal{O} 理 事 長 ٢, 同 法 第 一条 第 項 及 び 第 加

項 第 号、 第七 条第二 項、 第十 九 条第 項 及び 第 項、 第二十 匝 条 並 び に第三十三条中 玉 と あ る

は 地 方 公共 団 体情 報 シ ステ 4 機 構 と、 同 法 第十 兀 条 中 国 \mathcal{O} 会計 年 度 とあるのは 地 方 公共! 団 体

情報システム機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(大規模な災害の 被災地 に お ける借地借家に 関 する特別措置 法 \mathcal{O} 部 改 主

第五 十八 大規 模な災害 \mathcal{O} 被災地 12 おけ る借地借家に関する特別措置法 (平成二十五年法律第六十一号)

の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

4 第 項 の定め が るる借い 地 権 の設定を目的とする契約がその内容を記録し た電磁的 記録 (電子的-方式、

磁 気的· 方式その 他 . 人 の 知覚によっては 認識することができない方式で作られる記録であって、 電 子

機による 情 報 処 理 \mathcal{O} 用 に供され るもの をい 、 う。) によってされたときは、 その契約 は、 書 面 によってさ

れたものとみなして、前項の規定を適用する。

(公的 年 金 制 度 \mathcal{O} 健 全性 及び 信 頼 性 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 厚 生 年 金 保 険 法 等 \mathcal{O} 部を改正する法律 \mathcal{O} 部 改

Ē

第五 十九 条 公的 年 金 制 度 \mathcal{O} 健 全 性 及 び 信 頼 性 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 厚 生 年 金保険法等の 部を改 正 す る法法 律 伞

成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附 則 第五 一条第二 項 \mathcal{O} 表改 IE 前 厚生. 年 -金保険 法第百七十六条 *の* 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 を次 0 ように改め る。

記名した	署名押印した	
	会	
含む。)	含む。)又は連合	
	第一項若しくは	六条の二第一項
基金(基金(第百十一条	改正前厚生年金保険法第百七十

附則第三十八条第二項の表第百七十六条の二第一項の項を次のように改める。

			DV.			,				fate	第百七十六条の二第一項
又は連合会	立委員を含む。)	立しようとする設	併により基金を設	の規定に基づき合	百四十二条第二項	する事業主又は第	金を設立しようと	の規定に基づき基	百四十三条第四項	第一項若しくは第	基金(第百十一条
											連合会

署名押印した

記名した

(行政不服審査法の一部改正)

第六十条 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) の一部を次のように改正する。

第二十条中 「確認) Ĺ 陳述人に押印させなければ」 を 「確認 しなければ」 に改める。

(公認心理師法の一部改正)

第六十一条 公認心 理 師 法 (平成二十七年法律第六十八号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣 は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による届出を受理したときは、 その 温出 が あっ た 事 項

を公認心 理師 登録簿に登録するとともに、 当該届出をした公認心理師に対し、 登録の変更を証する書類

を交付するものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

3 前 項 \hat{O} 規定による交付は、 第一 項 の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情 報システ ム機

構 \mathcal{O} 認 証業務に関する法律 (平成十四年法律第百五十三号) 第二十二条第一 項に規定する利用者 証 開用

電子 証 明書を送信する方法により行われた場合は、 電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信

 \mathcal{O} 技術を利用する方法により行うものとする。

第三十五条の見出 し中 「変更登録等」 を 登録 証 の書換交付等」 に改め、 同条中 「記載事項の変更を受

けようとする者及び 登録 証 \bigcirc を 書換交付又は」に改める。

第三十七条第

項

中

第三十三条及び」

を

「及び第二項、

第三十三条並びに」

に、

「第三十三条中」

を 「第二項 並 び に第三十三条中」に改 め、 同 条第二項 中 が ·登録」 を ゙゙ゕ゙ . 登 録 (変更の登録を含む。)」

に、 「公認 心 理 師 \mathcal{O} 登録 を 「当該 登録」 に 改 Ó る。

附 則

施 行 1期日)

第 条 この法律は、 令和三年九月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

る 日 か ら施行する。

七条及び第五十五条 第二十七条 (住民基本台帳法 (行政手続におけ 別 表第一 る特定の から別表第五 個 人を識 まで 別するため の改 Ē 規定に限る。 \mathcal{O} 番号の 利用等に関する法律別 第四十五 条、 第四 表第

改正 個 項、 元 及び 年 人を 附 第五 法 規 則第十八 定 律第十 識 別表第二の改正規定 並び 別す 十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 っるため に 七 号) 同 (戸籍法第百二十九条 法第五-附 O則第一 番号の利 十二条の三の (同表の二十七 条第三号に掲 用 等に関する法律第四十五 改 の改正規定を除く。) Î げげ 規定に限 の項の改正規定を除く。 る規定 る。 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 の二第 及び第五十三条 規定 日 又はこの 一項、 戸 籍 に限る。) 法 法 律 \mathcal{O} 第五項、 \mathcal{O} (行政 施 部を改正する法 並びに附則第八条第 行 以手続に. 第六項 \mathcal{O} 日 (以下 及び お け る特 公布 律 第 施 九 **令** 項 定 行 \mathcal{O} 和 \mathcal{O} 日 \exists \mathcal{O}

三 兀 第十七 附 則 第七条 第七 条、 条第三 第三十五条、 (第三項を除く。 項 \mathcal{O} 規 定 第四十 公)、第十三条、 布 厄 \mathcal{O} 条、 日 か 第五十条及び第五十八条並びに次条が ら起算して九月を超えな 第十四条、 第十八条 ۱ ﴿ 範囲 (戸籍法第百二十九条 内に おい 附則第三条、 · て政 令で定 \mathcal{O} 改 第五 る Ē 規定

という。

0

1

ず

れ

か

遅

1

日

除く。)、 戸籍 0 第三十条、 の 下 に 第二十四条、 「正本及び」 第三十一条、 第二十七条、 を加える部分を除く。) 第三十三条から第三十五条まで、 第二十九条 (住民基本台帳 に限る。)、 法第三十条の十五 第四 第十九条から第二十 1十条、 第四十二条 第三項 \mathcal{O} 改 条まで、 第四 Ē 規 + 定 应 第

第

規定 る。 る法 項 定 \mathcal{O} か \mathcal{O} 律 5 改 個 第四 を除く。 人 公 正 (平成二十五年 を識 布 規定 十六条まで、 \mathcal{O} 並 別するため 日 \mathcal{U} か に同 5 起算 第五 法 法 律第 第五· 第四. 十六条、 0 て — 番 号 + 十二条の三 百 -八条、 + 年 \mathcal{O} <u>-</u>一号) 第五 利用 を 超 等に 第五· え + 第三十 な 八 \mathcal{O} ァ 条、 一十条か 関す 改正 1 範 第六 る法律第四 五. 用 規定を除 ら第五十二条まで、 条 内 十四四 に \mathcal{O} 改 お 条 IE 1 規定 十五 て、 第六 各規· 条の二第 \bigcirc 第五 + 定に 五 (条例 条、 第五 + つき、 五 十三条 を含む。 項、 第六十八条及び 条 へ が 第 政令 ん 五. 項、 (行政手続 登録等 で 定 を 第六 8 第 る 削 \mathcal{O} 子 項 る部 推 に \exists + 及び お 進 分に け 九 に る特 関 第 条 限

五 円 滑 附 則 化 第 に 関 す る 七 法 条 律 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 定 部を改 7 ン É する 日 ン 法 \mathcal{O} 管 律 理 **令** \mathcal{O} 和 適 正 年 化 法 \mathcal{O} 律 推 第六十二号) 進 12 関 す る法 \mathcal{O} 律 茂 施 び 行 \mathcal{O} 7 ン 日 シ 日 \mathcal{O} 建 え等

六 附 則 第 八条第二 一項及び 第九句 条第三項 \mathcal{O} 規定 公布 \mathcal{O} 日 から起算し て一 年六 月を超えな ** \ 範 囲 丙 に お

て政令で定める日

七

十 限 一条の二を同 第二十七 第四 (住民基本台帳法第二十四条の二の 法第七十一 十八 条 (電 条 子署 の三とし、 名 等に 係 同 る 法第七 地 方公 改正! 十 共 寸 条の 体 規定及び同 情 次に 報 シ ステ 条を加える改正規定を除く。 法第三十条の 4 機 構 \mathcal{O} 認 十五 証 業 第三項 務 に 関 す 0 る法 改 Ē 第四 第 定に

百二十九条の改正規定 九 条及び第五十一条並 びに附則第九条 「戸籍 \bigcirc の 下 に (第三項を除く。 「正本及び」を加える部分に限る。 第十条、 第十五条、 に限 第十八条 る。 戸 籍法第

条、 第二十五 第二十六条、 第二十八条、 第二十九条 (住民 基本台帳法第三十 条 \mathcal{O} $\dot{+}$ 五 第三項 \mathcal{O} 改 正

規定に限 る。 第三十. 九条、 第四 1十三条、 第四十七条、 第 四十 -九条、 第五 十 匹 条、 第 五 十 五 条 がが W

登 録 等 \mathcal{O} 推 進 に 関 する法 律第三十 五. 条 \mathcal{O} 改 正 規定 (「(条例 を含む。 _ を 削る部の 分に限 る。 に 限 る

第 五. + 七 条、 第六十六条及び 第七 $\bar{+}$ 条 \mathcal{O} 規定 公布 \mathcal{O} 日 カ ら起算して二年 -を超 えな 1 範 囲 内 に お

いて、各規定につき、政令で定める日

八 第五 + 五. 条 **行** 政 手 続 に お け る 特 定 \mathcal{O} 個 人 を 識 別す るため \mathcal{O} 番 号 \mathcal{O} 利 用 等 に関する法律 別 表 第二 *の*

+ 七 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 改正 一規定に 限 る。 \mathcal{O} 規定 戸 籍法 \mathcal{O} 部を改正する法律 (令 和 元年法律第十七 号) 附 則 第

一条第五号に掲げる規定の施行の日

九

る法 向 上 附 律等 並 則 第 び \dot{O} に 十七 行 条及び第四 部を改正する法律 政 運 営営 \mathcal{O} 簡 素化 + 条 及 CK \mathcal{O} (令 和 効率 規定 化を図るため 元年法律第十六号) 情 報 通 信技術 \mathcal{O} 行 の活 政 附則第 用 手 ,続等に による行政 条第十号に掲げる規定 お け る情 手続等に係 報 通 信 る関係は \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} \mathcal{O} 者 施 利 の利 行 用 に 便 \mathcal{O} 関 日 性

+ 第二十八条、 第三十四条、 第三十六条、 第四十条、 第五十六条及び第六十一条の規定 公布 0 日 から

起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(行政 機 関 \mathcal{O} 保有する個 人情 報 \mathcal{O} 保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報 の保護 既に関す

る法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

行 政 機 関 \mathcal{O} 保 有 する 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に関 ける法 律 平

独 7 行 政 法 人等 \mathcal{O} 保 有 する 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 12 . 関 でする法 律 平 成 + 五. 年 法 律 第五 + 九 (号)

成

十五

年

法

律第五

十八号)

(行政 機 関 \mathcal{O} 保有する個 人情 報 \mathcal{O} 保 -護に関 する法律及び独立行 政法 人等 \dot{O} 保有する個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に 関

る法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に 掲げる者に係る前条第 号の規定による廃止前 の行政機関 の保有する個 人情報の保護に 関 する

法 律 (以下この条におい て 旧 行 政機関 個 人情報保護法」 という。) 第七条若しくは第四十 匹 条の 十六又

は 前 条第一 二号の 規定による廃止 前 \mathcal{O} 独 <u>\frac{1}{12}</u> 行 政 法 人等の保有する個 人情 報 \mathcal{O} 保護に関する法律 (以下この

に お *(* \ て 旧 独立 ·行政法-人等個 人情 報保 護法」 という。 第八条若しくは第四十四 条の十六の規定による

定する そ 旧 1 人 等 独 7 \mathcal{O} 業務 <u>\frac{1}{1}</u> 個 行 行 人情 旧 E 政 行 政 報 法 機 関 政 関 人等 機 L とい 7 関 非 個 識 個 知 う。 人情 人情 別 ŋ 得 加 報 報 た 工 若 保 情 旧 とい 護 しく 報 行 法 等 政 第二条 う。 は 機 (以下この 関 旧 個 独 第二 若しくは 立 人情 行 一項に 条に 政 報保護法第二条第二項 法 規定す お 旧 人 等 行 11 個 7 政 る 機 人 情 関 個 旧 個 報 人情 行 保 政 人情 機 護 報 E 法 関 報 保護 第 以 非 規定する個 下こ 匝 識 + 法 別 第四十 \mathcal{O} 兀 加 条に 条 工 情 人情 \mathcal{O} 应 + お 報 等 条 報 1 五 7 第 \mathcal{O} (以下この と 十 旧 項 1 五. う。 第 に 独 規 <u>\f</u> 定 条 行 項 E に す 又 政 Ź お 法 は 規

前 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 旧 行 政 機 関 個 人情 報 保 護法第二条 第 項 E 規定する行政 機 関 以 下 \mathcal{O} 条

施

行後

Ŕ

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

独

立

行

政

法

人等

非

識

別

加

工

情

報

等

以

下

この

条

に

お

1

7

旧

独

立

行

政

法

人等

非

識

别

加

工

情

報等」

と

う。

 \mathcal{O}

内

容

を

4

だ

り

に

他

人

に

知

5

せ

又

は

不

当

な

目

的

12

利

用

L

て

は

な

5

な

1

義

務

に

0

1

7

は、

前

条

 \mathcal{O}

規

定

に お 1 て 旧 行 政 機 関 とい . う。 \mathcal{O} 職 員 であ る者で 又は 前 条 0 規 定 \mathcal{O} 施 行 前 12 お 1 7 旧 行 政 機 関 \mathcal{O} 職 員

で あ 0 た 者のうち 同 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 前 12 お 1 7 旧 行 政 機 関 個 人情 報 又 ĺ 旧 行政 機 関 非 識 别 加 工 情 報 等

の取扱いに従事していた者

前 条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行前 に お 1 て 旧 行 政 機 関 か 5 旧 行政 機関 個 人情 報 又は 旧 行 政 機 関 非 識 別 加 工 情 報 等 \mathcal{O}

取 扱 1 \mathcal{O} 委託を受けた業務に従事 して V) た者

 \equiv 前 条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行の 際 現 E 旧 独立 行 政 法 人等個· 人情報保護法第二条第一 項に規定する独立行 政法

0) 条に お いて 旧 独 <u>\f</u> 行 政法人等」 とい う。 \mathcal{O} 役員若しくは職 員 である者又は 前 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O}

旧 独 7 行 政 法 人等 個 人 情 報 又 は 旧 独 $\frac{1}{2}$ 行 政 法 人等非 識 别 加 工 情 報 等 \mathcal{O} 取 扱 1 に 従 事 L 7 1 た者

非 識 別 加 工 情 報 等 \mathcal{O} 取 扱 1 \mathcal{O} 委 託 を受け た に業務に 従 事 L 7 11 た

び

2

前

条

 \mathcal{O}

規

定

の

施

行

 \mathcal{O}

日

次

項

及

第七

項

E

お

1

7

附

則

第

二条

施

行

日

という。)

前

に

旧

行

政

機

関

個

人

兀

前

条

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

施

行

前

に

お

1

7

旧

独

立

行

政

法

人 等

か

5

旧

独

立

行

政

法

人等

個

人

情

報

又

は

旧

独

立

行

政

法

施

行

前

に

お

1

て

旧

独立

行

政

法

人等

の役員若しくは職

員で

あ

った者のうち、

同

条

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

施

行

前

に

お

7

情 報保 護法第十二条第一 項若 しくは第二項、 第二十七条第 項若しくは第二項若しくは第三十六 条第 項

若 は第二項又は 旧 独 立 一行政法 人等個 人情 報保護法第十二条第一項若しくは第二項、 第二十七 条第 項

は 第二項若しくは第三十六条第一 項若、 しくは第二項 の規定による請 求 がされた場合に お け る 旧 行 政

機 関 個 人情 報 保 護 法 又は 旧 独立 行 政 法 人等個 人情報保護法に規定する保有個 人情 報 \mathcal{O} 開 示、 訂 正 及 び 利 用

停 止 に つ **(**) ては、 なお 従 前 0 例 による。

3

附 則 第 条施 行 日 前 12 旧 行 政 機 関 個 人 情 報 保 護 法 第 兀 + 几 条 \mathcal{O} 五. 第 項 若 L くは 第 匝 + 兀 条 \mathcal{O} 第

項 又は 旧 独 立 行 政 法 人等 個 人情 報 保 護 法 第四 十 加 条 \mathcal{O} 五. 第 項 若 L < は 第四 + 应 条 \mathcal{O} 十 二 一第 項 \mathcal{O} 提 案が

さ れ た場 合に お け る 旧 行 政 機 関 個 人 情 報 保 護 法 又 は 旧 独 立. 行 政 法 人等 個 人 情 報 保護 法 に 規定、 す る行 政 機 関

非 識 別 加 工 情 報 又 は 独立 行 政 法 人等 非 識 別 加 工 情 報 \mathcal{O} 作 成 及 び 提 供 提 案 \mathcal{O} 審 査 第三者に 対 す る意 見 書

提 出 \mathcal{O} 機 会 \mathcal{O} 付 与、 利 用 12 関 す る契 約 \mathcal{O} 締 結 及 でド 解 除 手 数 料 \mathcal{O} 納 付 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 手 続 に 0 1 7 は な お 従

前

の例による。

4 第 五. + 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 12 関 す る 法 律 以 下 \mathcal{O} 条 及 び 附 則 第 七 条 に お 1 て 第

五. + 条 改 正 後 個 人 情 報 保 護 法 と 1 う。 第 百 + 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 7 は 旧 行 政 機 関 個 人 情 報 保 護

法 又 は 旧 独 立. 行 政 法 人等 個 人 信 報 保 護 法 \mathcal{O} 規 定 12 ょ n 刑 12 処 せ 5 れ た 者 は 第 五. + 条 改 正 後 個 人 情 報 保 護 法

 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 刑 に 処 せ 5 れ た者と、 旧 行 政 機 関 個 人情 報 保 護 法 第四 + 几 条 \mathcal{O} + 匹 又 は 旧 独 立 行 政 法 人 等 個

人 情 報 保 護 法第 匝 + 兀 条 \mathcal{O} + 兀 \mathcal{O} 規 定に ょ り 行 政 機 関 非 識 別 加 工 情 報 又 は 独 <u>\frac{1}{12}</u> 行 政 法 人等非 識 别 加 工 情 報

 \mathcal{O} 利 用 に 関 する 契 約 を 解 除 さ れ た 者 は 第 五. + 条改 正 後 個 人 情 報 保 護 法 第 百 十 八 条の 規 定に より 行 政 機 関 筡

名 加 工 情 報 \mathcal{O} 利 用 に関する契約 を解 除 された者と、 それぞれみなす。

匿

第 五 + -条改正 後個 人情報保護法第百十六条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 の適用について は 旧 行 政 機関 個 人 情 報保 護法

第 匝 十四条の十 (第三項 の規定に よりなお従前 \mathcal{O} 例 によることとされる場合を含む。 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 個

個 人 情 人情 三報ファ 報 保 護 1 法 ル 第四十四 簿 12 同 条第 条 の 十 号に __ 掲げ (第三 る事 項 \mathcal{O} 項 が 規定により 記 載され な た行 お 従 政 機 前 関 \mathcal{O} 例 非 によることとされ 識 別 加 工 情 報 又は る場 旧 独 合 立 [を含] 行 政 法 人等

 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 個 人情 報フ ア イ ル 簿 に 同 条 第 号に 掲 げ る事 項 が 記 載さ れ た独 <u>7</u> 行 政 法 人等非 識 別 加 工 情 報

は 第 五. + 条 改 正 後 個 人情 報 保 護 法 第 百 + 五. 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ V) 個 人情 報 フ ア 1 ル 簿 に 同 条 第 号 に 掲 げ る 事 項

が 記 載 Ž れ た行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 ٤ 旧 行 政 機 関 個 人 情 報 保 護 法 第 应 + 四 条 \mathcal{O} 九 旧 行 政 機 関 個 人 情

報 ょ ることとされる場合を含む。 保 護 法 第 兀 + 兀 条 \mathcal{O} 十 二 一第二項 \mathcal{O} E 規定に お 1 て ょ 準 ŋ 用す 行 ^る場^ 政 機 関 合を含 非 識 む。 别 加 工 情 (第三 報 0 利 項 用 \mathcal{O} 規 に関する契約 定に ょ n な を お 締 従 結 前 L \mathcal{O} た者 例 に

又は 旧 独立 一行政法 人等個 人情 報保護法第四 十 匝 条 \mathcal{O} 九 旧 独 立行 政 法 人等 個 人情 報保護法第 几 兀 条 \dot{O} +

第二 項 E お į١ て準 用する場合を含む。 (第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より なお 従前 \mathcal{O} 例によることとされ る場合

含む。 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 独 立 行 政法 人等非 識 别 加 工 情 報 \mathcal{O} 利 用 に 関 する契約を締 結 L た者は第 五. 十条 改 正 後

個 人情 報 保 護法第百十三条 (第五 一十条改 É 後個 人情報保護法第百十六条第二項にお ζì て準用する場合を含

む。 \mathcal{O} 規定に より行政 以機関等 | 匿 名 加 工 情 報 \mathcal{O} 利 用 に関する契約を締結し た者と、 それぞれみなす。

6 \mathcal{O} 適 第五 用 十 に 条改 0 V 正 て 一後個 は 人情 旧 行 報保護法第百 政 機関 個 人情 + 報 保 九条第二項 護法第四 + (同 兀 条 条第三項 \mathcal{O} + 第一 E 項 お 文は 1 て準 旧 用する場合を含む。 独立 行 政 法 人等 個 人情 0) 報 規定 保 護

法 第四 + 匝 条の + 第 項 \mathcal{O} 規定に ょ り 行 0 た加 工 \mathcal{O} 方法に関 す る情 報 は、 第五 十条改正 後 個 人 情 報 保 護 法

第 百 干 应 条 第 項 \mathcal{O} 規定 12 ょ ŋ 行 0 た 加 工 \mathcal{O} 方法 に 関 する 情 報とみなす。

7 附 則 第 条 施 行 日 前 12 旧 行 政 機 関 個 人 情 報 保 護 法 又 は 旧 独 立 行 政 法 人等 個 人 情 報保 護 法 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 個

情 報 保 護 委員 会又 は 総 務 大臣 が L た 又 は す Ž き処 分そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 為 は 附 則 第 二条 施 行 日 以 後 は \mathcal{O} 附

委員会が L た又はすべき処分その 他 \mathcal{O} 行 為とみなす。

則

に

別

段

 \mathcal{O}

定

8

が

あ

る

ŧ

 \mathcal{O}

を除

き、

第

五.

+

条改

正

後

個

人

情

報

保

護

法

 \mathcal{O}

相

当

規定に基づ

1

て、

個

人情

報

保

護

8 次 (C 掲げる者が、 正当な理 由 が な 1 0 に、 前 条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行 前 に お 1 7 旧 行 政 機関 が保有 して 1 た 個 人

 \mathcal{O} 秘 密 に 属 でする事 項 が 記 録され た 旧 行政 機 関 個 人情報保護法第二条第六項 に規定す る個 人情 報 フ ア 1 ル で

あ 0 7 同 項 第 号に 係るも \mathcal{O} (その全部 又 は 部を複製 又は 加 工 したもの を含む。 を前 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O}

施 行 後に提 供 ľ たときは、 二年 以下 の懲役又は百万円 以下 \mathcal{O} 罰 金に処する。

前 条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 旧 行 政 機 関 \mathcal{O} 職 員である者又は同条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施行前にお 1 7 旧 行 政 機 関 0

職員であった者

二 第一項第二号に掲げる者

9 次に 掲げ る者が 正当 な 理 由 が な 7 0) に、 前 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 前 に お 1 7 旧 独立行 政 法 人等 が 保有してい

た 個 人 \mathcal{O} 秘 密 に 属 す うる事 項 が 記 録 さ れ た 旧 独 $\frac{1}{2}$ 行 政 法 人等 個 人情 報 保 護 法 第二 条第六 項 に 規定 する 個 人 情

前 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 後 12 提 供 L たときは 年 以 下 \mathcal{O} 懲役 又 は 百 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 に 処 す る。

報

フ

ア

イ

ル

で

あ

0

7

同

項

第

号に

係

るも

 \mathcal{O}

(その

全

部

又

は

部

を複

製

又は

加

工

L

た

ŧ

 \mathcal{O}

を含む。

前 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 旧 独 立 行 政 法 人等 \mathcal{O} 役 員若 しく は 職 員 である者又は 同 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 前

お 1 7 旧 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 政 法 人 等 \mathcal{O} 役員若 L < は 職 員 で あ 0 た者

二 第一項第四号に掲げる者

10 第 八 項各号に掲げ る者 が その業務に 関 L て知 ŋ 得 た前 条 \bigcirc 規 定 \mathcal{O} 施 行 前 に お 1 て 旧 行 政 機 関 が 保 有

て V た 旧 行 政 機 関 個 人情 報 保 護 法 第 二条第五 一項に 規定する保 有 個 人情 報 を前 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 後 12 自 己 若し

< は 第三者 \mathcal{O} 不正 な利 益 を図 る目的 で提供 Ļ 又は盗用 したときは、 年 以下 \dot{O} 懲役又は 五. 十万円 以下の

罰金に処する。

11 第九項各号に掲げる者が、 その業務に関して知り得た前条の規定の施行前に おい て旧る 独立 一行 政法人等が

保 有して 1 た旧 独立行政法 人等個 人情 報保護法第二条第五 項に規定す る保有個 人情 報 を前 条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行

後に自己若 しく は第三者 \mathcal{O} 不正 な利 益を図る目的で提供 Ĺ 又は盗用したときは、 年 以下 \mathcal{O} 懲役 又は 五.

十万円以下の罰金に処する。

12 第 八 項 カ 5 前 項 ま での 規定 は、 日 本 国 外 に お į١ てこれらの項 \mathcal{O} 罪 を犯

た者に、

· も 適

闸

ずる。

第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第四 条 第 条 \mathcal{O} 規 定によ る 改 正 後 \mathcal{O} 民法 (次項 E お 1 て 新 民 法 という。 第四 百 八十六 条 第 項 \mathcal{O} 規

定 は 施行 日 以 後にされ る同で 項 \mathcal{O} 規定に よる受取証書の 内容を記録 L た電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求 に 0 1 7

適用する。

2 新 民法第九百八十四条後段の規定は、 施行日以後にされる同 条前段 の規定による公正証書 遺 言又 は 秘 密

証 書 遺言に つい ,て適 用 Ļ 施行 日 前 にさ れ た第 条の 規定に よる改 Ī 前 \mathcal{O} 民法第九 百八十四条 Ď 規 定によ

る 公正 証 書 遺言又は秘密 証書遺1 言に うい ては、 なお従前 \mathcal{O} 例 による。

(第三十五条の規定の施行に伴う経過措置)

第五条 第三十五 条の規定による改 Ē 後の借地 借家法 (以下この条において 「新借地借家法」 という。) 第

二十二条第二項 \mathcal{O} 規定は、 第三十 五 条の 規定 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日以後にされる新借地借家法第二十二条第 一項前

の特約について適用する。

2 新 借 地 借家法第三十八条第二項 の規定 は、 第三十 五 条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 以 後にされる新借 地借家法第三

十八条第 項 \hat{O} 規定によ る建 物 \mathcal{O} 賃貸借 \mathcal{O} 契約 に つい て適 用 す Ź。

十九条第一項の特約について適用する。

3

新

借

地

借家法第三十

九

条第一

項

 \mathcal{O}

規定

んは、

第三十

五.

条

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

日

以後にされる新借地借家法

第三

(第四十四条の規定の施行に伴う経過措置)

第六条 第四 十四四 条の 規定に よる改 Ē 後 \mathcal{O} 高 齢 E者 の 居住の安定確保に関する法律 (以下この条にお いて 新

高 齢 者居住法」 という。 第五· 十二条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は、 第四 十四四 条 0 規定 0 施 行 \mathcal{O} 日以 後にされ うる新 高 齢

者 居住法第五十二条第 項 \mathcal{O} 規 定による 建 物 \mathcal{O} 賃貸借の \mathcal{O} 契約 に 0 V) 7 適 用 す ź。

2 新 高 齢 者居住法第五十 应 条及び第五十七 条の 対規定は、 第四 十四四 |条の| 規定 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日以後にされ る建 物 0

賃貸借について適用し、 同 !日前にされた建物の賃貸借については、 なお従前 の例による。

(第五十条の規定の施行に伴う経過措置)

第七 条 第五 一十条の 規定の 施 行 \mathcal{O} 日 (以下この条において「第五十条施行日」という。) 前に別表第二法人

等 (第五· 十条改正 後個 人情 報保護法 別表第二に掲げる法人、 第五十条改正 一後個 人情 報保護法 第五十八 条第

五. 項 項 E $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 規定 でする仮 により 名 第五十条改正 加 工 情 報 取 後個: 扱 事 業者若しくは同 人情 報保護法第十六条第二項に規定す 条第七項に規定する個 える個 人関 人情報 連 情 報 取扱事 取 扱事 業者、 業者とみなさ 同 条第

れ る独 <u>寸</u> 行 政 法 人労働 者 健 康 安全機 構 又 は 同 条第 八 項 に規定す る学 術 研 究 機 関 等で あ る同 条 か第一 二項 12 規 定

する個 人情 報取 扱 事 業者を V う。 以下この 条に おい て同じ。 に対しされた本 人の 個 人 信 報 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関

する同 定される利用 意が ある場合にお 目的 以外の いて、 目的で個 その 人情報を取り扱うことを認める旨 同 . 意 が 第五十条改正後個 人情報保護法第十七条第 \mathcal{O} 同 意に相当するものであるときは 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に ょ り 特

第五 十条施行日にお いて第五十条改正後個 人情報保護法第十八条第 項又は第二項の 同 意が あ ったものと

みなす。

2

第五十条施行日前に別表第二法 人等に対しされた本人の個 人情 報 の取 扱 ĺ, に関する同意がある場合にお

いて、 提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、 その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者 第五十条施行日におい て同項の同 意が、 あ ったも のと 0

3 第五十条改正後個 人情 報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供 しようとする

みなす。

別 表第二法 人等は、 第五十条施 行 日 前に お V ても、 個 人情 報保護委員会規則で定めるところにより、 同 項

各号に掲げる事 項 E 相当する事項 に つい て、 本人に通知するとともに、 個 人情報保 護委員会に 届 け 出 るこ

とができる。 この 場合に お 7 て、 当該通. 知及び 届 出 は、 第五 + 条 施 行 日 以 後 は、 同 項 \mathcal{O} 規定 に ょ る 通 知 及

び届出とみなす。

4 知 第五十条改正後個 り得る状態に置か なけ 人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、 ればならない事項に相当する事項について、 第五· 十条施行 日前 に、 又は・ 別 本 表第二法人 人が容易に

等により本人に通知されているときは、 当該通知 は、 第五十条施行 百以 後は、 同号の規定による通知とみ

なす。

5

第五 十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個 人情 報 の取 扱 1 に関する同意がある場合にお

第三者 1 その 0) 提供を認 同 意が第五 8 る旨 十条改正後個 の同 意に |人情 相当するものであるときは 報保護法第二十八条第一 項の規定による個人デ 第五十条施行日に お 7 て同 タの 項 外国 \mathcal{O} 同 に 意 が ある あ

6 第五 十条改正 後 個 人情 報 保護法第二十八条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は、 別表第二法人等が第五十条施 行 日 以 後に 第

0

た

ŧ

 \mathcal{O}

とみなす。

五. 十条 改 正 後個 人情 報保護法第二十八条第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ り本 人 0 同 意を得る場合に 0 **,** \ 7 適 用 す

7 人デ 第 五. タを + -条改正 同 項 に 後 規 個 定す 人情 る外国 報 保護法 に 第 あ る第三者に 二十八条第三 提 項 供 L \mathcal{O} た場 規 定 合 は に 別 0 表 1 第 7 適 二法 用 す 人等が る。 第 五. + 条 施 行 日 以 後 に 個

8 0 12 第三者 お 第 ١ ر Ŧī. て、 + 条 の提供 その 施行 同 日 を認め 意が 前 に 第 別 る旨の同 五十条改 表 第二法 意に相当するものであるときは、 Ē 人 等に 後個 人情 対しされ 報保 た本 護法第三十 人 \mathcal{O} 個 人関 条第 連 第五 情 項 報 第 十条施行日に \mathcal{O} 取 号 の 扱 1 規定に に 関 お す よる る 1 7 同 同 個 意 号の が 人関 あ 同 る場 連 意が 情 報

9 保 護法第二十八条第三項 第 五 十 -条改正: 後個 人情 の規定は 報保護法第三十一 別 表第二法人等が第五十条施 条第二 一項にお 1 7 読 み替えて準 行 日 以後に個 用する第五 人関 連 情 一十条改 器を同 正 後個 項 E 規定す 人情

あ

ったも

のとみなす。

る外国にある第三者に提供した場合について適用する。

10

第五 一十条施. 飛行日前! に第五十条改正 一後個 人情 報保 護法第二条第十一 項に規定する行政機関等 (第五十条改

正 後個 人情 報保 護法第五 十八条第二項 \mathcal{O} 規定により第五十条改正 後個 人情 報 保 護 法第十六条第二項 12 規定

す る個 人情 報取 扱事 業者とみなされ る独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人労働者 健 康 安全機 構を除る <u>`</u> 以下この 条 に お 7 7 行行

政 機 関 等 という。 に対 しされ た本・ 人 \mathcal{O} 個 人情 報 \mathcal{O} 取 扱 1 に関 す る 同 意が あ る場合に お 1 て、 そ \mathcal{O} 同 意

が 第 五 十 条 改 É 後 個 人情 報 保 護 法 第六十 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に より 特定 され る 利 用 目 的 以 外 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} た 8 に

保 有 個 人情 報を 自 5 利 用 又 は 提 供 す ることを認 8 る旨 \mathcal{O} 同 意に 相 当す Ź t \mathcal{O} で あ るとき は 第 五. + 条

施 行 日 に お 7 第五 十条 改 正 後 個 人 情 報 保 護 法 第六 + 九 条第一 二項 第 号 O同 意 が あ 0 た Ł のとみ な

11 第 五 + -条施行 日 前 に行 政 機関等 に 対 しされた本人 \mathcal{O} 個 人情 報 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関 する同 意が あ る場合に お 1 7

そ Ō 同 意 が 液第五· 十条改 正 後個 人情 報保 護法第七 十 条第 項 \mathcal{O} 規定に よる保有個 人情 報 \mathcal{O} 外 玉 に あ る第

三者 提 供を認 め る旨 \mathcal{O} 同 意 に相当するものであるときは、 第五 一十条施口 紀行日に おお V) て 同 項 0 同 意 が あ

たものとみなす。

12 第五· 十条改正 後個 人情 報保護法第七十一 条第二 一項の 規定は、 行政 機 関等が 第五十条施. 行 日以後に第五 +

条改 Í 後個 人情 報保護法第七十一 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 本 人の同意を得る場合につい 、 て 適 用 でする。

13 第五 十条改 正 後個 人情 報保護法第七十一 条第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ が規定は、 行 政 機 関等が第五 一十条施 行 日 以 (後に 保 有個

人 情 報 を 同 項に 規定する外国に ある第三者に 提供 した場合に つい て適 用す

14 第 五. + 条 施行 日に おい て現に第五 一十条改 É 後個 人情 報 保 護 法第二条第八 頃に 規定する行政 機 関 が 保 有

7 1 る第五 十条 改 正 後個 人情 報 保 護 法第六 + 条第二項 に規定する 個 人情 報フ ア 1 ル に 0 1 7 \mathcal{O} 第 五. + 条改

正 後個 人情 報 保 護 法 第七 +兀 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 滴 用 に つい て は 同 項 中 保 有 しようとする」 とあ る \mathcal{O} は

保 有 てい る と あ 5 か ľ め لح あ る \mathcal{O} は 「デジ タ ル 社 会 \mathcal{O} 形 成 を 図 る ため \mathcal{O} 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 に 関

 \mathcal{O}

施

行後遅滞なく」

とする。

する法 律 令 和三 年 法 律 第 号) 第五 + 条 \mathcal{O} 規定

条の 規定 に伴う準

第

五

+

 \mathcal{O}

施

行

備

行

為

第八条 玉 は 第五 + __ 条 \mathcal{O} 規定に よる改 Ē 後 \mathcal{O} 個 人情報 報の保護に関 する法律 (以下この条、 次条及び附 則

第 十条第 項に お 1 7 第 五. 十 一 条改| Ē 後個 人情 報保 護 法 という。 0 規定による地 方公共 寸 体 \mathcal{O} 機 関

及び 地 方 独 <u>\frac{1}{2}</u> 行 政 法 人の 保 有す Ź 個 人情 報 \mathcal{O} 適 正 な 取 扱 1 を 確 保 するため、 地 方 公共 寸 体 に 対 て 必

資料 (T) 提出 を求めることその他 の方法により 地方公共団 体 -の機関 及び 地方独立行政法 人に お け る第五 +

条改正後個 . | | | | 報保護法 の施行 のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、 必要があると認 める

ときは、 当該準備行為につい て技術的 な助言又は勧告をするものとする。

2 第五 十 条改正: 後個人情 報保護法第百六十七 条第 一項の 規定による届 出 は、 第五十一 条の規定の施 行の

日 (次条に おい て 「第五十一 条施. 行 日 という。 前にお いても行うことができる。

(第五十一条の規定の施行に伴う経過措置)

第九 条 第五 十 一 条施 行 日 前 に特 定 地 方 独 立 行 政 法 人 等 (第五· 十 条改 正 後 個 人情 報保 護法第 五. 十八 条第

する個 人情 報取 扱 事 業者、 同 条第 五 項に 規定する仮名加 工 情 報取 扱事 業者若 しくは同 条第七 項 に規 定 す

項

第二号に

掲げ

る者又は

同

条第二項

 \mathcal{O}

規

定に

より

第

五.

十

条改

正

後個

人情

報

保

護法第十六条第

一項

12

規定

個 人関 連 情 報取 扱事業者とみなされる第五 十一条改正後個 人情報保護法第五 十八条第一 一項第 号に掲 げる

者 をいう。 以下この条において同じ。)に対しされた本人の 個 人情 報 \mathcal{O} 取 扱 1 に関する同 意 が ある場合に

お 7 て、 その 同 <u>|</u>意が ž第五· 十 一 条改正後個 人情報保護法第十七条第一 項 の規定に より特定され . る利! 用 目 的 以

外 \mathcal{O} 目 的 で 個 人情 報を取り扱うことを認める旨の 同 意に相当するものであるときは、 第五 + 条施 行 日に

お 1 て第五 十一条改正後個 人情 報保護法第十八条第 項又は第二項の 同 <u>.</u> 意が あ ったものとみなす。

2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個 人情報の取扱いに関する同意があ

る場合において、 その同意が第五十一条改正後個 人情報保護法第二十七条第 項の規定による個 . 人 デ タ

 \mathcal{O} 第三者 への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、 第五 十一 条施行日にお 7 、 て 同 項 \mathcal{O} 同 意

があったものとみなす。

3 第 五 + 条改正: 一後個· 人情報保護法第二十七条第二項の規定により個 人デー タを第三者に提供 しようとす

る 特定 地 方 独 立 一行 政 法 人等は、 第五 十 一 条施 行 日 前 12 お 1 ても、 個 人情報保護委員会規 則で定めるところ

に ょ り、 同 項 各号に掲げ る事 項 に 相 当す る事 項 E <u>つ</u> 1 て、 本 人に通 知するとともに、 個 人情 報 保 護 委 員

に届け 出ることができる。 この場合におい て、 当該通知 知及び届 出 は、 第五 十 条施行 日 以後 は、 同 項 \mathcal{O} 規

定による通知及び届出とみなす。

4 第五 干一 条改正 後個· 人情 報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、 又は本人が容易

に 知 り得る状態に 置 かなければならない事 項に相当する事項について、 第五十一条施行 日前 に、 特 定 地 方

独 立行 政 法 人等により本人に通知されているときは、 当該通 知は、 第五 十一 条施行日以後は、 同号のは 規定

による通知とみなす。

第五 十 - 一条施 行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個 人情報の 取扱 いに関する同 意が あ

5

- る場合において、 その 同 意が第五十一条改正後個 人情報保護法第二十八条第 項の規定による個 人デ タ
- \mathcal{O} 外国に ある第三者への 提供、 を認 める旨 \mathcal{O} 同 意に相当するものであるときは、 第五十一 条施 行 日 に お 7
- 同項の同意があったものとみなす。
- 6 第 五 + 条改正 後 個 人情 報保護法第二十八条第二項 \mathcal{O} 規定 は 特定 地 方独立 一行政 法 人等が 第 五. 十 一 条施
- 行 日 以 後 に 第 五. + 条改 正 後 個 人情 報保護法第二十八条第 項 0) 規定に より 本 人の 同 意を得 る場 合 に 0
- て適用する。

行

日

以

後に個

人デー

- タを同

項に規定する外国

[にある第三者に提供

た場合につい

て適用する。

- 7 第 五 + 条改正 後個 人情 報 保護法第二十 凣 条第三 項 \mathcal{O} 規定 は、 特定 地 方 独立 一行政 法 人等が 第 五 + 条施
- 8 第 五 + 条施行 日前 に け特定地 方独立行政法 人等に対しされた本人の 個 人関 連 情 報 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関 する同 意
- が ある場合において、 その 同 意が 第五 十 条改正後個 人情 報保護法第三十一 条第 項 第 号の 規定に よる
- 個 人関 連 情 報 \mathcal{O} 第三者 ^ \mathcal{O} 提 供 を認め る旨 0 同 意に相当するものであるときは、 第五 十 条施 行 日 に お
- て同号の同意があったものとみなす。

9 第 五 + 一条改正 一後個-人情報保護法第三十 一条第二項にお いて読み替えて準用する第五十一 条改正统

後個

人

情 報保 護法 第二十八条第三項 の規定は、 特定地方独立行政法 人等が第五 十一 条施 行 日以 後に 個 人関 連 情 報

を 同 項に 規定する外国に ある第三者に提 供 した場合について 適 用する。

10 第 五 + -条施 行 日 前に第五十一 条改正 後 個 人情 報 保護 法第二条第十一 項第二 号又は第四号に 掲げ る者

第 五 十 一 条 改正 後 個 人情 報 保 護 法 第 五. + 八条第二 項 \mathcal{O} 規定に ょ り第五・ 十 一 条改 正 後 個 人情 報 保 護 法 第十六

条 第二 項 E 規 定す Ś 個 人 情 報 取 扱 事 業者とみなされ る第 五. + 条 改 正 後 個 人情 報 保 護 法 第 五. + 八 第 項

第 号に 撂 げ る者を除 以 下 0 条に お 1 て同 ľ に 対 しされ た 本 人 \mathcal{O} 個 人情 報 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関 す る 同

意が あ る場場 育に お 1 て、 そ \mathcal{O} 同 意 が 第五 + 条改 正 後 個 人 情 報 保 護法 第六十 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ 1) 特 定

され る利 用 目的 以 外 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} ため に 保 有 個 人情報を自ら 利 用 Ļ 又は 提供することを認める 旨 \mathcal{O} 同 意 に 相

当するも のであるときは 第五· + 条施 行 日に お 1 、て第五・ + 条改正统 後個 人情報保護法第六十九条第 項

第一号の同意があったものとみなす。

11 第 五 + 条施 行 日 前に 第 五. + 条改 É 後 個 人情 報保護 護 法第二条第 + 項第二号又は第四号に 掲げ る者に

対 しされた本人の 個 人情 報 \mathcal{O} 取 扱 į, に関する同 . 意 が ある場合におい て、 その 同 意が 第 五十一 条改正 後個 人

情 報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に

相 当するものであるときは、 第五十一条施行日に お į١ て同項の同意が あったものとみなす。

12 第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五 第五 十一 条改正: 後個人情報保護法第七十一 十一条施 条第二項の規定は、 行 日 以後に第五 第五 + -十一条改正 条改正 後個 一後個 人情 人情報保護法第二条 報保護法第七 +

一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13

第十一 第五 項 十 第二号又は第四号に掲げ 条改正 後 個 人情 報保護法第七 る者が 一 第五 + 条第三 条施 項 行 \mathcal{O} 規 日 以 定 後 は に 保 第五· 有 十 個 人 条改 情 報 É を第 一後個 五 人情 + 条 報保護法 改 正 後 個 第 人情 二条

報保 護法第七十一 条第三項に規定する外国にある第三者に提供 した場合に . つ い て適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十条 地方公共団 |体の条例 の規定で、 第五· 十一条改正後個 人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定

 \Diamond てい るもの の当該行為に係る部分については、 第五 + -条の規定の施行と同時に、 その効力を失うも

とする。

2

前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により条例の規定がその効力を失う場合にお いて、 当該: 地方公共団体が条例で別段の定めを

な いときは、 その失効前にした違反行為の 処罰に ついては、 その失効後も、 なお従前 の例による。

第五· 十五条の 規定の施 行に伴う経過措 置

第十 地 方公共団体情 報 シ ステ L 機 構 \mathcal{O} 施 行 日 以 公後最5 初 の事 業年 度 0 第五· 十五 条の規定による改 後

行 政 手 続 に おけ る特 定 \mathcal{O} 個 人を識 別 する た 8 \mathcal{O} 番号 \mathcal{O} 利 用 等 に関する法律第三十八 条 の十に 規定す る 年 度

社 会 \mathcal{O} 形 成 を図 ため \mathcal{O} 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 12 関 する法 律 令 令 和 三年 法 律 第 号) \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 以

第 五 + 七 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 に · 伴 う 経 過 措 置

中

期

計

画

に

0

1

て

前

条第

項

 \mathcal{O}

認

可

を受け

た後遅

滯

なく、

そ

る

計

画

に

0

7

て

は

同

条中

毎

事

業

年

度

0

開

始

前

に、

前

条第

項

 \mathcal{O}

認

可を受けた」

とあるの

は

「デジ

タ

ル

後最

初

第十二条 0 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 第五 + 七 条 \bigcirc 規定による改正 前 \mathcal{O} 地 方公共団体情報システ A 機 構 法 以

下この条に お ζì 7 旧 機 構 法 という。) 第八条第二項第二号に掲げる委員である者は 施 行 日 第五

十七 条 規定による改正 後 \mathcal{O} 地 方公共団 体情 報シ 、ステ ム機構 法 (次項におい て 新 機 構 法 という。 第

八 条第二 項第三号に掲げる委員として選定されたものとみなす。 この 場合に お いて、 その 選定された ŧ

とみなされる者の 任期 は 同 条第四 |項の 規定に カ か わ らず、 施行 日に お け る旧 機構法第八条第一 二項第二号

に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 こ の 法律の施行 の際現に旧機構法第十三条第一 項の規定により任命された理事長又は監事 である者は

そ れぞれ、 施行 目に、 新機構法第十三条第 項の 規定により理事長又は監事として任命されたものとみな

す。 この場へ %合にお 1 て、 その任命されたもの とみなされる者の任期 は、 新機 構法第十四 条第 項 \bigcirc 規定に

か か わ らず、 施行 日 に お ける旧 機 構法第十三条第 項の 規定 により任命された理事 長又は監事としてのそ

れぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

(第五十八条の規定の施行に伴う経過措置)

第十三条 第五 十 八 条の 規定によ (る改) Ē 後 \mathcal{O} 大規模な災害の被災地 における借地 借家に関 する特別措 置 法 第

七 条第四 項の 規定は、 第五十八条の規定 \mathcal{O} 施行の 日 以後にされ る同 条の規定による改正後 の大規模な災害

の被災地 に おけ る借地借家に関する特別措置法第七条第一 項の定めがある借地権の設定を目的とする契約

について適用する。

(鉄道抵当法の一部改正)

第十四条 鉄道抵当法 (明治三十八年法律第五十三号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第三十八条ノ二第三項中 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八

号) 第四章」を 「個· 人情報 の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第五章第四節」に、

条第五項」を「第六十条第一項」に改める。

(健康保険法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律 \mathcal{O} 規定中 「送信する方法」 の下に 「その他の厚生労働省令で定める方法」 を加え

る。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十三項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第十二項

三 国民 健 康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 第三十六条第三項

兀 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第六十四条第三項

(地方自治法の一部改正)

第十六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

十三号) 共団 電 \mathcal{O} 平 子署名等に係る地 認 体情 成十四年法律第百 証 業務に関する法律 報 システ 7 方公 機構 五 含む。)、 る事 第二項及び第二十九条第二 第三条第三項 合を含む。 用する場合を含む。 第 務 五. 項 (第二十八条第二 第四項、 及び第七項 (第九条第二項及び第十条第二項に 第五 及び第七 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 一項に 項及び第二十九条第二項に 規定により市町村が処理することとされ (第九条第二項及び第十条第二項にお おい 項並びに第二十二条第三項 て準用する場合を含む。 お 7 て準 お V 甪 て準 (第二十 する場合を 甪 でする場 第四 7 7 潍 1 項

第十七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

び お 1 百 V) 7 第十条第三項に 五. 别 準 表第 て準用する第二十二条第三項 十三号) 用する場合を含む。) 電子署名等に係る地方公共団体情景 の項 お 中 いて準用する場合を含む。) 「並びに」を 及び第七項、 一、 (第二十八条第三項及び第二十九条第三項に 第三条の二第二項にお _ に、 報シ ステ 「第七項 第四項、 ん機構 \hat{O} 第五項 į, の認証業務に関する法律 を て準用する第三条第三項 「第七項並 (第九条第三項及び第十条第三項 びに第二十二条の二第二項に おいて準用する場合を含む (平成十四年法 (第 九条第三項及 律第 E お

第四 項、 第五項 (第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。) 及び第

七項の」に改める。

(戸籍法 \mathcal{O} 部改正)

第十八条 戸 籍法 \mathcal{O} 部を次のように改正する。

第百二十一条の三中 「第十九条第七号又は第八号」を 「第十九条第八号又は第九号」 に改める。

第百二十九条中 一戸籍 \bigcirc の 下 に 「正本及び」を加え、 「行政機 関 の保有する個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に 関 する

五十七号) 第六十条第一項」に、 「第四 章 を 「第五章第四節」 に改める。

国 有財産法の一 部改正)

法律

(平成十五年法律第五十八号)

第二条第五

項」

を

個

人情

報

0 保

護に関する法律

(平成十五

年

法

律第

第十九条 国有財 産法 (昭和二十三年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

第二十一条第 項第二号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

刑 事 訴 訟法の一 部改正)

第二十条 刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一号) の 一 部を次のように改正する。

第 五 十三条の二第二項中 「行政機関 の保有する個人情報 の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八

号) 第四章 及び独立行政法 人等の保 有す る個 人情 報 の保護に関する法律 (平成 十五 年法律第 五. 十九号) 第

匹 章 を 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護に関する法律 平 成十五年法律第五 十七号) 第五· 章第四 節 に改 8

(漁業法等の一部改正)

第二十一条 次に 撂 げ る法 律 \mathcal{O} 規 定 中 行行 政 機 関 0 保有する個 人情 報 \mathcal{O} 保護に関する法律 平 成 十五 年 法 律

第五 十八号) 第二条第 五. 項 を 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に関 す る法 律 平 成 十五 年法律第五 十七号) 第六十

一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二十条第三項

鉱業法 (昭 和 二十五年法律第二百八十九号) 第五-十九条第六項

三 道 路 運 送車 両 法 (昭 和 二十六年法律第百八十五号) 第三十六条 \mathcal{O} 四第四 項

兀 玉 有 林 野 0 管 理経営に関 す んる法律 (昭 和二十六年法律第二百 匹 1十六号) 第八条の二十第五

五. 航 空法 昭昭 和 二十七年 法律第二百三十 号) 第八条 \mathcal{O} 五. 第二項

六 特定多目的 ダ ム法 昭 和三十二年法律第三十五号) 第二十六条第五

項

七 特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号) 第百八十六条第四項

八 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第六十三条第四項

九 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第七十二条第四項

十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十八条第九項

+ 日 本 国と大韓民国 کے \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 両 国 に隣接する大陸 棚な 0 南 部の 共 同 開 発 に関する協定の 実施 に伴う石油

及び 可燃性天然ガ / ス 資 源 \mathcal{O} 開 発 12 関 す 、る特別 措 置 法 (昭 和 五. 十三年 法律第八十一号) 第三十二条第 六 項

電子 情 報 処 理 組 織 に よ る 登 記 事 務 処 理 \mathcal{O} 円 滑 化 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 措 置 等 に関する法律 昭昭 和六十年 法 第三

十三号)第六条第二項

十三 半導体集積 口 路 \mathcal{O} 口 路 配置に関する法律 (昭和六十年法律第四十三号) 第四十八条第三項

十四四 工業 所有権 に関する手続等 の特例 に関する法律 (平成二年法律第三十号) 第十二条第 五. 項

十五 種苗法 (平成十年法律第八十三号) 第五十三条第三項

十六 民間 資 金等の 活用による公共施設等の 整備等の促進に関する法律 (平成十一 年法律第百十七号)

一十七条第五項

十七 小型船舶の登録等に関する法律 (平成十三年法律第百二号) 第三十一条第四項

国土調査法の一部改正)

第二十二条 国土 調 査法 (昭 和二十六年法律第百八十号) の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第三項ただし書を削る。

(信用金庫法等の一部改正)

第二十三条 次に掲 げげ る法 律 の規 定 中 行行 政機関の 保有する個 人情 報 の保護に関する法律」 を 個 人情報 \mathcal{O}

保護に関する法律」に改める。

一 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条

一 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条

三 保険業法 (平成七年法律第百五号) 第六十七条及び第二百 十六条

四 資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項

五 会社法 の 一 部を改正する法律 \mathcal{O} 施行に伴う関係法 律 \mathcal{O} 整備: 等に関 する法律 (令和元年法律第七十一 号

第二十七条中損害保険料率算 出 団 体に関する法律第二十五条の改正 規定

(租税特別措置法の一部改正)

第二十四 租 税 特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) の一部を次のように改正する。

第七十 条の七 第一項中 「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員 具共済組 合法 昭 和三十三年法律第百二十八号) の 一 部を次の ように改正する。

第 五 十五 条第 項 中 「送信、 する方法」 \mathcal{O} 下に 「その他 \mathcal{O} 財務省令で定め る方法」 を加 える。

、地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六条 地方公務員等共済組 合法 (昭 和三十七年法律第百五十二号) の 一 部を次のように改正する。

第五十七 条第一 項 中 「送信する方法」の下に 「その他の主務省令で定める方法」 を加える。

(商業登記法の一部改正)

第二十七条 商業登記法 昭 和三十八年法律第百二十五号) の一部を次のように改正する。

第百 匹 干 条の 見出、 しを (個 人情 報 \mathcal{O} 保護に 関する法 律 \mathcal{O} 適 用 除 外 __ に改 め、 同 条中 行行 政 機 関 \mathcal{O}

保有する個 人情報 \mathcal{O} 保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) 第二条第五項」 を 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護

に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第六十条第一項」に、 「第四章」 を「第五章第四節」 に改め

る。

(所得税法の一部改正)

第二十八条 所得税法 (昭 和四十年法律第三十三号) の一部を次のように改正する。

証 明 書 に改め

第十条第二項及び第二百二十四条第一

項中

「(署名用電子証明

書

を

(個人番号カード用署名用電子

住民基本台帳 法 \mathcal{O} 部 改 Ē

第二十九条 住民基-本台帳 法 (I) — 部を次のように改正する。

第三十条の十五第三項中 「第十八条第三項」を 「第十八条第四 [項 に改める。

別表第二の九 の項、 別表第三の二十四 一の項、 別表第四の八の項及び別表第五第二十九号中 「第五十二条

を 「第五十二条第一項」 に改める。

積立式宅 地建 物販売業法 の <u>ー</u> 部 改正)

第三十条 積立式宅地建物販売業法 昭 和 匹 十六年法律第百十一号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第四· 十条第 項中 「及び第五項」 を 第五項及び第八項」 に改め、 積立式宅地建物販売業者」と」

の下に 同条第八項中 「宅地な 建物 取 引士 に、 当該書面」 とあるのは 「当該書面」 と、 「提供させる」と

あ るの は 「提供する」と、 「当該宅 地 建 物 取引士 に当該書面 を交付させた」 とあるの は 「当該書面を交付

した」と」を加える。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第三十一 工 ネ ル ギ \mathcal{O} 使用 \mathcal{O} 合理 化 等に関 する法 律 昭昭 和 五. 十四年 法律第四 十九号) の 一 部を次のよう

に改正する。

第百 五 + 应 条中 「第二条第七 項」 を 「第十 六条第四 項 に改める。

(被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正)

第三十二条 被災区 分所有建物 \mathcal{O} 再建等に関 する特別措 置法 平 成七年法律第四十三号) *(*) 部を次のよう

に改正する。

第四 [条第九 項中 「第三 |項まで、 第四 項 前 段、 第六項及び第七項」 を 「第四 項まで、 第 五 項前 段、 第七 項

及び第八項」に、 同 条第三項及び第四 項前段」 を 同 条第四項及び第五項前段」 に、 「第六十三条第二

項、 兀 項 前 第三項及び第四項前段」を「第六十三条第二項から第四項まで及び第五項前段」に、 段 を 「第六十三条第五項前段」に、 同 「条第六項及び第七項」を 「同条第七項及び第八項」 「第六十三条第

同 [条第六] 項及び区分所有法」 を 「同条第七 項及び区分所有法」 に改 んめる。

兀 項、 及び第八項」に、 項 第五 第三項 前 段 条第三項中 を 及び第四 「第六十三条第五 「第三項まで、 同 項 前 条第三項及び 段 を 項 「第六十三条第二 第四 前 第四 段 項 に、 項 前 〈前段」 段、 同 第六項及び第七項」 項 を 条第六項」 かか 同 ら第四 条第四項 を 項 ま 同 父び で及び第五 を 条第七 第五 「第四 項 項 項 前 項まで、 〈前段」 に、 段 に、 「第六十三条第六項た に、 第五項前段、 「第六十三条第二 第六十三条第 第七 項

第九 条第九項中 「第四 「項まで、 第六項及び第七項」 を 「第五項まで、 第七項及び第八項」 に、 「第三項

だし書」

を

「第六十三条第七項ただし書」

に、

同

条第七項」

を

同

条第八項」

に改め

る。

及び第四項」を 「第四 「項及び第五項」に、 「第六十三条第六項」を「第六十三条第七項」に、 同

項」を「同条第八項」に改める。

八項」 十条第三項及び に、 「第三項及び第四項」 第十一 条第三項中 を 「第四項及び第五項」 第四 項まで、 第六項及び第七項」 に改める。 を 「第五項まで、 第七項及び第

第十二条中 「第六十一条第十二項」を「第六十一条第十四項」に改める。

第十八条第四項中 「第三項及び第五項」 を 「第四項及び第六項」に、 「第六十三条第四項」を「第六十

三条第五 項」に、 同条第六項及び第七 項 を 同 条第七項及び第八項」 に、 「同条第六項及び区分所有

法」を「同条第七項及び区分所有法」に改める。

動

産

及び

債

権

 \mathcal{O}

譲

渡の

対抗要件に関する民

法

 \mathcal{O}

特例等に関する法律の

部改正)

第三十三条 動 産及 Ű 債 権 \mathcal{O} 譲 渡 \mathcal{O} 対 抗 漢件に 関す っる民法 \mathcal{O} 特 例等に関 はする法語 律 (平成十年法律第百 匹 号)

の一部を次のように改正する。

第十八 条 0 見出 しを (個 人情 報 0 保 護に関する法律 の適用除外) に改め、 同 条中 行行 政 機関 \mathcal{O} 保有

する個 人情報の 保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) 第二条第五項」を 個 人情 報 の保 護 E 関

する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第六十条第一項」に、 「第四章」 を 「第五章第四 節 に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十四 行政 機関の保有する情報 の公開 に関する法律 (平成十一年法律第四十二号) の一部を次のよう

に改正する。

第五条第一号の二を次のように改める。

の 二 個 人情 報 \mathcal{O} 保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第六十条第三項に規定する行政

関等匿 名加 工 情 報 同 条第四 項に規定す る行 政 機関等 匿 名加 工 情 報フ ア イ ル を構 成する £ \mathcal{O} に 限 る。

以下こ の号に お 1 7 行 政機 関 等 匿 名 加 工情 報 という。 又は 行政 機 関等匿 名 加 工 情 報 \mathcal{O} 作 成 に 用

11 た同 条第 項 に規定する保 有 個 人 情 報 か 5 削除 L た同]法第二条第 項 第 号に規定する記 述等 若

くは同条第二項に規定する個人識別符号

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第三十 五 条 後見登 記 等に 関 す る 法 律 平 成 +年 法 律第 百五十二号) 0 部 を次の ように改 正する。

第十 应 |条の 見出 [しを (個 人情 報 0 保 護に 関す する法律 \mathcal{O} 適 用 除 外 に 改 め、 同 条中 行行 政 機 関 \mathcal{O} 保 有

する個 人情 報 \mathcal{O} 保護に関 する法律 平 成 十五年法律第五 + -八号) 第二条第五 項」 を 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に 関

する法律 (平成十 五. 年法律第五 十七号) 第六十条第 項 に、 第四 章 を 「第 五. 立章第四 節 に改り \dot{b}

(公共工 事 \mathcal{O} 入札及 び 契約 \mathcal{O} 適 正 化 \mathcal{O} 促 進 に 関 はする法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第三十六条 公共 工事 \mathcal{O} 入札 及び契約 0 適 正 化 \mathcal{O} 促進 に関する法律 (平成十二年法律第百二十七号) 0 部

を次のように改正する。

第十一条第二号中 「第二十六条の三第六項」を 「第二十六条の三第七項」 に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第三十七条 マンシ 日 ン 0 管 理の対 適 正 化 \mathcal{O} 推進 に関する法律 \mathcal{O} 部を次のように改正する。

」を「第三項本文」に改める。

第七十二条第六項

中

「及び第二項」

を

第二

項及び第三項ただし書」

に改

め、

同

条第七

項中

項

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第三十八条 社債、 株 式等 \mathcal{O} 振 替に 関 する 法 律 伞 -成十三年法律第七十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第百二十六条第二項中 「第二百七十一条第四項」 を 「第二百七十一 条第五 項」 に改める。

、地方公共団体の特定の 事務の郵便局 に おける取扱 いに関する法律 \mathcal{O} 部 改 正

第三十九条 地方公共団体 の特定 の事 務の 郵便局に おける取扱 į,) に関す る法 律 (I) — 部を次のように改正する。

第二条第五号中 「署名日 用 電子 証 明 書」 を 個 人番号カード用署名用 電子 証 明 書 に、 電電 磁 的 記 録 媒体

を 個 人番号カード」 に改め、 同条第六号中 「利用者証明用電子証 明 書 を 個 人番号カ ド 用利 用者

証 明 用 電子証明書」に、 「電磁的記録媒体」 を 「個人番号カード」 に改める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十条 独立 行政 法 人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成十三年法律第百四十号) の一部を次の

ように改正する。

第五条第一号の二を次のように改める。

の 個 人情 報 \mathcal{O} 保護 に関 する法律 平 成十五年法律第 五. 十七号)第六十条第三項に規定

関等匿 名加 工 情 報 同 条第四 項に規定する行 政 機 関等 匿 名 加 工 情 報フ ア イル を構 成する ŧ \mathcal{O} に 限 る。

以下この号に お 1 て 「行政機 関等匿 名加 工情 報 という。 又は 行政 機 関等匿 名 加 工情 報 の作 成 に 用

1 た同条第一 項に規定する保 有個 人情報から 削除 した同法第二条第一項第 号に規定する記述等若

くは同条第二項に規定する個人識別符号

電子署名等に係る地方公共団体 情 報シ ステ ム機 構 の認証業務に関する法律の一 部改正)

第四· + 電子署名等に係る地方公共団体情報シ ステ ノム機構 の認証業務に関する法律の一 部を次のように

改正する。

する行

政

機

第十八条第三項中 「第七条第三号」を 「第七条第一項第三号 (同条第二項の規定により読み替えて適用

される場合を含む。)」に改める。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一

第四· 一十二条 独立 行 政 法 人 高 齢 障 害 求 職 者 雇用支援機 構 法 平 成十 · 四 年 法律第百六十五号) *Ø*) 部を次

部改

更

のように改正する。

第九条第二項 中 独立 行政 法 人等 \dot{O} 保 有する個 人情報 報 \mathcal{O} 保護 に関 する法律 平 成十二 五 年法 律第 五 + 九 号

第八条」 を 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に 関 する法 律 平 成十五 年 法律 第 五. + 七 号) 第六十七 条」 に 改 \Diamond る。

地方独立行政法人法の一部改正)

第四十三条 地方 独 <u>\f}</u> 一行政法 人法 平 成十五年法律第百十八号) の 一 部を次のように改正する。

别 表第一 七 号中 「署名用 電子証 明書」 を 「個人番号カー -ド用署な 名 用 電子 証 明 書 に、 「利用者証 期用電

子 証 明 書 を 個 人番号力 1 F 用利 用者 証 明用電子証明書」 に改める。

(不動産登記法の一部改正)

第四. + 应 条 不動 產 登記法 平 成十六年法律第百二十三号) の 一 部を次のように改正する。

第七十八条第三号中 「第二十二条前段」を「第二十二条第一項前段」 に改める。

第八十一条第八号中 「第二十二条前段」 を「第二十二条第一項前段」 に、 「第五十二条」を 「第五十二

条第一項」に改める。

第百 五十五 条の見出しを 「 (個 人情報 (T) 保護に関する法律 の適用除外)」 に改め、 同 条中 「行政機 関 \mathcal{O}

保有する個 人情報 \mathcal{O} 保護に関 する法律 (平成十五 年法律第五十八号) 第二条第五項」 を 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護

に 関 す る法律 (平成十五年法律第五十七号) 第六十条第一 項 に、 「第四 章 を 第 五. 章第四 節 に 改

る。

附 則 第四 条第四 |項中 「行政 機関 の保有する個人情 報 の保護に関する法律第二条第五 項 を 個 人情 報の

保護に関する法律第六十条第一項」に、 「第四章」 を 「第五章第四 節 に改める。

遺失物法の一部改正)

第四十五 遺失物法 (平成十八年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

第三十五 条第五号中 「第二条第四 項 を 「第十六条第一 項 に改める。

(統計法の一部改正)

第四十六条 統計法 (平成十九年法律第五十三号) の一部を次のように改正する。

第五十二条を次のように改める。

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第五十二条 個 人情 報 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護に 関する法律 平 -成十五 年法律第五十七号) 第二条第 項に!

· 規 定

する個 人情 報 を い . う。 以下この条に お V て同じ。 であって、 次に掲げるもの について は 同 法 第 五 章

の規定は、適用しない。

基 幹統 計 調 査 及び 般 統 計 調 査 に 係 る 調 査 1票情報 報に含まれ る個 人情

指定 独 <u>寸</u> 一行 政 法人等で あ 0 て、 個 人情 報 \mathcal{O} 保護 に関する法律 第 二条第九 項に規定する独立行政法 人

等に該当するものが行 0 た統 計 調 査 に係る調 査票情 報に含まれ る個 人情報

 \equiv 事 業 所母 集団 デー タベ スに記 録されてい る情報に含まれる個 人情 報

兀 第二十九 条第一 項 の規定 により 他 \mathcal{O} 行 政 機関 から提供を受けた行政記録情報に含まれる個 人情

第四十七条統計法の一部を次のように改正する。

第五· 十二条中第四号を第六号とし、 第三号を第五号とし、 第二号を第四号とし、 第 号の次に次の二号

地方公共団体 (指定地方公共団体以外の地方公共団体にあっては、 当該 地方公共団体 の統 計 調 査 条

例 (地 方公共団体が行う統 計 調 査 \mathcal{O} 実施 及び 結果の 利用に関 l 必 要な事 項を定める当該 地 方公共 寸 体

 \mathcal{O} 条例 をいう。 以下この号及び 次号に お いて 同じ。 に第三十九 条第 項 (第二号に係 る 部 分に 限 る

及び第二項、 第四十条第 項、 第四 十 条 (第二号及び第四 号に係る部分に限る。 第 五 + 七

条第 項 (第二号に係 る部 分に 限 る。 並 び に第一 五. + 九 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に 相当 する規定 を設 け 7 1 る

ŧ \mathcal{O} に 限 る。 が 行 0 た 統 計 調 査 に 係 る 調 査 票情 報 当: 該 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 統 計 調 査 条 例 \mathcal{O} 規 定 に ょ V)

当 該 地 方公 共 寸 体以 外 \mathcal{O} 者に 提 供 さ ħ た ŧ \mathcal{O} を除る < に含ま ħ る個 人 情 報

三 地方 公共 団 体 **当** 該 地方公共 寸 体 \mathcal{O} 統 計 調 査条例に第四十二条第一 項 (第 号に係る部 分に限 る。

及び第二項、 第四十三条、 第五 + t 条第一 項 (第三号に係る部分に限る。) 並 がに第三 五 十九条第二

項 の規定に 相当する規定を設けてい るものに限る。 が 行 0 た統 計 調 査 に 保る調 査票情 報 **当** 該 地方

公共 団 体 \mathcal{O} 統 計調 査 条例 の規定により当該 地方公共団体以外の者に提供されたものに限る。 に含ま

れる個人情報

(更生保護法の一部改正)

第四· 一十八条 更生保護法 (平成十九年法律第八十八号) の 一 部を次のように改正 する。

第九 十六 条の二第 項 中 行行 政 機関 \mathcal{O} 保有する 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 E . 関 する法 律 平 成 十五 年法 律第五

号) 第四 十五 条第 項 を 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護に 関する法律 平 成 + 五. 年 法 律 第五 十七 号) 第百二十二条第

項」 に、 第四 章 を 第 五. 章 第 匝 節 に、 第二 一条第 五. 項 を 第六十条第 項 に改める。

第四 + 九 条 更 全保 護 法 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように改正 す ź。

第 九 + 六 条の二 一第 項 中 第 百二十二条第 項」 を 「第百 二十 匝 条 第 項 に改

社会保障協 定 \mathcal{O} 実 施 に伴 う厚 生 年 金保 険 法 等 \mathcal{O} 特 例 等 12 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第五· 十条 社会保 障 協 定 \mathcal{O} 実施 に伴う 厚生年金保険 法等 \mathcal{O} 特 例等 に関する法律 (平成十九年法律第百 兀

の一部を次のように改正する。

第六十条第三 項 中 行行 政 機関 の保 有す る個 人情 報 の保護に関 する法律 (平成 十五 年法 律第 五 十八号) 又

は 独 <u>T</u> 行 政 法 人等の 保有、 す る個 人情 報 \mathcal{O} 保 護に関する法律 平 成 十五 年法 律 第五 干 九 号) を 個 人 情 報

保 護 に 関 はする法語 律 (平成十五 年 法 (律第五十七号)」 に改り め、 同 条第 五 項 中 (平成十五年 法 達第五 七

 \mathcal{O}

Ó

号) 行政 機関の保有する個 人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に

関する法律」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

(日本年金機構法の一部改正)

第五 十一条 日 本年 金機 構 法 平 成十九年法律第百九号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

五. 十九号) 第二条第二項」 を 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に関 する法律 平 成 十五 年 法律第五十七 号) 第 二条 第 項

一に改める。

第十二条第四

項第二号中

独立

行

政

法

人等

 \dot{O}

保有する個

人情

報

 \mathcal{O}

保

護に関

する法律

(平成十五

年

法

律第

八条第九 項中 「行政 機関 の保 有する個 人情 報 の保護に関する法律 平 成十五年法律 . 第 五· 十八 号

第二条第五 項」 を 個 人情 報の保 護に関する法律第六十条第一項」に、 「第三十六条第一項各号」 を 「第

九十八条第一項各号」に、 「第八条第一項」 を「第六十九条第一項」 に改め、 同条第十項を削る。

公文書等の管理に関する法律及び特定秘密の保護に関する法律 \mathcal{O} 部改正

第五 次に掲げる法 律 の規 定中 「照合する」 を 「容易に照合する」 に改める。

公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) 第十五条第三項

特定秘 密の 保護に関する法律 (平成二十五年法律第百八号) 第十六条第 項

行 政手続に おける特定 \mathcal{O} 個 人を識 別するため O番号の利用等に関す る法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第五 十三条 行政 手続における特 定 \mathcal{O} 個 人を識別するため \mathcal{O} 番号の 利用 等に関 する法律 (i) — 部を次のように

改正する。

目 次中 行行 政 機 関 個 人情 報保護法等」 を 個 人情報 報保護法」 に改 8 る。

第 条中 行行 政 機 関 \mathcal{O} 保 有 す る個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 12 . 関 する法律 律 平 成 十五 年 法 1律第五 十八号)

法 人等 \mathcal{O} 保 有す る 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に 関 す る法 律 平 成 + 五. 年 法 律 第 五. + 九号) 及び」 を削

第二条第 項 中 「 行· 政 機 関 \mathcal{O} 保 有 する 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護 に関 す る法 律 (以 下 「行政 機 関 個 人 情 報 保 護 法

という。) 第二条第一項」 を 個 人情 報 0 保 護に関 する法律 (以 下 個 人情報保護法」 という。 第二条

第八項」 にこ 改め、 同条第 二項中 「独立 行 政法 人等 \mathcal{O} 保 有 する個 人情 報 の保 護に 関する法律 (以 下 独 <u>7</u> 行

政法 人等個 人情 報保 護法」 という。 第二条第一 項 を 個 人情 報保 護法第二条第. 九項」 に 改 かめ、 同 条第

 \equiv 項 中 行行 政 機 関 個 人情 報 保護法第二条第二項に 規定する個 人情 報 で あっ 7 行 政 機 関 が 保 有 す る も 独

<u>\frac{1}{2}</u> 一行政 法 人等個 人情報保護法第二条第二項に規定する個 人情 報 で あ 0 て独立行政法 人等が保有するも 0 又

独

<u>\f</u>

行

政

等 法 報 で は 同 保護 人等 あって行政 個 個個 人情報の保護に関する法律 個 法第二条第六項」 人情報保 人情報保護法第二条第六項に規定する個 機関及び独立行政法人等以外 護 「第二条第四項」 法第二条第十一 を 個 人情 (以 下 を 項に規定する行 報保護法第六十条第二項」に、 「第十六条第 個 の者が保有するもの」 人情報保護法」という。)」 政 人情 項」 機関等を 報ファ に、 いう。 イルで 行行 を削 政 機 あって独立 以下この 「行政 関及び り、 を 機関が保有するも 同条第四 個 独 項 一行政法 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 及び 人情報保護法」 一行 第 |項中 政 法 人等」 五. 人等」 章第 行行 を 0 政 二節 に改り \機関個 を 行行 独 に 行行 77 政 お 機 人情 政 行 1 関 機 7 政

第四 適 法第十四条」を 用する場合を含む。第三号にお 第二十三条第二 項 の規定により読み替えて」を 個 一項第一 人情 号中 報保護法第七十八条 「第三十一条第 いて同じ。) 「第三十一条第三項にお (個 項 に改め、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 人情報保護法第百二十三条第二項の 規定により読み替えて適用する行政 同項第三号を削り、 *(*) 、 て _ に、 独立 行政法人等個 同項第四号中 規定によ 機関 個 人情報保 「第三十 いりみな 人情 報 護法 保 条 7 護

第二十八条第五項中 「第三十条第一 項 の規定により読み替えて適用する行政 人機関個-. [人情! 報保護法第十条

第十四

· 条

を

個

人情

報保護法第七十八条」

に改め、

同号を同項第三号とする。

関等」

に

め

第一項」を「個人情報保護法第七十四条第一項」に改める。

第 五 第 二節 \mathcal{O} 節 名中 行行 政 機 関 個 人情 報 保 護 法 等」 を 個 人情報! 保 護 法 に 改 Ø

個個 人 情 条 報保 \mathcal{O} 見 出 護 法 L 第 を 百二十三条 (個 人情 第 報 保 二項 護 \mathcal{O} 法 規 \mathcal{O} 定に 特 例 より 個 12 人情 改 め 報 保 同 条 護 法 第 第二条第 項 中 行行 + 政 項 機 第 関 が 二号に を 規 行行 定 す 政 Ź 機関 独

等

立

行

政

法

人等とみなされ

る

個

人情

報

保

護

法

別

表第一

こに

掲

げ

る

法

人

次

条第

項

12

お

1

7

「 み

な

L

独

<u>\forall \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\foral</u>

行

政

法 人等」 という。 を含む。 が に、 行 政 機 関 個 人情 報 保 護 法 第 八 、条第一 項 第 号 カ 5 第 兀 号 ま で 及

び 第二十 五. 条」 を 個 人 情 報 保 護 法 第六 + 九 条第 項 第 号 か 5 第 匝 号 まで及 び 第 八 + 八 条 に、 行

政 機 関 個 人 情 報 保 護 法 \mathcal{O} を 個 人情 報 保 護 法 \mathcal{O} に、 掲 げ る行 政 機 関 個 人情 報 保 護 法 を 掲 げ る

個 人情 報 保 護 法 12 改 め、 同 項 \mathcal{O} 表 読 4 替え 5 れ る 行 政 機 関 個 人 情 報 保 護 法 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 項 中 行行 政 機 関 個 人

情 報 保 護 法 を 個 人情 報 保 護 法 に 改 め 同 表 第 八条 第 項 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 上 欄 中 第八 条第 項 を 第 六 +

九 条第 項 に 改 8 同 項 \mathcal{O} 中 欄 中 利 用 目 的 0 下 に 以以 外 0 目 的 を 加 え、 同 項 0 下 欄 中 利 用 目 的

 \mathcal{O} 下 12 以 外 \mathcal{O} 目的 独 立行 政 法 人等 12 あ 0 7 は、 行 政 手 続に お け る特 定 \mathcal{O} 個 人 を 識 別 す る た 8 \mathcal{O} 番 뭉

 \mathcal{O} 利 用 等 に . 関す うる法律 (平成二十 五 年法 律第二十七号) 第九 条第 五 項 \mathcal{O} 規 定に基づく場合を除 き、 利 用 目

第 的 \mathcal{O} 表第八条第二項第 項及び第十四 以外の目的)」を加え、 項及び第三項の項、 条第一号、 一号の項中 第十二条第二項 第二十七条第二項及び第三十六条第二項 同表第八条第二項の項中 「第八条第二項第一号」を「第六十九条第二項第一号」に改め、 の項、 第十三条第二項、 「第八条第二項」を「第六十九条第二項」 第二十八条第二項及び第三十七条第二 \bigcirc 項を削 り、 同表第二十六条第二項の に改い 同 表第十条 め、 項 同

項中

「第二十六条第二項」

を「第八十九条第二項」

に改め、

同項の次に次のように加える。

第八十九条第四項	定める	定める。この場合において、独立
		行政法人等は、経済的困難その他
		特別の理由があると認めるときは
		、行政手続における特定の個人を
		識別するための番号の利用等に関
		する法律第三十条第一項の規定に
		より読み替えて適用する第八十九
		条第二項の規定の例により、当該

とができる 手数料を減額し、 又は免除するこ

第三十条第一 項の表第三十六条第一 項 第 号の 項中 「第三十六条第一項第一号」 を 「第九十八条第一 項

第一号」に、 「第八条第一 項」 を 「第六十九条第一 項」に改め、 「(平成二十五年法律第二十七号)」 を

削 ŋ 同表第三十六条第一 項第二号の項中 「第三十六条第一項第二号」を 「第九十八条第一項第二号」 に

「第八条第一項及び第二項」 を「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一 項」 に改め、

次のように加える。

及び第二号に係る部分に限る。)		
一項、第二項及び第三項(第一号		
り読み替えて適用する第十八条第	れたものであるとき	一号
る法律第三十条第二項の規定によ	は第二十条の規定に違反して取得さ	する第九十八条第一項第
別するための番号の利用等に関す	違反して取り扱われているとき、又	定により読み替えて適用
行政手続における特定の個人を識	第十八条若しくは第十九条の規定に	第百二十三条第三項の規

同表に

		二号
る法律第十九条		する第九十八条第一項第
別するための番号の利用等に関す		定により読み替えて適用
行政手続における特定の個人を識	第二十七条第一項又は第二十八条	第百二十三条第三項の規
に記録されているとき		
特定個人情報ファイルをいう。)		
ル(同法第二条第九項に規定する		
て作成された特定個人情報ファイ		
は同法第二十九条の規定に違反し		
若しくは保管されているとき、又		
十条の規定に違反して収集され、		
て利用されているとき、同法第二		
若しくは第十九条の規定に違反し		

者」を 二項に規定する個 を第二十六条に 第十七条第二 みなし個 第三十条第二項を削り、 個 |人情 人情 項並びに第二十三条から第二十六条まで」 お 報取扱事業者 報取 7 人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構 て準用する場合を含む。 「扱事業者」という。) を含む。) 」 同条第三項中 (個 人情報保護法第五十八条第二項の規定により個人情報保護法第十六条第 「第二条第五項」を「第十六条第二項」に、 以下同じ。 に改め、 を を加え、 「第十八条第三項第三号から第六号ま 「及び第二項」の下に 「第十六条第三項第三号及び (次条第三項に 「個人情報取 (これ 5) 第 四 扱事業 0) お 規 第 뭉 定 7

項」 第三十条第三項の項中 に改め、 同 を 表第十六条第三項第二号の項中 「第十八条第一項」 同 表第十六条第三項第一号の項中 「第三十条第三項」を に改め、 同表第十六条第二項 「第十六条第三項第二号」を「第十八条第三項第二号」に改め、 「第十六条第三項第一号」を「第十八条第三項第一 「第三十五条第三項」に、 の項中 「第十六条第二 「第二十三条第一項又は第二十四 一項」を 「第十八条第二 号 に改 項 同 表 $\hat{\mathcal{Y}}$

二十条第二

項

及び第二十七条から第三十条まで」

に改め、

同

項

 \mathcal{O}

表第十六条第

項の

項中

「第十六条第

第三十一条第一 項中 「行政機関が」 を 「行政機関等 (みなし独立行政法人等を含む。) が」に、 「行政 条」

を

「第二十七

条第

項又は第二十八条」

に改め、

同条第三項を同

条第二項とする。

機 関 個 人情報保護法第八条第二項から第四項まで、 第九条、 第二十一条、 第二十二条、 第二十五条、 第三

第三十四条及び第四章第三節 \mathcal{O} 規定」 を 個 人情報保護法第六十九条第二 一項か ?ら第四 項ま 第

七十条、 第八十五条、 第八十八条、 第九 十六条及び第五 章第四: 節 第三 款 \mathcal{O} 規定 (みなし 独立 完 政法人等に

く は、 個 人情 報保護法 第八十五 条、 第八十八条、 第 九十六条及び 第五 章 第四 節 第 三款 \mathcal{O} 規 定 に、

行 政 機 関 個 人情 報保 護 法 \bigcirc を 一、 個 人情 報保護 法 .. の __ に、 掲 げ Ź 行 政 機 関 個 人情 報 保 護 法 を

関 掲げ 個 Ś 人 個 情 報 人情 保 護 報保 法 護 を 法 に 個 改 人情 め、 報 保 同 護 項 法 \mathcal{O} 表 武読 に 改 み替えら め、 同 れ 表 第 る行 八 条第 政 機 関 項 個 \mathcal{O} 人情 項 中 報 保 第八 護 法 条第 \mathcal{O} 規 定 項 \mathcal{O} 項 を 中 行行 第 六 政 + 機

九 条第 項」 に 改 め 同 表 第 + · 条 第 項 及び 第三 項 \mathcal{O} 項、 第十二条第 二項 \mathcal{O} 項、 第十三条第 -項 及 び 第二

十八条第二 項の項及び第十 应 条第一 号及び第二十七条第二 項 の項を削 り、 同 表第二十六条第二項 0 項中

第二十六条第二 項」 を 第八十九条第二 項」 に改め、 同 項 の次に次のように 加 える。

第八十九条第四 項 定める 特別 定め 行 政 る。 法 \mathcal{O} 理 人等 由 が は 0 場 あると認めるときは 合に 経 済 的 お 困 1 て、 難 そ \mathcal{O} 独

他

立

ことが 該手 により読み替えて適用 十七号)第三十一条第 する法律 九 識別するため 条第二項 行 数 政手続に できる 料 を (平成二十 減 \mathcal{O} 規 0 おける特定の 額 番号 定 \mathcal{O} 例 五 \mathcal{O} 又 は 年 利 する第八 に 免除 項 法 ょ 用 \mathcal{O} 律 り、 等に 個 する 第二 規 人を + 当 . 関 定

第三十 条第 項 \mathcal{O} 表第三十 五. 条 0 項 中 「第三十五条」 を 「第九· 十七七 之 条] に 改 め、 (平成 <u>一</u> 五 年法

情 報保 護法第八条第二項か . ら第四 項まで、 第九条、 第二十一 条、 第二十二条、 第二十五条、 第三十三条、 律第二十七号)」

を削

り、

行

政機関

 \mathcal{O}

長」

を

「行政

機関

 \mathcal{O}

長等」

に改め、

同

条第二項中

行行

改機関.

個

人

五条、 第三十 第八十八条、 四条及び 第四]章第三 第九十六条及び第五章第四 一節」 を 個 人情 報保護法第六十 節第三款」 に、 九条第二項 行政 か 人機関個 ら第四 項まで、 人情報保護法 第七· 十条、 (T) を 第八十 個

第二十 に 読 び 人 に 第三 改 情 み替えら 改 め、 報保護法の」 Ł 項 め 条 \mathcal{O} 同 れる行 第二 項、 表第 同 表第 項 第十二条第 八 に、 条第 \mathcal{O} 政 三十 機機 項 関 を 五. 掲 項 削 個 条 り、 人情 げる行 \mathcal{O} \mathcal{O} 二項 項中 項 報保 中 同 \mathcal{O} |改機関 表 項、 第八 護法 第三十五 第二十六条第二項 第十三条第二項 条第 \mathcal{O} 個 規定の 人情 条」 項」 :報保護法」 項中 を を 第 及び第一 \mathcal{O} 行行 「第六十九 項 九 を 中 + 政 機 七 二十八条第二 「第二十六条第二 「掲げる個 条」 関 条第 個 に 人情 改 項」 報保護 め、 人情報保護法」 項 \mathcal{O} に 護 同 改め、 項 法 項 条第一 及び を を 第十四 項 同 第 個 を削 に改め、 表 第 人情 八 条第一 り、 + + 九 報 保 条 同 同 号及 第 条 項 護 項及 $\widehat{\mathcal{O}}$ 第 法 表 兀 項

条まで、 項 中 行 政 機 独 関 第六十六条第一 7 行 政 地方 第 法 公共団 人等 二十四四 個 項 体 条 人情 (同 独立 第二十 報 条第二項 保 行 護 政法 六条から第三十二条 法 第三 人等」 (第 条 号及び第四号 を 第 五. 個 条 人情 か まで、 5 報 第 保護法第六十一 九 (同 第三十 条第 項第一号に係る部分に限る。 五. 項 条及び くまで、 条、 第四 第十二条 第六十三条 干 六 条 第 か ら カ 第 ら第六 項 一 に \mathcal{O} 係 規 十五 る 定 ま 部 は で

分に限 第九· 項まで、 十条から第九十五条まで、 る。 第七 に 十 お 六 1 条か て準 ら第八十 用 する場合を含む。 匹 条まで、 第八 以下この 十六条、 頃に 第八十七 お 1 て同じ。 条、 第八十九 第六十七条から第六十 条第三項 か 5 第 五. 条第 ŧ で

第九十七条及び第百二十五条の

規定

(みな

Ŭ

個

人情報取扱事業者に

. つ い

め、 第 ては、 扱 を 事業者を含む。) 一項までの規定) 同 項 同 .表第- $\widehat{\mathcal{O}}$ 個 個 人情報保護法第六十一条、 表読み替えられる独立行 人情 十二条第二項 報保護 に、 は、 法 に改 行政機関等、 \mathcal{O} 項 め、 掲げる独立行 第十三条第1 同 政 第六十三条から第六十六条第一項まで及び第六十七条から第六十九条 表第 法人等個 地方公共団体」に、 九条第一 政法人等個 項 人情 及び第二十八条第二項 項 報 \hat{O} 保護 項 人情 中 法 の規 報保護 「以外 「第九条第 定 法 の者」を \mathcal{O} 項中 を 0) 項 項 「掲げる個 独立 及び 「以外の者 を 第十四 一行政法 「第六十九条第 人情 [条第 人等個 (みなし個 報保 号及び 護 人情 法 項 人情 報 第二十 保 に に 改 報 護 改 法 取 8

め、 を 「独立 同 表 行政法人等に対 第二十六条第 項 し開示請求をする」に、 \mathcal{O} 項中 「第二十六条第一 「第三十五条」を 項 を 「第八十九条第三項」 「第九十七条」 に、 に改め、 開 示 同表第三十五 請 求 をする」 七

条第二

項

 \mathcal{O}

項を

削

り、

同

表第二十三条第

項

 \mathcal{O}

項

中

「第二十三条第

項

を

「第八十六条第

項

に

改

条 の項中 「第三十五条」 を 「第九十七条」 に改め、 同条第四項を同条第三項とする。

を 第三十二条中 「第十六条第二項」 行政 に改め 機関 個 人情 報保 護法、 独立行政法 人等個 人情報保護法」 を削り、 第二条第五 項

第三十三条中「、行政機関」及び「、独立行政法人等」を削る。

兀 第十九条第七号又は第八号」を 及び第十四号から第十六号まで」 一号」 「第六号、 章 第四· を を 十五条の二の見出し中 「同条第十三号」に改め、 第十三号及び第十五号から第十七号まで」 個 人情 報保護法第 五章 行行 「第十九条第八号又は第九号」 を · 第 四 政機関個人情報保護法」 同 「第六号、 節 条第六項中 に . 改 第十三号及び第十五号から第十七号まで」に、 め、 「第五号、 同 に改 条第 を 九項中 め、 第十二号及び第十四号か 個 に改め、 同条第八項中 人情報保護法」 「第十九条第十四 同条第五項中 「行政 に改め、 号」 機 関 ら第十六号まで」 「第五号、 を 個 同条第一項中 人 「第十. 情 報保 同 九 護 法 を 第

第 五· 十二条の三 中 「第四十五条 の二第二項」 を 「第四十五条の二第三項」 に 改める。

五.

号

に

改

める。

第五· 十四条 行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一 部を次のように

改正する。

目次中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。

百二十五条第二項」に、 第二十三条第二項第一 号中 「第三号」を「次号」 「第七十八条」 を に改め、 「第七十八 同項第二号を削り、 条第一 項」 に、 「第百二十三条第二項」 同 項第三号中 「第七十八条」 を

を「第七十八条第一項」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十九条の二中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。

第三十条第一項中 「第百二十三条第二項」 を「第百二十五条第二項」に、 「第二条第十一項第二号に規

定する独立行政法人等」を 「第二条第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定す

地 方独立 行政法人」に、 「別表第二に掲げる法人」 を 「第五十八条第一項各号に掲げる者」 に改 め、 同 項

の表第八十九条第二項の 項中 「第八十九条第二項」 を 「第八十九条第三項」 に改め、 「行政 機 関 \mathcal{O} 長」 \mathcal{O}

下に 「 及 び 地方公共団 体 \mathcal{O} 機関」 を、 「政令」 の 下 に 「及び条例」 を加え、 同表第二 八十九条第四 項 \mathcal{O} 項 中

第八十九 条第四 [項] を 「第八十九条第五項」 に、 「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改

、同項の次に次のように加える。

ことができる 該手数料を減 九条第三項の規定 により読み替えて適用する第八十 を識別するための番号の利用等に 関する法律第三十条第 額 \mathcal{O} 又は 例により、 一項 免除 $\widehat{\mathcal{O}}$ する 規定 当

第三十 条第 項 \mathcal{O} 表第百二十三条第三 項 \mathcal{O} 規定により 読 み替えて適用する第九十 人 条第 項 第 号 Ď 項

第三項」を「第百二十五条第三項」に改め、 同条第二項中 「独立行政法人労働者健康安全機構」 を 個 人

規定により読み替えて適用する第九十八条第一

項第二号の

項中

第百二十三条

及び第百二十三条第三項

 \mathcal{O}

情報保護法第五十八条第二項各号に掲げる者」に改め、 同項の表第十八条第三項第一号の項中 「法令」 \mathcal{O}

下に

「(条例を含む。

以下この章において同じ。)」

を加える。

第三十一条第一 項の表第八十九条第二 項の項中 第八十 九条第二項」 を 「第八十九条第三項」 に改め、

「行政機関 の長」 の 下 に 「及び地方公共団体の機関」 を、 「政令」 の 下 に 「及び条例」 を加え、 同表第八

十九条第四項の項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第五項」に、「第八十九条第二項」を「第八十

九条第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

ることができる		
当該手数料を減額し、又は免除す		
十九条第三項の規定の例により、		
定により読み替えて適用する第八		
関する法律第三十一条第一項の規		
を識別するための番号の利用等に		
は、行政手続における特定の個人		
他特別の理由があると認めるとき		
独立行政法人は、経済的困難その		
定める。この場合において、地方	定める	第八十九条第八項

第三十一条第一項の表第九十七条の項中 「条例事務関係情報照会者」 の下に「若しくは条例事務関係情

報提供者」を加える。

条第二項の表第八十九条第二項 の項中 「第八十九条第二項」を 「第八十九条第三項」 に改

同 条第三 項 中 第四 号」 を 「第五号」 に、 第八十九条第三 項 から 第五項まで」 を 「第八十 九 条第四 項 カン

5 第六項まで」 に、 「第百 二十五条」 を 第百二十七条」 に改 め、 地 方 公共団 体 及び 地 方 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法

を削 り、 同 項 \mathcal{O} 表第 八 +九条第三項 \mathcal{O} 項 中 第八十九条第三項」 を 「第八 十九 条第四 項 に 改 め、 同

表第九 + Ł 条 \mathcal{O} 項 中 条 例 事 務関 係情 報照会者」 0) 下に 「若し くは 条 例 事 務 翼 係情 報提 供 者 を加 え る。

第三十二条を削り、第三十二条の二を第三十二条とする。

第三十三条後段を削る。

(がん登録等の推進に関する法律の一部改正)

第五 十五 条 が λ 登 並録等の 推 進 に関 ける法 律 \mathcal{O} 部を次のように改正する。

第三十五 条中 「行政 機 関 の保 有す る個 人情 報 \mathcal{O} 保護に関 する法律 平 成 十五 年法律第五十八号) 第四

独 <u>T</u> 行 政 法人等の)保有· す る個 人情 報 \mathcal{O} 保 洗護に関 する法律 平 成 + 五 年法 律 第 五十 · 九 号) 第 兀 章 を 個

人情 報 \mathcal{O} 保 護に関する法律 平 成十五年 法律第五十七号) 第五 章第四: 節 に改 め、 (条例を含む。)」

を削る。

医療分野 0 研究開発に資するための匿 名加工医療情報に関する法律の 部改正)

第五 十六条 医療分野 \mathcal{O} 研究開發 発に資するため \mathcal{O} 匿 名加 工医療情報に関する法律 (平成二十九年法律第二十

八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四 項中 「第三十六条」 を 「第四十三条」 に、 「第三十七条から第三十九条まで」 を

「第四十

四条から第四十六条まで」に改める。

-八条中 個 人情 報保護委員会及び総務大臣」 を 「及び」 個 人情 報保護委員会」 に改 かる。

所有者不 明 土 地 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 円滑: 化 等に関する特別措置 法 0 部 改 正

第五十七条 所有者不 崩 土 地 の利 用 の円滑 化等に関する特別措置法 (平成三十年法律第四十九号) の 一 部を

次のように改正する。

第三十九条第三項ただし書を削る。

(法務局における遺言書の保管等に関する法律の一部改正

第五 十八条 法務局における遺言書 の保管等に関する法律 (平成三十年法律第七十三号) *Ø*) 部を次のよう

に改正する。

する個 第十五 人情 条の 報 見出しを \mathcal{O} 保護に関する法 (個 人情 律 報 平 の保 成 十五. 護に 年 関する法律の適用除 法 律第五十八号) 第二条第五 外 に改 項」 め を 同 条中 個 人情 行行 政 報 機関 \mathcal{O} 保 0 護 保 12 関 有

す る法 律 平 成十二 五. 年 法 律 :第五· + -七号) 第六十条第 項 に、 第四 章 を 「第五· 章 第四 節 に 改 8

森林 環 境 税及び 森林環 境 譲 与 税 に関す る法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第五 + 九 条 森林 環境 税 及 び 森 林 環 境 譲 与 税 に 関 す る法 律 平 ·成三十 年 法律第三号) 0 部 を次 \mathcal{O} ように

改正する。

附 則 第 九 条 \mathcal{O} 5 É 行 政 手 続 に お け る 特 定 \mathcal{O} 個 人 を 識 別 す るため \mathcal{O} 番 号 \mathcal{O} 利 用 に 関 する法 律 第 九 条

第九号 0 改 Ē 規定 中 「 第 + ·九条第· 九 号 を 第十 九条第十 号 に改 め る。

情 報 通 信 技術 \mathcal{O} 活 用 に よる行政手続等に 係 る関 係者 \mathcal{O} 利 便 性 \mathcal{O} 向 上 並 び に 行政運営の 簡 素 化 及び 効 率 化

を図るため 0 行 政手続等 12 お け る情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に関 する法律等 \dot{O} 部 を改正 す る法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第六十条 情 報 通 信 技術 \mathcal{O} 活 用 に よる 行政 手 ,続等に 係る関 係 者 \mathcal{O} 利 便 性 \mathcal{O} 向 上 並 び に 行 政 運営 \mathcal{O} 簡 素 化 及び

効率

-化を図

るため

 \mathcal{O}

行政手続等に

おけ

る情報通

信

 \mathcal{O}

技術

 \mathcal{O}

利

用

に関する法律等

 \mathcal{O}

部を改正する法律

 \mathcal{O}

部を次のように改正する。

書 る。 第 め 用 第 九 見 八項」 条第一 署 に 項 出 二項 第三条のうち、 係 を 名 同 を付 法 加 を \mathcal{O} る署名利 用 改 0 第十条に え 電 項 下に する改 る改 子 正 \mathcal{O} を 証 規 次 用 に 定 明 正 又 者検討 書 を 電 掲 規 正 へは前点 項 項 削 規定中 定 げ 子署名等に係る地方公共団 É 証 を る に り、 中 項に 加 符 改 加 事 える改 号 署 項 め、 同 え 署 お る 名 条 に、 改 名 1 用 \mathcal{O} \mathcal{O} 同 次に一 て Ē 電 下 法 用 正 第七 規定 準 規 電 子 に 署 甪 子 定 証 条第一 条を. す 中 名 証 中 明 \subseteq る第三条の二第二項 書 明 用 に、 同 加 電子 署 書」 三号 体情報 · 条に」 える改一 名 を を 証 利 \mathcal{O} 事 改 報 個 明 用 個 書 を IE 者 正 シ 人 項 規定・ 番 検 規定 ステ 人 「同条第三項 番 を 号 証 に ム機 号 符 力 改 中 中 個 号 に \(\) 力 署名 同] 構 お ド 人番 を を 号 \mathcal{O} F 1 用 中 号カ に 認 て準 署 用 用署 個 事 . 掲 電 証 名 用す げ 名 前 業務に関する法律第 項 子 人 用 項 Ź 用 番 F 電 証 __ 导力 事 る第三条第二 用署 子 明 電 を 子 書 を 項 証 E 名 明 加 証 「第二項」 を 用 K 書 え 明 0 書 電 用 1 子 署 個 12 7 に 項 改 証 名 改 は 12 人 に 三条 番 用 め め 改 明 改 書 号 め、 電 住 め の前 所 力 子 同 同 とす に 条 同 証 法 改 ド に 第 条 明 に

第

五.

項

及

び

第八

項」

を加

え、

同

項

を

同

条第四

「項とし、

同

·条第1

二項

 \mathcal{O}

次に」

に、

署

名利

用

者

検

証

符号」

を

個

人

番号

力

]

F

甪

署名

用電

子

証

開書に

係る署名利

用者検証

証符号」

に、

署名用電子

証

明

書」

を

個

人番

め、 号力 住所とする。」 同 F 条第二号 用署名用電子証明書」 0 を 改正規定中 \Box を 「掲げる事項」 署 に改 名用 め、 電子 同法第十二条第一号の改正規定中 の 下 に 証 明 書 「(こに、 を 個 人番号力 事 項 F に改め」 用署名用電子証明 「同号に掲げる事 を 「事項)」 書 を加え」 項につい に改 に改 ては 同

法第十三条の改正規定の次に次のように加える。

係る戸籍 第十六条の二第二項 \mathcal{O} 附 票に 記載され 中 「掲げ てい る事 る事 項 項 \mathcal{O} の 下 に うち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる (国外転出者である申 請者にあ っては、 当該 事 項 申 請 を 者に 加

える。

利用者に係る戸 第十 を加え、 条の六第三号 同条に次の一 籍 の附 中 票に記載されてい 「掲げ 項を加える。 る事 項 る事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げ 0 下に **国** |外転 出者である署名利用者に あ っては、 当 |該署名 る事 項

項 で $\widehat{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 玉 規 間 定の 転出届をした者が当該 に第十六条の二 適用については、 \mathcal{O} 規定により 国外転 同項第三号中 移 出届をしてから当該国外転 動端: 末設備日 「及び第七号に掲げる事 用署 名 用 電子 証 出届に記 明 書 項 \mathcal{O} **国** 発行を受け 載された転 外転出者である署名利 出 る場合に の予定年 おけ 月 用者 日 る前

2

に っては、 当該署名利用者 に係る戸籍の 附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号か

第六号までに掲げる事 項) とあるのは 「に掲げる事 項 玉 |外転出 者である旨及びその 玉 外 転 出 .届

同 法第十 七 条第三号に規定する国 外 、転出届をいう。 に記 載 され た転出 の予 定年月日」

に係 第十六 る 声 条の 籍 \mathcal{O} 附票) 七 中 「住民 に に改 7票に」 8 を Ź, 住 民 票 (国 外転出者である署名利 用者に あっ ては、 当 該署名利

用

者

第十 条 \mathcal{O} + 中 住 民 票 \mathcal{O} 下 に 国 外 転 出者 である署名利用 者に あ っては、 当該署名利 用 者

係る戸籍の附票)」を加える。

に . 見 扭 のうち、 L を付する改正規定中 電 子署 名 等 に 係 「利 る 用者 地 方公共団 証 明 用電 体 子 情 証明 報 シ 書」 ステ を ム 機 個 構 \mathcal{O} 人 番号 認 証 力 業務 K に関する法律 用 利 用 者 証 明 第二十二条 用 電 子 証 明

中 利 用 者 証 明 用 電子証 明書」 を 個 人番号力] F 用 利 用 者 証 明 用 電 子 証 明 書 に改 め、 同 法第二十 八

書

「付し」

を

「付する」

に改

め、

同条第二

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

改

É

規定を削

り、

同

条

の次に一

条を加え

える改

正

規

定

前

第 二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次 に 項 を加える改正 規 定中 「利 用 者証 明 利 用者 検証 符号」 を 個 人番号カ K 用 利 用 者 証 明 用

電 子 証 明書 に係る利用者 証 明利用者 検証 符号」 に、 利 用者! 証 明用 電 子証 説明書 」 を 個 人番号力 F 甪 利

者 用 項 1 に 証 の次に」 7 前 者 準 項 改 証 明 明 8 利 用する第二十二条第二項、 を 用 用電子証明書」 に、 者検 同 「第二項」に改め、 法第三十一条第 証 **游号** 利用者 に、 に改め、 証 明利 二号 利 用 「第八項」 Ō 用 者 第三項、 同法第二十九条に一項を加える改正規定中 検証 改 者 Ē 証 符号」 規 明 第五 の 下 に 定 用 中 電 子 を 項 利 及び第八項」 証 「又は前項に 個 明 用 書 者 人番号カ 証 を 明 用 個 ド おい を加 電 子 人番号力 え、 証 用 て準用する第二十二条の二第二項 利 明 書 用 同 頂を同 者 を F 証 「同条に」 用 明 個 条第四 利 用 電 人 用 番 者 子 を 証 号力 証 項とし、 明 明 「同条第三項中 用 書 に係 K 電 子 用 同 利 る 証 用 利 E 明 者 書 用 お

に係る戸 第三十 籍 五 条 \mathcal{O} 附票に記載されてい の二第二 項 中 「掲 げ る事 る事 項 項のうち 0) 下に 同 法第十七条第二号から第六号までに掲げ (国 外 転 出者 で あ る申 請 者に あ 0 て は る事項) 当 該· 申 請 を

証

明

用

電

子

証

明

書

に改

め、

同

条

に

号

を

加

える改

正

規定

 \mathcal{O}

次

に

次

0

よう

É

加

える。

加

える。

用 者 第三十五条の七中 証 明 利 用者に係る戸 「住民票に」 籍 \mathcal{O} 附 票) を に 「住民票 に 改め (国外転出者である利用者証 明利用者にあっては 当該

第三条のうち電子署名等に係る地方公共団 体情報 報シ ステ ム機 構 \mathcal{O} 認 証業務に関する法律第六十七条第三

項の改正規定の次に次のように加える。

に 合を含む。 及び第十条第三項において準用する場合を含む。 二項に、 お 第七十一条の二中 7 お 7 1 準 て準用する第二十二条第三項 用する場合を含む。) 第四 垣、 「並びに」 第五 項 を (第二十八条第三項及び第二十九条第三項に 及び第七項、」に、 $\overline{\ }$ 第三条の二第二項にお (第二十八条第三項 第四 「第七項 項、 及び いて準用する第三条第三項 \hat{O} 第五 第二十九条第三 を 項 「第七 (第九: 項並び お 条第三項及び第十条第三 į١ 項に て準 に第二十二条 お 用する場合を含む 1 (第九条第三項 て準 用 する場 の 二 一第 項

第四 条 0 うち 行 政 手 続 12 お け る 特 定 \mathcal{O} 個 人を識別するため 0 番号の利用等に関する法律第十七条

及び第七

項

 \mathcal{O}

に

改

め

る

規定の次に次のように加

え

る。

され 第十八条の二第三項中 る同条第四 項に規定する附票管理 住 所地 市 町 市 村長」の下に 町 村長」 を加える。 「又は第十七条第八項の規定により読み替えて適用

及び第四十八条の改正規定中 第四 条のうち 行政手続 にお ける特定の 「第十九条第四号」 個 人を識 を 別するため 第十九条第五号」 0) 番号 O利 用等に に改める。 関する法律第十九条第四号

 \mathcal{O}

改正

附 訓第 一条第十号中 同条第二項の改正規定」 を削り、 「及び第十三条」を「、 第十三条、 第十六条

第十六条の六、 第十六条の七及び第十六条の十一」に、 「及び第三十一条」 を「、第三十一 第

三十五 条の二及び第三十五条の七」 に、 並 びに同条第三項」 を 同条第三項の 改正規定 並 びに 同 法 第

七十一条の二」 に、 「番号利用法第十九条第四号」 を 「番号利用法第十八条の二第三項、 第十九条第五号

」に改める。

〔戸籍法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一 戸 籍法 \mathcal{O} 部を改一 正す る法 律 (令 和 元年 法 律第十七号) 0) 部を次の ように改 正する。

附 則 第六条のうち住民基 本台帳 法第十 九条 の 二 の 次に一 条を加える改正規定中 「第十九条第七号 又は第

八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

附 則第十三条のうち行政手続における特定の 個 人を識別するための番号の利用等に関する法律第五

条の二の改正規定を削る。

附 則 第 + 应 条のうち、 行 政手続 にお ける特定の 個 人を識り 別するため O番号の 利用等に関する法律 第九

第二項の次に一項を加える改正規定中 「第十九条第七号又は第八号」 を 「第十九条第八号又は第九号」 に

同条第七号又は第八号」を 「同条第八号又は第九号」に改め、 同法第十九条第十一号の 改 Ē 規定中

第十九条第十一号」を「第十九条第十二号」に改め、 同法第二十八条第一項第五号の 改正規定中

八条の三」 の 下 に 「、第三十八条の三の二第二項」 を加え、 同 法第四十五 条の二第 項の改正 規定中

(戸籍法の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

十九条第七号又は第八号」

を

「第十九条第八号又は第九号」

に改める。

第六十二条 施行 日 が 戸 籍 法 \mathcal{O} 部 を改 Ē する法 律 令 和 元 年 法 律 .第 + -七号) 附則第 条第三号に掲げ る規

定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 以 後であ る場合に は 同 日 か 5 施 行 日 \mathcal{O} 前 日 ま で \mathcal{O} 間 に お ゖ る行 政 手 続 1Z お け る 特 定 \mathcal{O} 個

を 識 別するため \mathcal{O} 番号 \mathcal{O} 利 用 等に 関 する法 律第五十二条 の 二 0 規定 \mathcal{O} 適 用 に つい 、ては、 同条中 「第四 +

条の二第二項」 とあるの は、 「第四· 十五条の二第三項」とする。

(マンシ ンの 管理 \mathcal{O} 適 正 化 の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の 部

を改正する法律の一部改正)

マンシ 日 ンの管理 理 \mathcal{O} 適 正 化 \mathcal{O} 推 進に関する法律及びマンシ ョンの建替え等の円滑化に関する法

律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

五

章 七 で及び第八項」 分所有法第六十三条第五項」を 項 の次に一 第二条のうち、 に改 め、 章を加える改正規定のうち第百七十八条に係る部分中 に改め、 同改正規定 マンシ 同改 ョンの建替え等 のうち第百八十条第四 É 規定のうち第百八十二条に係る部分を次のように改める。 同条第五項」に、」 の円滑化に関する法律第百二十四条第三項の改正規定中 |項に係る部分中 を削り、 同法第五章を同法第六章とし、 「第四 「第二十八条第五項」 項 まで及び第六項」 を 「第二十八条第 を 第六項ま 同 法第四 区

、議決権及び選挙権)

第百八十二条 組 合員及び総代は、 定款 に特別の定めがある場合を除 き、 各 個の 議決権 及び選挙権

有する。

2 組 合員 (は書面又は代理人をもって、 総代は書面をもって、 議決権及び選挙権を行使することができ

る。

- 3 挙 権 組 合員及び総代は、 の行使に代えて、 定款で定めるところにより、 電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。 前項の規定による書面をもってする議決権及び選
- 4 組 合と特定の組合員との関係につい て議決をする場合には、 その組合員は、 議決権を有しない。

5 第二 項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、 第百七十八条及び第百八十条第

兀 項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、 出席者とみなす。

6 代 理 一人は、 同 一時に五一 人以上の組合員を代理することができない。

7 一人は、

代理 代理権 を証する書面を組 合に提出しなければならな

8 前 項 \mathcal{O} 場合にお 7 て、 電磁的-方法により 議決権及 及び選挙権を行使することが定款で定められて V) る

1) ときは 提供することができる。 代理人は、 当該 書 この場合にお 面 の提出に代えて、 7 て、 当該 当該代理人は、 書 面 に お 7 当該 7 証 すべ 書 面 を提出 き事 項を当該 L たも 電 のとみなす。 磁 的 方法 に ょ

(会計: 検査 院法 \mathcal{O} 部改正

第六十四条 会計検査院法 (昭和二十二年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中 「行政機関の保有する個 人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号

第四十三条第一項」を 個 人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第百五条第 項

に改める。

(内閣 府設 置法 が の 部改正

第六十五条 内閣 府設置法 (平成十一年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

第三条第二項中 「行政手続における特定の個人を識別するための番号等」を 個 人情報」 に改める。

第四 条第三項第五十九号の二中 「第六十一 条」 を 「第百二十九条」 に改める。

第六十六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

(デジタル庁設置法の一部改正)

第四

条第三項第五十九号の二中

「第百二十九条」

を

「第百三十二条」

に改める。

第六十七条 デジ タ ル / 庁設! 置 法 (令和三年 法 律第 号) の 一 部を次のように

附 i 則 第 四 十一条のうち行 政 手 続 に おけ る特定の 個 人を識 別するため \mathcal{O} 番 号 O利 用等に関する法律第十八

条 の改正 規定中 「及び総務大臣」 の下に「(第三十八条の八から第三十八条の十一まで及び第三十八条の

十三において「主務大臣」という。)」を加える。

附 則第五十六条のうち総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号) 第四条第一項第二十八号を同項第二

十七号とし、 同号の次に一号を加える改正規定中 「交付」 を 「発行、 交付及び管理」 に改める。

総務省設置法の一部改正

改正する。

第六十八条総務省設置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第三号及び第四号を削る。

(情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正)

第六十九条 情報 公 開 個 人情 報 保護 審 査 会設! 置法 平 成十五年法律第六十号) *Ø*)
— 部を次のように改正す

る。

第二条第三号を次のように改める。

 \equiv 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に 関 する 法 律 平 -成十五. 年法律第 五. 十七日 号) 第百 五. 一条第

第二条第四号を削る。

第八 条第 項第三号中 「行政機関 の保 有する個 人情報 の保護に関する法律第四十三条第一項」 を 個 人

情 報 \mathcal{O} 保 護に関する法律第百五条第一 項 に、 「行政 機関 の長」 を 同 法第六十三条に規定する行 政 機 関

 \mathcal{O} 長等」 に 改 め、 同 項第四号を削 り、 同 条第三項を次のように改める。

3 の章 にお į١ 7 「保有 個 人情 報 とは、 個 人情 報 \mathcal{O} 保 護 に 関する法律第七 十八条第四号、 第九· + 应

第一 項又は第百二条第一 項に規定する開示決定等、 訂正決定等又は利用停 止 決定等に係る同法第六十条

項

第一項に規定する保有個人情報をいう。

第七十条 情報公開 個人情報保護審査会設置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中 「第六十三条」を 「第百四条第一項」 に改め、 同条第三項中 「第七十八条第四号

| を「第七十八条第一項第四号」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律 (附 三則第一 条各号に掲げる規定にあ っては、 当該規定。 以下この条に お いて同じ

 \mathcal{O} 施 行前 に した行為及びこの附 則 の規定によ ŋ なお 従前 \mathcal{O} 例によることとされる場合におけるこの 法 律 \mathcal{O}

施行後に した行為に対する罰則 の適用につい ては、 なお従前 \mathcal{O} 例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほ か、 この法律の施行に関 し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置

を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、 行政 、機関等に係る申請、 届出、 処分の通知その他 の手続において、 個 人の氏名を平仮

名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、 個人の氏名を平仮名又は

片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその

具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、 個 人情報の保護に関

所要 の整備を行う必要がある。 これが、 この法律案を提出する理由である。

行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律等の関係法律について

する法律、